

平成27年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月1日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成27年9月1日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第56号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第57号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第58号 平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第59号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第60号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第61号 平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第62号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第63号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第64号 平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議第65号 人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第66号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第67号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第15 議第68号 損害の賠償について
- 日程第16 議第69号 損害の賠償について
- 日程第17 議第70号 損害の賠償について
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | |
|----|-------|
| 1番 | 塩見寿子君 |
| 2番 | 宮原将志君 |
| 3番 | 高瀬堅一君 |
| 4番 | 大塚則男君 |

5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
教 育 長	末次美代君
総務部長	井上祐太君
市民部長	福山誠二君
健康福祉部長	松岡誠也君
経済部長	大淵修君
建設部長	松田知良君
総務部次長	告吉眞二郎君
総務部次長	小林敏郎君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	村口桂子君
健康福祉部次長	柳瀬恵子君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
総務課長	小澤洋之君
企画財政課長	丸本昭君
会計管理者	山下正純君

水道局長	中村則明君
水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	東俊宏君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	瀬上雅暁君
農業委員会 事務局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

午前10時00分 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成27年9月第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

挨拶の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、7月7日付で人事異動がありました部課長から、それぞれ挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。7月7日の人事異動で、総務部長のほうを仰せつかりました井上祐太でございます。よろしくお願いいたします。

○水道局長（中村則明君） おはようございます。同じく7月7日付の異動で、水道局長を拝命しました中村則明でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長（東 俊宏君） おはようございます。同じく7月7日付の人事異動で、教育部長を仰せつかりました東俊宏でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

○総務部次長（小林敏郎君） おはようございます。総務部次長を拝命いたしました小林敏郎でございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部次長（村口桂子君） おはようございます。このたびの異動で、福祉課長及び臨時給付金対策室長を解かれしました健康福祉部次長、村口桂子でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（柳瀬恵子君） おはようございます。7月7日付の人事異動によりまして、健康福祉部次長兼高齢者支援課長兼地域包括支援センター所長を務めることとなりました柳瀬恵子でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（小澤洋之君） おはようございます。総務部総務課長を命ぜられました小澤洋之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（瀬上雅暁君） 皆さん、おはようございます。7月7日付の人事異動で、自治振興課長兼男女共同参画推進室長兼肥薩線世界遺産推進室長兼人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868館長兼選挙管理委員会事務局長を命ぜられました瀬上雅暁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○契約管財課長（井福浩二君） おはようございます。総務部契約管財課長を拝命しました井福浩二と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉課長（溝口尚也君） おはようございます。健康福祉部福祉課長兼福祉政策係長兼臨時給付金対策室長を命ぜられました溝口尚也と申します。よろしく願いいたします。

○社会教育課長（秋永 敦君） おはようございます。教育部社会教育課長兼勤労青少年ホーム館長を拝命いたしました秋永敦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○市民文化課長（北島清宏君） おはようございます。教育部市民文化課長兼カルチャーパレス館長の北島清宏でございます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る8月25日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成27年9月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月25日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日9月1日開会、2日の午前治水防災に関する特別委員会、3日から7日まで休会、8日、9日一般質問、10日一般質問及び委員会付託、11日予算委員会、12日、13日休会、14日、15日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、16日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、17日から24日まで休会、25日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、通告は9月4日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。質問方式につきましては、一問一答制による分割方式で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。

会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に5番、宮崎保議員、6番、平田清吉議員を指名いたします。

日程第3 議第56号から日程第17 議第70号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第56号から日程第17、議第70号までの15件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成27年9月第5回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し述べる機会を与えていただきましたことに、心から厚く御礼を申し上げます。

先週、九州北部を縦断し、九州、山口の各地で猛威を振るった台風15号は、8月25日未明に本市に最接近し、午前4時23分には最大瞬間風速40.7メートルを記録するなど、非常に強い風と激しい雨をもたらしました。

本市では、24日に災害対策本部を設置し、午後には指定避難所8カ所、自主避難所67カ所を開設するなど、警戒体制を整え対応いたしておりまして、幸いにも人的被害はなく安堵したところでございます。しかしながら、今回の強風は、市内の至るところに影響を及ぼしており、倉庫等の倒壊や住宅の損壊など市民生活に大きな被害を与えております。また、倒木などにより電線の断線も発生しておりまして、復旧に時間を要したことで停電が長引いた地域もあり、台風接近による心労に加え、不便な生活に御苦労された方々もおられました。農業関係におきましても、クリの落果被害などが発生しており、大変心配しているところでございます。被害に遭われました皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧をお祈り申し上げる次第でございます。

日本列島全体を猛暑が覆うという様相の本当に暑い夏にあつて、本年も広島、長崎に原爆が投下された8月6日、9日、終戦記念日の15日を迎え、戦後70年という節目の年に当たり政府の談話が発表され、全国各地では平和を願う行事が開催されました。我が国が世界で唯一の被爆国として核兵器の廃絶を訴え、恒久平和を維持するために今後何をなすべきなのか、国会では、6月に若者の政治参加を促すべく改正公職選挙法が成立し、現在、安全保障関連法案をめぐる議論が繰り広げられているところでございます。

第2次世界大戦の終戦工作に奔走した高木惣吉氏を名誉市民としてたたえる本市としても、過去の談話を踏襲し8月14日に発表された安倍晋三内閣総理大臣の戦後70年談話における、さきの大戦への深い悔悟の念と未来に向けた平和国家としてあるべき姿を強く受けとめ、子供たちへの平和教育など平和国家の実現に微力ながら貢献をしてまいりたいと存じ

ます。さらには、我が国が戦禍による灰塵の中から奇跡の復興を遂げたことに想いをはせる
とき、さきの世代の勤勉、努力を模範として受け継ぎ、現在の課題である地方創生などの国
づくりへも果敢に取り組まなければならないと、改めて意を強くするところでございます。
現在に生きる我々も、70年にも及ぶ平和を築き、艱難辛苦の末に国に繁栄をもたらした先人
たちに心から感謝を申し述べるとともに、さきの大戦で犠牲になられた全ての御霊が安らか
ならんことを祈念し、哀悼の意を表する次第でございます。

早いもので、私が市政をお預かりして既に4カ月が経過いたしておりますが、私が設定
いたしました課題への対応や、お約束をした108の事業の実現を目指した市政運営のために、
庁内体制を整え議論を開始しており、次年度には政策実現のための組織機構の改革も視野に
置きながら、今後さらに果敢に挑戦する行政を目指して一步一步前進してまいりたいと存じ
ます。

国内に目を向けますと、内閣府は、本年4月から6月期の国内総生産速報値を前期と比
較して0.4%減と発表し、このペースが1年間続くと仮定した年率換算では1.6%減となり、
個人消費と輸出が振るわず景気回復の足取りがにぶっているという厳しい状況のようでござ
います。

本市におきましても、具体的な事業を進めるに当たり、厳しい財政状況や縮小する地域
経済の中でそれぞれに困難な課題を抱えており、楽観視することができない将来予測が多々
存在しているというのが、現在の率直な印象でございますが、新たな視点や手法ということ
についてもさらに検証し、新しい分野にも挑戦する気持ちで未来を切り開いていく覚悟でご
ざいます。そのためには、これまで御紹介しております「対話」の行政がまさに大きな鍵、
キーワードになっておりまして、国との「対話」、県との「対話」、広域的な市町村との
「対話」に努め、最大のテーマである市民の皆様との「対話」を広げ、さまざまな御意見に
耳を傾け、これらの「対話」を市政に反映していくことを一貫して、今期の基本姿勢として
堅守してまいりたいと存じます。

第5次人吉市総合計画でございますが、現在、庁内に策定委員会を設置し、前期基本計
画に基づく4年間の事業実績を踏まえ、現状、課題等の洗い出しと、昨年度に実施いたしま
した市民意識調査の結果等を分析、検討しているところでございます。合わせて、平成28年
度から平成31年度の4カ年を計画期間とする後期基本計画の策定を進めることとなりますが、
特に108の事業については、総合計画の中に具体的な施策や事業、あるいは理念として反映
し、実施してまいりたいと存じております。

市庁舎移転建設関係でございますが、総務部内に検討チームを設置し、人吉市新市庁舎
移転建設基本構想に示してある市庁舎に必要なとされる機能を確保しつつ、最大の課題である
総事業費を抑えるという方針を踏まえ、修正案を提示するための方向性とスケジュールを議
論したところでございます。今後、具体的に検討を進めることとなりますが、基本構想はも

ちろん、市民アンケートや公聴会での御意見、さらには議会での御意見、御指摘といったこれまでの経緯を十分に理解し踏まえることで、将来に見合った市庁舎像を見出してまいりたいと存じております。難しい問題も存在しておりますが、議会にも御報告、御相談をいたしながら、本年中には一定の考え方を提示させていただきたいと存じます。

人吉未来会議でございますが、現在、実施方法などの制度設計を行ってありまして、テーマ別に本市の抱える特定課題について、関係者の衆知を集める「ひとよし未来会議」と、小学校区単位などで自由な座談会というイメージで行う「ひとよし未来カフェ」の2つの異なった形態で、市民の市政参画の場を計画しているところでございます。10月から随時開催する方向で準備を進めており、人吉モデルと言われるような対話と行動による官民協働社会を目指してまいりたいと存じます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略関係でございますが、去る7月17日、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会が開催され、人口減少克服と地方創生を目的とした人口ビジョン及び総合戦略について諮問いたしました。また、8月21日には第2回審議会が開催され、総合戦略の基本方針などについて審議をいただいております。今後も審議会を順次重ね、10月初旬には市民の皆様へ人口ビジョン及び総合戦略に対するパブリックコメントを実施し、本年10月末までに答申をいただくことといたしております。

また、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型上乗せ交付金につきましては、G空間と近未来技術を活用したスマート林業構築事業、人吉球磨の日本遺産ストーリーを全国に発信するための日本遺産情報発信事業及びムスリムとの交流やセミナー等の開催を主軸としたムスリムインバウンドおもてなし構築事業の3つの事業を申請してありまして、国の交付決定後、各事業を順次進めてまいり所存でございます。

球磨川流域の治水関係でございますが、ダムによらない治水を検討する場が終了し、新たな協議の場として球磨川治水対策協議会が立ち上げられ、去る7月7日に第2回の会議が開催されました。会議では、昭和40年7月洪水の概要を踏まえた上での対策案の検討や、これまでのダムによらない治水を検討する場で積み上げられてきた対策の実施状況などの説明を受けたところでございます。

また、ソフト対策につきましては、球磨川流域において特に治水安全度の低い本市と球磨村が河川管理者である国土交通省と協議を行う中で、球磨川水害タイムラインと呼ばれる事前防災行動計画を策定する運びとなりました。タイムラインは、気象、河川管理、警察、消防、交通、ライフライン等を管轄する多くの機関が連携、協力することによって、先を見越した早期の災害対応を行うものでございまして、6月24日に球磨川水害タイムライン検討会が発足しております。7月31日には、第1回の検討会が開催され、球磨川流域の気象や過去の水害、防災対応の実例等について情報共有が図られたところでございます。今後は、検討会を重ねることで球磨川水害タイムラインの試行版の策定を目指し、平成28年度出水期に

おける実用をもって、さらに改良が加えられる予定でございます。先を見越した防災対応は住民の生命を守るという共通理解のもと、本市としましても早期策定に向け、努力をしております。

本年は、5年ごとに実施される国勢調査の年でございます。本市におきましてもお住まいの皆様を対象に、10月1日を基準日として調査が実施されます。国勢調査の結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策などの私たちの身近な施策の計画立案に活用される大切な調査でございます。それぞれの世帯に調査員がお伺いしますので、御協力をお願い申し上げます。また、今回の調査から、正確かつ効率的な統計の実施と記入負担の軽減、利便性の向上を図るため、インターネットを使ったオンライン調査が実施されることとなっております。

鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868関係でございますが、小さな子供連れの御家族での利用が多いようでございまして、8月25日現在で3万7,700人の方々に御来館いただいております。開館に当たりさまざまに心配をいただいておりますが、多くの方々の御協力により円滑なスタートを切ることができ、課題があるものの一定の評価をしているところでございます。

国におきましては、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えるインフラが急速に老朽化することから、インフラ長寿命化基本計画を策定し、地方にも公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請がされております。

本市の公共施設等につきましても、今後老朽化による更新時期を迎えることとなりますが、その維持管理、修繕、更新等に係る経費は、相当なものと予測しております。私自身、今後の公共施設等のあり方については、以前から利用状況や人口予測に応じた有効活用が必要と理解しており、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少など、財政状況が厳しい中、さまざまな住民ニーズに対応する行政サービスを提供するため、公共施設等の管理等に係る経費を軽減、平準化していくことが重要な課題と捉えているところでございます。

そこで、将来の人口減少や高度情報化時代の到来など、社会経済情勢や公共施設等のニーズが変化していくことを考慮しながら、本市のまちづくりにあった公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本的方針を策定することとしたところでございます。

防災関係でございますが、去る8月30日、本市主催による人吉市総合防災訓練を、人吉市役所別館駐車場一帯をメイン会場として実施いたしました。今回の訓練は、発生が予測できない大規模な地震を想定し「防災関係機関及び住民との連携強化」、「住民の防災意識の高揚」を目的として、人吉市消防団を初め人吉下球磨消防組合消防本部、人吉警察署、市内医療機関、災害時に応援協定を締結している企業団体など多数の関係団体の参加のもと、倒壊家屋救助、車両救助など、有事の際に対応できる本番さながらの訓練を実施することがで

きました。また、中原校区町内会の御協力と中原小学校の児童の参加もございまして、今後とも行政と市民の皆様が一体となった防災対策の推進を図り、防災に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

消防関係でございますが、去る8月23日、八代市におきまして、第4回熊本県女性消防操法大会が開催され、人吉市女性消防隊が出場いたしました。隊員におかれましては、大会出場に向け、夏の暑さにも負けず、全員一丸となって過酷な訓練に取り組んでこられ、競技では、選手5人が一糸乱れぬ規律正しい操法を披露し、参加12チーム中2位というすばらしい成績をおさめました。隊員間の強固な団結力とたゆまぬ努力に対し、深甚なる敬意を表するとともに、日ごろの労苦に心からねぎらいの言葉を申し上げます。また、これまで支えていただきました、隊員が勤務する事業所の方々を初め人吉下球磨消防組合、人吉市消防団、そして応援いただきました市民の皆様に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

交通安全関係でございますが、平成27年秋の全国交通安全運動が9月21日から30日まで実施されます。期間中は、子供と高齢者の交通事故防止を基本に「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止」、「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」を重点的に取り組んでまいります。

交通安全推進については、日ごろから人吉警察署、人吉地区交通安全協会、交通指導員の皆様と連携し普及啓発に努めておりますが、本市の平成26年中の交通事故発生件数は、前年を下回っており、市民の皆様の交通安全への意識も高まっているものと存じます。今後も皆様の力をお借りしまして、交通事故撲滅に努めてまいりたいと存じますので、関係機関並びに市民の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度でございますが、平成28年1月からの利用開始に向け、推進本部に4つのワーキンググループを設け、職員研修やシステムの導入及び改修など、必要な準備を進めているところでございます。

市民の皆様には、10月5日以降、国民一人一人に割り当てられる番号であるマイナンバーが記載された通知カードを発送することにしておりまして、平成28年1月以降、希望される方には個人番号カードを交付し、制度運用体制が整うこととなります。また、制度開始に合わせて、全世帯に周知用チラシを配布する予定といたしております。

地方公共団体等を含めた情報連携は、平成29年7月開始となりますが、社会保障と税、災害対策の分野で大きな効果が見込まれるマイナンバー制度が、本市におきましても円滑にスタートし、運用できますよう細心の注意を払い、準備を進めてまいりたいと存じます。

市民相談関係でございますが、人吉市消費生活センターでは、市民の皆様を初め平成26年度からは、球磨郡の住民の方々の相談もお受けし、その解決に向け助言あっせんを行っているところでございます。

現在、人吉球磨におきましても、消費者トラブルを含む生活相談は後を絶たず、その対応が急務となっております。本年度は、電話の通話内容を自動録音する機器200台を購入し、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺に遭う恐れの高い世帯に対し無償で貸し出し、また熊本県や人吉警察署、多良木警察署と連携し、啓発チラシを発行する予定といたしております。今後とも、人吉球磨地域の中核拠点として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念に、住民の安全・安心な消費生活の実現に向け、さらなる充実を図ってまいります。

平成20年10月に開始しました古都人吉応援団ふるさと寄附制度につきましては、これまで本市出身者を初め企業、団体関係の方々から御寄附をいただき、寄附金総額は本年3月末現在で171件、1,436万6,677円となっております。

4月からインターネットによる寄附金の受付と、ふるさと納税の税額控除と合わせ本市のPRを兼ねた地元特産品の特典を設け、市内外を問わず幅広く全国の皆様から御寄附をいただけるよう取り組みましたところ、これによる寄附金申し込みは7月末現在で292件、408万円となっております。

全国各地から本市のまちづくりに対し、温かい御支援をいただいた皆様方に心から感謝の意を表するとともに、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げる次第でございます。皆様の故郷に対する思いを大切に、子供から大人までみんなが笑顔で暮らせる本市のまちづくり、ふるさとづくりに活用させていただきたいと存じているところでございます。

高齢者福祉関係でございますが、今月21日は敬老の日でございます。各町内会におかれまして敬老会が開催されるようで、本市としましても、長寿をお祝いしその費用の一部を助成するところでございます。また、9月1日現在、100歳以上の方は、106歳の方を最高齢に21人おられ、さらに本年度中に100歳に到達される方が13人いらっしゃいます。皆様方には心からお喜びを申し上げたいと存じます。

本市では、9月を敬老月間として、高齢者の皆様がますます健康で元気に過ごしていただけるよう、延寿荘などの老人ホーム施設でのあんま・マッサージの無料奉仕や、老人ホーム利用者の方々へのお祝い訪問、さらには、老人福祉センターの無料開放と金婚夫婦表彰式などを行う予定としております。

本市の65歳以上の高齢者の状況は、7月末日現在で1万1,173人、高齢化率は32.79%であり、一年前と比較いたしますと、156人、0.84%の増となっております。高齢化はますます進んでいくものと存じます。このような状況ではございますが、できる限り多くの高齢者の方々が健康で安心を実感し、生き生きと暮らすことができるよう、地域包括支援センターのサービスの拡充や認知症の方々を地域で見守る仕組みづくりなどを進め、誰もが「健やかに暮らせる人吉」の実現に向け、一層の努力をしております。

農業関係でございますが、平成24年度から3年間、クリの生産拡大と品質向上、クリ生

産農家の経営安定を図るため、クリ低樹高せん定作業支援事業を実施してまいりました。しかしながら、生産農家の高齢化はさらに進み、年々剪定作業が困難となっていることから、JAくまや生産農家から剪定作業支援事業継続の要望が寄せられております。本市としましては、主要農産物の1つであるクリの生産確保と生産農家の経営安定のためには、作業効率化は不可欠と考えており、これまでの事業実績を踏まえ、引き続きクリ低樹高せん定作業支援事業を実施することとしております。

商工関係でございますが、ひとよしプレミアム商品券につきましては、去る7月12日、13日に人吉市社会福祉協議会において大販売会を開催し、14日には用意した2万5,000冊が完売しております。地方における景気の回復は、まだ途上段階にあると認識をいたしてまいりまして、商品券の活用が個人消費を喚起し、市内商工業等の振興と地域社会の活性化に寄与することを期待しているところでございます。

人吉中核工業用地整備事業につきましては、本年2月に調整池改築工事に着手したのを皮切りに、現在は本体部分の造成工事を鋭意進めているところであり、今後は排水施設工事や進入道路工事といった附帯工事等を順次進めていく計画でございます。

引き続き企業誘致の実現に向け、「地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画」に基づき、ハラル対応セントラルキッチンの形成を図るべく、国・県及び関係機関の協力を賜りながら、人吉中核工業用地への関連企業の集積を強力に推し進めたいと存じているところでございます。

観光振興関係でございますが、去る8月15日、第61回人吉花火大会を中川原公園及びふるさと歴史の広場をメインの観覧場所として開催いたしました。夕焼けのオレンジからブルーモーメントと空の彩が移り、紺碧の空に打ち上げられた色鮮やかな5,000発の花火は、市民の皆様はもとより、帰省されている方々や市外からの多くのお客様を魅了し、人吉ならではの夏の風物詩を御堪能いただいたことと存じます。

大会の開催に当たり、御協力いただきました関係団体の皆様並びに御協賛いただきましたスポンサー各社、関係各位に深く感謝申し上げる次第でございます。

じゅぐりっと博覧会につきましては、青井阿蘇神社の国宝指定やSL人吉の運行開始を機に官民一体となったおもてなしのロングランイベントとして、6年間にわたり実施してまいりました。7月に開催されました実行委員会では、今後の事業展開について協議が行われましたが、これまでの成果と所期の目的を達成したことや、今後は新たなステージとして民間の方々の力を結集し創意工夫した事業を展開する時期に来ていることを確認し、イベント事業の集合体としての実施については、発展的解散を遂げたところでございます。今後は、開催時期、開催内容ともに縛りのない自由で自立した形で、民間メンバーを中心に新たな事業が展開されていくものと期待しております。これまでじゅぐりっと博覧会の企画から運営、実施と御尽力をいただきました実行委員会の皆様を初め、御協力いただいた有志の方々に心

から感謝を申し上げますとともに、今後も本市の観光振興に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本市としましては、観光振興における官民の役割の観点から、今後は民間活力を第一とし自由な事業展開を促し、側面的に支援を行ってまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、市道願成寺錦線の球磨川にかかる曙橋につきましては、昭和53年に架設し供用開始から約37年経過しておりまして、平成26年度に詳細調査を行った結果、橋梁の耐震化が必要であると判断されたところでございます。そこで、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、本年度、国において大規模な修繕や更新の事業に対し、複数年にわたり集中的に支援することを目的として創設されました大規模修繕・更新補助制度を活用し、曙橋の耐震補強を進めることとし、耐震補強詳細調査及び耐震補強設計業務を行うことといたしております。

都市計画関係でございますが、今回の日本遺産の認定と呼応し、歴史や伝統の調和した町並みの誘導と美しい景観を備えたまちづくりを推進するため、本年度から景観計画・景観条例の策定に取り組むことといたしております。計画策定に当たりましては、市民の皆様にご理解していただけるようなルールづくりとなるよう、市民参加のワークショップを主体として、市民の皆様のご意見を幅広く取り入れてまいりたいと存じます。また、相良700年の歴史と文化が育んだ文化財群や、清流球磨川を初めとする豊かな自然が織りなす四季折々の風景もまちづくりに欠かせない要素であります。これらを交えた町並み、建造物、樹木、山並みなどの背景、季節など、歴史的・文化的視点から、あるいは自然環境の観点からの景観調査も進め、計画に反映してまいりたいと存じます。計画策定には、およそ2年3カ月を要する予定でございますが、市民の皆様のご意見を反映し、その地域にお住まいの皆様との合意形成を十分に図りながら、本市が目指す景観形成や景観の保全に向けて、実効性のある景観計画・景観条例を策定する所存でございます。

総合教育会議でございますが、去る7月15日、教育委員会制度改正後初めてとなる第1回総合教育会議を開催いたしました。会議の主題でもあります教育大綱につきましては、第1次人吉市教育振興基本計画をもって充てるということで、決定したところでございます。また、学校の適正配置、いじめ、不登校問題などの学校や家庭を取り巻く課題につきましても、今後さまざまにきめ細かい議論をしていくことを確認いたしましたところでございます。

学校教育関係でございますが、既に恒例となりました市内小学校3年生の希望者を対象とした夏休みパワーアップ教室につきまして、7月21日から29日までの期間、市内全ての小学校を会場に開講いたしました。本年度は133人が受講し、また南稜高校から2人、球磨工業高校から6人、球磨商業高校から1人、合計9人の高校生にも学習サポーターとして御協力いただきました。子供たちは学習サポーターの指導のもと、日ごろの授業と異なる環境で、緊張の中にも目を輝かせながら国語や算数の学習に励んでおりまして、基礎学力の定着と向

上を図ることができたものと存じます。御協力いただきました学習サポーターの皆様には、この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。今後も、本市の子供たちの学力向上に係る取り組みをさらに充実してまいりたいと存じます。

学校ICT推進関係でございますが、文部科学省が行う補助事業の1つであるICTを活用した教育推進自治体応援事業のICT活用実践コースにおいて、本市が計画する事業が採択され、本年度から2年間、人吉東小学校、人吉西小学校、東間小学校の3校を実証校として取り組む運びとなりました。今回の事業では、ICTを活用した学びの実践体制の構築を図るためのモデルカリキュラムの策定について、全国33の自治体がそれぞれのテーマで取り組むこととなっており、本市におきましては、主に教職員のICT活用能力の向上、児童・生徒の情報活用能力の育成、学習効果を高めるためのICT活用モデルカリキュラムの作成に取り組むこととしております。作成されたカリキュラムや成果は、市内小中学校で共有するだけでなく、文部科学省においてインターネットで公開され、全国のモデルケースとして共有される予定でございます。

学校給食関係でございますが、いよいよ2学期から食物アレルギー除去食の提供を実施いたします。これまで、有識者18人で組織する人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会を設置し、3回にわたり具体的な実施方法等について慎重に審議を行っていただきました。また、専用の調理場所、調理器具の整備、専任栄養士の配置などの準備も進めておきまして、今後は、保護者、学校、教育委員会が連携し誤食等の事故防止に努め、児童・生徒の安全を第一義として実施してまいり所存でございます。

社会教育関係でございますが、7月29日、8月6日、7日の夏休みの3日間、昨年に引き続き、市内小学校の花まる教室に通う小学校2年生94人を対象に、人吉型サマースクール人吉市草木山川学校を開校いたしました。長雨による川の増水で延期をしての開催となりましたが、子供たちは冷たい川の中で思い思いに自然を体感し、会場である万江川に子供たちの歓声があふれておりました。人を育む上で、自然体験を通して美しいもの、未知なるもの、神秘的なものに目をみはる感性を育むことが大切であり、子供たちも今回の体験により、自然豊かな「ふるさと」を心で感じてくれたものと存じます。開催に向け、御尽力を賜りました井ノ口町内会の皆様を初め、関係各位に心から御礼を申し上げます。

郷土愛育みプラン牧之原市交流事業につきましては、8月18日から3日間、市内中学校の20人の生徒が静岡県牧之原市を訪問いたしました。この事業は、本市と友好都市である牧之原市との交流を通じ、人吉藩のルーツを探り、中学生相互の交流を図ることで、郷土愛や心の豊かさを育むことを目的としております。

牧之原市では、史料館や相良家ゆかりの相良氏館跡、平田寺を訪問し、相良家の足跡をたどり、またマリンスポーツを通じ、同市の中学生との交流会を実施しております。交流会では、中学生同士すぐに打ち解け、情報交換をする中で、相良700年のルーツをじかに感じ、

先人の偉業に触れ、歴史の重さをそれぞれの心に刻んでくれたことと存じます。

歴史をひもとき、先人に思いをはせることは、郷土愛、いわゆる人吉学を深め、人づくりにつながるものと確信をいたしております。生徒たちを送り出していただきました保護者の皆様、事前の準備から生徒の引率、報告会まで御尽力を賜りました先生方に、心から感謝を申し上げます。

日本遺産関係でございますが、今回の認定を記念しまして、去る8月29日に人吉市カルチャーパレスにおいて、多くの郡市民の方々に御参加いただき「日本遺産フォーラム in 人吉球磨」を開催いたしました。当日は、日本遺産審査委員長である筑波大学大学院稲葉信子教授に基調講演をいただいた後、5人の方々によるパネルディスカッションを行い、認定を受け今後どのような取り組みを進めていくべきか、日本遺産を活用したまちづくりの方向性について活発な議論が行われました。また、事例発表では、球磨工業高校の文化財建造物を守る取り組みや、球磨商業高校の日本遺産を活用した地域づくりが報告され、会場から温かい拍手が送られ、人吉球磨地域を担う若者たちの日本遺産認定に対する期待と情熱を感じることができました。

文化財関係でございますが、来る10月2日から12月13日までの期間、人吉城歴史館において、「再検証！発掘された謎の地下空間」と題した特別展を開催いたします。本年度は、相良清兵衛屋敷跡に人吉城歴史館が開館して10周年の節目を迎えますことから、発掘調査で発見された出土品やこれまでに収集した関連資料を一堂に展示し、多くの方々に触れていただくことで、日本遺産に認定された郷土の歴史に関心を深めていただきたいと存じております。

また、熊本県立美術館では、10月14日から11月29日までの期間、日本遺産認定を記念した特別展「ほとけの里と相良の名宝―人吉球磨の歴史と美」が開催されます。人吉球磨地域は、他に類を見ないほどの仏教美術が栄えた「ほとけの里」として知られており、また御承知のとおり、鎌倉時代初期から相良氏が700年の長きにわたって統治した地域でございます。この特別展は、豊穡な仏教美術と相良氏を中心に展開した中世を経て、相良氏による球磨郡の統一と近世の始まりに至るまでの、球磨の歴史と美術文化を通観する初めての展覧会でございます。本市としましても、全国に向け人吉球磨の歴史と美の魅力を発信できる絶好の機会であることから、全面的に協力を行っておりまして、多くの皆様方にごらんいただけることを期待しております。

文化振興事業関係でございますが、今回で69回目を迎えた犬童球溪顕彰音楽祭につきまして、去る8月22日と23日に個人コンクールの予選を行い、11月3日開催の本選に出場する独奏26人と独唱19人が決定したところでございます。また、関連事業といたしまして、11月6日に碑前祭と学校発表会、11月8日に音楽のひろばの開催を計画しております。特に最終日の音楽のひろばには、「ぜひ、子供たちも参加して盛り上げてほしい」との要望もあり、

今回初めての試みとして、中原小学校と第三中学校の皆様に出演していただきます。来年、70回という大きな節目を迎える音楽祭に向け、ステップアップの年になるものと存じます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第56号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）上乘せ交付事業に係る補正のほか、国・県の補助事業の内示、申請などに伴うもの及び人事異動に伴う人件費並びに単独事業などの追加補正を行うものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4億8,985万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億8,595万3,000円とするものでございます。

議第57号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、保険給付に係る国庫負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億9,239万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億1,151万2,000円とするものでございます。

議第58号平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,021万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,992万9,000円とするものでございます。

議第59号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費等に係る国庫負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億5,810万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億631万9,000円とするものでございます。

議第60号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金の追加などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ220万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,238万1,000円とするものでございます。

議第61号平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費及び工事費などの補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を165万円減額し、支出予算総額を5億3,533万1,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、収入の工事負担金を1,419万9,000円増額し、収入予算総額を5,420万2,000円とし、支出の建設改良費を1,347万2,000円増額し、支出予算総額を2億7,275万5,000円とするものでございます。

議第62号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を502万2,000円増額し、支出予算総額を11億6,165万8,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を51万2,000円増額し、支出予算総額を6

億4,547万5,000円とするものでございます。

議第63号平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第1号）は、国民宿舎くまがわ荘の修繕に係る費用の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ64万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85万7,000円とするものでございます。

議第64号平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の御議決をお願いすること及び同法第30条第4項の規定に基づき、平成26年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第65号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報に関する規定の整備及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第66号人吉市手数料条例の一部改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードに係る再交付手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第67号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成26年9月第5回人吉市議会定例会におきまして、契約締結の御議決をいただきました水ノ手橋補修工事請負契約の一部変更でございます。これは、橋梁の段差解消及び前後の道路とのすりつけのための取付道路舗装工の追加等による設計変更に加えまして、本年2月1日の公共工事設計労務単価の改定による旧労務単価との差額分を増額して変更契約することによるもので、契約金額を2億4,516万円から2億5,376万1,303円に変更するものでございます。

議第68号損害の賠償についての案件は、平成27年6月9日午前9時40分ごろ、市庁舎北側駐車場で公用車を後退させたところ、駐車していた相手方の車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第69号損害の賠償についての案件は、平成27年6月18日午後3時20分ごろ、市内の地域密着型サービス事業所駐車場内において、公用車のドアを開けたところ、隣に駐車していた相手方の車両に開けたドアが接触し、相手方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第70号損害の賠償についての案件は、平成27年7月21日午後4時ごろ、相手方車両が市道戸越草津線を下戸越町方面から草津橋方面へ走行中、亀裂が入っていた路面のコンクリート片がはね上がり、相手方車両に損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと

存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議題56号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、それから第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加でございます。公共施設等総合管理計画策定委託料及び1つ飛びまして景観計画策定委託料は、平成27年度から複数年かけて行う各委託業務の期間及び限度額を設定するものでございます。真ん中2つ目の老人福祉センター指定管理料は、現在、指定管理を行っている期間が平成28年3月31日で終了することから、第3次指定管理に向けた期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、債務負担行為変更の固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料ほか1件でございますが、いずれも入札により額が確定したことにより、限度額の補正でございます。

6ページをお願いいたします。第3表地方債補正の追加は、大規模修繕・更新事業債ほか4件でございます。まず、大規模修繕・更新事業債は、曙橋補修事業に対する起債でございまして、充当率90%の890万円を計上いたしております。小学校施設整備事業債は、各小学校遊具改修工事のほか小学校施設整備に対する起債でございまして、充当率75%の1,380万円を計上いたしております。コミュニティセンター改修等事業債は、中原コミュニティセンター別棟新築工事に対する起債でございまして、充当率75%の1,570万円を計上いたしております。介護予防拠点施設改修事業債は、矢岳町岳寿館前広場排水改修工事に対する起債でございまして、充当率90%の710万円を計上いたしております。現年発生補助災害復旧事業債は、国庫負担事業で施工を予定しております、柳田川河川災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100%の90万円を計上いたしております。

次に、地方債補正の変更でございますが、まず臨時財政対策債は、普通交付税の交付額決定に伴い、発行可能額が確定しましたことから限度額を変更するものでございます。農業基盤整備事業債から地方道路等整備事業債までの3件は、いずれも工事等の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入でございますが、10款、1項、1目、1節地方交付税1億1,944万2,000円の増額補正は、地方交付税のうち普通交付税の交付額が「確定」いたしましたので増額するものでございます。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、3節戸籍住民基本台帳手数料のうち通知カード再交付手数料及び個人番号カード再交付手数料の増予算は、いずれも今議会に御提案いたしておりますマイナンバー制度運用に伴う人吉市手数料条例の一部を改正する条例に基づくものでございます。

10ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金6,313万5,000円の増額補正は、地方創生事業として、現在申請しておりますスマート林業構築事業、日本遺産情報発信事業等に対する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金及び社会保障・税番号制度導入に伴う個人番号カード交付に関する個人番号カード交付事業費補助金等でございます。4目土木費国庫補助金、2節道路橋梁費補助金1,496万4,000円の増額補正は、曙橋補修事業に係る耐震補強詳細調査設計業務委託に対するもので、大規模修繕・更新事業費補助金、社会資本整備総合交付金をそれぞれ計上いたしております。

11ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1,321万6,000円の増額補正は、堆肥保管施設の整備に対する環境保全型農業総合支援事業費補助金などでございます。2節林業費補助金4,298万円の増額補正は、市有林の新植、防護柵の設置事業に対する森林環境保全整備事業費補助金や間伐を促進し、安定した素材の供給を図る間伐材供給安定化緊急対策事業費補助金などでございます。

12ページをお願いいたします。8目消防費県補助金、1節消防費補助金1,310万4,000円の増額補正は、ダムによらない治水を検討する場をもとに創設された球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金で、ハザードマップ作成、災害用備蓄倉庫購入等に対するものでございます。

13ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金700万円の増額補正は、今年度の寄附の状況から古都人吉応援団寄附金の額を増額するものでございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金3件の増額補正は、前年度の療養給付費などの精算に伴う特別会計からの繰入金でございます。

14ページをお願いいたします。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を7,000万円増額いたしております。

20款諸収入、4項、3目雑入、5節農林水産業費雑入1,552万9,000円の増額補正は、国有林との分収契約に基づく分収林分配金などでございます。同じく7節土木費雑入1,491万3,000円の増額補正は、人吉球磨広域行政組合からの受託事業に対する一般廃棄物処理施設

周辺整備事業負担金などでございます。

15ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第3表地方債補正で御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、各款項目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動などに伴うものでございまして、また国・県支出金などの精算金は前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明のほうを省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。1款議会費でございます。議会費は人事異動に伴う人件費の補正でございますので、省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,357万4,000円の増額補正は、人件費に関する補正のほか、その下17ページでございますが、くま川鉄道の平成26年度経常損失を補填する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金が主なものでございます。6目財産管理費650万2,000円の増額補正は、市公共施設の更新、統廃合、長寿命化など施設全体の管理に関する基本方針を策定する公共施設等総合管理計画策定委託料が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。10目情報管理費986万6,000円の増額補正は、社会保障・税番号制度に伴うネットワーク構築業務委託料及び機器購入費でございます。

19ページをお願いいたします。3項、1目戸籍住民基本台帳費1,878万8,000円の増額補正は、20ページを開けてください。19節負担金、補助及び交付金のうち交付金の個人番号カード交付事業交付金が主なものでございまして、通知カード、個人番号カード、関連事務を委任するための地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

21ページを省略いたしまして、22ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉施設費791万円の増額補正は、岳寿館排水設備改修工事等でございます。

23ページを省略いたしまして、24ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費687万8,000円の増額補正は、新健康管理システムデータ連携委託料が主なものでございます。

25ページを省略いたしまして、26ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費の1,217万3,000円の増額補正は、堆肥保管施設整備に対する環境保全型農業総合支援事業補助金が主なもので、当補助金の財源は全額県補助金を充てております。5目農地費738万円の増額補正は、水路改修のための測量設計委託料及び水路改修工事農道補修舗装工事のための工事請負費などでございます。

27ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費1億930万5,000円の増額補正は、地方創生事業として現在申請しておりますスマート林業構築事業委託料、また市有林整備事業として行います新植委託料及び防護柵設置委託料、間伐材供給安定化緊急対策事業補助金などでございます。

28ページ、29ページを省略いたしまして、30ページをお願いいたします。8款土木費、

2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費4,161万1,000円の増額補正は、人吉球磨広域行政組合からの受託事業として取り組みます市道赤池古屋敷第2号線改良のための建物調査等委託料及び用地補償費、それから人吉矢岳線ほか2路線の改良のための測量設計委託料、西間古仏頂線ほか2路線の工事費などがございます。

31ページをお願いいたします。5 目橋梁新設改良費2,575万6,000円の増額補正は、曙橋補修事業に係る耐震補強詳細調査設計業務委託の追加が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。4 項都市計画費、1 目都市計画総務費791万5,000円の増額補正は、平成27年度から平成29年度にかけて策定する景観計画策定委託料が主なものでございます。

33ページをお願いいたします。9 款、1 項消防費、2 目非常備消防費399万円の増額補正は、4 分団1 部詰所等建てかえ工事に対する消防施設整備費補助金でございます。

34ページをお願いいたします。5 目災害対策費1,996万6,000円の増額補正は、県の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金を受けて行います指定避難場所等への看板設置等委託料、ハザードマップ作成委託料、災害用備蓄倉庫、災害用備蓄物質、大柿排水樋管ポンプ購入費等でございます。

35ページをお願いいたします。10 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費1,932万4,000円の増額補正は、教職員の校務支援システムソフト更新手数料、児童用タブレット端末購入費等でございます。

36ページをお願いいたします。3 目学校建設費951万円の増額補正は、各小学校の遊具改修工事及び人吉西小学校屋外雨水管改修工事でございます。

37ページをお願いいたします。5 項社会教育費、2 目公民館費2,139万8,000円の増額補正は、中原コミュニティセンター別棟新築工事が主なものでございます。5 目文化財保護費1,058万1,000円の増額補正は、地方創生事業として現在申請しています日本遺産情報発信事業委託料が主なものでございまして、日本遺産に指定されたストーリーを構成する文化財を初め、数々の本市の資源を戦略的に情報発信していくための業務を委託するものでございます。

38ページ、39ページを省略し、40ページをお願いいたします。11 款災害復旧費、3 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費250万円の増額補正は、本年6月の梅雨前線豪雨により発生しました上漆田線麓線ほか1 路線の災害復旧工事でございます。5 目河川災害復旧費300万円の増額補正は、同じく6月の梅雨前線豪雨により発生しました柳田川河川災害復旧工事を国庫負担事業として行うものでございます。

41ページをお願いいたします。13 款諸出金、2 項基金費、7 目人吉応援団基金費700万円の増額補正は、歳入で計上いたしました古都人吉応援団寄附金の増額補正に伴い、同基金に積み立てる積立金を増額するものでございます。

14款、1項、1目予備費を、2,281万3,000円増額いたしております。

以上で、議第56号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○水道局長（中村則明君） それでは、私のほうから議第64号平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成26年度人吉市水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書のページをめくっていただきまして、2ページと3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益、予算額5億6,719万6,000円に対しまして決算額5億7,000万6,973円で、予算額に対し281万973円の増となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額5億3,849万5,000円に対し決算額5億4,055万4,794円で、205万9,794円の増でございます。第2項営業外収益、予算額2,869万8,000円に対し決算額2,944万8,754円で、75万754円の増でございます。第3項特別利益、予算額3,000円に対し決算額3,425円で、425円の増となっております。

支出でございますが、第1款水道事業費用、予算額5億2,253万円に対し決算額4億8,950万9,562円で、不用額3,302万438円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億5,069万円に対し決算額4億2,886万6,967円で、不用額2,182万3,033円でございます。第2項営業外費用、予算額5,269万7,000円に対し決算額4,924万5,569円で、不用額345万1,431円でございます。第3項特別損失、予算額1,714万3,000円に対し決算額1,139万7,026円で、不用額574万5,974円でございます。第4項予備費、予算額200万円に対し決算額はゼロ円でございますので、全額不用額となっております。

次に、4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第1款資本的収入の予算額4,180万2,000円に対しまして決算額4,005万3,700円で、予算額に対し174万8,300円の減となっております。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額4,000万円に対し、決算額は同額の4,000万円でございます。第2項工事負担金、予算額180万円に対し決算額ゼロ円で、180万円の減となっております。第3項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額5万3,700円で、5万2,700円の増となっております。第4項繰入金、予算額1,000円に対し決算額ゼロで、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第1款資本的支出、予算額2億6,134万1,000円に対し決算額2億5,256万7,289円で、不用額877万3,711円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額1億8,412万5,000円に対し決算額1億7,735万1,993円で、不用額677万3,007円でございます。第2項企業債償還金、予算額7,521万6,000円に対し決算額7,521万5,296円で、不用額704円でございます。第3項予備費、予算額200万円に対し支出はござい

ませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額4,005万3,700円が資本的支出額2億5,256万7,289円に対して不足する額2億1,251万3,589円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,225万1,384円、当年度分損益勘定留保資金1億6,189万5,075円、繰越利益剰余金3,836万7,130円で補填をいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成26年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、5億189万5,034円に對しまして2の営業費用は4億2,124万768円で、差し引き営業利益は一番右の列の8,065万4,266円でございます。3の営業外収益2,944万8,805円に對し4の営業外費用3,069万1,591円で、124万2,786円の不足を生じます。上の営業利益からこの不足額を差し引いた経常利益は7,941万1,480円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減した、下から4行目でございますが、当年度純利益は6,806万403円でございます。この当年度利益に前年度繰越利益剰余金3億6,454万6,709円と、その他未処分利益剰余金変動額2,919万8,617円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億6,180万5,729円となります。

なお、その他未処分利益剰余金変動額とは、地方公営企業会計制度の改正に伴い、平成26年度分から適用されます新会計基準に基づく項目でございまして、当該事業年度の損益計算以外に発生する利益剰余金変動額を記載する案でございます。従来制度では、減債積立金を使用して企業債を償還した場合等においては、使った積立金相当額を自己資本金に組み入れることになっていましたが、改正後は使用した積立金相当額は、資本金に組み入れることができず、未処分利益剰余金に計上することになったものでございます。

次に、利益の処分について、御説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。下段の表の平成26年度人吉市水道事業剰余金処分計算書(案)をごらんください。当年度未処分利益剰余金4億6,180万5,729円のうち、減債積立金として3,836万7,130円、建設改良積立金として3,000万円、合計6,836万7,130円の処分を予定しております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は3億9,343万8,599円となります。

以上が、議第64号平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。なお、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員によります決算意見書なども添付しておりますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○総務部長(井上祐太君) 先ほど一般会計の補足説明の中で、9ページでございます。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の普通交付税で、私、勢い余りまして「確定」と申し上げたそうなんですけど、これはまだ決定でございまして、調整率がかかって確定になりますので、「確定」という言葉を「決定」という言葉に訂正させていただきます。申しわけありません。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時45分 散会

平成27年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月8日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成27年9月8日 午前10時 開議

- 日程第1 議第56号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第57号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第58号 平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第59号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第60号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第61号 平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第62号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第63号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第64号 平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第65号 人吉市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第66号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第67号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第13 議第68号 損害の賠償について
- 日程第14 議第69号 損害の賠償について
- 日程第15 議第70号 損害の賠償について
- 日程第16 一般質問

1. 笹山欣悟君
 2. 宮原将志君
 3. 大塚則男君
 4. 平田清吉君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- 1番 塩見寿子君
- 2番 宮原将志君

3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	井上祐太君
市 民 部 長	福山誠二君
健康福祉部長	松岡誠也君
経 済 部 長	大淵修君
建 設 部 長	松田知良君
総 務 部 次 長	告吉眞二郎君
総 務 部 次 長	小林敏郎君
市 民 部 次 長	加賀邦保君
健康福祉部次長	村口桂子君
健康福祉部次長	柳瀬恵子君
経 済 部 次 長	廣田五浩君
建 設 部 次 長	山田巧君
総 務 課 長	小澤洋之君

企画財政課長	丸 本 昭 君
会計管理者	山 下 正 純 君
水道局長	中 村 則 明 君
水道局次長	中 川 一 水 君
上水道課長	那 須 義 徳 君
教育部長	東 俊 宏 君
教育部次長	今 村 修 君
教育部次長	東 和 人 君
選挙管理委員会 事務局長	瀬 上 雅 暁 君
農事 業務 局長	荒 毛 正 浩 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
庶務係長兼 議事係長	椎 葉 千 恵 君
書 記	井 上 京 子 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

○議長（田中 哲君） 議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。12番議員の笹山でございます。

質問の順番を決める抽せんにおきまして、今回、2番くじを引き当ててしまいました。めったに機会がありませんので、本定例議会、一般質問、トップバッターを務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、市長の施政方針から4点を通告いたしました。

1点目に、台風15号による被害状況と災害対策について、2点目に、人吉市総合防災訓練について、3点目に、マイナンバー制度について、4点目に、農業振興に対する基本的な考え方についてであります。

まず、台風15号による被害状況と災害対策についてであります。施政方針にありますように、台風15号は、8月24日から25日にかけて九州北部を縦断し、猛威を振るい、25日未明に本市に最接近し、午前4時23分に最大瞬間風速40.7メートルを記録し、非常に強い風と激しい雨をもたらしました。今回の強風において、市内各所で家屋等の倒損壊、倒木による電線の切断による停電、農作物の被害等多くの被害が発生をいたしました。

被害に遭われた皆様方には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りしたいと思います。また、本市におきましては、災害対策本部を設置され、警戒態勢を整えられて対応されたようであります。本部長を初め、携わられた職員、関係者の皆様方には御慰労を申し上げたいと思っております。

今回、猛威を振るった台風15号による被害状況についてであります。全員協議会において報告があるのではと思っていたところではありますが、報告がありませんでしたので、通告をした次第であります。

被害状況について、市のほうで把握されておられる分について、どのような状況にあるの

かお尋ねをしておきたいと思います。

1回目を終わります。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。

御質問にお答えをいたします。

まず、被害状況でございますが、現在把握しているところでお答えさせていただきます。

まず、民間の住宅や店舗等の被害状況でございます。市の対策支部による被害調査によりますと、住宅、店舗等の半壊、一部破損や住宅敷地内の倒木被害など158カ所でございますが、被害額につきましては把握はできておりません。また、農産物の被害は、水稻、野菜、果樹、飼料作物など、面積で約235ヘクタール、被害額が約5,200万円と試算をされております。なお、被害のほとんどが栗の落下によるものでございます。

次に、公的施設に対する被害でございますが、総務、消防関係が、市有地内の倒木除去、それから、防災行政無線アンテナの修繕で約350万円。それから、市有墓地倒木除去や簡易水道修繕等に関するものが約597万7,000円。福祉関係が、避難所における毛布借り上げ料や、老人趣味の家と保健センターの倒木除去費用など約48万9,000円。それから、農業、観光関係が、6つの地区の農業用水路災害復旧、それから、農道2カ所の災害復旧、それから、鹿目の滝遊歩道路災害復旧で約2,057万5,000円。土木関係が、市道の倒木・転石除去、それから、市道4路線の災害復旧費が約777万4,000円。それから、公園の倒木、枝折れ除去などが約807万9,000円。各市営住宅の倒木除去や雨どいの修繕などが約73万4,000円。教育関係が、各小学校の倒木除去などに約219万2,000円。同じく、各中学校の倒木除去、それから、第一中学校の太陽光発電パネルの修繕、瓦が飛んできて割れたものですから、これが約1,715万6,000円。各校区コミセン、それから、体育施設、スポーツパレスなどの倒木除去などが約140万1,000円。総額で約6,787万7,000円の被害となっております。

なお、これら台風被害の関連の予算等につきましては、早急に対処の必要なもの、要するに、日常生活に支障を及ぼすもの、道路を塞いでいて、歩行とか車の往来に支障を来すもの、そういうものにつきましては予備費にて対応させていただき、猶予できるものにつきましては、今会期中に補正予算を編成、追加提案させていただきたいと存じますし、国庫補助対象になるものにつきましては、次回までに試算をして、定例会で上程をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 被害状況等について説明をいただいたところであります。

今のおまとめいただきまして、民間の住宅等の被害等については被害額がわからないというような状況でありますけれども、農作物の被害、それから、公共施設等の被害としましてもかなりあったようであります。合わせましても1億2,000万円ほどになるような、かなり

大規模な被害額があったようであります。

ただ、今の段階でということでありますので、最終的には、まだまだふえていくのではなからうかなと思っているところでありますが、先ほど、部長答弁ありましたように、そういった台風被害関連の対応については予備費で対応する、もしくは、今議会で追加補正を行う。また、災害復旧等については、12月議会で計上したいというふうなことで答弁があったところであります。

やはり市民生活に直結する部分については早急な対応をお願いしたいと思っておりますが、あす、全員協議会で説明があるというようなことで通知をいただきましたので、恐らく、今議会の追加補正等については、あすの全員協議会の中で説明があるのかなというように思ったところであります。

ぜひ、そういった形で、市民生活が滞ることがなく、対応をよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

そのような中で、今回の台風の接近に伴って、災害対策本部については8月24日に設置をしたということで施政方針にうたっております。が、その後の対応についてどうだったのか、また、支部の設置及び指示対応の状況、それから、最終的に、本部、支部の解散に至るまでの経過についてはどのような対応をされたのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

8月25日未明から明け方にかけて、本市を直撃しました台風15号に伴う対応でございますが、まず、災害対策本部会議を24日の午前10時30分に招集、すぐに災害対策本部を設置いたしまして、午後4時までに、自主避難所67カ所、それから、午後5時までに、災害支部7カ所と指定避難所8カ所を開設したところでございます。数が合わないのは、人吉高校が避難所として入っておりますので。避難者数でございますが、ピークが、25日、6時、これ一番ひどいときでしたけれども、このときに、50世帯、72名となっております。

台風15号は、25日の午前4時23分に、議員も申されましたけれども、最大瞬間風速40.7メートルを記録しまして、早朝にかけて雨風が強まり、暴風雨が住宅や木々をたたきつけ、一部の地域では停電も発生しております。

台風15号は同日午前8時ごろには勢力を弱めていき、午前10時38分には警報が解除されましたため、午前11時に第2回の災害対策本部会議を招集、最新の被害状況、それから、避難状況についての報告を受けるとともに、支部による被害調査、それから、防災安全課を中心とした今後の情報収集等を確認し、午前11時30分をもって、災害支部、指定避難所を閉鎖したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今回の台風を見て、特徴的だったのは、やはり市民生活に欠かせない電気関係ですね、電気関係が風倒木によって切断をされて、停電といった状況が長く続いたと、そういった状況が発生したと思っております。

実は、私も、中原コミセンに中原支部が設置してありましたので、支部にお伺いをして状況等を聞きましたが、原田地区もほとんどが停電している状態でありました。

そういった中にも、少しずつ復旧をしているというような話も伺ったところではありますが、ただ、下原田町の荒毛の町内の一部についてはなかなか復旧しないというような状況で、住民の方々も大変心配をしておられた状況があります。

そのような中で、そういった停電をしていた地域、停電地域における復旧状況がどうだったのか、または、復旧に至るまでの本市の対応はどういった対応をされたのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

台風15号の影響による停電の状況につきましては、九州全県で、一時、最大で約47万5,000戸、それから、この圏域におきましても、25日早朝から、電線の断線などにより、午前5時ごろまでに、郡市全域の約8,700戸、これはマスコミ報道されておりますけれども、8,700戸において停電する被害が発生したという報道がなされております。

市内における停電の状況でございますが、九州電力による情報をもとに防災安全課が確認を行い、把握したところでお答えしたいと存じます。

まず、25日、早朝5時の時点で、25町内、全部じゃなくて、一部のところもありますけれども、5,800戸、これは、市内の戸数割合からしますと27%の停電割合となっております。

次に、同日、18時、夕方6時の時点では、9町内、800戸を残すまで復旧しました。そして、22時、10時の時点で、8町内、400戸を残すまで復旧し、最終的には、27日、翌々日ですけれども、11時の大野町の復旧により、市内は完全復旧したというところがございます。

次に、復旧までの市の具体的な対応でございますが、総務部におきましては、総務部というのは、これ、災害対策本部の総務部でございます。停電している全町内会長の御自宅を訪問、あるいは電話にて、復旧のめどが立たないことから、近隣のコミセンを指定避難所として、緊急に開設することを伝えるなど、防災行政無線からの広報と合わせ御対応させていただいております。

議員お尋ねの、下原田町の一部の地域におきましても停電となり、中原コミセンを指定避難所として6時に開設し、この地域の停電が解消する午後9時まで対応をさせていただいております。

建設部におきましては、下原田町の市営原田団地におきまして、受水槽に水道水が供給できなかったことから、発電機を設置、対応したところがございます。

また、水道局では、他の町内や鹿目町内の一部で停電がありましたので、職員が給水タン

クにて水を町内の方々に供給をいたしております。

いずれにしましても、停電により御心配、御不自由をおかけしましたことに対しまして、心からおわびを申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 停電における影響がかなりあったようでありますが、先ほどの答弁で、午前10時38分に警報が解除されたから、午前11時に第2回の災害対策本部を招集して、最新の状況等の報告を受け、協議をし、11時30分をもって、支部、指定避難所を閉鎖したと答弁されています。また、先ほどの、停電の復旧状況についても、25日の18時の時点で、9町内、800戸、22時の時点で、8町内、400戸を残すまでに復旧をしたと。最終的には、27日の11時の大野町の復旧によって完全復旧をしたと答弁をされてました。

基本的には、九州電力の情報をもとに、防災安全課が確認をされ、把握されたところの答弁でありましたけれども、町内において、そういった停電をしている状況の地域の把握、もしくは調査等については、災害支部の調査には該当しないのでしょうか。また、それまで、18時、22時まで停電状況が続いていると。なら、どれだけの世帯戸数がそういった状況にあるのかということ、これは支部の調査条項には該当しないのでしょうか。

実際、私も、下原田町の荒毛町内に、3時間ほど、夕方、居合わせました。そのとき、町内会長を初め町内の有志の方々がそれぞれに手分けをされて、停電がどこまで復旧しているのか、まだ停電しているのか、1戸1戸訪問されながら、そういった状況を確認されておられました。

そのような状況の中で、やはり高齢者の方から、停電はいつ復旧するのかとか、夜まで復旧しなかったらばどうすればいいんですかとか、もしくは、もうひとり身で不安なので、ホテル等を世話してくださいと、そういったことを、いろいろな相談を受けられたようであります。そういった相談を受けられて、支部のほうに相談をしにいったら、もう既に、支部は解散をして、いないと。どこに相談しようもないということで、恐らく、本部に町内会長が電話をされたと思っています。

そういった状況の中で、町内の、そういった町内会長を初め有志の方等が一生懸命その町内の方を世話していらっしゃる。そういった状況の中で、本部に問い合わせをして、まあもう少し待ってくれというような電話があったということで、それまで待つとったと。待つとるけど、待つとるけど電話がないというような状況で、私もそこに居合わせましたので、もう1時間以上たつばってん、電話がないということで、もう直接、私は総務部長に電話をしましたし、防災安全課長にも電話を何度かいたしました。とにかく、こういった状況なので、早急に対応してくださいというふうなお願いを実際私はしたと思っています。

そういった状況の中で、先ほど答弁にあったような形で、新たに避難所を開設しますとい

うような形で対応されたと思ってるんですが、そういった町内の方たちが非常に心配をされながら走り回っておられる状況の中で、11時30分には支部を解散し、避難所も閉鎖をしていると。午前中にその支部を解散しているというふうなことが私は理解できないんです。

当然、風倒木等の、もしくは家屋等の被害等の調査を、支部を設置されながら、私は、調査をされるものだと思っておりました。ですので、支部は設置をされながら、ある程度の時間までは支部を設置されながら、そういった調査をされると思っておりましたけれども、もう支部を解散して、早目にもう引き上げてしまっていると。町内の方は、相談のしようもないと。非常に右往左往されている状況があったんですけれども、そういった中で、やはり住民の方は非常に立腹をされておったわけなんです。もうなんぼしよっとやろかというふうな形で立腹もされておりました。

もう少し、私は、住民の立場に立ったきめ細やかな対応が必要ではなかったのかと思っ

ているところであります。そういった停電地域における独居老人とか要援護者、そういった方たちの把握とか対応、把握の調査ですね、それから、対応、また、救済をどういうふうにするのかと、そういったことについてはどのような対応をされたのか、改めてお尋ねをしておきたいと思

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

最初のほうは、少し経過の話をさせていただきます。

ひとり暮らしのお年寄り世帯、独居老人の方への対応でございますが、議員も申されました、私も議員のほうからお電話をいただきました。

具体的に御相談がありましたのは、下原田町荒毛の町内会長さんがまず最初でございまして、先ほど、3回目で御答弁させていただきましたが、防災安全課のほうからは九電に確認しているけれども、その復旧する時間が不明で、現在、復旧のめどが立っていないと。それから、中原コミセンを指定避難所として早急に開設すると。その旨を、本当に申しわけなかったわけでございますけれども、町内会長さんに、各世帯へお伝えしていただければ、本当にありがたいということをお願いしまして、当然、防災安全課の職員も地域に赴きまして、防災行政無線が停電で使用できない状況でございますので、非常電源を操作しまして、マイクによって緊急放送を、停電をした地域でやらせていただいたと。それが初期対応でございます。

幸いにも、議員がおっしゃった荒毛周辺を含めて、停電が同日の午後9時ごろに復旧をしましたことから、幸いにも、中原コミセンへ御避難をされる方はいなかったわけでございますけれども、当然、お聞きしますと、御親戚の家に身を寄せるとか、さっきおっしゃったように宿泊をするとか、さまざまに、本当に御不安、御心配をおかけしながら対応をしていただいたということでございます。

私たちも、これまで、どちらかという、本市は、雨等による、そういうものに対しての

危機管理、そういう災害対策が主でございましたので、今回の台風は、平成18年でしたか、そのときの被害状況に双璧するぐらいの状況でございますので、本当に、マニュアルどおりにはできなかつた。風水害対策のマニュアルは、当然、防災計画のほうに入っておりますけれども、私たちが予想した以上の停電の状況であったということで、被害調査の中では、どちらかという、もう家屋の被害等々を中心に確認をさせていただきますので、本来であれば、本当に、議員がおっしゃるように、停電してますねと一言声をかけたりして、状況を確認する必要もあつたのではないかと。それが不足したというのを私たちも認識しております。

今後は、停電時の市の対応も含め、マニュアルの見直し等も早急に、要するに、きめ細やかなマニュアル、そういうものを今後つくっていく、見直していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、私も地域防災計画書を見てみました。そういった停電に対する対応とか被害状況とどう対応するのか、書いてあるのか、見たんですけども、一切書いてありませんでした。

ただ、記載があつたのは、各機関における応急活動の中で、その中で、応急機関、緊急的にどう対応するかというようなことは、形の中で、その他の関係機関の中で、電気通信関係業者とは、こういった停電戸数等の把握調査等について関係機関等の情報交換を行いながら、直ちに応急・復旧活動を行うというふうな記載しかなかったんです。そのほか、例えば、そういった停電地域の調査とか、そういった部分については、どこにも、何も私は見つけることはできなかったわけです。

ただ、災害については、そういったことも含めて想定されるわけですから、その災害の基本的な本部、支部の役割の中でこういった調査をする、被害調査を行う、そういった部分が記載してありますので、当然、私は、その被害調査等の中に含まれるというふうに判断をしたわけなんです。

だから、なぜ、そういった停電の状況が続いている中で支部を解散して、地域の状況を市のほうでなぜ確認しないのかというところをちょっと非常に不思議に思ったわけなんです。

その辺は、先ほど、マニュアルを見直したいというふうな答弁ありましたけれども、ぜひそういったところも想定をしながら、やはりマニュアルに書いてあることしかしないんだというふうな、そういった受け取り方を私しましたので、やはり市民の立場を考えて、マニュアルにはなくても、そういった住民の立場を考えたときにどうなのかということも含めた対応が私は必要じゃないかなと思っております。

ぜひ、そういったことも含めながら、マニュアルの見直しも、あわせてぜひお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

もう1点、気になったのは、そういった停電等が発生した場合に、やはり指定避難所も停電になる状況もあると思ってます。そういった場合に、そういった指定避難所には発電機等の設置は行われてあるのでしょうか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

指定避難所に防災備蓄品としまして、ガスパワー発電機、これは、カセットガスを装填して使用するものでございますけれども、そのガスパワー発電機が指定避難所10カ所に、それぞれ1基ずつ設置をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 一応、設置はしてあるわけですね。ということは、中原コミセン等についても発電機が設置してあって、恐らくそれを使われたのかなというふうに今ちょっと思ったところであります。

あと、ごみについてちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

今回の台風によって発生した台風ごみですね、この等の処分に対しての指示はどのような対応をされたのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

市のごみに対する対応でございますけれども、まず、台風や大雨による災害時のごみ収集体制、これにつきましては、原則、当日の朝6時でございますけれども、市民部長である私、それから、環境課長、それから、委託業者、この三者でまず協議をいたしまして、どのようにするか決定いたすことにいたしております。

今回は、台風接近の前日の24日、この日におきまして、大体、翌朝の朝が最接近と予測されましたので、前日に協議をいたしまして、ごみ収集の委託業者の方に、翌朝のごみ収集の安全確認ができるまで、これまでの待機をお願いしたところでございます。

それから、当日は、台風通過後の安全確認、大体、一番ひどかったのは4時から6時ぐらいまででございますので、その後、午前10時過ぎ、これぐらいからですけれども、火曜日でございますので、火曜日のごみ収集地区の収集、これを開始いたしております。

また、ごみ出しのルールでは、通常、1軒当たり3袋、これが限度でございますけれども、今回は、特別に、この3袋を超えるごみ収集を行っております。通常の収集回収時間より2時間おくれであったということもありまして、通常でしたら、作業員10人、これで、可燃ごみ収集車両が5台で、不燃ごみ収集車両1台、こういった収集体制を行うわけでございますけれども、今回は特別でございますので、ほかの部門の人員も含めました作業員14人の方、これで、可燃ごみ収集車両7台、それから、不燃ごみ収集車両2台、このように、収集体制を強化して行いまして、その結果でございましたが、午後4時過ぎには収集を終えておりま

す。

そのような中、台風被害の状況を確認いたしましたところ、倒木及び枝葉の散乱が一番多かったと、こういうことでございますので、翌日からは通常の収集体制を行ったところでございます。

台風後の木曜日、金曜のごみ収集では、やはり樹木の枝葉等、これを中心とする散乱ごみが多くございまして、前の週の木、金と比較いたしまして、可燃ごみは約40%の増加でございました。それから、不燃ごみは通常と変化がございません。

翌週になりますと、大体、木曜、金曜日のごみ収集量、いずれも通常の量程度に戻っているところでございます。

また、今回の台風によります問い合わせでございますけれども、市民から、当日が21件、その後9件ございまして、合計30件でございました。昨年7月10日に台風8号が接近しましたときは84件でございましたので、それと比べると少なかったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ごみの収集におきましては、速やかに安全を確認されながら対応されたんじゃないかなというふうに今感じたところであります。

そのような中で、実は、市民の方から、熊本市においては、台風被害によるごみについては、直接搬入する場合でも無料で受け入れているようであるけれども、人吉市ではそのようなことはしないんだろうかと、そういった相談を受けたところであります。

台風で破損したブルーシートとか、大き目のブルーシートとか、倒木などの粗大ごみを直接クリーンプラザに搬入する場合に、災害ごみについては直接持ち込んでいいのかと、そういった電話をされたようであります。そしたら、クリーンプラザの職員のほうから、直接搬入する場合は、いつもどおり、1メートル以内に切断をしてくださいと、何ら、特例も何もそういったものを設けておりませんので、通常どおりのごみの搬入でお願いしますというようなことで話をされたようであります。

そういった台風による災害ごみ等が発生した中で、それぞれに片づけ等で非常に忙しい中で、通常の方法でお願いしますと、非常にどうなのかなと感じたところなんです。やはり市民の方が一生懸命それぞれに片づけ等をやっておられる中に、わざわざ、1メートル以内に切断をしなければいけない、倒れた部分についても、例えば、2メートル、3メートルの部分も1メートルに切断しないと持ち込めないと。それについては、もう少し柔軟な、熊本市が、ラジオ等でも行ってましたように、台風等の災害ごみについては、通常ではなく、やはり特別な対応をすることも必要ではないかなと私も思ったところであります。

そういったところで、市民からのそういった相談を、電話を、話をいただきましたので、市長は、行政組合の代表理事もされていらっしゃると思いますので、そういった状況の中でのクリ

ーンプラザの対応、今後、そういった部分について、市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。

笹山議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃいましたように、私も、メディア報道にて他市の台風時の災害ごみへの対応等を拝見したところでございます。

御指摘のとおり、現段階では、そういう体制がクリーンプラザでは整っておりませんでしたし、職員の皆様方も通常どおりにお勤め、御対応をされたものだというふうに思っております。

この点に関しましては、御利用される地域住民の皆様への対応やお気持ちと、クリーンプラザの実情等を確認した中におきまして、今後の対応をぜひ検討させていただきたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、今後、そういった状況も発生する可能性がありますので、対応していただきたいというふうに思っております。

実際、防災計画書にも、そういった災害の廃棄物処理計画書ということできちっとうたわれております。大量に発生した場合には、例えば、第一市民グラウンドとか、川上記念球場を指定しながら、一時保管をしながら対応すると、そういったことまで避難計画書には記載をしてありますので、そういったことを踏まえて、クリーンプラザでも対応する必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、この10市町村の中で管理する、運営されているクリーンプラザでありますから、それぞれの市町村の考え、対応もまちまちであるとは思っております。そういった災害が発生する地域、ほとんど被害がない地域とか、そういった状況等によっても、大変難しい課題があるのかなというふうには思いますが、でも、やはりそういった地域で発生した災害ごみについてはどう対応していくのかと、これをやっぱりきちっと検討しておく必要があるかと思っておりますので、ぜひ、理事会等の中でも、そういった災害時における対応を、ぜひ検討を、今後よろしくお願ひ申し上げたいと思います。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

あと、災害支部についてお尋ねをしておきたいと思っております。

今回の災害におきましても、私は、林・薩摩瀬支部、それから、中原支部にお伺いをしたところでもあります。状況等を通じてお尋ねをしたところなんですけど、そこで若干気になった点がありました。

林・薩摩瀬支部はスポーツパレス内のどこに設置してあるのでしょうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

林・薩摩瀬支部は、スポーツパレスを入って右の事務室、当然、パソコン等で情報収集をやらなければなりませんので、事務室、管理室といえますけれども、そこが支部活動の中心の場所というふうに私たちは認識しておりますし、また、そういうことで位置づけもしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 位置づけはそういうふうにしてあるわけですね、支部の場所については。

ただ、私が伺ったときに、私は、会議室あたりに支部設置してあるのかなというふうに思ってたんですが、スポーツパレスを入っていきますと、階段下に休憩所がありますけれども、その休憩所に支部長ほか副支部長が待機されておったわけなんです。そこにちょっと行って、あら、支部はどこに設置してあつたなというふうに話を聞いたところですが、ああ、ここが支部ですよって話をされました。階段下の休憩所、そこにソファー等を置いてありますけれども、そこで支部業務を行っていらっしゃいました。

非常に私も驚いたところなんでありますが、その休憩所は、防災行政無線も入らない、パソコンも使用できない、テレビもない、何も情報が入らないところが支部ということなんです。結局、体育協会が執務中は事務室には入ってくれると言われてた。そういったことで、ここを支部にしなければいけないというふうなことで、そこで業務をされとったわけなんです。

通常業務と災害支部を考えた場合に、どちらが大事なのかなと私は思ったところであります。やはり当然、災害支部については、その支部で対応する住民の方の安全確認をしなければいけない重要な事務だと思っております。そういったところが、そういった管理室を指定しておっても、そこで業務ができない状況、非常に私はおかしいなと感じたところなんです。

ことしになって災害支部の編成が行われました。災害支部の編成が行われて、林支部と薩摩瀬支部を合併して、林・薩摩瀬支部としてスポーツパレス内に支部を置いてるわけなんです。

当然、私は、本部としては、指定管理者と十分な協議をして、支部をスポーツパレス内に設置をされたと思っておりますけれども、実際、支部が動いてみると、そういった状況があったということでもあります。

体育協会、指定管理者になってますけれども、指定管理者の体育協会とどのような話をしておられたのでしょうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

スポーツパレスを災害支部の拠点としまして、また、指定避難所として活用することにつ

きましては、スポーツパレスの指定管理者である人吉市体育協会と事前に協議を行い、会議室、それから、先ほど、私が申しました事務室を利用できることを確認し、これは、もう当然、御了承をいただいているところでございます。

議員からの御質問にありましたことにつきましては、事実関係を確認しましたところ、支部職員の話では、議員がおっしゃったように、閉館する22時までには利用しないでほしいと言われたようでございまして、これは意思の疎通があったということだけでは片づけられない問題。要は、災害対策に携わる者としては、あつてはならないということと、これは、本当に、議員もおっしゃいましたけれども、私たちも重く受けとめているところでございます。

総務部におきましては、今後、決してこういう事態が発生しないよう、スポーツパレスの指定管理者であります人吉市体育協会には厳重に申し入れをすることといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひこれは、やっぱり支部のあり方を十分に検討いただきながら、体育協会とは改めて協議をお願いしたいと思います。そういった部分を目のあたりにしますと、本当に何がどうなってるかわからない、そういった状況がありますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、もう1つは、やはりそういったスポーツパレスに設置をしますよと言いながら、防災無線が入らない状況があるわけです。防災無線を扱っても、途切れ途切れで情報が収集できない。だから、防災無線を持ちながら、移動して、入るところを探して連絡を受けなければいけないと、そういった状況もあるようであります。

だから、果たして、スポーツパレス内に支部を設置することにおいて、そういった防災無線が入るのかどうか、パソコンが使用できるのか、そういったことは十分に把握をして、協議をして、それがオーケーだということまで確認をして支部を設置すべきだったんじゃないかなと私は思っていますので、その点については、改めて、そういった状況等もぜひ調査をお願いしたいと思っています。

恐らく、これについてはスポーツパレスだけではないと思っています。ほかの支部においてもそういった状況が発生している可能性があると思いますので、ぜひその辺の調査等も行っていただきたいと思っています。

ぜひそういったことをお願い申し上げて、この項目については質問を終わっていきたくと思います。

次に、人吉市防災訓練についてであります。8月30日に、市役所別館駐車場一体をメイン会場として総合防災訓練が実施をされました。今回の訓練は中原校区を対象として実施をされましたが、中原校区の住民の皆さんから、なぜ市役所別館駐車場でしなければならないのか、中原小学校とか、中原校区に近いスポーツパレスの駐車場とかでできなかったのかなと

いった不満の声をちょっと聞いたところであります。

中原校区を対象としながら、なぜ市役所別館駐車場一体で行わなければならなかったのでしょうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

大規模な地震を想定した人吉総合防災訓練を、市役所別館駐車場をメイン会場に、中原校区を災害想定地域として設定し、参加していただきました約1,000人の方が、訓練を通じまして災害発生時の対応や連携を確認し、防災意識を高めていただいたところでございます。

議員御質問の、中原小学校、もしくはスポーツパレスもおっしゃいましたが、最初に、中原小学校をメイン会場に実施することも当初は考えておりましたが、雨天時の場合、車の乗り入れができないこと、それから、関係者及び参加者の駐車場の問題、それから、学校グラウンドの整備等を総合的に判断いたしまして、市役所別館で開催したというような状況でございます。

また、スポーツパレスの駐車場につきましても、当然、検討は行いました。しかし、年間予約で、小体連のバレーボール大会、それから、織月杯のバレーボール大会などが開催されておりまして、あの駐車場一体が使用できなかったのも事実でございます。

これ、7月に開催しました防災訓練の会議におきまして、中原校区の町内会長の皆様には、説明会を行いましたときに会場の件につきましてはお話をさせていただいておりましたので、御了解をいただいていたというふうに認識をしておりましたけれども、実際はそうではなくて、そういうふうな御意見もあったということ、私たちも、今回の一般質問で明らかになったわけですが、やはり地域密着型の防災訓練であるならば、やはりそういうところも今後配慮しなければならないということをおっしゃったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 実際、町内会長会のほうに防災安全課のほうから説明をされたと思っております。ちょうど、私たちも議員との懇談会の日でありましたので、その前段で説明をされたようであります。

懇談会終了後は懇親会等もありましたが、その懇親会の席でそういった話を町内会長の方が申されるわけなんです。非常におかしな。何ば考えとっとやろかというふうなことで、もうちょっとちゃんと考えてくれれば、行くにも行かれないというようなことを話をされたものですから、今回取り上げています。

そういった、中原小学校もしくはスポーツパレスが使用できない。できたら、であれば、アクアパーク、浄水苑、水道局ありますけれども、そこにも公園をきちっとつくっていらっやいますね。そういったところでも、駐車するにしろ、アクアパークもしくは水道局等を利用すればかなりの駐車もできますし、そういったところでも開催することができたんじゃない

ないかなと私は思ったところなんです。ぜひ、今後、やっぱりそういったところを考えていただきたいというふうに思っております。

そういった中で、施政方針では、防災関係機関及び住民との連携強化、もしくは、住民の防災意識の高揚と、これを目的として実施をするということが目的なんですね。であれば、住民の方を主体的に捉えた場合に、その目的は達成されたとお考えでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防災行政無線、移動系でございますけれども、それを利用しての、病院、それから、関係機関との通信訓練、それから、人吉下球磨消防組合、それから、人吉医師会など23の機関が参加され、防災関係機関との連携など、防災意識を高めたという観点からは、私たちは、目的は達成されたものと認識をしているところでございます。

ただし、住民との連携強化という部分につきましては、防災行政無線での呼びかけ等による全市的なものが中心となり、特に、別館周辺におけるプログラム等につきましては、住民の皆様が具体的な形で参加する場面が少なく、この辺も、やはり見直しというか、配慮が足らなかったのではないかと、その後、反省をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、住民の皆様が具体的な形で参加する場面は私もなかったように感じたところなんです。

先ほど、関係機関合わせて約1,000人の参加があったというふうな形で答弁いただきましたけれども、ならば、その中で、中原校区の住民の参加はどのくらいだったのでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回の訓練では、中原小学校の児童、6年生の方が44名、教諭の先生方が4名、それから、中原校区の住民の方々25名に避難訓練として御参加いただいたところでございます。

中原小学校の校長先生や中原校区の支部長さんにお尋ねしましたところ、児童の保護者の方、それから、5町内からも数名、会場にお足をお運びいただいたという報告を受けております。

町内の皆様に参加しやすいように、これも反省でございますけれども、もう少し大型バスを手配して、校区の方たちにこの大がかりな訓練を見ていただけるような努力、そういうふうな配慮が少し不足していたことも、今回の反省材料として私たちは考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） あと1点、ちょっとお尋ねしておきたいんですが、実際、訓練におきましても、倒壊家屋の救助とか、車両救助とか、トリアージ訓練とか行われたわけなんです。その中でも、やはり中原校区の住民の方は参加されていない、そういった状況だったと思っています。市役所の職員とか消防団関係とか、その参加に携わった関係の方々の中から、そういったトリアージの訓練にも参加されてると思ったわけです。

ですので、目的としてきちんと述べられている住民との連携強化とか住民の防災意識の高揚と、そういったことを図るということであれば、先ほどから、部長は、もう少しそういった点については配慮が足りなかったということで答弁されてますけれども、やはりそういった救助訓練等についても、校区の住民の方にやはり参加をしていただきながら、実際、そういった訓練に参加をする。参加することによって、住民の方の意識も物すごくやっぱり変わってくると思うんです。

そういった住民意識の高まりとか、そういったことを作り出していないと、幾ら関係機関だけでこういった防災訓練でよかったと言っとっても、いざ、住民の方が、その被災に遭われる住民の方たちがどういった行動をしなければならぬかということについては全く理解ができないというふうに思っております。

ですので、やはりそういった住民を、そういった訓練等にもやっぱり協力を呼びかけて、住民の方たちがそういった訓練に参加をされると、こういったことも防災訓練の1つの役割になってくるのかなと私は思ってますが、そういったことをすることによって、さらに、行政と市民が一体となった、防災に強いまちづくりの推進に寄与できるんじゃないかなと私は思うわけなんです。

ですから、この点についてどうなのか、あと1点ですね、最後にお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本市の総合防災訓練は、防災週間にあわせ、市が防災意識の啓発などを目的に、平成20年度から各校区で実施をしております。今回の訓練も大地震を想定したもので実施したところでございます。

中原校区の皆様には、避難訓練としまして、中原コミセンまで避難していただき、そして、中原小学校の児童の皆さんは学校まで避難していただき、そして、メイン会場までバスで搬送し、その後は、避難者の健康チェック、それから、AEDの訓練、それから、倒壊家屋の救出訓練など見学をしていただいたところでございます。

その後、防災ビデオの視聴、それから、中原校区の女性部の皆さんに御協力していただき、炊き出しをしていただきましたので、訓練後の食事をとっていただいて、訓練終了まで、最後まで御参加をしていただきました。本当にありがたいことだというふうに思っております。

ただ、議員御指摘のとおり、今回で言えば、中原校区の現地的な確認事項、要するに、現

地での確認と今おっしゃいましたけれども、そういうもの、それから、行動計画等については、やはり内容的には足りなかったという部分も含め、現場、つまり、災害が起きるであろう場所、内容の想定も含めて、今後検証していく必要性を感じております。

また、訓練を総括しまして、今回明らかになりました問題点、それから、課題につきましては改善策を必ず検討しなければなりませんし、ふだんから関係機関との連絡を密にすること、それから、迅速に対応できるように準備をしておく体制を今後整えてまいりたいというふうに考えております。

いつ起きるのか予測のできないさまざまな災害を想定し、緊迫した状況の中で、個人として何ができるのか、言うならば、実践を通じた訓練の場としてこの訓練を私どもも位置づけておりますので、皆様方からのさまざまな御意見等を伺いながら、この訓練をより充実したものへ見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今答弁いただきましたように、平成20年度からということで、第1回目はスポーツパレスの駐車場で行われたと思っています、中原校区対象に。ですので、そういった当時の状況を思い返してみますと、恐らく、かなりやっぱり一般の住民の方の参加も多かったのではないかなと思うわけなんです。

ですので、やっぱり住民目線に立って、住民の方たちがどういった形で行動すればいいのかと、そういったことを、やっぱり常日ごろ、重要だと思っておりますので、そういった視点も忘れることなく、関係機関との連携は十分にそれは必要でありますけれども、やはり住民の方たちの配慮等も含めた中で、防災訓練を今後よりよい形で実施していただければと思いますので、先ほど、部長答弁いただきましたように、十分な協議、検討をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上で、この項目については終わっていきたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番、笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 次に、マイナンバー制度についてであります。このことにつきましては、平成26年9月議会においても質問を行っておるところであります。いよいよ10月以降に住民票の住所にマイナンバーが通知をされ、平成28年1月以降に利用開始となるようであります。全員協議会においても説明があったところではありますが、改めて確認をする上で通

告をした次第であります。

まず、導入までの経過と4つのワーキンググループによる取り組み状況、そして、その中で浮上してきた問題点についてはどのように対応しておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

進捗と取り組みとは一緒でございますので、これはまず、4つのワーキンググループがあるわけでございますが、まず1つが番号制度導入支援担当ワーキング、それからシステム改修担当ワーキング、3つ目が条例整備・個人情報保護担当ワーキング、それから4つ目が個人番号・個人番号カード利用担当ワーキング、この4つでございます。

この4つにつきまして、取り組み状況と浮上した問題点、これを申し述べさせていただきます。

まず最初の番号制度導入支援担当ワーキングでございますが、これが主に取り組みといたしておりますのが、国や県及び地方公共団体情報システム機構、これはマイナンバー制度を取り組むところでございます。こういったところからの情報の受け取り、それから連絡調整窓口、これになっておりまして、制度導入へ向けまして、市役所各階の各種情報の提供、これを行ってまいりました。

また、市民への広報も重要な取り組みでございますので、広報ひとよしに2カ月置きに計5回——これは現在も行ってありますが——それから平成26年6月からはホームページに随時情報掲載を行っているところであります。

対外的には、町内嘱託員各校区の役員会、それから民生委員児童委員の研修、こういったところでの説明も行っております。これは、現在も各団体に行っているところでございます。今、各種関係団体へパンフレットでございますが、約1,500部配布をいたしております。

さらに、本市が作成いたしましたパンフレット、これを全世帯へ——10月から11月の間でございますけれども——配布を予定いたしております。この最初のワーキングの浮上した問題点でございますけれども、総務省が複数の自治体を対象として実施したサンプル調査がございますが、この中で全国で5,500万世帯、このうち少なくとも5%に当たります275万世帯が受取人不在、こういった理由で届かない可能性があるということでございますので、本市においては通知カードが配達されず戻ってくる数、これが約700件、約5%ではないかと予想いたしております。再調査後の通知など、かなりの事務量が見込まれますことを現状での問題点として捉えているところでございます。

2つ目のワーキンググループでございますシステム改修担当でございますが、これにつきましては本年10月予定の個人番号通知、それや個人番号の付番、これに向けての関係部署との協議を行ってまいりました。今後は、平成28年1月の個人番号カード交付及びシステム連携でございますけれども、これを引き続き関係部署と協議を行ってまいりたいと存じます。

協議してきました中で課題となってきましたのが、システム改修等の費用が負担となってきたところがございます。また、日本年金機構、ここにおきまして情報流出の問題がありました。このことから、セキュリティー面を徹底的に強化したシステムの構築につきましても重要な課題となってきたところがございます。

3つ目のワーキングでございますが、条例整備・個人情報保護担当ワーキングでございます。これにつきましては、平成26年1月20日、それから21日、この2日間でございますが、マイナンバー制度におきます例規整備の支援業務、これを委託しております業者、この方を講師にお招きいたしまして、市役所全職員を対象としたマイナンバー制度の説明会を行いました。説明会の内容といたしましては、マイナンバー制度の概要、それや個人情報取り扱い事務の洗い出し作業の手順などでございます。

個人情報取り扱い事務とは、各部署の事務におきまして、個人情報を保有している事務のことでございます。説明会後の1カ月間で各部署で保有しております全ての個人情報取り扱い事務の洗い出しを行ったところがございます。その後、それをもとにいたしまして、全課を対象としたヒアリングを行いまして、マイナンバーとひもつきとなります特定個人情報となる個人情報、それや特定個人情報保護評価が必要となつてまいりますので、事務の特定などを行ったところがございます。

4つ目の個人番号・個人番号カード、これを利用いたしますワーキンググループでございますけれども、一番最初のワーキンググループでございました番号制度導入支援担当、ここと同じく市民課が担当いたしておりまして、国及び地方公共団体情報システム機構、こういったところとの連絡調整窓口となりまして、各課との情報提供を行ってきたところがございます。

そういう中で、平成29年7月からでございますが、いよいよ地方自治体との情報連携が始まりますので、その点についても今後とも各課との協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それぞれのワーキンググループの中での取り組みの中で、やはりいろんな課題が浮上してきたようであります。そのような浮上してきた課題の中で若干質問していきたいと思っておりますが、まずは、マイナンバーシステムの構築費用、かなり増大を見込んでいらっしゃるようではありますが、その構築費用と年間のランニングコストについては、具体的にどのような試算をしておられるのか、まずこの点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 予算関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

マイナンバー制度導入にかかるシステム構築に要する経費の見込みにつきましてお答えいたします。改修期間を平成26年度から平成28年度までと予定しておりまして、これは住民基

本台帳、それから税務、団体内宛名、それから社会保障費関係システムの改修等に必要な経費といたしまして、現時点で6,857万7,000円と見込んでおります。

また、ランニングコストにつきましては、中間サーバーの使用料やシステムの機器保守料及びウイルス対策等にさまざまな経費が発生してくると思われませんが、具体的な費用につきましては現時点では見込むことが難しい状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） かなりの構築費用がかかるようであります。ただ、やはり構築費用がかかってもランニングコストについては見込むことができないという御答弁いただきましたが、やはりそういった中間サーバーだったりウイルス対策、これについてもかなりの費用が必要となってくるんじゃないかなというふうに思うわけですね。それで、やっぱり構築費用だけに限らずそういったランニングコストがどの程度発生するのかということ、やっぱりある程度試算をしながら行う必要があるのかなということ、ちょっと感じましたので、その辺はやっぱり十分な検証を行っていただきたいというふうに思っております。

それから、マイナンバー制度導入に伴って、例えば職員数とか、あとは行政コストの効率化を図るとか、そういったこともその分考えていらっしゃるんじゃないかなということ、ちょっと感じる場所なんですけども、そのような職員数とか行政コストの効率化については、どのような試算をしておられるのか、この点もお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度導入に伴うさまざまな影響につきましては、どのような業務がマイナンバー制度に関係するのか。また、システムのセキュリティー面の強化、それと改正が必要な条例など、例規の洗い出し等は現在行っているところでございますが、マイナンバー制度導入に伴い、議員がおっしゃいます関連業務に携わる職員数、それから業務にかかる経費の効率化については、現在のところはまだ試算はしていないところでございます。

マイナンバー制度は、新しく導入される制度でもあり、業務量や関連する経費の増減は、導入後でなければわからない面もございまして、電算システムにかかる経費につきましては、先ほど2回目で御答弁いたしましたように、増加する見込みでございます。当然、先ほど私が導入経費は申しましたが、ランニングコストはお話ししておりませんので、多分そういうものを含めると、当然増加をしていこうというふうに見込んでいるところでございます。

なお、今後民間の経済活動など、社会生活へもマイナンバー制度が導入されることとなっておりますので、要するに関連する業務も今後ふえてくると予想されますので、予想される業務の把握をまずしっかり行いながら、当然、効率化、コストダウン、そういうものを視野に入れながら、まだ試算はしておりませんが、つなげていかなければならない。要は、適正な職員配置にもつながっていかねばならないというふうに考えております。そうい

うところをしっかりと今後やらせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 当然、新たな制度を導入する場合には、それなりの関連する業務とか経費の増加とか、これは当然見込めるものだと思っております。どれだけの業務量が発生するのか、それはやっぱりわからない状況だと思っておりますが、やはりそのような中で最初からそういったコストありきだというふうな形で捉えるのではなくて、やっぱりそういった業務量をきちっと把握をしながら、それに対応した職員数で対応する。また、効率化についても、やっぱりそういった業務量を一度十分に配慮をして、職員の勤務の仕事量が増大しないように配慮することも重要だと思っておりますので、そういった部分はやっぱり十分に今後検討しながら、こういった点については進めていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、そういった点ではよろしく願い申し上げたいと思います。

あと、10月からそういった番号通知が住民票の住所に送られるというふうなこととなりますが、先ほども全ての世帯には到達しないだろうというふうな形で答弁もあつてるところでありますけども、やはり恐らくそうだろうと思います。全ての方が住民票の住所に住んでいるとは限りませんので、さまざまな理由等によって住民票とは異なるところに住んでおられる方も当然いらっしゃると思います。

そのような中で、やはり住民票と異なるところを居所としていらっしゃる、そういった市民の方たちについては、どのような対応を考えていらっしゃるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

先ほど、5%という数字を申し上げましたので、住民票と異なりますところ、居住地としていらっしゃいます市民の方に対しましては、何か対策ということですので、これは平成27年8月7日でしたが、総務省から対応が1つ示されております。東日本大震災の被災者、例えばDVやストーカー、こういったもので、それから児童虐待等——こういった方へ、は被害者でございますね。——それから、ひとり暮らしで長期間の医療機関に入っている方それからこれは施設に入院・入所されている方、そういう方が住所地におきまして通知カードの送付を受けることができない場合、こういう方につきましては、現在住んでいるところ、これを登録してもらうことで、今住んでいるところに通知カードを送付することになっております。

これは手続がございまして、平成27年8月24日から9月25日まで、居所情報登録申請書というのがございまして、これを住民票のあります市区町村に持参または郵送と、そういうことをしていただくことで居住地への配達に変更が可能となります。このことの周知につきましては、平成27年8月13日にホームページへの掲載、それから8月15日号の広報でお知らせ

を行っているところでございます。

なお、9月25日までに申請されなかった場合、この場合につきましては、送達不能といたしまして、人吉市役所に戻ってくるものとあわせて、その後、市民課のほうで居住地の調査を行いまして、また再送付するということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） なかなか、やはりホームページで掲載してある、もしくは広報でお知らせをしていると言われても、なかなかそこまで気づかない部分があるわけなんですね。でするので、やっぱりわかっていらっしゃらない、または理解されてない、そういった方も数多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。でするので、そういった方たちについても、あくまでもやっぱり100%できる状況が恐らく難しいのかなと思いますけども、その点については最大限の努力をお願いをしておきたいなというふうに思っているところであります。

ただ、そういったことをすることによって、やはりどうしても住所を知られたくない方たちもかなり多くいらっしゃると思うんですよね。そういった方たちへの配慮等も、これは十分に考える必要があると私思いますので、その点は十分な配慮をお願いしたいというふうに思っております。

あと、もう一つは、セキュリティーに関することでもありますけども、やはり市の職員に限らず、民間の企業等においてもマイナンバーを取り扱うというふうな条件があると思っております。そうした場合には、1つのマイナンバーに対しても多くの人たちが関与をしていくというふうな状況が発生すると思いますので、そういった多くの方たちが関与する中では、やはりどこかで情報が漏えいをしてしまう。こういった状況が発生すると考えるわけなんですね。

また、答弁でもありましたように、日本年金機構の基礎年金番号の流出問題とかそういったところから、多くの自治体においてもセキュリティーについて強化をするシステムを構築しなければならないと、そういった課題もあるようなんですよね。でも、やはりどうしても自治体のセキュリティーは、なかなか十分とは言えない、そういった状況があると思っております。

そのような中で、やはり情報漏えいが発生した場合、当然発生する場合が想定されると思いますが、その場合の対応については現在のところどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねしておきたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。セキュリティーについてでございますので、万が一、マイナンバーが漏えいした場合でございますけども、マイナンバーだけでは手続というものは通常できません。それだけで悪用されることはないわけでございますが、マイナ

ンバーが漏えいしたと認められた場合、そういう場合には、これは職権または本人の請求、これによりましてマイナンバー12桁の番号を変更することが可能となっております。

また、紛失や盗難、こういったことに遭いました場合は、24時間の365日専用ダイヤルというもので対応することがされております。

いずれにしましても、マイナンバー、これは各種の情報をひもづけするための鍵となる非常に重要な番号でございますので、漏えい等の事実が発生することのないよう、まずは職員のセキュリティー意識の啓発、それから市民の皆様へも各種広報、これを継続してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） マイナンバー利用の利用範囲を広げるといった改正マイナンバー法が9月3日の衆議院本会議で賛成多数により成立をしたようであります。2018年度から金融機関の預金口座にマイナンバーを適用することが主な柱であって、日本年金機構の個人流出問題を受けて、マイナンバーと基礎年金番号の連結は延期をされたようであります。

ただ、納税や社会保障給付に関する情報などがマイナンバーで一元的に把握されるということになって、また、先ほど言いました改正マイナンバー法により預金口座とか特定健康診査にも拡大されるということで、あらゆる個人情報マイナンバーのもとに一元管理をされるということになるわけですね。

そうしますと、全ての個人情報が国において把握をされ、監視される状況が想定されるんじゃないかというふうに思っております。当然、そういった管理をする中でのメリットというのは恐らくあるかもしれませんが、それに以上にやっぱり先ほどから言っていますように、個人情報の流出とか、国の監視強化と、そういった部分を懸念する声は多く上がっているような状況があるというように思っております。

そういった点については、どのようにお考えでしょうか。執行部の考えをお聞きしておきたいと思えます。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

今回の改正法でございますけど、これはまず年金情報の流出があったもので、それで大変開始がおくれたわけでございますけども、9月3日、衆議院の本会議、これが成立しまして、平成30年からですから3年後ですけども、これから銀行などの預金口座、これでも任意で番号を適用することができる、こういうものでございます。

この改正マイナンバー法では、政府が国民の資産を正確に把握することで税の分野でございますけども、預金口座とも結びつけられれば、脱税などが発見しやすくなると、そういうのが1つあります。

それから、公正な課税が実現できますし、また生活保護の不正受給、こういったものも未

然に防げる、そういった可能性も高まってくると。また、犯罪捜査にも役立つというメリットがあるとされているところでございます。

一方で、対象となります個人口座、これはことしの3月末の時点ですが、約8億口座があると言われておりまして、さらなる個人情報の流出、それが議員御指摘の国の監視強化、これを懸念をする声というのは確かに上がっているところでございます。

いずれにいたしましても、金融機関を初めといたしましてマイナンバーを持つ企業がふえますれば、その分、流出のリスクも高まるということはありません。マイナンバーを保管します金融機関、そのセキュリティー管理や危機管理など、これを高めていくのはもちろんでございますが、マイナンバーを持ちます、またこれは個人のこと、それからセキュリティー意識を高めなきゃならないという、これは必要があると思います。これは、外国でもこういう例がございますので、外国の場合は非常に多くの国で自分自身がマイナンバーの番号をちゃんと覚えていると、こういう国が非常に多いわけでありまして。

本市といたしましても、マイナンバーの管理に関しましては、より一層の市民の意識、こういったものも向上に努めていかなければならないと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 平成30年、2018年ですから、あと3年ほどありますけど、いずれ任意であってもそれが義務化されたら、また新たないろんな課題があるのかなと思っていますけども、やはり市民がやっぱりマイナンバーについて意識を持つことは本当に重要だと思いますので、そういった部分については執行部のほうで十分な取り組みをお願いしたいというふうに思っているんですが、あと1点ちょっと私かわからなかったのが、実は全員協議会の中でも説明あったんですが、特定個人情報評価を今後実施していくんだというふうな説明があったと思っていますね。そうした場合に、特定個人情報評価というのがどういったものなのかなとか、若干理解できなかつたところがあります。それで、その点をお尋ねしたいと思いますし、どのように取り組みをされるのかというふうなことを、まずお尋ねをしておきたいと思っています。

あわせて、特定個人情報評価の公表等については、どのようにされるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思っています。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

私もまだ勉強中でございますので、なかなかうまく答えられないところもあると思いますけども、御了承いただきたいと思っています。

特定個人情報評価について説明いたします前に、この評価と密接な関係にあります評価をする側、特定個人情報の保護委員会につきまして、少し説明をさせていただきます。

特定個人情報保護委員会とは、平成26年1月1日に個人番号その他の特定個人情報の有効

性に配慮し、適正な取り扱いを確保するために必要なことを講じることを任務として設置された内閣府外局の第三者機関でございます。具体的に何をするのかと申しますと、特定個人情報の取り扱いに関する監視、それから監督、それから特定個人情報保護評価に関すること、今御質問、それから、特定個人情報の保護についての広報・啓発、それからこれらの事業のために必要となる調査・研究、それから国際協力等々を行うこととなっております。

さらに、御質問がございました特定個人情報保護評価についてでございますが、これは行政機関、市レベルで例えますと、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、この特定個人情報ファイルというのは、例えば個人情報が記載された申請書を受け付け順、それから年度別につづったものとか、それとか個人情報が記録されている調査票を土地の地番順につづったもの、そういうもの。44ぐらいあるということ聞いてますけども、そういう特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、その保有する前に特定個人情報保護評価を実施することが義務づけられていると。この後で評価の方法はお話ししますが、具体的には特定個人情報を保有することで、個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、それからその他の事態が発生するリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する、それが保護評価ということとなっております。

ちょっとわかりにくいんですけども、評価の実施はどのようにされるのかというような御質問をさせていただきますけども、評価には基礎項目評価、それから重点項目評価、全項目評価の3つのレベルがございまして、内容はちょっときょうは割愛させていただきますけども、事務の対象人数、それから特定個人情報のファイルの取扱者数、それから特定個人情報に関する重大事項の有無の3つの項目によって、要するにどのレベルかを決定するということとなっております。

例えば、事務の対象人数が1,000人未満の場合には、特定個人情報保護評価の対象外だけでいいですよ。それから、事務対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目の評価のみでいいですよ。例えば、事務対象人数が1万人以上、それから10万人未満で、さらに特定個人情報の取扱者が500人以上であれば、基礎項目評価と重点項目評価というように、要するに約束事がありまして、そのフローチャートに従って判断するということになっていきます。

本市に当てはめますと、本市の場合は事務の対象人数が1,000人以上1万人未満に該当しますので、基礎項目の評価のみ、要するに、2番目のやつだけでいいということになります。評価が終わりますと、評価書を先ほど私が最初に申しあげました、特定個人情報保護委員会に提出をいたしまして、公表するという流れになっております。

現在、本市におきましては、住民基本台帳に関する事務につきまして評価を行い、市のホームページで公表をしているところでございます。なお、現時点では、先ほど申しあげました44

の事業を評価の対象事業と見込んでおるところですが、さらに精査を進めまして特定作業を行い、随時評価を行っていききたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本市の場合は、基礎項目評価のみということで、今順次やっておられるようであります。ただ、今後44事業を対象として今から精査をされるようでありますけども、そういった場合の特定個人情報保護評価のリスク管理はどのように行われるんでしょうか、この点もお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたわけでございますけども、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報の漏えい等のリスクを事前に分析する、要するに前もって。これはどういうことが考えられるのかという、そういうリスクを事前に分析し、その上で適切な措置を講ずることを宣言する、そういうものでございますので、評価した後に特定個人情報を保有することになりますので、特定個人情報漏えい等のリスク、そういうことにあわせて対応していきたいというふうに考えております。

ただ、特定個人情報保護評価、要するに宣言しますといったそういうことだけを過信することなく、常に特定個人情報等の漏えいリスクを念頭に置いた運用、最終的には運用に努める必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 若干、ちょっと勘違いを私がしておった部分もありました。

ただ、やはり今回のマイナンバー制度の実施に当たっては、マイナンバー制度を理解している国民が4割強ではないかというような報道もあつてるようであります。確かに、市民の方に聞いても、まだまだ知らなかったりとか、名前は聞いたことあるばってんが、なかなか中身的にはちょっとようわからんとか、そういった方たちも多くいらっしゃるようであります。全員協議会の中で質疑ありましたように、全世帯にパンフレットがきちっと配布できるのかどうか、もしくは広報の周知についても、あらゆる手段を使って周知に努めておられるようであります。ただ市民の方がどれくらいそれを理解をしておられるのかはちょっとまだわからないと、そういった課題もいろいろとあるようであります。

さらには、個人番号が通知をされることに関しても、全ての市民の方に手元に届くことが難しく、それ以後の追跡調査もかなり必要になってくる、そういった状況もあるようであります。まだ、さまざまに多くのこの制度については課題があるようにもちょっと感じたところでもありますけども、やはり今の時点では市民の方々の不利益にならないように、また、一人でも多くの方々に対しての周知の徹底、それから理解を求めることが重要だと思っております。

で、その点を今後も十分に配慮いただきますようお願いをしておきたいと思います。

以上で、このことについて質問は終わりたいと思います。

最後に、農業振興に対する基本的な考え方についてであります。

農業振興に対する基本的な考え方について、市長のお考えをお尋ねしようかなと通告したところではありますが、私も若干見落としをしております、このことについては6月議会において平田議員が質問されておりました、そのときに農業政策についての市長御自身の考えを答弁をされておるところであります。

そこで、そのことを踏まえて二、三質問をさせていただきたいと思います。地域農業の高齢化、それから後継者不足による耕作放棄地の増加が進む状況の中において、やはりそういった状況でも農業は本市の基幹産業であると、私も同じように考えておるところであります。市長も、基幹産業であると捉えておられるようでありますけども、ただ、今の農業を見たときに、5年後の農業の状況がどうなっているのか、もしくは、10年後がどういうふうになっているのか、こういったところをやっぱり推測をしながら取り組んでいかなければ、衰退の一途をたどるんじゃないかなとちょっと思っているところあります。

そういった状況の中で、そういった5年後、10年後をどのように推測しておられるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

地域農業の高齢化が進む中で、基幹産業である農業の5年後、10年後をどのように推測するのかという御質問ですが、5年に一度行われております農林業の基本的構造の現状とその動向を調査する農林業センサスによる本市の農家数と農業従事者数について、直近の平成27年度調査分の結果は出ておりませんが、平成12年、平成17年、平成22年の動向を見ますと、農家数で平成12年が1,514戸、平成17年が1,407戸、平成22年が1,281戸と調査ごとに100を超えて減少しております。

また、農業従事者におきましても、平成12年が5,977人、平成17年が3,739人、平成22年が3,065人と減少をいたしております。平成24年に実施しました本市の人・農地プランアンケート調査によりましても、地域の課題として農業従事者の高齢化が一番多く、続いて後継者不足や耕作放棄地の増加が挙げられております。

このような調査動向と担当課においての状況を聞きますと、何らかの策を講じていかなければ、今後も農家数と農業従事者は減少傾向になると思われれます。そして、耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害の増大、地域農業の衰退、そして農村の美しい景観が損なわれていくのではないかというふうに危惧をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常に、やはり何らかの方策に取り組んでいかないと、地域農業は衰

退する、もしくは農村の美しい景観が損なわれてしまうというふうに危惧をされているよう
であります。

そのような状況の中で、やはり今の時点で具体的に今後どのような、そういった状況に対
して振興策があるのか。もしくは、そういった振興策をどのように考えておられるのか、こ
の点についてはいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 5年、10年先を見据えて、今後どのような農業振興策、具体的なこと
をやっていくのかという御質問でございますが、先ほどお答えいたしましたように、本市の
農業が抱える主な問題といたしまして、農業従事者の高齢化や後継者不足、関連いたしまし
て耕作放棄地の増加といったものがございます。

今後、地域農業の5年、10年先を見据える中で、農業後継者の確保や地域が一体となった
農地保全・管理を行い、さらには農業経営の安定化、農業所得の向上を図っていく必要があ
るというふうに考えております。

まず、後継者の確保といたしましては、認定農業者も含め、意欲のある農家に対しまして
は、関係機関との連携による技術指導や情報提供、国・県の制度を活用した資金等の幅広い
支援を行ってまいりたいと考えております。また、新規就農者につきましても、農業を試行
されている若い方々の掘り起こしを関係機関と行いながら、地域農業の担い手となれるよう、
青年就農給付金等の活用も含めまして、県・市・JAが連携をとりながら、適切な指導・助
言を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域が一体となった農地保全・管理、これは耕作放棄地対策も含めてでございま
すが、方法の1つといたしまして、集落営農の組織化が有力であると考えております。現在、
市内で組織化されております集落営農組織は4組織（大畑、下田代、瓦屋、大柿）でござい
ますが、農家みずからが将来の地域農業のあり方について考えられ、地域が一体となって地
域農業の維持・発展を行っていただくことが重要であると考えております。

本市といたしましても、現在、人・農地プランに基づき、集落営農も含めた集落での話し
合いを進めておりますので、農地中間管理事業の活用と既存集落営農組織の法人化への誘導
も含めまして、引き続き推進してまいりたいと存じます。

さらに、JAと一体となった作物選定や日本型直接支払制度や経営所得安定対策など、
国・県の農業関連施策も活用し、また、国・県施策にかからない部分はできるだけ市で補い
ながら、農業経営の安定化と所得向上に努めてまいりたいと存じます。

なお、農業の6次産業化につきましても、本年5月に熊本県八代市鏡町にフードバレーア
グリビジネスセンターを開設しておられますので、農産物を活用した新商品開発の試験や研
究等に活用していただくことで、将来的に少しでも農家の所得の向上につなげていただけれ
ばと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 具体的に今答弁をいただきましたが、農業従事者を考えた場合には、やはり答弁いただきましたように、高齢者の方がやっぱり一番であると思っています。高齢者、それから後継者不足の課題が一番あるのかなと思っています。

ただ、高齢者についても、今の現状を見てみますと、70歳になられても、もしくは80歳になられても、健康で元気に農業をされておられる方が多くいらっしゃる状況があると思っています。そのような方たちを考えてみますと、健康に過ごしていらっしゃるって、病院にかかることもなく、いろんな面で市のほうには貢献をいらっしゃると思っています。例えば、そういった健康であるために、国民健康保険とか介護保険とか、後期高齢者医療とか、そういったことをまず利用することもない。もしくは、所得税等についても納税をされている方もいらっしゃる。

そういったことで、いろんな面で幅広く考えますと、70歳、80歳の高齢者の方、元気な方たちにとっては、本当にいろんな形で市のほうに貢献をしておられる状況が見てとれると思いますが、そうであれば、そういった高齢者の方たちに対して何らかの支援策も必要のかなというふうに思っているところなんですけど、そういった方たちへの支援策などのお考えはないのでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

農業従事者で70歳、または80歳を超えられた方々への支援策についての考えでございますが、まずもって農業という人間が生きていく上で欠かすことができない食を支えるという、大変重要なお仕事に長年務めてこられました農業者の方々に、心より敬意を表したいというふうに思います。

特に、御高齢の農業者の方々におかれましては、農作業の機械化が進む以前から、御自身の体1つで土地を耕し、種を植え、そして収穫をされていたということを思うと、本当に頭の下がる思いでございます。

さて、そうした御高齢農業者の方々への支援策でございますが、これまで市といたしましては、御高齢の農業従事者の方々に特化した農業支援策というものはございませんでした。例えば、今議会に上程しております人吉市クリせん定作業支援事業につきましても、高齢化するクリ生産者への支援が目的の1つではございますが、事業そのものは必ずしも高齢者に限定したものではありません。一度として同じ気象条件になることがない自然と向き合う農業は、まさに長年の経験が財産であり、そうした経験を持っておられる御高齢の農業従事者の皆様は、本市にとってかけがえのない財産であります。

基幹産業である農業の発展なくして本市の発展はなく、これからの農業振興を考える上においては、経験豊富な皆様のお力が必要となってまいります。特に、将来の本市農業を支える新たな担い手農業従事者にとってのよき先輩、よき師匠として、御高齢農業従事者の皆様

には長年の経験で培われた技術などを若手農家に伝承していただくように期待をしているところでございます。

こうした点も踏まえた上で今後、御高齢農業従事者の方々から直接御意見を伺いながら、皆様が健康で少しでも長くやりがいを持って農業を続けることができるような支援策を考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 私は、そういった農業者の高齢者の方たちの農業についても、田中前市長の時代にえん農をキーワードとした農業振興策に取り組んだらどうですかというような提言を行ったところであります。市長も議員時代に私の4つのえん農をキーワードとした農業振興策の取り組みも聞いていらっしゃると思っておりますが、市長としてもそういった高齢者の方たちに対する支援策等のあり方については、そういったえん農をキーワードとした農業振興策、これに取り組むということについてはどうお考えでしょうか。この点についてもお考えを聞いておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） えん農について、どのように取り組んでいくかという御質問でございます。

笹山議員におかれましては、平成23年12月と平成25年9月議会において、4つのえん農について御質問をされております。えん農には、延農——延ばす農ですね、高齢になっても続けられる農業、そして消費者と連携し応援される農業——援助の援の農業と縁農——ゆかりの農、家族や親戚などと楽しく営む農業、そして円農——百円、円の農業ですね、お金を稼ぐ農業の4つのキーワードを御提案されたと存じますが、私もこれからの農業を考える上では大切なものであるというふうに考えております。

私の農業振興に関する考えといたしましては、こうしたキーワードでは表現はしておりませんが、先ほど2回目の御質問でお答えしました部分で申し上げますと、まずは延ばす延農につきましては、高齢化社会の中で健康で長く続けられる農業ということで、今後御意見を伺いながらと先ほど申しましたが、例えば甘長トウガラシなどの軽量な主な野菜の生産振興を図るといったものがこれに当たるのではないかと考えております。

次に、応援する農業でございますが、平成24年度から3年間実施し、今議会でも継続事業として御提案させていただいております、人吉市クリセン定作業支援補助金や、現在実施しております人吉市農業活性化対策事業補助金、認定農業者や新規就農者への各種支援、農地中間管理事業を活用した農地の貸し借り、農林整備課が担当します農道・水路の整備のための原材料支給、また、有害鳥獣の捕獲支援などがこれに当たるのではないかと考えております。

3番目に、ゆかりの農業でございますが、地縁を生かした集落営農組織の育成や法人化支

援、日本型直接支払制度の活用による地域が一体となった農地や農業用施設の維持管理、新しいゆかりをつくる結婚対策等がこれに当たると存じます。

4番目に、稼ぐ農業ですが、こうした3つのえん農に加え、6次産業化による将来的な農業所得の向上が実現できました場合には、稼げる農業、この円農が実現するものと考えます。

今後、こうしたことを念頭に入れながら、人吉市の農業の維持・発展のために取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、人吉市、本市の農業の振興、維持・発展については、あらゆることを考えながら努力をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

先ほどの話の中にありましたように、今後の農業後継者の確保についても、ちょっと1点だけお尋ねしておきたいというふうに思っています。農業後継者の確保も非常に厳しい状況があると思っておりますが、その農業後継者の方においても独身の方が非常に多くて、なかなか跡が続かないと、そういった状況もあるようであります。このことについては、農業後継者に限らず、さまざまな職種においても独身の方も多く、そして、それぞれ農業をやっている1つの職場でということ、なかなかお互いに出会いを持つ機会にも恵まれないと、そういった状況もかなりあるのかなというふうに思うところなんです。

そういった状況の中で、今の人口減少社会を考えれば、やはりその対応策としては、何らかの取り組みをすることが必要ではないかというふうに思っております。例えば、球磨郡の9町村においては、先日、人吉新聞の報道等にありましたように、球磨郡9町村において、結婚対策推進協議会を設置をして、少子化を危機対策として取り組むと、そういったような記事も紹介をされておったわけなんです。

本市においても、何らかのそういった取り組みをしていかないと進まないというふうに思っているところですけども、そういった例えば婚活ではありませんが、お互いに出会いの機会を設けるようなイベント、もしくはそのような取り組みを今後どのような形で取り組んだらいいのかと、その辺の取り組みについてはどのようにお考えなのか、この点もお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

以前に議場でも、この婚活に関しては議論をされたと思いますし、婚活という極めてプライベートな問題に行政としてどこまで踏み込むべきかについては、よく考える必要があるというふうに思いますが、笹山議員もおっしゃるように、将来の地域農業の維持・発展を考える上では、農業後継者の確保という意味において、農業者の結婚問題は重要な課題の1つであるというふうに捉えております。

これまで、人吉球磨の女性農業委員さんで構成されております人吉球磨女性農業委員ネッ

トワークやJ Aくま青壮年部による婚活への取り組みが行われており、こうした活動によって多くのカップルが誕生したというふうにも伺っております。先ほども、9町村でそういう組織をつくられたということでございます。

現在のところ、市独自の婚活への取り組みについては考えておりませんが、自発的に活動を行っておられる団体への支援が何かできないか、今後検討してまいりたいと、そのように思います。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 自発的な支援については、それぞれの立場でいろんな取り組みができるんじゃないかなと思っております。職員の皆さんが、みずからそういった自発的に起こすことも可能ではないかと、そういったことも考えております。ぜひ、いろんなそういったこの点につきましては、さまざまな取り組みを検討いただき、また、そういった自発的な取り組みの中で事業が進むようお願いを申し上げて、時間も来ましたので、ここで一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時09分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） 皆様、こんにちは。2番議員の宮原将志です。一般質問の前に、さきの台風15号で被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、迅速な復旧対応をしていただきました関係者、職員の皆様に深くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これから、眠くなる時間帯であると思いますが、目の覚めるような質問を心がけていきたいと思っておりますので、執行部におかれましても明確な答弁をよろしく願いいたします。

今回の一般質問は、人吉市が取り組んでいる地域活性化モデルケース事業のコアとなる取り組み、人吉ハラル促進区のハラル対応拠点整備事業のこの1点に絞って質問をさせていただきます。平成27年1月に本市が提案した、地域資源を生かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画が内閣府の認定を受け、地方創生の目玉の1つとして現在事業が進められています。

また、平成27年2月には株式会社カミチクが人吉中核工業用地への進出を表明され、人吉市と株式会社カミチクとの間で施設の新設に関する覚書が締結されております。この覚書の内容の主なものとして、施設の新設及び創業に伴う役務、資材、物資及び原材料については、

地元からの調達に配慮すること、雇用については、地元出身者を優先することなどが明記されています。

現在、人吉中核工業用地においては、前市長のときに契約された調整池工事、造成工事の事業が着々と進んでおり、平成27年度中にはハラール対応セントラルキッチンの形成と周辺環境整備の実現に向けて、用地造成等環境整備を終わらせるとの説明を聞いています。

また、地域再生計画では、平成28年度中に農林水産省所管の補助事業を活用し、ハラール専用の畜産物処理加工施設を整備することが検討されており、実際に、人吉市の2月17日付のホームページには、平成28年4月以降に着工、平成29年以降に操業開始予定と記載され、4月の統一地方選挙の際にも、早ければ平成28年度から食肉処理加工施設が建設されるとの話も聞いていましたが、その進捗状況についての説明はされていません。

松岡市長は、9月議会初日の所信の中で人吉中核工業用地への関連企業の集積を強力に推し進めたいと話されており、就任当初から行政の連続性を重視するとの言葉どおり、このハラール促進区実現に向け、畜産関係者など各方面の話を聞き、地元の金子代議員を初め、国・県の関係者との意見交換を行うなど、精力的に活動をされていますが、私は当初の計画どおりに進んでいないように感じています。

9月1日の全員協議会の中でも、さまざまな課題があるという話がありましたが、現在どのような課題に直面しているのか、現在の進捗状況もあわせて市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先般、国に選定されました地域活性化モデルケースを踏まえて作成いたしました、地域再生計画に掲げられた構想の1つとして、ハラール対応型のセントラルキッチンの形成という構想に賛同をいただく企業を迎えるために、現在、人吉中核工業用地の整備を鋭意行っているところでございます。

まず、企業受け入れのための環境整備としましては、お認めいただきました予算で、調整池工事や造成工事、さらには、敷地内の開発道路としての新入道路工事などを発注し、工事に着手している状況でございます。天候の状況等や予期できない事由等により、工期がずれ込むことも予測をされますが、国・県などと協議しながら進めているところでございます。

次に、施設の建設についての進捗状況でございますが、昨年から現在に至るまで県を初め、関係者への説明と協議を行ってきております。ことしに入りましてから、（仮称）人吉食肉センター事業計画の概要につきまして、株式会社カミチクから県の畜産課、健康危機管理課、食肉衛生検査所へ説明が行われております。その後、現在まで株式会社カミチクと情報交換をしながら協議を続けているところでございます。

私どもが目指しておりますセントラルキッチン構想は、全国でも有数の畜産業の盛んな熊本、鹿児島、宮崎の南九州3県の牛を活用した屠畜解体から部分肉加工処理まで一貫かつ大規模に行うフルハラール対応の食肉センターを核とした集積地域をつくり上げることであ

り、日本全国を見ても類を見ない施設でもあるため、そこには乗り越えるべきさまざまな課題、ハードルが存在するのは事実でございます。

現在、直面している課題といたしまして、建設資金にかかる国の補助金の活用がございません。食肉の処理コストの低減と部分肉流通コストの低減を図りつつ、食肉の安全性にも配慮した施設とするためには、一定の建設資金が必要となります。この資金につきましては、国の補助制度等の活用など、さまざまな手法が考えられますが、国の補助制度を活用する場合には、まず、国の食肉の流通合理化を図るためのガイドラインに基づく事業計画の整理等を行い、県食肉流通合理化計画への位置づけが必要となります。

この事業計画の作成に当たりましては、ハラール認証、HACCP（ハサップ）——これは食品の安全を確保する衛生管理手法のことでございますが、さらにはISO22000——これは食品安全マネジメントシステムの国際規格でございます——の取得を初め、対米及び対EUへの輸出にも対応できる施設を目指されているため、輸出相手国が求める施設、衛生基準をクリアする必要がございます。

また、厚生労働省が定める屠畜情報に基づく高度な衛生管理基準の審査も必要になってまいりますので、許可権者である熊本県と協議が必要でございます。こうした部分をクリアして、国の補助事業の申請協議に入ることとなります。現時点では、この部分の調整に最も時間を割いている状況でございます。

なお、国の補助事業を活用しない場合は、県の食肉流通合理化計画への位置づけは不用ですが、屠畜情報の手続に基づく県の審査を受けた上で、着工前に県知事による認可が必要となります。

そのほかの課題といたしまして、地域内の既存の屠場との連携、そして何よりも近隣市町村や農業者、農業団体との調和が必要となってまいります。

また、地域再生計画に掲げられました、もう1つの構想として、ハラールニューツーリズムの確立がございますので、この点は人吉市単独ではなく、人吉球磨地域と肥薩線沿線が一体となって取り組む必要性を感じておりますので、今後の自治体間の連携が必要と考えております。

さらに、施設からの排水処理に関して、河川関係者との協議も別途必要となってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 現在、直面している課題については、建設資金にかかる国の補助金の活用、県の認可、近隣市町村や関係団体との協議、また連携などクリアすべきさまざまな課題があるということでしたので、幾つか課題について詳しく聞いていきたいと思っております。

この事業を進めるに当たり、大きな課題の1つに屠畜場建設が上げられると思っております。

私が、屠畜場について調べたところ、厚生労働省が毎年実施する屠畜・食鳥検査等に関する実態調査によると、全国の屠畜場数は平成22年は187施設、平成26年度では179施設となり、ここ5年間で毎年廃止されている状況であります。

この要因については、農林水産省が実施する平成27年2月に公表された、食肉処理施設実態調査を見てみると、収入である屠畜量と屠畜処理コストが見合っていない。屠畜量以外の食肉製品化で収益の改善を図っているが、経営が厳しいとの調査結果が出ています。

また、この調査によると、集荷頭数の減少で屠畜場の再編整備が必要との意見もあり、農林水産省も全国の屠畜場稼働率が平均で64%と低位であることから、再編整備を推進することとしています。

県内の屠畜場の動きとしては、新聞情報になりますが、平成25年度に新設された熊本中央食肉センター、こちらは大手食肉事業者で運営されておりますが、わずか2年弱で経営が大変厳しい状況にあるとの報道もあっており、球磨管内から出荷していた全国でもトップクラスの規模である南大阪食肉市場もことし6月に集荷頭数の減少のため廃止したと聞いております。

ハラール牛についても、錦町のゼンカイミートが全国に先駆けて取り組んでいらっしゃいますが、相手国の国内保護政策や輸出条件など、さまざまな課題が出ており簡単ではないことが実証されております。

食肉事情を見るだけでも屠畜場の新設は、大変厳しい環境にあり、ほかにも先ほど市長の答弁にもありましたとおり、建設資金、県知事による認可、またさまざまな団体との協議等も必要になってくると思いますが、今後の屠畜場建設に向けての課題と見通しについて、お尋ねいたします。

○経済部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。私のほうからお答えさせていただきます。

建設に向けました課題につきましては、1回目の御質問で市長からお答えさせていただいているところでございます。

今後の見通しでございますが、まず、経営についてでございますが、屠畜解体から部分肉加工処理まで一貫して行うことで、経営の安定化を図られると伺っております。

現在、フルハラール対応の食肉センター建設に向けて、具体的な施設、設備の設計と事業計画の作成を株式会社カミチクにおいて、鋭意進められております。

資金面につきましては、国の補助事業の活用も視野に入れておられますので、市といたしましては、事業計画や衛生面等の許認可の面で詳細協議等に時間を要するものと認識しておりますが、国・県との協議におきまして、理解と協力が得られますよう努力してまいりたいと考えております。

次に、地域内の既存の屠畜場でありますゼンカイミート株式会社との連携、そして、近隣市町村や農業者、農業団体との調和につきましては、今後、既存屠畜場があります錦町をは

じめ、近隣市町村の首長への説明を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、農業者や農業団体への説明につきましても、株式会社カミチクからも説明会開催の要望がっておりますので、あわせて進めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、施設からの排水処理に関する河川関係者との協議につきましても、具体的な事業計画が定まった後、協議を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） カミチクさんも屠畜場経営の難しさをわかっていらっしゃると思いますし、また、その対策もとられていくことだろうと思います。

それも踏まえて、現在の事業計画をつくられていると思っております。ちょっと今までの答弁を聞いておりますと、現在、カミチクさんがその事業計画を進められている段階。国や県との協議に時間を割いている状態である、また、関係団体の協議は進んでいないため、まだ課題は解決していないということになると思いますが、当初予定しております平成28年度4月着工、平成29年4月操業開始になっている建設時期は、操業開始予定においても時期がずれ込んでいくというふうに考えてもよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○経済部長（大淵 修君） お答えいたします。

企業受け入れのための造成事業といった環境整備に関しましては、天候や予期できない事由によりまして、工期のずれの可能性もゼロではございませんが、予定どおりの計画で進めているところでございます。

雇用の場を確保するために、企業誘致を推進する人吉市としては、進出を表明された企業に対しましては、いわゆる三顧の礼でお迎えしたいと存じます。

また、国のまち・ひと・しごと総合戦略が示すビジョン及び戦略の大きな柱といたしまして、仕事をつくり、安定した雇用を創出すること、また新しい人の流れをつくることが掲げられており、今回の取り組みにおいては、国及び今後策定される人吉市の総合戦略の趣旨にも合致する重要な取り組みだと確信しているところでございます。

しかしながら、今回の進出に当たり、屠畜場といった許認可の発生する特殊な施設を附帯する施設の設置に当たりましては、先ほど述べましたとおり、県を初め関係機関との調整が必要不可欠となってまいります。

また、ハラール認証を初め、対米、対EUへの輸出にも対応できる施設を目指しておられるため、施設の整備と輸出相手国が求める認証や施設衛生基準などを同時進行で進めていく必要がございます。この点に関しましては、事業を進める我々だけの解決ではなく、相手先があつての話になりますので、必ずしも認証や衛生基準の合意形成の時期が確約されたものではございません。

さらに、近隣市町村を初め各種団体とのコンセンサスをとっていく必要も出てまいりますので、覚書において、操業開始時期を平成29年4月予定としておりますが、実際の操業予定時期につきましては、現時点で確定している事項でないことを御理解いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 屠畜場1つにおいても、課題解決にかなりの時間がかかっているということで、この事業の難しさが伺いとれるところがございますが、次に、土地利用計画について、質問させていただきます。

土地利用計画によれば、造成面積は約4.5ヘクタール、その中で（仮称）人吉食肉センターの建設予定面積が約2ヘクタール、残りの2ヘクタールにはセントラルキッチンを形成する関連企業を誘致することになってはいますが、現在どのような関連企業と交渉中なのか、公表できる範囲で説明をお願いいたします。

また、仮に造成が終了しても企業が進出しない場合には、造成費用などの交付金返還の可能性あるのかどうかも、あわせてお尋ねいたします。

○経済部長（大淵 修君） お答えいたします。

我々が掲げました構想に賛同いただき、株式会社カミチクが企業進出の表明をされ、平成27年2月12日に進出に向けての覚書を締結したところでございます。

人吉中核工業用地における全体の用地面積は、約4.5ヘクタールであり、具体的な用地売却面積等については、締結には至っておりませんが、議員御指摘のとおり、おおむね半分程度の土地利用になるのではないかと想定しております。

そこで、残りの土地についてでございますが、結論から申し上げますと、流通業を初め幾つかのお問い合わせがあつていらっしゃるところでございますが、企業誘致という業務の性質上、機微に触れる部分でもありますので、他の進出企業の想定につきましては、現時点では全くの未定と言わざるを得ない状況であることをお酌み取りいただきたく存じます。

残地に対する市の今後の企業誘致の方針といたしましては、ハラルに関するセントラルキッチン構想に基づく取り組みもありますので、業種を限定するものではございませんが、企業誘致活動の戦略としましては、まずは、食に関連した企業に対して重点的に誘致活動を展開していくことになろうかと存じます。

この点に関しましては、熊本県が平成25年3月に策定いたしました、くまもと県南フードバレー構想におきましても、県南地域の未活用の工業団地があることから、フードバレー構想の展開の中でこれらを積極的に活用し、県南地域への食関連企業や研究開発部門の誘致を推進するとの記載もありますため、セントラルキッチン構想実現のための心強い後押しを期待するものでございます。

また、企業の進出がなかった場合の交付金の変換についてでございますが、現在、内閣府の地域再生戦略交付金を活用しまして、事業費のおおむね2分の1の交付率で補助をいただき、人吉中核工業用地の環境整備を鋭意行っているところでございます。

しかしながら、企業誘致というものは、例えば結婚と同じで100%確約された手法というものは存在するわけではございません。どの自治体におかれましても、ある程度リスクと相当の覚悟をもって企業誘致を展開されているところであり、本市におきましても例外ではないわけでございます。せつかくのありがたい企業進出のお話が白紙撤回とならないように、我々といたしましても相当の覚悟を持ち、関係機関と調整を図りながら最大限の努力をしておりますが、仮に、想定いたしました企業の進出がないまま、工業用地が数年間未利用のままとなった場合、後年度の会計検査院の検査の結果、まことに遺憾ではございますが、このたびの造成事業への交付金の充当が不当と認められることも想定されます。その場合は、是正措置が講じられ、交付金の返還の可能性もゼロではないと考えております。そのような最悪の事態とならないよう、市が全力を挙げて努力するのは当たり前のことではありますが、さまざまな課題をクリアするのに要する時間等を勘案し、最小限のリスク軽減策というものも同時に図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 残りの土地については、幾つかの問い合わせがあっていると、うれしい答弁をいただきました。

また、県のフードバレー構想にも期待をしているということでしたけれども、万が一、企業進出がない場合には、交付金返還の可能性はゼロではないとのことでした。部長からは相当な覚悟をもって最大限の努力をしていくとの言葉をいただきましたので、さまざまな課題があると思いますが、交付金返還という最悪の事態にならないよう事業を進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

もともとの地域再生計画では、ゼンカイミートとの連携協力が上げられていました。国や県の指導などでも、既にハラール認証を受けた施設であるゼンカイミートとの連携協力、共存共栄を図ることは重要な課題であり、錦町をはじめ球磨郡の町村とも情報の共有や、この事業に対する理解を深める努力を人吉市がみずから行うことが重要であると聞いております。

加えて、この人吉ハラール促進区を実現した場合に、人吉球磨の畜産振興にどのように寄与するのか。また、どのような影響が心配されるのかなど、農畜産業の観点からの話が全く執行部の説明からは聞こえてきません。この点について、どのように考えられているのか。経済部長と市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 私のほうからは、周辺の自治体やゼンカイミートとの連携について、お答えをさせていただきます。

人吉球磨の地域資源を活用した地方創生の事業として、本市が提唱しますハラール促進区の計画に関しましては、ハラール牛肉を生産しておられた錦町のゼンカイミート株式会社には、実務の先駆者として当初から参画していただいております。

また、ニューツーリズムの開発、訪日される観光客を初めとした外国人受け入れ体制の構築、広域観光連携プロモーション活動推進等にも、本市と連携して取り組んでいただいているところでございます。

市といたしましても、ゼンカイミート株式会社にはモデルケース事業推進のため、今後もさまざまな面で、これまで以上に御指導、御協力を賜るとともに、連携していただきたいと考えております。

また、今回、本市と施設の新設にかかる覚書を締結していただきました株式会社カミチクでございますが、現在でも自社保有の牛をゼンカイミートにてハラール処理され、その肉を東京都内の自社経営の焼き肉店でハラール牛として販売しておられるなど、多方面にわたり連携していただいている状況にあると伺っているところでございます。

今後も、両企業間の関係が良好に保たれ、業務の連携、分担が図られることを期待しているところでございます。

次に、錦町をはじめ周辺自治体と情報を共有し、理解を深めることを人吉市みずからが行うべきではないかということに関してでございますが、市長就任後、私も錦町長を訪問させていただき、本市の事業計画に関するこれまでの経緯など、さまざまに意見交換をさせていただいたところでございます。

今後、錦町をはじめ関係町村にも本事業計画について、情報共有をさせていただくことで、人吉球磨地域の畜産振興を初め、農業振興全般の発展のため御協力、御支援を賜るよう努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（大淵 修君） お答えいたします。

本事業が人吉球磨地域の畜産振興にどのように寄与し、どのような影響があるのかという御質問でございますが、現在、株式会社カミチクの事業計画の概要はお聞きしておりますが、具体的な事業計画の作成段階であること。また、近隣町村を初め農業者や関係団体への説明や意見、要望の聴取を行っていない段階でございますので、現段階で具体的な数値等をお示しして、お答えできないところでございます。

株式会社カミチクにおける本事業の目的は、南九州における農畜産業の永続的な発展のため、6次産業化、海外市場開拓を主体的に推進していくこと。地域の雇用を創出し、経済活性化につなげることと伺っておりますので、本市といたしましても、将来的には畜産農家を

含め、高齢化や後継者不足が進む地域農業において新たな畜産農家の創出や酪農、繁殖、肥育農家の和牛生産、出荷拡大や耕種農家の飼料生産拡大による国産粗飼料の安定的な供給による農業経営の安定化につながるものと期待しているところでございます。

今後、市といたしましても、まずは株式会社カミチクとの協議を進めながら、本事業が人吉球磨地域の農畜産業の振興と雇用の創出、経済の活性化に寄与していくよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ゼンカイミートについては、今後も御指導をいただき、連携をしていくということでした。また、ゼンカイミートとカミチクは、現在も良好な関係であるということで安心しております。

市長におかれましては、これから近隣町村に説明を行っていくとのことでしたので、この事業についての理解を深めていただき、人吉球磨の農畜産業の発展のため御努力いただきたいと思っております。

また、農畜産業の振興についてなんですけれども、私が畜産農家さんとこの事業についてお話を聞きますと、全く説明がないので自分たちにメリットがあるのかどうか分からないと、また、隣接する県で口蹄疫等が発生した場合、搬出制限区域になったと、そういった場合に、よそに牛が運べないので、カミチクの屠畜場で牛が処理できるのかなど、いろんな話を聞くことがあります。確かに、カミチクさんが事業計画をつくるのかもしれませんが、市が農業者や関係団体と積極的に意見交換を行って、情報を集約し、カミチクさんに地元の意見や要望など情報を提供していく必要があると思われまますので、ぜひ、そのパイプ役になっていただきたいと思っております。

次に、推進体制についてでございますが、幾つかの大きな課題を抱える、この事業を進める上では、経済部や成長戦略室の一部の職員だけがかかわるのではなく、全庁を挙げて取り組む体制づくりが必要だと考えますが、今後の推進体制について、どのように考えているのか、総務部長、また市長にお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

さまざまにこれまでのやりとりを聞いておりまして、議員かなり、この事業に対しての御不安もお持ちだと思んですけども、それは解決しなければならない課題が数多く残っているのは、もうそれは当然、事実でございますので、今後、決して楽観することはできないと、私たちは思っております。

御質問の全庁的な取り組みの必要性、それから今後の推進体制につきましては、事業主体である経済部と、それを支える総務部が核となることは、これまでも、それから、これからも変わることはございませんが、先ほどおっしゃいましたように、さまざまなセクションの

方の御意見を、今後はいただくなど、課題解決のために一步踏み込んだ推進体制をつくることも、今後有効ではないかというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） 今後の推進体制についてですが、ただいま総務部長が答弁いたしましたので、私のほうからは、その事業そのものについて、大きな視点で話をさせていただきたいと存じます。

本事業は、地域資源を活用し農畜産業の振興に資する国もモデルケースとして認定した、チャレンジに値する初めての取り組みと捉えております。目指すゴールまでには、まだまだクリアしなければならないさまざまな課題、ハードルがあるということは認識しておりますが、この事業を成功に導くことができるならば、地域における雇用の創出、関連産業の集積を図ることのみならず、人吉球磨、ひいては熊本県、南九州の畜産産業の振興に寄与する事業と考えております。

その課題解決のためには、周辺自治体や熊本県との連携はもとより、農業関係団体、経済団体などの御協力も必要不可欠と考えております。

つきましては、この事業の推進体制をさらに充実したものとし、課題解決に邁進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ぜひ、地方創生につなげるためにも、推進体制を充実させ、また市長がリーダーシップをとり、全庁一丸となって、この事業に取り組んでいただきたいと思います。

今回、さまざまに御答弁をいただきました。さまざまに課題が絡み合っているように思われて、人吉ハラル促進区実現に向けて、決して楽観視できない状況にあると感じています。

最後に、この事業をめぐる肝といいますか、市長が感じておられる難しさ、統括でも構わないのでお聞かせください。よろしく願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本事業の抱える課題、見通しなどを私及び担当者から答弁をさせていただきましたが、市が抱える課題、事業者さん、つまり株式会社カミチクさんを取り巻く課題、あるいは両者に共通する課題等々があり、少し整理が必要だと感じております。総括ではございませんが、この事業の一番最初で最大の障害、つまりハードルについてお話をさせていただきます。

先ほど、お答えさせていただきましたように、また、宮原議員にも御指摘をいただきましたように、このセントラルキッチン構想の中心的施設であるのが、屠畜場であり、世界市場を見据えた最新鋭の施設がこの構想の牽引部分でございます。

繰り返しになりますが、この屠畜場の建設については、熊本県の許認可が必要なものでご

ございますが、県の許認可をいただける見通しが、非常に厳しいということが、最近になってわかってまいりました。もちろん許認可の申請は、事業者が行われるわけですが、見通しの段階から、そのハードルの高さ、特殊事情の存在等が顕在化したという状況でございます。

多くの関連事業が、この核となる建設事業の事実が判明した時点で暗転し、タイムスケジュールの大規模な見直し、計画自体の変更も視野に入れなければならない状況や、そこから交付金等の取り扱い等にも波及する事態が予測されております。構想自体が頓挫したというわけではございませんが、国・県に相談を申し上げながら、事業の継続に向けて方策を講じているという状況を、ぜひ御理解いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 地方創生の目玉として、ハラール促進区を打ち出したけれども、乗り越えるべきハードルがたくさんあり、現在、一つ一つ課題解決に向けて取り組んでいらっしゃる状態だというふうに捉えております。

市長におかれましても、課題や経過を明らかにしていただき、相当な覚悟をもって、この事業に取り組んでいらっしゃるというふうに感じました。これからも、国や県と連携をとって、この事業を進めていただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆様、こんにちは。4番議員の大塚則男です。

先月8月29日、カルチャーパレスにおいて開催されました、日本遺産フォーラム in 人吉球磨に参加させていただきました。

その中において、球磨工業高校の文化財建造物の修復などの実践発表や球磨商業高校の日本遺産を活用した地域づくりの実践発表は、本当にすばらしく感動しました。

さらに、球磨商業高校の皆さんは、九州地区商業研究発表大会において、日本遺産をPRされ、優秀賞を獲得、21日に「沖縄」で行われる全国大会に出場されるとのこと。大会においては、人吉球磨を宣伝いただくことになり、深く感謝し、すばらしい成果を期待したいと思います。

さて、今回の一般質問通告は、1点目、御溝川問題について、2点目、教育関連として、土曜授業の復活と夏季休業短縮の取り組みについて、質問させていただきます。

まず、御溝川河川改修事業計画について、お尋ねします。

御溝川は、万江川上流から取水して市街地を西へ流下し、途中で分流した後、福川に合流しています。昭和47年4月に県管理の一级河川に指定されています。

環境的にもすばらしい御溝川ですが、梅雨時、台風時などは支流の山江川までも増水し、想像もできないぐらいの流量になり、瓦屋町内下流域に対して、多大な被害をもたらすこと

になってしまいます。

御溝川河川改修事業は、事業主体が熊本県であることは、これまでの本議会一般質問において承知しているところです。起因については、人吉市議会会議録にも記載されていますので、改めて述べませんが、御溝川二次放水路計画については、平成14年、15年、16年と事業説明は行われたものの、その後、平成17年からことし2月まで休止状態にありました。ことし3月に御溝川河川改修事業計画なるものが土地改良区の御理解をいただき、再度、動き始めたものと受けとめ、長年、毎年のように水害で悩んでこられた皆様が浸水の心配がなく、安心して生活いただく日がやがて現実なものになるものと、大きな期待感をもちました。

今回、御溝川二次放水路計画案の説明会、8月3日上林町内、8月4日瓦屋町内、8月5日合ノ原町内の3カ所において、熊本県の担当者の方にお見えいただき、御説明をされました。市役所建設部からも参加され、私も参加させていただきましたが、各会場とも地域の方の参加が乏しかったように思いました。その中においても、さまざまな御意見、要望などが出ていたように思います。

まず、御溝川第二放水路ですが、説明会において御溝川二次放水路計画案は、放水路延長が1,300メートルと示されました。御溝川から万江川までの水路になるわけですが、その場所において農業用地や宅地、あるいは用水路などが関係してくるものと考えます。過去において5つの御溝川二次放水路ルート比較が作成されていました。

そこで、お尋ねしますが、説明会において示されました放水路ルートは、1つのルート案として受けとめてよいのか。それとも、今回のルートは二次放水路ルート比較から検討され、絞り込みを行った上で、最善として提示されたのか。

また、今後、用地交渉を行う上で、難航した場合ルートの変更ということは考えられるのか。お尋ねします。

また、御溝川二次放水路計画を進めるに当たり、地権者の数はどれだけなのか。その関連すると思われるものはあるのか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

御溝川及び二次放水路・三次放水路につきましては、事業主体が、先ほど言われましたけれども、熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局にお尋ねした範囲内でお答えをさせていただきたいと存じます。

二次放水路事業の経緯につきましては、議員が申されましたとおり、事業計画が開始しました平成14年度から、地元意見の集約調整を進めてまいりましたが、関係者の皆様になかなか御理解を得ることができず、平成17年度から休止状態となったところがございます。その中におきまして、平成27年3月、ことしの3月に一定の御理解がいただけたと判断し、8月3日から8月5日までの3日間、地元説明会を再開されたところがございます。

まず、お尋ねにありました二次放水路のルートでございますが、8月の地元説明会で説明

いたしましたルートにつきましては、平成9年に設立いたしました御溝川河川懇談会においてなされた提言をもとに、総合的に検討し計画した案を説明されたところでございます。

また、次にお尋ねにありました二次放水路計画の地権者数はどれだけなのか、また、関連するものはあるのかという御質問でございますが、8月に行いました地元説明会におきましては、さまざまな意見がございました。

今後は、説明会であった意見を踏まえ、再検討をまいりますので、はっきりとした地権者数及び関連するものと思われるものなどは、まだ確定していないとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 済みません。1点ちょっと訂正をお願いいたします。

先ほど発言の中で、私、球磨商業高校全国大会「沖縄」と申しましたけど、「青森県」の間違いでしたので、訂正をよろしく申し上げます。大変失礼いたしました。

ただいま二次放水路のルート、地権者数、関連すると思われるものなどについては、現段階では確定してなくて、今後、検討していかれることだと受けとめますが、二次放水路のルート案でなく、できるだけ早く確定ルートをお示しいただき、時間をかけず地元の皆様に関わりやすく、より丁寧な説明を行っていただくよう、事業主体の熊本県にお願いしておきたいと思っております。

次に、御溝川二次放水路が完成しますと、主に、山江川からの流水を万江川に放水することで、御溝川下流域の浸水被害を防ぐ効果があります。しかし、万江川が異常な増水になり、御溝川二次放水路に逆流の可能性が考えられるとき、御溝川二次放水路から万江川に放水できない事態も起こり得るかと思っております。その場合、対策の1つとして延長1,300メートルの二次放水路内に、貯水することも可能なのか。また、山江川からの流入量はどれぐらいを想定されておられるのか、お尋ねします。

また、御溝川下流域の洪水防止対策として取り組む二次放水路が完成することで、該当地区の上林町内、合ノ原町内の一部において、二次放水路からの越流水害は起こり得ないと、私は考えますが、この受けとめ方で間違いないか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

二次放水路は、洪水時に御溝川の水を万江川へ放水するための施設であり、水を貯水するための施設ではないとのことでございます。

また、山江川の流入量でございますが、最大15トンが想定されております。

次に、上林町内、合ノ原町内の一部において、越流水害は起こり得ないかとの御質問でございますが、万江川が増水し放流困難となった場合、合ノ原町内と万江川接岸部に設置するゲートを閉めるため、越流水害はないと考えているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 確かに、洪水緩和対策であることは承知していますが、想定外の事態になったら、一時貯水をするを起こり得ると、私は思っています。

また、越流水害については、確率は少ないということですが、地域住民の皆様は少ないではなく、起こり得ないとの回答を期待されていると思います。今後、県は説明会をやっているかと思いますが、その際には、しっかりとした回答をお願いしておきたいと思います。

次に、御溝川二次放水路の用地交渉に当たる地権者の皆様は、先ほど数は述べてもらっていませんが、相当数おられるのではないかと思います。御溝川二次放水路工事着工に向け、説明会を終えた後、地権者の皆様へ用地交渉を進めていかれるわけですが、同意を得るための用地買収も長期化するものと理解します。

現段階において、熊本県の構想としては、用地買収にかかる年数と本体着工から完成までの年数を、長期構想計画としておよそ何年と考えておられるのか。全ての地権者の同意が得られての着工になると考えるが、例えば、下流域において用地交渉の同意をいただいたところから、部分着工はできないのか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、用地買収の年数でございますが、用地買収の年数につきましては、各地権者の同意を得なければならないため、一概に何年と区切ることはできないと思われまます。早期に工事着工するために、地権者の同意を得て用地取得に向け努力をしてまいりたいとのことでございました。

また、工事期間等につきましては、用地の進捗状況によるところでございますが、下流から順次工事に着手する計画であるとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 確かにおっしゃるとおり、用地買収の年数というのは、地権者の立場ありますので、簡単には年数等上げられないと思います。

ただ、本体着工から完成までの目標年数については、私の記憶では、これまでの県の回答を見ますと、おおむね5年とされていたように思います。きょう、ここで県からの回答が述べていただけない理由として、私が考えるのは、この事業の最初の取り組みが平成9年ごろだと思っておりますが、その間の18年間、振り返りますと何ら対策が打てなかったこと、その間においても浸水被害は、今と全く同じであり打開策を講じていただけなかったことも、おおむね5年という表現ができないのかなというふうに思っております。

地域の事情もあったことは存じていますが、今回こそは滞ることなく、早期着工を目指していただくことはもちろんのこと、関係者の皆様から納得いただける対応と、先ほど申しま

したような丁寧な説明を県に対して、重ねてお願いしておきたいと思います。下流域から工事はやっていただけるということで、少し、本当に着工に向けて進むのかなと、私は再度期待したいと思います。

次に、御溝川三次放水路について、お尋ねします。

御溝川三次放水路については、平成24年6月議会において、御溝川河川問題の一步前進であると、私は述べさせていただきました。答弁として、今後の事業着手に対して、県は整備計画は慎重に進める必要があることから、現在、最後の詰めを行っているとの回答がっています。

当時の建設部長も御溝川問題の一日でも早い問題解決に向けて、熊本県と人吉市一体となり今後も取り組んでまいりたいと述べておられます。平成26年議会においても、当時の建設部長から県に確認しての答弁として、現在、用地買収に御協力いただけるよう交渉を重ねている。地域住民の皆様には郵便、電話などで連絡をとり、直接訪問などを行い説明されていて、地権者から同意をいただけるよう鋭意努力、交渉中であるとの答弁がっています。

平成23年度から一部用地測量に着手されていますが、あれから4年経過した現在、どのような進捗状況なのか。また、課題としてとらえておられることはないのか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

三次放水路の進捗状況の御質問でございますが、三次放水路につきましては、平成23年度から事業着手しておりまして、平成24年12月に地元説明会を開催し、平成25年1月からは地権者へ戸別訪問による事業説明を行っております。

現在は、地権者への交渉を続けているところでございますが、その中におきましては、平成26年度に一部用地を取得しているとのことでございました。

今年度は御溝川と鷹木川の合流地点から、県道坂本人吉線までの区間で、下水道管の移設が必要なため、人吉市水道局と協議を行っている状況とのことでございます。

また、課題でございますが、残る用地の取得に時間を要しておりますが、全力で取り組みたいとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今の県からの答弁をお聞きしますと、平成23年度から事業着手して、平成25年1月から戸別訪問を実施されて、現在も交渉いただいているようです。

平成26年度に一部用地取得しているとありましたが、一部とは全体の何割なのか。私は理解できませんが、もうその時点で、既に難航しているのではないですか。課題にしても排水ルート全体の確立した計画ができていない状況にあると受けとめざるを得ません。

当時、御溝川二次放水路計画が進まない状況において、対策として示された御溝川三次放水路だと思います。私は、御溝川対策は二次放水路・三次放水路両方の完成が不可欠と捉え

ていますので、停滞することなく早急な取り組みを重ねて、お願いしておきたいと思います。

次に、御溝川対策全般について、お尋ねします。

御溝川二次放水路、御溝川三次放水路とも水害対策の放水路として整備されるなら、通常は流入はないものと考えてよいのか。また、御溝川第二放水路流入り口と排水門の操作はどこが行うのか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

整備された御溝川二次放水路・三次放水路におきましては、御溝川からの溢水を防止する放水路であり、基本的に通常時の流入はないとのことでございます。

また、現在共用している一次放水路の操作につきましては、人吉市に委託しているところでございます。御溝川二次放水路入り口と排水門の操作につきましても、今後、人吉市と協議を行ってまいりたいとのことございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ここで関連としてお尋ねしますが、樋門操作員の手当は球磨川を管理する国は、年間手当プラス出勤時間で支給されていると思います。

しかし、御溝川を管理する県は、何回出勤しても年間手当だけの支給になっています。出勤時間は御溝川のほうははるかに多いと思いますが、国と県の違いは何を基準とされているのか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

球磨川水系における樋門操作につきましては、九州地方整備局八代河川国道事務所と本市との間で委託契約を締結し、17カ所の排水樋管操作を受託しております。

また、御溝川につきましては、熊本県と本市の間で委託契約を締結し、14カ所の排水樋管操作を受託しているところでございます。

大塚議員御指摘のとおり、球磨川水系の樋門操作にかかる手当は、年間手当と、それから出勤手当、これは出勤時間で試算をいたしております。あわせて支給をしておりますが、県の河川につきましては、年間手当のみとなっているところでございます。県に確認をしましたところ、実態を確認し関係自治体と再度協議をさせていただきたいと、そういうふうに向っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただいたように、ぜひ実態の確認をお願いしたいと思います。これを見ますと、国交省のほうは、年間が6万7,000円ですか。県のほうは4万1,100円です。これは国交省がさらにいろいろな基本額とか、夜間とか、操作以外とか待機ですね。あるいは待機48時間、細かくさらに区別して支給されるんです。ところが、御溝川のほうは、

もうこれ切りだけです。何回出ても4万1,100円なんです。何で違うのかと思ったわけです。川が大きいとふえるのかなと思ったんですけど、そういったことはないと思うんですが、私はこの際、しっかり協議していただきたいと思います。

樋門操作員の手当にも関係すると思いますが、それと今後、考えられるのは高齢化による操作員のなり手不足が生じると思うんです。先ほどの答弁で、一次放水路は市に委託しているということなんですが、この際、県におかれましては、一次放水路も含めたところの一次放水路・二次放水路・三次放水路とも、もう一度現状を確認していただき協議をお願いしたいと思います。

もう一点として、御溝川増水時には市の防災安全課、建設部から出動いただき、浸水防水対策などを行っていただいています。増水時は昼夜時間問わず本当にお世話になります。その際、毎回水防対策として土のうを準備され、現地に設置いただくわけです。災害に備えての土のうづくり、浸水発生のおそれがあるとすぐに土のう運搬、設置、撤去など、これまで毎回毎回長きにわたり行っていただいています。

地域住民の皆様の安心安全、生命・財産を守っていただいているとはいえ、携わっていただく職員の皆様の御苦勞を考えますと、頭が下がる思いです。

熊本県の管理である一級河川御溝川が増水することで被害を受ける市民に対して、被害を最小限に抑えるための対策を、市の負担で行っているわけです。全て市の負担だけで行うことなのか。私は疑問を感じています。

そこで、この現状を県として、どのように捉えておられるのか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

大塚議員申されましたように、現在、ことしから東支部と西支部が一緒になりまして、災害対策川北支部というふうになっておりますけども、御溝川における土のう運搬、設置、撤去等につきましては、現在、災害対策の川北支部において全て対応を行っているところでございます。

お尋ねの、この現状を県はどのように捉えているのかということでございますけども、県のほうに確認をとりましてお尋ねをしましたところ、水防法で、市町村の水防責任が規定されているということございまして、現段階で関係自治体での負担であると、そういうことをお伺いしてきたところでございます。確認をさせていただいたと、ちょっと寂しい答弁でございますけども、そういうことをお伝えしておきたいと思います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます、御答弁。

御溝川などの増水において、水防に要する費用、大量の降雨などに対しての水防責任は、水防法で市町村の責務になっているということだと思っております、御溝川の場合、過去から

して、何年浸水被害が続いているか。熊本県におかれましては御存じのはずと思うんです。例えば、この資料を見ますと昭和50年から、ほぼ毎年のように水害が発生しているんです。地域を含むさまざまな問題で、御溝川二次放水路計画が休止になっていましたが、それでも何らかの水害緩和対策を私は熊本県は講じるべきだったと考えます。それがあって、市のほうに責務といわれるなら、私もそんな気がするんです。例えば、数年に1回の災害であれば、先ほどの市町村の責務については理解しなくてはならないかもしれませんが、毎年のように被害を受けられている住民の方は、どのような気持ちでおられるか。私は察してほしいと思います。

また、水防法の規定があるとはいえ、長期間、人吉市、また市の職員に全てを託されていることについては、私は熊本県としては実態をぜひ検証すべきだと思います。

次に、御溝川二次放水路、御溝川三次放水路においても、今後、逐次説明会などを行っていただくものと考えます。

御溝川二次放水路における用地交渉は、これからの先の取り組みであり、御溝川三次放水路においては、事業着手しているとはいえ、さまざまな課題があるようです。そのような状況の中で、ほぼ同時進行となる用地交渉などに対して、市としては十分な協力は行っていないものと考えます。

ただ、3、4年で定期異動があります県担当職員におかれては、担当職員数の配置、事業引き継ぎ、継続対応などは、しっかりと行っていただけのもんと思っておりますが、改めて、そのことについてお尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

過去・現在におきましても、適切に引き継ぎを行い対応をしているので、今後も適切に対応してまいりたいとのことをございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 簡潔で適切なお言葉の答弁いただきまして、ありがとうございます。

これを聞きますと、いつもそうなんです。いつもその答えです、県の答えは。適切に対応していきますということで、私は前回の質問のときやったですか。すごろくを例えて言いました。こう進んでいっては、また変わって戻るといふ、そういったことがあったら困りますと言ったんですけど、確かに、私は県の職員にお願いしたいのはやはりきちっとした引き継ぎを、ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

御溝川二次放水路・三次放水路ともに、事業着手とはいえ、事業自体が長期構想であり、完成に至るまでは、相当な年月を要するものと考えます。

しかしながら、毎年毎年浸水被害は起こっています。ことしも当然のごとく浸水に見舞われ、今回は浸水状況が全国放送されたことから、何人かの友人、知人の方がテレビ見たけど

大丈夫かと電話をいただきました。幸いにも、私の住まいは一次放水路の下流にありますので被害を受けることはなく、一次放水路の効果というものを直に感じています。

そのようなことから、毎年浸水被害に遭われている住民の皆様を考えますとき、二次放水路・三次放水路の早急の完成をお願いし期待しているところです。今回の事業着手については、大変ありがたくとらえています、どうしても長期間の日数を要することになります。

そこで、二次放水路・三次放水路が完成するまでに、今できること、行うべき浸水対策については、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

御溝川二次放水路・三次放水路が完成するまでは、現在のような状況が続きます。そのため県におきましては、平成25年度に監視カメラを設置し、地域住民への情報発信を行っているとのことでございます。

また、本市といたしましてもパトロールや、県の監視カメラ情報などを活用いたしまして、現在と同様に交通規制等の安全対策をとってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 何の対策もなく、現状のままで御溝川二次放水路完成を待つことは、これまでと同じく住民の皆様は、毎年水害を受けていくことになります。今、述べていただきましたように、監視カメラ設置、あるいはパトロール実施、いずれも早期対応には大変ありがたいと感謝します。

先ほどの答弁の中にありました、大量の降雨に対しての水防責任は市町村の責務となっていることは理解しながらも、地域市民の皆様のことを第一にお考えいただき、まず、今できる対策として、しゅんせつできる場所の確認、そして実行、浸水常習区域の確認、どんな対策がとれるか。県は、ぜひ私は行っていただきたいと思います。これは、ぜひ要望としてお願いしておきたいと思います。

特に、しゅんせつについては、前々から質問を出しておりますが、なかなかしゅんせつしていただく箇所が少なく、上流まで上がってきておりませんので、ぜひ、これは再度、要望としてお願いしておきたいと思います。

長年の懸案事項として、御溝川防水対策である御溝川二次放水路・三次放水路については、今回こそ事業に着手できる最後の機会と私は捉えています。もちろん当然のことながら、地権者の同意を得ることが前提になりますが、これまで20年近く休止状態の中、幾度となく浸水被害に悩まされた住民の皆様の精神的苦痛、高齢化による体力的疲労など考えたとき、もうこれ以上の先延ばしをするのではなく、市としても県と一体となり、今度こそ早急に取りかかっていたいただきたいと考えます。

そこで、市と県の連携についてのお考えを、再度お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

県におきましては、御溝川二次放水路・三次放水路いずれの事業も、御溝川の浸水被害を軽減するために欠かせない重要な事業であると認識し、予算を重点配分しており、人吉市や地元の協力を得ながら実現に向けて取り組んでまいりたいとのことをございました。また、本市におきましても、県と協力いたしまして、この事業が少しでも早く進むように努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 答弁としましては、過去の質問のお答えと、ほぼ同じであり、これを考えますと、事業の着手、進捗に対して困難と、またできる期待と難しいという不安が重なっているのではないかと、私は思います。

ここで、市長お尋ねしますが、松岡市長におかれましても、議員時代から気にとめていただいていた御溝川問題、早急の取り組みを期待しながらも事業主体が熊本県であり、さまざまな課題に直面し、今日まで事業休止状態でありました。今度こそ事業着手に向けた対策が図られると期待したいところですが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

御溝川問題につきましては、毎年梅雨時期、そして台風の時期等、沿線住民の皆様、そして通学する人吉西小の児童たちに大きな負担をかけている本市にとりましても、長年の最重要課題と認識しているところでございます。

今般、市議会におかれましても治水・防災に関する特別委員会を設置いただき、御溝川対策についても調査検討をいただくことになったと報告を受けております。この場をかりて、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

この治水対策でございますが、大塚議員おっしゃいますとおり、平成14年度の事業開始から約13年が経過し、なかなか進展せず、いまだに御溝川の冠水等で不安に思っておられる市民の方々が多数いらっしゃいますことは、本当に心痛のきわみでございます。念願であります、この二次放水路・三次放水路が早期に完成し、御溝川流域の水害がなくなりますよう、熊本県への働きかけ等、本市といたしましても一層の努力をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長から、大変心強いお言葉をいただきました。ぜひ、御溝川問題に取り組んでいただきたいと思っております。

これまで、幾度となく御溝川問題の一般質問をさせていただきました。事業主体が県であることから、市議会における質問、要望に対して県はどのような受けとめ方をされたのか。私自身わかりません。例えば、ここで仮に私が再質問しましても、県の事業であり、即、正

確な回答を得ることはできないわけです。

今度からは、角度を変えて、地元選出の県会議員のお力をおかりし、県議会において、ぜひ取り上げていただきたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時44分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） それでは、2点目の土曜授業復活と夏季休業短縮の取り組みについて、お尋ねします。

夏休みも終わり2学期がスタートしました。報道番組を見ますと、2学期始業に当たり、テーマとして2学期から増加する不登校対策、いじめ問題、自殺防止対策などについてと耳を疑うような問題について報道がなされていました。これが現実なのかと思いつつながら、先生方を初め保護者、関係機関、地域の方の児童生徒への対応に危惧しながら、今後、教育環境、社会環境はどのように変化していくのか、不安を抱いた次第です。

大阪府寝屋川市において、中学1年生男女二人が大変痛ましい事件に巻き込まれ、とうとう命を亡くされました。心から御冥福をお祈りしたいと思います。加害者に対しては、憎しみは起きても同情の余地など全くありません。

ただ、なぜ深夜のあの時間帯に外出しなくてはならなかったのか。家庭環境はどうだったのか。夜間外出に対して、保護者として適切な指導はできなかったかななど考えますと、大変残念でなりません。都市部における犯罪とはいえ、一般の普通の生徒が被害に遭ったことで、教育関係者は大きな衝撃を受けておられると思います。

1回目として、教育委員会は今回の事件を、どのように受けとめておられるのか。学校現場には2学期のスタートに際し、不登校対策、いじめ問題、あるいは自殺防止など、生徒の観察などについて、何らかの助言はなされたのか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

大阪府寝屋川市におきまして、中学1年生二人のとうとう命が失われた事件は、私たち教育に携わる者にとりまして、まことに心が痛む耐えがたい事件でございました。二人の生徒の御冥福を、心からお祈りしたいと存じます。

この事件につきましては、現在も警察による調査が続いており、事件の原因や経過の究明が待たれるところでございます。

また、私たちは決して無関心であってはならないこと。家庭が、学校が、そして地域が、常に温かい目で見守る社会をつくらねばならないと意を強くしたところでございます。

さて、本市の小学校においては8月31日から、中学校においては8月27日から既に2学期が始まっておりますが、子供たちは元気に2学期を迎えることができましたと伺っております。2学期のスタートに際しということでございますが、その前に、夏季休業日を迎えるに当たってのほうを、先に述べさせていただきたいと思っております。

各小中学校には、平成27年度7月6日付で県教育委員会からの夏季休業中の生徒指導についての通知を受けて、いじめ・不登校・問題行動等の未然防止及び具体的な対応についてお願いしたところでございます。

さらに、平成27年7月30日には、市内の各小・中学校宛てに、夏季休業中の不登校・不登校傾向児童生徒への対応についての通知を出し、本市の喫緊の課題の1つである不登校の未然防止と児童生徒が安心して新学期を迎えることができるようにするための信頼関係づくりのための取り組みをお願いいたしました。

その結果として、各学校から新学期からの登校が心配される児童生徒、計38名について、個々の具体的な対応について、御報告をいただいたところでございます。

夏季休業中にも、電話連絡、家庭訪問、教育相談の実施など、学校と児童生徒、保護者をつなぐ信頼関係づくりが行われ、また、各関係機関との十分な検討等も行われております。

さらに、学力の向上のための学習会や個別指導も行われておりました。

このような細やかな寄り添った取り組みにより、本市の子供たちが健やかに夏季休業期間を過ごし、安心して新学期を迎えることにつながっていると考える所存でございます。

議員御質問の件につきましてですが、9月2日に開催いたしました市内校長会議におきましても、寝屋川市での事件にも触れ、児童生徒の問題行動等の早期発見及び対応や、不登校・不登校傾向の児童生徒への対応につきまして、改めてお願いしたところでございます。

また、第2学期初めの時期には、子供の自殺が多いとの報道もあっておりましたので、学校においても児童生徒の心のSOSを捉えるための取り組みがなされるよう確認をし、重ねてお願いしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきました。学校現場ともしっかり連携いただき、夏季休業中の対応など、特に不登校対策、不登校ぎみの対策、あるいは始業時においては、児童生徒の学校における取り組み、確認を行っていただいている教育委員会、学校現場との協力体制に心強さを感じました。

さて、平成14年度から始まりました小中学校の週5日制、そして教育現場においては、家庭教育の充実や教育環境の改善、地域の教育力向上と、その連携を目標として、総合的な学習の時間の新設で基礎基本を確実に身につけ、みずから学び、みずから考える力などの生きる力を育成するための学習指導要領、ゆとり教育でした。その後、平成23年度小学校、平成

24年度中学校の新学習指導要領が実施されています。この改訂は知識・道徳・体力を重んじた生きる力の育成を実現するとなっています。この改訂により、これまで減り続けていた授業時間は増加し、以前からありました総合的な学習の時間が大幅に削減され、主要5教科及び保健体育の時間が増加しました。

このことから、各小中学校において、授業時数を確保するためにさまざまな対策を検討されてこられたと思います。

議会においては、平成25年9月議会において、西議員から教育長に対して、土曜授業復活についてのお考えを質問されています。答弁として、熊本県において、平成25年1月11日付で小中学校における土曜授業の実施にかかる基本的な考え方について、通知文が出されている。ただ、その中の基本的な考え方としては、学校5日制の趣旨を踏まえつつ行うようにとされており、実施の場合、現段階では縛りがある。1として、家庭・地域との連携による授業や学校行事。2として、保護者や地域住民などへの公開授業とすることとしてあります。実施回数は、月2回以内、土曜の半日とし終日で行った場合は、振りかえ休業日を設け、児童生徒の負担に配慮することとされています。

一方、教職員の勤務時間については、週休日を行うことなどの規定があり、現段階では、この範囲内で実施していくことを考えていると答弁され、先ほどの縛りが緩和されるなら、その基準に沿った土曜授業のあり方を検討していきたいと述べておられます。

平成25年9月議会時は、文部科学省の土曜授業に関する検討チームは、6月の中間報告のまとめだったと思います。

2回目の質問として、最終報告はどのようにまとめられたのか。また、教育長が述べられた縛りの緩和などについては、どのように示されてあるのか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えします。

文部科学省の土曜授業に関する検討チームの最終のまとめが、平成25年9月30日に出されております。その検討内容として、土曜授業に関する調査のまとめや、平成26年度概算要求への対応、中央教育審議会における意見交換等について述べられておりました。

さらに、学校の設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることを、より明確にするために、学校教育法施行規則の一部が改正され、平成25年11月29日に公布・施行されたところでございます。

また、熊本県におきましては、平成27年2月24日付で小中学校における土曜授業の一層の充実に向けての通知が出され、土曜授業の内容に通常の教科等の授業がつけ加えられ、補充発展的な学習や個別指導の充実に重点を置いた指導と、さらに学年の実態に応じた学年単位の授業が例として示されております。

つまり大塚議員からの御指摘のとおり、土曜授業では家庭・地域との連携による授業や学校行事、そして、保護者や地域住民等への公開授業が行われておりましたが、土曜授業の縛

りが緩和され、学力充実のための通常の教科等の授業を実施することも可能となっているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 従来の土曜授業が緩和され、通常の教科等の授業が可能になったということだと思えます。

このことで土曜授業実施が九州各地かなり広がりを見せていると思えます。完全学校週5日制から13年余りが経過する中、子供たちを取り巻く教育環境や社会状況も大きく変化しています。土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちもいるのではないか。子供の成長期における学力に大きな影響を与えないか。そのような土曜日のあり方、学校、家庭、地域の連携による教育環境は図られているのか。文部科学省の土曜授業に関する検討チームを、そのことを踏まえて、土曜授業のあり方を検討されてきたようです。

角度を変えていきますと、現在、年間の休日日数はおよそ何日なのか。2015年のカレンダーにて数えてみました。土曜・日曜・祭日を合計しますと120日あります。これに夏休み、冬休み、学年末休業を加えますと、おおよそ170日ぐらいが休日になります。

小学校1年生は年間総授業数が850時間、2年生が910時間、3年生が945時間、4年生から6年生までが各980時間、中学校においては、1年から3年まで各1,015時間となっていると思えます。

学校で、毎日毎日6時間授業ができるならば、190日の日数で行うことは可能だと思いますが、現実的には難しく、他市の状況を伺いますと、新指導要領のもと余裕を維持するために、土曜授業を実施されている市町村が増加しています。

今後も一層活発になっていくものと考えます。保護者の皆様も土曜授業に理解を示され、一回よりも回数を多くしていただきたいなどの意見もあっているとのこと。

現在、当市においては放課後パワーアップ教室、花まる学習教室などを行っていただいています。大変ありがたいことですが、希望者対象であり、正規の授業時数確保にすることはできません。

学校現場においては、授業時数確保に向け対策を講じていただいていると思えますが、先生と子供たちが向き合う時間の確保も大切であり、家庭の問題、いじめ問題、不登校対策など、触れ合うことから先生方もいち早く察知され、学校の対応も迅速にできると考えます。

そこで、学校、家庭、地域、関係機関などの御理解は必要なことですが、今後、土曜授業実施について、さらに踏み込んだ検討を行う考えはないのか、お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えします。

まず、土曜授業の実施について、本市の現状を御説明いたしますと、本年度は市内の小中学校9校のうち5校が実施、または計画を予定しており、いずれも回数は年1回または2回

でございます。

その内容といたしましては、PTAや地域住民の方の参観授業や学習発表会、持久走大会が行われているようでございます。これらは、先ほどお答えしました土曜授業の内容の保護者や地域住民等への公開授業に該当するものでございます。したがって、本年度は土曜日における学力充実のための通常の教科等の授業、これは実施されておられません。

土曜授業実施の有無や実施される場合の内容につきましては、これまで各小中学校の状況に応じて主体的に御判断いただいております。各学校におきましては、児童生徒の負担とならないか。部活動等のほかの行事等に影響がないか。教職員の勤務を調整できるか。保護者や地域住民の方々の思いはどうか等、さまざまな面から総合的に御判断をいただいております。

教育委員会といたしましては、今後も各小中学校の実情に応じた主体的な土曜授業の実施を支援してまいりたいと考えております。また、各学校の実施状況を初め土曜授業実施による成果と課題等につきましては、今後も把握していかねばならないと考えておりますので、縛りが緩和されましたことも踏まえて、教育委員会として、さらに踏み込んだ検討は行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今後、検討していきたいということで、大変ありがたく思います。

土曜授業のあり方は、実は、御存じと思うんですけど4つあるんです。教育課程内の学校教育、教育課程外の学校教育、教育委員会等の管理のもとで行う、あるいは、NPOなどによる民間活動、この4つがあるんですけど、大分県の豊後高田市が行っているのが、教育委員会のもとでの管理下と、4のNPOをもとにした、合わせたのをやっているのが、豊後高田の取り組みだと思うんです。私は、ぜひ人吉市で検討していただきたいのは、1の教育課程内の学校教育として授業の時数ということで行っていただければというふうに思っております。ぜひ、検討をいただきたいと思います。

長い夏休みは、現在も変わらず、全ての児童生徒ではないとしても、約40日間学校と離れてしまいます。そこから起こるのが、先ほどの2つのテーマも、その1つだと思います。本市においては、夏休みパワーアップ教室など行っていただいております。御協力いただきます学習サポーターの皆様には、厚く御礼を申し上げます。

他県の状況を見ますと、中には夏休みを短縮され授業を実施されているところも多くなっています。基本的には夏休みは、暑さを避け学校では体験できない活動を行うことも大切なことだと思います。しかし、近年の暑さは異常なほど厳しく、家庭における体験とか、家庭学習にも専念できない環境ではなかろうかと思っております。児童生徒の学力向上を目的とした冷房設備の導入に伴い、夏場の快適な学習環境を整えた市内全小中学校は児童生徒の皆さん

が、最適な学習環境において学ぶことは、より学力の向上にも結びつくものと思います。

また、学習面だけでなく、不登校対策など生活指導の支援、対応が迅速にでき、水泳指導なども行っていただくなら、体力の向上にも活用できる夏休みの短縮だと考えます。

保護者の皆様からも規則正しい生活が守れると歓迎の言葉がきっと返ってくると思います。現に、保護者アンケートをとられたまちにおいては、8割近くの方が賛成だったとの結果が出ています。本市においても、どこよりも先に手がけられて、ぜひ、人吉市として特色のある夏休み短縮に向けた学校、保護者、関係機関、地域の意見などをお聞きいただき、検討されるお考えはないか。お尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、各学期につきましては、御存じのとおり人吉市立小中学校管理運営規則第7条第2項に、学年を分けて次の3学期とする。第1学期4月1日から8月31日までとなっており、第3項に学校の運営上、前項の規定により難しい場合は、校長は教育委員会に届け出て変更することができるとなっております。休業日につきましても同規則第8条に休業日は次のとおりとする。（4）夏季休業日7月21日から8月31日までと、となっており、第2項に前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、特別な事由により変更する場合は、校長はあらかじめ教育委員会に届け出るものとなっております。

本年度もこの要綱のとおりで、小中学校とも第1学期・第2学期の期間と夏季休業日の変更がなされております。各小学校は8月31日月曜日から、各中学校は8月27日木曜日が、第2学期の始業式でございました。中学校におきましては、授業時数の確保のため、小学校の始業式よりも2日早く第2学期が開始されております。

御存じのとおり、今年度は休業日はたくさんございまして、5連休も2回ほどございます。そういうこともありまして、中学校は27日からの始業式となっております。

これらの変更は、先ほどの規則にもございますように、校長が教育委員会に届け出て変更することができるものとなっておりますので、本年度も学校におきまして保護者や関係機関、地域住民の方々のお考えを踏まえ、さらに何よりも児童生徒の夏季休業中の現状を考慮して、御判断いただいたものと考えております。

夏季休業期間の短縮につきましては、大塚議員の御指摘のとおり、数多くのよい面が考えられますし、環境も整っております。児童生徒や保護者、さらに学校にとっては短縮したことによる何らかの影響が出ることも考えられないことはございません。

教育委員会といたしましては、本年度実施されました夏季休業日の短縮について、さまざまな課題について確認いたしまして、今後の方向性について検討してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ことは、夏季休業日において短縮を実施いただいているようです。

私が思いますのは、夏季休業日短縮は、事業時数の確保、それと学力充実を目的として捉えています。実施後の課題を確認いただき、今後の方向性を、ぜひ検討いただきたいと思います。

学校教育法施行令によると、公立学校の夏休みの期間は市町村や都道府県の各教育委員会の裁量で決めることができるとしてあります。夏休みの短縮を行おうとした場合、課題として教職員の休日の取り扱いや教育課程見直し、学校給食の提供、その負担など、検討されなくてはならないと思いますが、現在の教育環境や長期休業のあり方など考えたとき、私は土曜授業復活、夏休みの短縮について、さらに踏み込んだ実現に向けた取り組みを図るべきと考えますが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

土曜授業につきましては、私自身も家庭・地域との連携による授業や学校行事、保護者や地域住民等への公開授業に加えまして、通常の教科等の授業を土曜授業によって行うことができるようになったことは、認識をいたしております。

土曜日等におきまして、子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えるために、学校・家庭・地域が連携し役割分担をしながら、学校や地域における多様な学習、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要であることは明らかなことでございます。

さらに、全国学力学習状況調査等の結果から明らかになった各学校の課題の解決を図るために、土曜日を活用して通常の教科等の授業を行い、児童生徒一人一人の学力向上に努めることも有効と考えております。

これらの土曜授業の実施と夏季休業期間の短縮は、いずれも授業時間数の確保が行われることになり、ひいては学校における子供たちの学力の向上や豊かな心の育成、健康な身体の育成につながるものと考えられます。土曜授業に関しましては、先ほど教育長が答弁をさせていただいておりますが、さまざまな理由があるものと考えております。

また、夏季休業期間の短縮につきましては、本年度も数日ではございますが、実施がなされております。夏季休業期間は、子供たちにとって学校ではできない体験を通して、主体的に学習や運動に取り組むことによって、みずからの生きる力を育むことができる貴重な機会であるとも捉えられております。子供たちが主体性を持って、この夏休みの余裕のある時間を自主的に過ごすこと自体に意義があるものと考えます。

土曜授業の実施と夏季休業時間の短縮のいずれにいたしましても、学校はもとより、保護者・地域の方々、関係機関等の御意見を伺い、その成果と課題を総合的に捉える必要があるというふうに考えております。

そのような状況も見据えた上で、判断をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 教育長のほうからも述べていただきましたけど、やはり課題をしっかりと検討して、今後、さらに深めていきたいと、市長のほうも前向きに検討したいというふうを受けとめておきたいと思います。

私がやっぱり心配しますのは、都市部との格差です。もう残念ながら、所得の格差とか、あるいは、どうしても教育に対する教育の格差と申しますか、学力格差と申しますか、そういったものはどうしても目につくんです。何でかという、都会というのは、どうしても学力を重んじていってしまうと、特に私学において、私立においては、すごく多いんです。そういったことを考えますと、地方はどうしても塾に出したくても出せないとか、本当は休みたいんだけど休めないとか、休んだら所得が少なくなるとか、いろんな問題があります。だから、私は所得の格差が結局は学力の格差と結びついていくんじゃないのかなというふうに、寂しい思いしているんですけど、そういったことを踏まえますと、やはり何とか学校と地域、家庭が一緒になって、子供たちの学力を伸ばそうと、授業時数確保もわかるんですけど、授業時数を確保することで学力向上につながるというふうに思いますので、ぜひ、このことは市長をはじめ教育長、何とか前向きに検討していただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日、最後の質問者の6番議員、平田清吉でございます。

もう昼飯を食べて時間がたちますので、目がぎんぎらぎんに輝いているんじゃないかなと思いますので、いましばらくの間おつき合いをお願いしたいと思います。

時間も差し迫っておりますので、早速に一般質問に入ります。

今回の私の一般質問の通告項目は2項目。1つは、市長の施政方針、防災関係から台風による風水害対策について、もう1つは市民の声から指定管理者制度についてと墓地管理について、わかりやすく質問させていただきます。

1項目めの市長の施政方針、防災関係から台風による風水害対策についてですが、質問要旨としまして6点用意していたのですが、午前中の笹山議員の一般質問において、質問の内容が重複しておりますので、残念ながら割愛させていただく部分が出ております。そのため質問要旨だけ述べさせていただきますので、執行部からの回答については、皆さんよくよく思い出していただいて、午前中の回答でしたので、皆さんよく覚えておられると思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、第1回目、今回の台風15号の被害状況について質問する予定でした。執行部からの回答をよく思い出してみてください。第1回目は重複のため割愛させていただきます。

第2回目は、台風15号における災害対策及び対応指示の経緯について、市長に時間系列によって質問する予定でした。なぜなら災害対策指示は災害対策本部長の権限であると思ったからです。これについても総務部長から回答がありましたので、2回目も重複のため割愛させていただきます。

第3回目は、台風15号における復旧対策についての質問の予定でした。これも時間系列的な質問の予定でしたが、これも重複のため割愛いたします。

第4回目は、台風15号による電源喪失地域への対応について、質問の予定でした。これも重複のため割愛させていただきます。

以下、5回目からは重複してないと思いますので、私の一般質問をさせていただきます。

第5回目、災害復旧の公的範囲及び財源について、質問いたします。災害復旧の公的範囲というのは、このたびの50年に一度といわれるような台風15号の災害復旧において、幸いにも、人吉市においては人的被害はなかったように聞いておりますが、市内外の周辺地域をのぞいてみますと、台風の通過スピードが速かったせいか、最大瞬間風速40.7メートルという、今まで100歳以上の方でも体験したことがないような強風により、国道や県道、そして市道や里道等あらゆる道路上には、大小さまざまな樹木等から引きちぎられ、折られた枝・葉等が重なり合って散在し、大きな樹木が倒木するなど、しかも人家の瓦やトタン屋根、店舗等の看板等が吹き飛び、隣の民家や寺社仏閣等文化財にも大きな被害を与えていました。

そこで、質問します。これら災害被害に伴う復旧作業において、公的助成の範囲はどこまでなのか。また、その財源はどこから算出されるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

災害に伴う、まず民間施設の被害につきましては、これは個人・法人問わず災害復旧に関する経費は、民間の自然災害の保険などにて対応していただくということになっておりまして、行政の責に期すことがない災害の復旧費に対しましては、これはもう公的補助がないということ、まず申し上げておきたいというふうに思っております。

市庁舎や学校など、公的な建物などの災害復旧費につきましては、全てではございませんが、これは全国市有物件災害共済会などの保険から状況に応じて補填をされることとなっております。全部ではございません。

次に、市道・農道・農業用水路や公園など、公的施設の災害復旧費につきましては、国が定めた基準以上の災害につきましては、災害査定を受けて、そして、国から負担金が交付される。要するに、国庫補助の対象に持って行って事業を行うと、そういうような状況でございます。これも全てではございません。

また、国庫補助、国庫負担の対象になった事業の補助裏の起債につきましては、充当率が100%に引き上げられまして、後年度の元利償還につきましては普通交付税に算入されますことから、災害復旧費に必要な一般財源は通常の補助事業に比べますと、少額になるという

ような状況でございます。要するに、有利になるということでございます。

しかしながら、今回の台風災害で多く発生しました風倒木の被害等につきましては、被害の広範囲なものになり、これは被害額も多額となりますことから、こういうものは国の負担金等々の対象にもなりませんし、交付はないというような状況でございます。明日の全協でも細かく説明しますが、全て市の一般財源で対応をするということになります。

なお、大規模で被害の大きい災害につきましては、国から激甚災害の指定を受けると、国からの負担金の交付率もかさ上げがされることになっておりますので、その場合市の一般財源の持ち出しは少なくなると、わずかになると、そういうような状況でございます。

なお、これら台風被害の関連の予算につきましては、午前中、笹山議員の一般質問にもお答えさせていただきましたように、予備費にて対応する分、当然、すぐすぐにやらなければならないものがあります。さらには、今会期中に補正予算を編成、追加提案させていただく分、さらに、国庫補助対象となるものにつきましては、12月議会あたりで上程させていただくと、そういうようなことを現在、計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） このたびの台風15号のような自然災害の復旧作業に対しましては、公的な復旧作業の範疇と、個人的な復旧作業の範疇があることを再認識させられました。

しかも、自然災害等における被害復旧に対処するためには、個々人において民間企業の自然災害も補償対象となる建物火災保険等に加入しておく必要があることも再認識することができました。

ところで、総務部長からの回答の中で、国から激甚災害の指定を受けると、国からの負担金の交付率がかさ上げされるとの回答がありましたが、よくよく考えてみますと、激甚災害の指定を受けるということは、多くの場合、多くの市民の方の人命が失われ、本市が壊滅状態になったときと推測いたします。よって、将来本市が激甚災害の指定を受けるような災害に見舞われることがないように祈っていきたいと思います。

続きまして6回目、今後の風水害対策及び防災訓練についてお尋ねしますが、防災訓練につきましては、笹山議員の一般質問において総務部長から回答がありましたので、今後の風水害対策について市長の対応策をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

8月25日に県内を直撃しました台風15号は、平田議員がおっしゃいますように大きな被害を本市にもたらしました。また、全国では時間雨量100ミリに達するような猛烈な雨が何度も発生し、あるいは1年に10個以上もの台風が上陸する現状に鑑み、今後も今回のような、また今回以上の被害が発生することは十分に考えられます。

御質問の今後の風水害対策でございますが、現段階では引き続き災害情報の収集・伝達を

迅速に行い、被害状況を的確に把握し応急活動を効果的に行っていかなければならないと考えているところでございます。

また、先ほど笹山議員の一般質問の中でも御指摘いただきましたようなことも修正しながら、そして防災訓練を通して浮かび上がってきました課題等も当然修正をしながら、本市としても今回のような大規模な停電や通信障害への対応も含めまして、マニュアルの見直しも早急に行わなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本来であるならば、市長みずから今後の風水害対策及び防災訓練について考察する必要はないと。適切な職員あるいは危機管理委員等を編成し考察させれば、より効果的な試案が生まれるものと思っております。なぜならば、本市だけではありませんが、現状の自治体職員人事におきましては、必ず職場間での人事異動がある以上、自然災害等に対する危機管理に対応できるマニュアルづくりは非常に困難を生じると言わざるを得ないからであります。これは何も危機管理に対応することだけではありません。

これまでの公務員人事では定期的に人事異動が繰り返され義務化されており、それぞれの部課等の専門的知識・技能・技術の継承がうまくできてないからにはほかならないと思っております。しかし、決して今の職員の質に問題があるわけではありません。自然災害等の復旧作業等に従事した経験の多い、仮に退職自衛官や消防士、警察官等を嘱託職員として雇用するという考えがあれば、少しは危機管理に対応できるのではないかと思っております。

続きまして第2項目め、市民の声から第1点目、指定管理者制度についてお尋ねします。

第1回目、現在本市で導入されている指定管理者制度の経緯と概要について、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、指定管理者制度の法的根拠でございますけども、地方自治法の244条の2に普通地方公共団体は公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは条例の定めるところにより法人、その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定する指定管理者に公の施設を管理させることができると位置づけてあります。これは、平成15年に地方自治法が一部改正されましたことにより導入された制度でございます。公の施設の管理を民間事業者にも可能とし、民間のノウハウを活用することによって、公の施設の効率的かつ効果的な管理と住民サービスの向上を実現することを目的としているものでございます。

ちなみに、指定管理者制度が導入されるまでは、管理の委託制度というやり方で行っておりまして、具体的には公の施設の管理を公共団体、公共的団体または地方公共団体の出資法人に限って委託することができるというものでございました。しかしながら、先ほども申し上げましたように、NPOや株式会社等の民間事業者においても十分なサービス提供能力

が認められる法人、団体が増加してきましたこと、あるいは多様化する住民ニーズにより効率的・効果的に対応するためには、民間事業者が有するノウハウを広く活用することが有効であるという考えに基づき、指定管理者制度が導入されたというところでございます。これが経緯と概要等でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） ただいま指定管理者制度の経緯と概要について回答いただきました。

各地方公共団体では、毎年の人口減少による予算削減と経費削減のために役所職員の数の削減が必須となっております。一般的な公の施設の管理を民間委託に頼らざるを得なくなったからだと推察しております。

そこで第2回目、本市における指定管理者施設名と指定管理者名及びその所管課についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、3つの施設につきまして現在指定管理を導入しております。

まず1つ目が人吉市老人福祉センターでございます。指定管理者は人吉市老人クラブ連合会。所管は健康福祉部高齢者支援課でございます。

2つ目が人吉市体育施設でございます。指定管理者はNPO法人人吉市体育協会。所管課は教育部社会教育課でございます。

最後に国民宿舎くまがわ荘でございますが、指定管理者はくま川下り株式会社。所管は経済部観光振興課でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本市での指定管理は3施設で行われ、3課により所管されていることがわかりました。

続きまして3回目、その各指定管理者の職員数と指定管理契約額についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、人吉市老人福祉センターでございますが、職員数はセンター長1名、事務員が2名、うち1名の方はパートでございます。運転手1名の計4名となっております。次に、指定管理の契約額いわば指定管理料でございますが、老人福祉センターの場合は指定期間は平成23年4月から5年間。指定管理料の総額は3,854万7,000円でございます。内訳は平成23年度が806万6,000円、24年度が828万8,000円、25年度が683万3,000円、26年度が768万円、27年度が同じく768万円となっております。

次に、体育施設でございますが、現在体育施設はスポーツパレスでございますけれども、

館長兼事務局長が1名、事務局次長が1名、職員3名、嘱託職員7名、計12名となっております。次に指定管理の契約額、指定管理料でございますが、今期の指定期間が平成25年4月から5年間。これは各年度の指定管理料はそれぞれ6,200万円。総額は3億1,000万円となっております。

最後に、国民宿舎くまがわ荘でございますが、ここはフロントが5名、経理が1名、調理場が3名、客室配膳13名、うちパートの方が10名いらっしゃいます。それから夜警のパートの方が2名、計24名となっております。指定期間は平成26年4月から3年間で、ここは指定管理料はございません。

なお、いずれの施設におきましても、利用料金につきましては市と指定管理者との協定により、指定管理者の収入となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 実を言えば、指定管理者側の従事者数といいますか従業員数も知りたかったのですが、質問通告書に記載しておりませんでしたので、ここでは質問を諦めます。

続きまして第4回目、本市の指定管理体育施設名と体育施設ごとの主な大会の開催状況、及び市と指定管理者の体育施設管理への支援状況や支援体制、及び指定管理者の管理状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えします。

指定管理者でありますNPO法人人吉市体育協会に管理委託しております本市の体育施設でございますが、まず第一市民運動広場、川上哲治記念球場、村山公園テニスコート、弓道場、射撃場、市民プール、くまがわトレーニングセンター、人吉スポーツパレス、梢山地区多目的グラウンド、相撲場、田野テニスコートの11施設でございます。

各施設への主な大会でございますが、昨年の大会を含めてこの1年間に開催されました大会についてお答えいたしたいと存じます。

まず、第一市民運動広場では、市民早起きソフトボール大会、老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会。川上哲治記念球場では、川上旗学童軟式野球大会。村山公園テニスコートでは、青井神社奉賛ソフトテニス大会。弓道場では、おどんな日本一高校生弓道大会。市民プールでは、熊本県消防救助技術大会水上の部。スポーツパレスでは九州中体連剣道競技大会、ミニバレーボール大会、ビーチバレーボール大会。梢山多目的グラウンドでは、人吉市子供会サッカー大会。相撲場では、おどんな日本一相撲大会。田野テニスコートでは織月カップテニス大会などが開催されております。また、昨年度は全施設合計で、約21万人の利用者がございました。

次に、市の支援体制等についての御質問でございますが、市と指定管理者とは施設の修繕やリスク分担などを詳細に規定しました人吉市体育施設の管理運営に関する協定書に基づ

き、体育施設の管理運営を行っているところでございます。協定書に基づき、市に対して毎月事業報告がなされるほか、体育施設にふぐあいが生じた場合は、簡易なものは指定管理者で修繕や取りかえを実施しておりますが、施設本体に起因するものにつきましては、指定管理者から報告を受け、市が対応しているところでございます。市と指定管理者でありますNPO法人人吉市体育協会とは、利用者の皆様が安心して体育施設を御使用いただけるよう、常に連絡をとり合いながら適正に管理に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 昨年度の体育施設の利用者は合計で21万人の利用者があったと。これが多いのか少ないのかはちょっとわかりませんが、大きい数字ではないかなと思っております。

続きまして第5回目、本市体育施設における指定管理業務においては、公益財団法人日本体育施設協会が認定する体育施設管理士及び体育施設運営士の資格が最低限必要かと思われませんが、その資格所有者の配置状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えいたします。

指定管理者におきましては、体育施設の管理業務に必要な資格者として、先ほど申されました公益財団法人「人吉市体育施設協会」が認定します体育施設管理士、水泳指導者管理士、消防法に基づく危険物取扱者、防火管理者を各1名配置いたしております。

体育施設運営士につきましては、配置していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 「公益財団法人人吉市体育協会」においては、体育施設管理士及び体育施設運営士の資格は与えることはできませんので、日本体育施設協会の誤りではないかなと思っております。本来であるならば、本市の体育施設11カ所は、NPO法人人吉市体育協会に指定管理を委託しているわけですから、前質問の体育施設管理士及び体育施設運営士の資格所有者は、最低限数名は必要ではないかなと思われませんがいかがでしょうか。

現実には体育施設管理士1名、水泳指導者管理士1名、危険物取扱者1名を配置しておりますということでしたが、これはいかがなものかと。あくまでも体育施設の管理運営をして管理委託しているわけですから、その資格者以外の資格、すなわち先ほど言いました体育施設管理士または消防設備士等、これスプリンクラーとかなんとかあるでしょうから消防設備士等の資格を有する者も複数必要ではないでしょうか。

体育施設の指定管理が各種スポーツの技術指導も委託しているわけではありませぬので、この際アスリートは必要ではないと思っております。ただ、各種スポーツにおけるアスリートだったときの経験を生かしていただいて、各種スポーツ施設の提供は、施設の利用者

にとってどのようにあるべきかを理解された者の集団として、指定管理委託されているものと思っておりましたが、ここで第6回目、指定管理委託をされている体育施設において、私が把握しているところでは、人吉市第一市民運動広場の排水の悪化。川上哲治記念球場内の凹凸、または地盤沈下による女性トイレの使用禁止。人吉市梢山地区多目的グラウンドのサッカーコート周辺の地面の露出。これはコートのつくり方がそういうふうになっていますので、よくわかりませんが、グラウンド全面に芝生等を移植する必要があるのではないかと考えております。また人吉市相撲場の土俵周辺の雑草の繁茂等々散見されております。

ふぐあいが発生してから何年になるのか。また今後の施設管理・運営をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 先ほどの私の答弁で、大変申しわけございません。「日本体育施設協会」と申すべきところを「人吉市」と言ったそうです。初めての答弁で上がっております。お許しをいただいて訂正いただきたいと思っております。

御質問にお答えします。

川上記念球場でございますが、現在1塁側女子トイレの故障及び内野グラウンドの状況につきましては、指定管理者から報告を受けて確認をいたしているところでございます。女子トイレにつきましては、先ほど議員のほうからお話がありましたように、頻繁に詰まって流れないという状況の中で、業者に依頼して状況を調査していただいたところ、地盤沈下等により配管がずれているというような報告を受けたところでございまして、現在使用中止にしていますことから、利用者の皆様には大変御不便をおかけしているということで、早急に修繕に取りかかることといたしているところでございます。それから川上球場の内野グラウンドについてでございますが、毎年春に専門業者によりエアレーション等を実施しておりますが、風雨により表土が流れて現在荒れているという状況でございます。応急処置を含め、対応を検討してまいりたいと存じます。

また、梢山の多目的グラウンドにおきましては、芝の周りの土が長年の年月の中で流出して段差が生じておりまして、平成25年度には全面芝改修について測量設計を行っておりますが、多額の費用を要するということから、現在代替案を検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘いただきましたような緊急性を要するものにつきましては、今後随時対応を図ってまいりたいと存じます。また、平成29年度に本市及び球磨郡で開催されます熊本県民体育祭に向けまして、競技団体の皆様と協議をしながら、競技に支障がなく、かつ安全に御利用できますよう、計画的に必要な施設の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間の延長をいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 体育施設の適切な指導管理業務をお願いしますとともに、指定管理者側からこういったふぐあいについてはアドバイスをいただいて、どのように修復していけばいいのかという逆にアドバイスをいただけるような指定管理をしていただきたいと思います。施設利用者に対して、安心・安全と思いやりの気持ちを持って、最良な施設を提供できるようにお願いしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 先ほど3回目の質問で、平田議員、各指定管理者の職員数もお聞きしたかったのですがというふうにおっしゃったんですけど、職員数は老人福祉センターが4名、体育協会が12名、国民宿舎24名ということで申し上げましたけども、よろございますか。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 指定管理者側の人数もということでお聞きしたかったということを行いましたけれども、回答いただいておりますので訂正させていただきます。

続きまして2点目、墓地管理についてお尋ねいたします。

私は墓地には市営・民営・私有墓地が存在すると思っておりましたが、本市では市営・民営・個人所有の墓地という区分はないということでしたので、第1回目一般質問通告書の要旨を本市の市有墓地・民有墓地の現状についてということで訂正してお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

数ということだと思いますけど、市有墓地と民有墓地の箇所数ということでございますので、市が所有いたします土地にある墓地、すなわち市有墓地でございますが、願成寺墓地、瓦屋墓地、鬼木墓地など市内に14カ所ございます。

それから民間が所有する土地にある墓地、いわゆる地縁組織とか宗教法人など、これらが所有しております民有墓地、これは地番で数えまして市内に981カ所ございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして2回目、市有墓地の管理状況について、特に市有墓地内の使用者の区画以外の共有部分の草木の繁茂について、どのような管理をされているのかお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

共用部分の草木の繁茂に係る管理でございますが、使用者の皆様において御自分の墓地区画の周辺や通路につきましては、除草等の御協力をいただいております。また墓地内の危険木につきましては、危険の度合いによりまして優先順をつけまして、予算の範囲内で伐採を

進めております。それから市有墓地の中で一部公園整備を行っております願成寺墓地でございますけれども、ここにつきましては駐車場とトイレの周辺、公園部分につきましては、除草、剪定、防除を内容とする業務委託により市のほうで管理しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、市有墓地の利用方法について、特に市有墓地の利用者が墓を建てかえる場合、または市民が新しく市有墓地内に墓を建てたいと願う場合の手続はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

市有墓地内の墓地変更や墓地新規使用の手続でございますので、まず1番目の墓地変更でございます。

これは市有墓地を使用されているその方の使用区画において、例えば墓石を新しくしたいと。それと古い墓地を1つにまとめたい。コンクリートを敷き詰めたい。使用の形状を変更する場合の手続でございますけれども、これは市有墓地内変更申請書がございまして、これにより変更理由、変更内容を添えていただきまして、市長宛てに申請をしていただいております。変更申請がございましたら、担当課である環境課でございますけれども、ここから現状や変更内容を確認させていただきまして、変更許可をお出しいたします。その後着工していただきまして、工事終了後竣工届を御提出いただくということになっております。

それから、次に新しく市有墓地を使用したい場合の手続でございますが、平成22年4月に定めました人吉市市有墓地の使用に係る公募及び許可に関する要項がございまして、これに基づき墓地使用の公募を経まして、墓地使用許可申請書を御提出いただくと。それによりまして、市長が管理上必要な条件を付して許可を行うことになっております。

なお、人吉市市有墓地の使用に係る公募及び許可に関する要項につきましては、公募の方法等について定めておりますが、使用料につきまして当分の間これを徴収しないとなっております。また墓地の広さ等の制約についても定めが今のところございません。今後新規に利用される区画がどのくらいになるのか、需要を調査いたしまして区画の適正規模、使用料を徴収しないことへの是非等の課題といったものが残っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、市有墓地の新規使用につきまして、特に現在市有墓地の使用状況は調査中であり新規使用許可をしていないが、いつになったら市有墓地に墓を新規に建てることのできるようになるのかお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） 大変申しわけございません。

先ほどの答弁で、申請書の名称を正式にもう一度申し上げておきます。これは新しくつく

る場合ですけれども、「市有墓地内容変更申請書」でございますので申しわけございません。

それではただいまの御質問でございますが、お答えいたします。

市有墓地の新規使用者の公募につきましては、平成24年9月の議会でございますけれども、市有墓地に対する市民の皆様の御要望があることは十分認識いたしておりまして、平成24年度から平成25年に調査を実施した結果をもとに検討させていただきたいと一度答弁しております。それから平成26年6月議会でございますが、このときに墓地の調査結果を踏まえまして、市有墓地の使用者の公募や本市における墓地行政のあり方の基本方針についても検討してまいりたいと答弁いたしました。

その後の状況でございますけれども、平成27年1月に行政経営会議におきまして、市有墓地の現状と今後の管理運営方針につきまして、担当課である環境課から協議検討の途中経過報告を行ったところでございます。市有墓地のみではなく、市の墓地行政のあり方の基本方針についての検討が必須でございますので、本年度中をめどでございますけれども、当面の管理運営方針と中長期の展望をまとめてまいる所存でございます。次年度以降、その方針に基づき墓地施策の基本を定めるとともに、市有墓地の法律上の位置づけの整理を行って公募へつなげてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 確かに平成24年の9月議会の一般質問において、また平成26年6月議会の一般質問においても同様な質問がなされております。

墓地の管理は昭和23年5月に施行された墓地、埋葬等に関する法律や、墓地埋葬法により規制管理されてると思いますが、本市におきましては、平成22年4月に定めた人吉市市有墓地の使用に係る公募及び許可に関する要項に基づき、墓地使用の公募を経て墓地使用許可申請書の提出により許可されたとのことでありますが、前回質問されてから、非常に時間、年を経過しております。これもまた早急にスピード感を持って許可申請に対応していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4時02分 散会

平成27年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月9日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成27年9月9日 午前10時 開会

- 日程第1 議第56号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第57号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第58号 平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第59号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第60号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第61号 平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第62号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第63号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第64号 平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議題65号 人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第66号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第67号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第13 議第68号 損害の賠償について
- 日程第14 議第69号 損害の賠償について
- 日程第15 議第70号 損害の賠償について
- 日程第16 一般質問

1. 塩 見 寿 子 君
 2. 本 村 令 斗 君
 3. 福 屋 法 晴 君
 4. 豊 永 貞 夫 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- 1 番 塩 見 寿 子 君
- 2 番 宮 原 将 志 君

3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	井上祐太君
市 民 部 長	福山誠二君
健康福祉部長	松岡誠也君
経 済 部 長	大渕修君
建 設 部 長	松田知良君
総 務 部 次 長	告吉眞二郎君
総 務 部 次 長	小林敏郎君
市 民 部 次 長	加賀邦保君
健康福祉部次長	村口桂子君
健康福祉部次長	柳瀬恵子君
経 済 部 次 長	廣田五浩君
建 設 部 次 長	山田巧君
総 務 課 長	小澤洋之君

企画財政課長	丸 本 昭 君
会計管理者	山 下 正 純 君
水道局長	中 村 則 明 君
水道局次長	中 川 一 水 君
上水道課長	那 須 義 徳 君
教育部長	東 俊 宏 君
教育部次長	今 村 修 君
教育部次長	東 和 人 君
選挙管理委員会 事務局長	瀬 上 雅 暁 君
農事 業務 局長	荒 毛 正 浩 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
庶務係長兼 議事係長	椎 葉 千 恵 君
書 記	井 上 京 子 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、おはようございます。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。

まずもって、台風15号で被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

今回の一般質問、3項目を通告いたしました。初めに、市長の施政方針について質問します。1点目は核兵器廃絶について。それから順番を変えて、2点目は平和教育について。3点目に安全保障関連法案について。4点目は戦後70年談話についてです。次に、市民の声より住宅リフォーム助成制度について質問し、最後は子育て支援策、子供の医療費無料化について質問します。

初めに、市長の施政方針にかかわって質問いたします。ことしは戦後70年、被爆70年の節目の年であることから、松岡市長は施政方針の中で、平和の問題について数多く言及されました。特に8月は、戦争の悲惨さを伝えるテレビ番組、新聞の特集記事が何本も組まれ、もう二度と戦争はしてはならない、そんな人々の思いが語られました。

私は、広島で開催された原水爆禁止2015年世界大会に参加しました。被爆者の皆さんや参加者の皆さんからその訴えに感動し、核兵器はなくさなければならないとの思いを改めて強くしたところです。

そこで1点目、核兵器の廃絶について質問いたします。人吉市は核兵器廃絶平和都市宣言をいつ出したのですか。また、宣言文の内容はどのようなものでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

核兵器廃絶・平和都市宣言は、核兵器廃絶と永遠の世界平和を希求する全市民の総意を市内及び市外に宣言するため、宣言文を昭和60年3月の定例市議会に議案として上程いたしまして、同年3月22日に御議決いただいたものでございます。宣言文の中身につきましては、少し長くなりますがお時間をいただきまして、議決された宣言文を読み上げさせていただきたいと存じます。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

しかし、核軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をあたえています。

わが国は、世界唯一の核被爆国であり、核被爆国民として、広島、長崎のあの惨禍を地球上に再び繰り返かえさせることのないよう、核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を全世界の人のびとに訴え続けていかなければなりません。

人吉市は、日本国憲法にかかげられている恒久平和の理念にもとづき、わが国の非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となることを願い、「核兵器の廃絶と恒久平和を願う平和都市」であることを宣言します。という宣言文の内容になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 宣言は被爆40年、1985年に出されたものだとわかりました。当時の議事録から永田市長の提案理由を読みますと、「あの惨禍を地球上に再び繰り返させてはなりません。私たちは、全世界の平和と全人類の幸福のために最善の努力を尽くさなければなりません。ここに全人類を破滅に導く核戦争の可能性を地球上から抹殺し、世界の恒久平和と全人類の幸福を願う人吉市民の決意表明として、核兵器廃絶・平和都市の宣言を行わんとするものでございます。」とありました。被爆40年に当たっての強い決意が伝わってきました。では、人吉市では、具体的にどんな取り組みをされているかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

核兵器廃絶・平和都市宣言を行った本市の取り組みでございますが、核兵器廃絶・平和都市宣言を行ったことを市民の皆様、または本市を訪れた方々にPRするため、市役所本庁舎、それから国民宿舎くまがわ荘の国道219号に接している敷地内、それから村山公園の市道瓦屋城本線に接しております通称あやめ広場の敷地内の3カ所に核兵器廃絶・平和都市宣言を行ったことを示す看板を設置いたしております。これが主な取り組みの内容でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、部長は宣言を掲示していること、設置していることだけおっしゃったのですが、そのほかにもされているのではないのでしょうか。例えば、夏になれば8月6日8時15分、9日11時2分に原爆投下時刻に合わせて黙禱が呼びかけられる、そしてサイレンが鳴ります。お寺の鐘、平和の鐘が聞こえてきます。私はこの宣言を出していることにもっともっとできることはないかなと思って質問に取り上げさせていただきました。

続けて質問します。人吉市では、平和首長会議にも加盟しています。これはいつ加盟したもので、どんな内容の活動をしているものですか。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

平和首長会議は昭和57年6月24日、ニューヨークの国連本部で開催されました第2回国連軍縮特別総会におきまして、広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶の道を切り開こうと核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱。世界各国の都市に連帯を呼びかけ、その趣旨に賛同する都市、自治体でございますけれども、ともに昭和60年8月に開催されました世界平和連帯都市市長会議を恒久的なものとするため設けられた会議でございます。本市は平成20年2月に加盟をいたしております。構成当時は、平和市長会議という名称でございましたが、平成25年8月6日に平和首長会議に名称を変更いたしております。

会議の活動内容といたしましては、核兵器廃絶等に向けた世界の都市への連帯の呼びかけ、それから2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の展開といたしまして、核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民署名活動の展開、それから国連及び各国政府への核兵器の廃絶、軍縮推進等に関する要請活動の実施と活動結果の公表、それから3つ目にニューズレターやメールマガジンの発行、4つ目に加盟都市の活動内容の収集とホームページでの公表、それから広島市・長崎市の平和宣言の加盟都市への送付、6つ目に4年に1回の総会の開催、それから最後に、2年に1回の理事会の開催などが主な活動の内容となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 広島の世界大会で、私は非核平和の自治体づくりに参加しました。それぞれの自治体での取り組みを幾つか紹介させていただきます。

例えば東村山市では、核兵器廃絶と平和展を市役所で実施、平和行政のために市と市民団体が毎月1回話し合いを持つ、広島に15名の中学生を派遣するなどしています。

武蔵野市では、11月24日を武蔵野市平和の日と決め、記念植樹や戦争体験記誌・記録集の発行、戦争遺跡に平和案内説明板を設置、5月には憲法月間記念行事、8月に写真パネル展や講演会、映画上映、11月に平和の日イベント、この平和憲法手帳というものも作成しています。いただきました。など、さまざまな取り組みをしています。

この本は皆さん御存じだと思います。4年前、2011年、人吉市が出した本です。前書きには、「人吉市では、終戦後65年を経過した今、戦争体験者の高齢化とともに戦争を知らない世代が増加しています。戦争の悲惨さを風化させないために、戦争を実体験された方々から貴重な体験談をお聞かせいただいで記録に残し、後世へ語り継いでいくために、昨年度から戦争体験と平和への思い緊急調査事業を進めてまいりました。」とあります。よくぞこんなたくさんの皆さんから体験談を集められたものだと、この編集に携わった関係者の皆さんの御努力に敬意を表します。

ことしの8月6日、7日、熊本市の県庁ロビーでは、被爆者の体験を聞く集いが催されています。

そこで、市長に提案いたします。人吉市でも市役所、コミセン、カルチャーパレスなど会場にして、市が購入されたと聞いている原爆写真パネルを使った原爆展や戦争体験を聞く会を取り組むことにしたらどうでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先日も市役所にお越しいただいて、そのパネルの説明をいただいたところでございます。過去にも人吉市でもパネルの展示等々を行っておりまして、もしそのような機会があればパネルの展示も設置していければというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 被爆40年に当たって、人吉市は核兵器廃絶・平和宣言都市を宣言しました。ことしは70年です。これを機会に70年に当たってそういう写真展をすると、人吉市の核兵器廃絶の取り組みが前進するような市長の決意、期待いたしまして次の質問に移ります。

続いて2点目です。平和教育について質問いたします。戦後70年が経過し、戦争の記憶が失われつつあるのではないかと、若い世代に伝えることが課題であると言われております。

それでは、学校現場では平和教育はどのように取り組まれているか質問いたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

平和教育とは、一般的に平和について学ぶこと、一言でいえばそうかもしれません。平和な状態を維持するためにはどうすればよいのかを学ぶこと。また、お互いの立場、違いを前提として、それをどう理解し合うか、対話を通して合理的な解決の糸口を探る能力を身につけることではないかと考えております。また、平和教育は、国際理解教育、人権同和教育、性教育とともに人権にかかわる大きな教育の柱であるとも捉えております。

そこで、学校現場における平和教育への取り組み状況ということでございますが、具体的に申しますと、学校におきましては、例えば国語の物語教材、説明文教材を通じた戦争被害の読み取り、社会科、歴史、地理、現代社会での戦争の歴史、紛争の実態、また日本国憲法に盛り込まれた恒久平和の理念等、教科学習を通して学習指導要領が示す範囲の中で学んでおります。

さらに、学校における学習教育活動の中で発生する身近な争いごとについても、お互いの立場や違いを理解し、課題解決に向けた力を身につける学びの場面、学びの機会として捉え、平和教育にかかわる大切な心のベースづくりとして指導や教育が行われているところでございます。

また、現在各小中学校において多く取り入れられている取り組みといたしましては、全ての市内の小中学校で修学旅行を通して平和について考える機会を計画に入れ、事前・事後にも平和について学習をし、実施されております。修学旅行先のコース設定としましては、自分の目で確かめ体験し、命の大切さ、平和のとうとさなどを学び、実感するという意味から、

小学校は長崎、中学校は広島等といった場所を設定され、現地では原爆資料館の見学、語り部の方の講話、平和公園での慰霊、千羽鶴や平和へのメッセージをささげる活動を取り入れているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 学校現場での取り組みの様子がよくわかりました。

1973年から人吉球磨で一斉平和教育の授業が始まりました。教職員組合と教育事務所との間で夏の平和教育を授業日として位置づけること、また全小中学校の校務分掌に、平和教育部を新設することという確認書が取り交わされています。夏休みの1日、授業日として登校し、自分の祖父母から聞いた戦争体験を聞き取る、聞き書きをしたり、地域のお年寄りから戦争体験談を聞いたり、平和をテーマにした絵本を先生が読み聞かせをしたり、平和映画を鑑賞したり、多彩な平和教育が展開されていました。

映画を例にしますと、1975年の「猫は生きている」を皮切りに、毎年平和をテーマにした映画を鑑賞してきました。1983年の「対馬丸 さようなら沖縄」、「おこりじぞう」の年には、ひと夏で39校、1万2,860人。1986年のアニメ「はだしのゲン」などの年には42校、1万2,590人が鑑賞し、この38年間に延べ825校、21万1,963名の児童・生徒が鑑賞したことになります。たくさんの小中学生の心に平和の種がまかれ、戦争を憎み平和を愛する心を育んだこのような夏の斉一平和教育の授業日が行われなくなって、私はとても残念に思います。かつてのように平和教育の登校日を復活させてほしいとの意見もいただいています。

そこで、夏の斉一平和教育の授業日を復活させることはできないものかお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

平和教育についての市内各小中学校での取り組みは、先ほど答弁させていただきましたが、授業においては学習指導要領の範囲内で教育を実施することになります。また、学校という日常生活の中での子供たちへの教育や学校行事の実施については、各学校において校長の判断、責任のもとで計画、実施されているところでございます。

今、塩見議員がお話をされた夏休みの平和学習、思い起こせば確かに中身が見えてまいります。また、映画の題名を聞くと「ああいう場面だったな」ということを思い出しているところでございます。懐かしい題名をたくさんお聞きしたところでございます。

さて、夏休みの平和教育という学校行事がなくなってきている状況につきましては、これまでに何がしかの指導がなされたということはございませんので、各学校で各学校の実態により判断され、現在のような形で平和教育が行われてきていると認識しているところでございます。先ほども触れましたけれども、学校行事の実施については、次年度の教育課程を計画するとき、各学校の実態に沿って校長の判断のもと計画、実施していくこととなります。

これはあくまで例でございますが、もし各学校において平和教育そのものがなくなったり

行われなくなっているのであれば、子供たちのための平和教育の実施に向けての何らかの判断をさせていただくことになると思いますが、現在、各学校におきまして教科の学習、日常生活の指導及び教育、学校行事、例えば修学旅行などでございます、を通して平和教育が確実に行われておりますので、各学校の計画、実施を尊重しながらこれまでどおり対応、支援していきたいと考えております。そして、平和教育が平和のありがたさを改めて知り、感じ、平和のとうとさ、生命の重みを心に刻み込むものであってほしいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今の教育長の平和教育への考え方、そして今、学校でもそうやって実践されているという自信、もしなくなったら、そういうときにはきちんと対応したいというお考え、本当に心強く聞かせていただきました。子供たちに戦争や核兵器使用の悲惨さを語り継ぎ、平和のバトンを渡すことは学校でも家庭でも地域でも大切なことであると思います。

あさぎり町の開拓地区では、地域で平和盆踊りが続けられていると聞きました。平和教育とは何か、それは日本を戦前に戻さないために、これからも戦後がずっと続くためにはどうすればよいかしっかり考えることではないでしょうか。「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」原爆死没者慰霊碑に刻まれた言葉でこの質問を締めくくります。

3点目の質問に移ります。市長は施政方針で、恒久平和を維持するために今後何をなすべきなのか、国会では、6月に若者の政治参加を促すべく改正公職選挙法が成立し、現在、安全保障関連法案をめぐる議論が繰り広げられているところでございます、と述べられました。

私は、恒久平和を実現するためには、安保法案は廃案にするべきだと思います。市長は廃案にするべきだとお考えか、イエスかノーかでお答えください。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

6月定例会市議会で、塩見議員から御質問いただきました際にもお答えいたしましたが、現在、国が審議されている安全保障関連法案についての御質問につきましては、国の施策にかかわることでございますので、地方自治体の首長の立場としての私の発言は控えさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今の答弁は6月と全く同じでした。しかしながら、熊本市の大西市長は日本共産党の山部議員の質問に「憲法との整合性を初めあらゆる角度から慎重に審議されることを望む。憲法が掲げる平和主義の理念を堅持すべき。」と答弁されました。福岡県みやま市の西原市長は「日本はどこにも攻め込まない平和国家だと堂々と宣言し、徹底した外交で互いの国を守るべきです。中国の海洋進出の問題にしても東アジア、東南アジアの国々で何度でも話し合い、中国に申し入れをする。武器を使って幸福になったためしはないので

すから。」安保法案に反対の立場を表明されています。

先ほど市長は、「地方自治体の首長の立場として」とおっしゃいましたが、地方自治体の長としての責任を考えればこそ、住民の立場に立って国に対しても言うべきことは言う必要があると私は考えます。戦争法案はやめてほしいという市民の皆さんの声に、国政だから関係がない、そうおっしゃるのでしょうか。市長がモットーとされている対話とは、民意に正面から向き合うことではありませんか。市民の命を守る市長として、国政にも言うべきことは言うの立場で臨んでいただきたいと強く求めて3点目の質問を終わります。

平和に関する質問の4点目です。戦後70年談話について、施政方針には過去の談話を踏襲し、8月14日に発表された安倍晋三内閣総理大臣の戦後70年談話における、さきの大戦への深い悔悟の念と未来に向けた平和国家としてあるべき姿を強く受けとめ、子供たちへの平和教育など平和国家の実現に微力ながら貢献してまいりたいと存じます、とあります。

私は、市長は安倍談話を肯定的に評価されていると理解しました。市長に2つお尋ねします。さきの大戦について、市長はどう捉えておられますか。また、未来に向けた平和国家としてのあるべき姿とはどのようなものですか。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

平成27年8月14日に政府が発表いたしました戦後70年談話についての考えということですが、施政方針の中でも述べさせていただきましたとおり、過去の談話を踏襲し、さきの大戦への深い悔悟の念と未来に向けた平和国家としてあるべき姿を示した談話であるというふうに感じております。また、その上で、現在までの70年にも及ぶ平和を築き、艱難辛苦の末に国に繁栄をもたらした先人たちに心から感謝をいたしますとともに、その思いを深く受けとめているところでございまして、その思いを平和教育などを通じて、子供たちへ受け継いでいく必要があるというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市長、さきの大戦への深い悔悟の念というのは安倍談話にあります。それをさきの大戦について市長自身はどうお考えになっておられるかと私はお尋ねしました。その点をもう一度お願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私個人としては考えを持っておりますが、今、この場で一自治体の首長として答弁することはなかなか厳しいものがあるというふうに考えています。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市長が施政方針に前回は2回、今回は1回、安倍晋三内閣総理大臣の発言から引用されておりました。ただ、安倍首相は過去の戦争が侵略戦争だったとは認めよ

うとはしない、間違っただ戦争だとは言えない人物です。歴代首相が「侵略の事実は否定しない」竹下首相、「侵略戦争だった」これは細川首相、中曽根元首相も「紛れもない侵略行為だった」と認めているのに対し、安倍首相は「侵略の定義については定まっていない」と発言しています。だから、その歴史認識も含めて安倍談話に注目が集まりました。

8月15日、熊日新聞の社説には、「軍部の暴走で近隣諸国に多大な損害と苦痛を与えたのは紛れもない事実であろう。そこには植民地支配と侵略と言える武力侵攻があった。そうした過去から目を背けることは、戦争への痛切な反省の上に立つ戦後の平和国家日本の道筋を誤ることになりはしないか」と警鐘を發しています。

私は、安倍談話は村山談話から後退した印象を受けました。市長は「過去を踏襲している」と言われましたが、当の村山氏自身が「大分内容が違うという印象。引き継がれた印象はない」と問題視しています。幾ら膨大な量の談話を発表したとしても、心がこもっていないと中身は空疎なものになる見本となるような例です。安倍談話の特徴は主語がないことです。侵略、植民地支配、反省、おわびの言葉はちりばめられていますが、侵略したのは誰なのか、植民地支配というなら、どの国がどの国を支配したのかという肝心かなめの点が抜け落ちています。否定はしても、中国大陸での日本の行為を侵略と結びつけてはいません。だから、美辞麗句を並べても伝わってこないのです。安倍首相が二度と戦争の惨禍を繰り返してはならないと心の底から思っているのなら、安保法案を廃案にするべきではないでしょうか。

これで施政方針の平和にかかわる質問を終わります。

次に、市民の声より住宅リフォーム制度について、助成制度について質問いたします。住宅リフォームを取り上げた理由を若干述べさせていただきます。

先日の台風15号によって近所の廃屋が一部崩れてしまいました。道路を塞ぐように倒れたので、御近所の方々や消防団の皆さんが応急的に片づけをされました。でも、そのままにしておくとても危険だ、心配だということで、そんな御近所の声があったので、私は土地の所有者の方に建物の撤去をお願いしに伺いました。撤去はしたいが費用はどうしたらいいのか悩ましいところだったので、人吉市の住宅リフォーム促進事業についていろいろ勉強しました。課題もあると思いましたので取り上げた次第です。

まず、本市での住宅リフォーム促進事業の実施状況はどうなっていますか。質問いたします。

○建設部長（松田知良君） 皆様、おはようございます。

住宅リフォーム助成についての御質問でございますが、本市では住居の居住環境の整備及び性能向上を目的として、本市に登録されている施工業者を活用し、リフォームされる市民を対象にリフォーム工事費の4分の1、上限20万円を補助する住宅リフォーム促進事業を平成24年5月1日から実施しております。

年度ごとの予算額と申請件数でございますが状況を説明いたします。平成24年度は予算額1,000万円に対し申請件数57件、平成25年度は予算額1,000万円に対し申請件数55件、平成26年度は予算額1,100万円に対し申請件数60件、平成27年度は予算額1,000万円に対し9月4日時点で申請件数52件でございます。また、熊本県内の市町村の状況でございますが、県内45市町村のうち、リフォーム助成を行っている市町村は、本市を含め11市9町3村の合計23自治体でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 住宅リフォーム助成の制度ができてから4年目です。市民の皆さんにも事業者の皆さんにも大変喜ばれている事業であるとお聞きしています。補助金額は1件当たり工事費用の4分の1、上限が20万円ですが、工事の総費用は100万円とかそれ以上だったりするのです。

そこで、住宅リフォーム補助の予算は1,000万円ですが、その経済波及効果はどのくらいあるのでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

住宅リフォーム促進事業が本市に与えた経済効果についての御質問でございますが、事業が始まりました平成24年度から予算額、総工事費、費用対効果につきまして、年度ごとに説明させていただきます。なお、平成27年度につきましては、まだ事業が完了しておりませんので省略させていただきます。

まず、平成24年度でございますが、予算額1,000万円に対し総工事費約5,900万円で、費用対効果5.9倍、平成25年度は予算額1,000万円に対し総工事費約7,600万円で、費用対効果7.6倍、平成26年度は予算額1,100万円に対し総工事費約6,900万円で、費用対効果6.3倍となり、3年間を平均しますと、費用対効果は6.6倍となっております。いずれの年度におきましても予算額を大幅に上回る多額の工事費が発生し、地域経済に対し大きな経済波及効果を上げていると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） この住宅リフォーム制度の利点は、一般的な公共工事であれば事業費の全額を税金で賄うのに対して、この制度、工事費の4分の1の補助金で今お聞きしました6.6倍の仕事を生み出す点です。補助金が出ることでリフォーム施主の経済的負担を軽くし、リフォームへ意欲を高め、ここもよくしようと工事を追加することもあると聞きました。しかも、住宅の改築などリフォームの工事は大型の公共事業がゼネコンに回るのに対して、地元の業者に仕事が回るため、地域の経済循環にも極めて有効に働くことです。直接効果がある、先ほど言われました6.6倍、その建設業だけではなく、商業や対個人サービスまでさま

ざまな業種へ波及することなどが、錦町の産業連関分析システムの試算により明らかにされています。

錦町の例を紹介すると、平成25年度の場合、投資額、いわゆる補助金額は944万3,000円。そして総波及額は1億1,557万7,000円ですから、12.24倍の経済波及効果があられています。住宅リフォーム助成制度の先進地である山形県では、35自治体全部が導入して、総額18億5,000万円を予算化しており、その経済効果は3年間で770億円と試算、山形新聞の記事です、と見込まれています。実に14倍の経済効果になります。

人吉市では、ことしは8月中に受け付けが終了したとお聞きしました。予算枠を拡大する予定はないのでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

予算の増額についての御質問でございますが、平成24年度から平成26年度までのリフォーム補助金の執行状況を見ますと、当初予算1,000万円に対し8月末時点における執行額が平成24年度は約770万円、平成25年度は約730万円、平成26年度は約710万円となっており、この3カ年で申しますと、8月末時点で約230万円から290万円ほどの予算が残っている状況でございます。年間の申請者数の予測が難しいという点や、今申し上げました過去3カ年の執行状況から考えますと、当初予算におきましては従来の予算額を堅持し、平成26年度に9月補正で100万円の追加補正をいたしましたように、市民の皆様からの申請状況や財政状況等、総合的に判断した上で補正予算により適宜対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 執行状況を見てとのお答えでした。私が調べたところ、天草市では2014年度に2,000万円の予算を短期間に使い切ったため、9月議会で2,000万円の追加、さらに600万円、12月議会では6,000万円の補正が認められ、予算ですけれど、総額1億600万円となったそうです。今年度は当初予算に1億円の予算が計上されているようです。本市も予算をふやすことを検討すべきではないでしょうか。なぜなら、本市の予算は1,000万円、これは錦町の予算と同額です。人口規模から考えても予算の拡大を求めたいと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど建設部長が申しましたように、予算額に対する総工事費の割合、一般的にいうところの費用対効果が平成24年度から平成26年度の3カ年の平均で6.6倍ということで、住宅リフォーム促進事業の経済波及効果について、私も改めてその効果の大きさを再認識したところでございます。

この住宅リフォーム促進事業につきましては、今述べました経済波及効果のほかにも、市民の皆様が快適な住環境のもとで安心して暮らすための非常に有効な施策であり、また住

宅リフォームの需要拡大による中小の業者の皆様方の仕事の確保や、きじ馬スタンプ商品券による地元商店街での購買の促進等、地域経済の活性化に大きく寄与するものと認識をいたしておりますので、今後も財政状況等を勘案しながら継続して取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 私のまとめと同じことを、今市長も言われました。繰り返します。

今まで見てきたとおり、住宅リフォーム制度は地域経済にとっても抜群の経済効果をもたらすものです。人吉市の住宅リフォーム補助事業が市民にとっては住環境の向上、行政にとっては仕事がふえる、そして地域経済を活性化する上でもっともっと充実した制度になることを希望いたしまして次の質問に移ります。

最後に子育て支援策、子供の医療費無料化について質問いたします。6月議会でこの質問を取り上げたとき、あと1,920万円で完全無料化が実現できることが明らかになりました。基金の一部、1.37%を取り崩せば財源はあると提案いたしました。あと1,920万円で完全無料化を実現する、これは市長の政治判断でできることではないでしょうか。市長、いかがですか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

6月議会でも御答弁しておりますが、子供医療費の無料化は子育て世代の多くの市民の皆様が望んでおられる施策であると認識をしておりますが、中学校3年生までを完全無料化するとしますと、やはり財源の確保が一番の課題となっております。

この財源についてでございますが、6月議会時点におきましては、中学校3年生までを完全に無料化した場合に、先ほど議員がおっしゃいましたように1,920万4,000円が必要になると見込んでおりましたが、その後協議、検討を重ねる中で、平成26年度の制度の拡充以降である平成26年7月から平成27年6月までの1年間の医療費実績のうち、保護者が負担いただいた額、すなわちこれが完全無料化した場合の市費負担額になるわけでございますが、これが2,172万9,000円と増加しておりまして、さらなる財源が必要だというふうに見込んでおるところでございます。また、先進自治体の事例によりますと、完全無料化で利用する方々が受診しやすくなることで、さらに利用がふえる傾向があるとのことでございますので、今後どのくらいの伸びが見込まれるのか、医療費の動向を十分に見きわめる必要があるとの認識を持っているところでございます。

以上のような状況を踏まえまして、財源及び実施時期等につきましては、今後もさらに協議、検討が必要だというふうにご考えております。現時点では、中期の財政状況も大変厳しいという見通しの中、市全体の財政状況や政策の展開、事業の優先度などを踏まえて、今後とも実現に向けて協議、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 財源、大切なことです。財源と言われますが、市長が決断をしないと例え財源があったとしてもいつまでもできないのではないのでしょうか。市長の公約にもかかわっています子供の医療費の無料化は、いつから実現するのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 先ほど御答弁いたしましたように、子育て世代の皆様が望んでおられること、そして議員がおっしゃることも重々私も承知をしております。ただ、財源、財源で申しわけないのですが、大変厳しい財政状況にありますし、ほかの本市が進めております政策とのバランス等々も、やはり市長という立場になってからはそういう状況もあるところでございます。なるべく早い段階で私もぜひ実現したいということで進めていきたいと思えます。

以上、答弁いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 予算には市長のものの考え方、哲学が反映します。予算の優先順位をはっきりさせて子育て世代を応援してください。

先日、私はスーパーのレジの女性から子供の医療費無料化できればいいですね、声をかけられました。多分、市長もたくさんの方からそういうお声をいただいている、掛けられているのではないかと思います。公約に掲げた予算も2,170万円とわかった、次は実現に向けて計画を具体化する番です。市長がやるといったら計画は進むのです。市長の決断が問われています。そのことを強く申し上げて一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 11番議員の本村です。それでは、通告に従いまして質問を行ってまいります。

まず1点目に、ダムによらない治水対策で、これは市内における対策について質問を行ってまいります。2番目に球磨川水害タイムラインでありまして、これは住民参加について質問をしてまいります。3番目に川内原発再稼働についてですが、これは事故発生時の市民の避難計画について、それから市外からの避難者の対応について、また九州電力の説明会について、市長の見解について質問していきたいと思えます。4点目に市営住宅ですが、これは入居までの待機時間の短縮についてです。次に学校図書館ですが、こちらは順番を入れかえ

させていただきたいと思います。先に図書の整備について質問いたしまして、その後司書の配置について質問していきたいと思います。6番目に市民の声より、高齢者の通院におけるタクシー代の補助について質問してまいりたいと思います。

それでは、まずダムによらない治水対策についてです。人吉市の下流より球磨川の治水対策が進んでいます。八代市坂本町や芦北町、球磨村においては各地で宅地のかさ上げや堤防強化が行われてました。そして球磨村渡地区においても昨年、導流堤や3カ所に内水排水ポンプが整備されました。

山本伸裕熊本県議会議員は、8月5日に熊本県職員の案内で球磨川の治水対策の状況を視察し、私もこれに同行しました。渡地区では導流堤や内水排水ポンプを視察しましたが、さらに国道219号については、小川にかかる橋をかさ上げすることなどが説明されました。次はいよいよ人吉の治水対策が進められるときですが、その動きは既に始まっていることが視察の中でわかりました。県職員の案内で大柿町の堤防に行きましたが、そこで国土交通省が今年度から大柿町の球磨川左岸や中神町の球磨川右岸に堆積している土砂の除去を行うことや、これらの地点で川幅を広げるための調査を始めるとの説明がありました。今こそ人吉市の治水対策を進めるときです。

私を取り分け早急に対策を打つべきだと思うのは、未改修となっている人吉橋下流左岸の掘削と築堤です。ここはダムによらない治水を検討する場でも、直ちに実施する対策となっています。住民団体が測量してみると、200メートルある川幅が、この未改修によって40メートル狭められていることが明らかになっています。河道の断面積が20%も狭められることになり、球磨川の流れを大きく阻害しています。市長にこの人吉橋下流左岸の掘削と築堤を早急に行うよう、国に求めるべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

6月議会での答弁と少し重複いたしますが、ダムによらない治水対策につきましては、これまでの歴史的な経緯と行政の継続性を尊重し、住民の生命と財産を守るために球磨川流域におけるほかの市町村や関係機関とも連携を図りながら、国・県に対してハード対策について可能な限り着手していただくようお願いをし、またソフト対策を合わせて実施していくことで、球磨川流域の治水安全度を高めてまいりたいと考えております。

そこで、議員が御質問に挙げられております直ちに実施する対策につきましては、私自身も議員時代に球磨川流域の治水対策についての質問をした経緯もございまして、その内容につきましては認識をいたしているところでございます。御指摘のありました人吉橋の下流左岸の掘削、築堤につきましては、これまで長期にわたりまして議員各位を初め地域住民の皆様にご心配をおかけしているところでございまして、現在、国土交通省と地権者の間で鋭意協議が進められているとの話も伺っておりますので、その状況も確認しつつ1日でも早い実現に向け、本市といたしましても関係機関に対し強く要望をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） では、先にほかの地点も伺ってまいりたいと思います。2014年4月24日に開催されたダムによらない治水を検討する場の協議では、直ちに実施する対策、追加して実施する対策について、出席した全ての市町村長から、できるところから早急に実施してほしいという要望が出されています。これらの要望を受けて、国交省の九州地方整備局長は、「追加して実施する対策でございますけど、知事さんからお話がありましたとおり、まず、できることからですね、我々は直ちに取っかかって着実にこれを進めていきたいと今日、追加して実施する対策について知事さんからも取り組むようにとお話がありましたけれども、これについては、前向きに我々是对応していきたいと考えております」と答えています。

この回答を証明するかのように、先ほど述べましたように、大柿町の球磨川左岸や中神町の球磨川右岸の対策は追加して実施する対策となっておりますが、治水対策が進められようとしています。追加して実施する対策についても対策を行うよう国に求めていくべきだと思います。小柿から西瀬の球磨川の土砂の除去や川幅の拡張、中川原周辺の球磨川の土砂の除去は追加して実施する対策となっておりますが、これらも早急に行うことを国に求めるべきではありませんか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国として追加して実施する対策につきましては、ダムによらない治水を検討する場の終了に伴い、新たな協議の場として創設をされました球磨川治水対策協議会の7月に開催をされました第2回会議において、さらに治水安全度を高める対策として説明がなされたところでございまして、現地の状況など、内容について説明を受けているところでございます。また、国土交通省におかれましては、人吉地区における下流域などの河川内掘削を初め、引堤につきましても現地の状況把握など鋭意検討を進められているようでございますので、本市といたしましても直ちに実施する対策と合わせまして、関係機関に対し強く要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 国交省もやれるところから直ちにやっっていくと言っていますけれど、やはりこれは地元からの要望があつてこそ国も大いに進めることができると思いますので、引き続き市長のほう、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

これで次の質問に、球磨川水害タイムラインのほうに移ってまいります。

人吉市と球磨村に球磨川水害タイムライン（事前防災行動計画）を策定することになりました。6月24日には発足式、7月31日には第1回検討会が開催されています。タイムラインは地方公共団体などの防災関係機関、各種団体、地域住民が気象災害に備えて迅速・的確に

対応できるように、それぞれがどのタイミングで何をするかを時系列的に取りまとめた事前の防災行動計画です。タイムラインはつくるだけでは意味がなく、策定後に住民や各団体がそれに従って行動しないと何の意味も持ちません。ですから、殊さら住民の納得と合意が欠かせないと思います。タイムライン策定に当たっては、殊さら住民の納得と合意が欠かせないことを認識されているかどうかということをお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

現在の気象状況は、世界中で地震や大雨、ハリケーンなどによるさまざまな災害が発生し、日本におきましてもゲリラ豪雨などの短時間の大雨による土砂災害発生など、これまでは予想すらできなかったような、過去に経験のないということを気象庁は使っておりますけれども、気象状況によりさまざまな被害が発生しております。災害に対して全ての被害を防ぐことは不可能だと思われませんが、人的被災だけは絶対に防がなければならないものと考えております。

球磨川水害タイムラインは、その人的被害を出さないために、河川改修などのハード面と合わせまして球磨川流域の関係機関が連携をして、ことし6月に、先ほども申されましたけれども、検討会を発足し、7月に第1回目の検討会が約30団体、約100名の関係者が参加して開催されたところでございます。

このタイムライン、いわゆる事前防災行動計画は、災害が予想される早い段階から、さまざまな関係機関が早目の行動計画を策定しておくことによって、先を見越した防災行動が可能となり、防災活動における漏れや抜け落ちなどがないようにあらかじめ予定をしておき、段階を追って、かつ早期に住民の皆様知らせることを目的として設置したところでございます。今後の計画では、今年度末までに数回の検討会が予定されておりまして、平成28年度の出水期により、タイムライン施行版に沿いまして事前防災行動を実施することが目標とされております。

検討会には本市議会の皆様、それから町内会長嘱託員連合会の皆様にも参加いただいておりますので、今後の検討会におきましてさまざまに活発な意見が出されていくと私たちは思っておりますし、先ほど冒頭でおっしゃいました、御質問の中でありました、住民と納得と合意が必要である、これは当然のことと私たちは考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 住民の納得と合意が必要ということを言われましたので、そのためには各地域での説明会と意見聴取は、私は欠かせないと思います。どの組織が中心となってやるのかは別にして、例えば国土交通省が2007年に行った川づくり報告会は、53会場で行われており、住民から出された意見が記録され、今もインターネット上で見ることができます。

このように市内各地域での説明会と意見聴取を行うよう求めていくべきだと思いますが、

その点はいかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

この検討会は、気象庁や県の危機管理防災課、それから警察署、消防署など、防災にかかわるさまざまな専門機関が集まって、住民の安全を守るべく早目の避難行動の指針を模索することとなっております。今後開催される検討会におきましては、ワーキンググループによる意見交換会、意見交換が計画、実施されることとなっておりますので、タイムラインの意義等につきましても理解は十分に深まってくると考えております。

議員御指摘のように、タイムラインについて理解を広げていくということは、これはもう絶対、必要不可欠なことと存じます。要するに、計画だけつくって、仏つくって魂入れずではないですけれども、そういう状況であってはならないと。現在、住民の方への説明会の開催につきましては、現段階では明らかになっておりませんが、今後、市民の皆様からの意見集約等々も出てくると思いますし、どういう形で知らせるべきか、そういう説明会の開催の仕方もあわせて、定期的な情報発信は、今後行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） そのようなことでしたので、ぜひ気にとめておいていただきたいような事例がありますので、ちょっと話をしたいと思いますけれど。

地震で1人の死者も出さなかった白馬村についてちょっと調べてみたのですが、新聞記事を見てみると、「災害時住民支え合いマップ」や「安否確認システム」が重要であったことがよく述べられているのです。このことに対して、白馬村の議員に電話で聞いてみたのですが、これらのことをするには住民の納得が必要だったと思うが、相当な話し合いがなされたのではないですかと聞いてみたのです。そうすると、「白馬村は昔からの住んでいる人が村の人口の5割いて、地震が起こったのは、その人たちが住んでいる地域、そこでは地域の人が家のどこに寝ているかお互いにみんな知っていて、どこのドアから行っていけばよいのかもよく知っている。災害時住民支え合いマップにはプライバシーにかかわることも書いてあるが、そんな地域だから納得と合意が容易に得られた。この住民のつながりとマップの利用で救助も迅速に行えた。ちなみに残り5割の人口は、最近町にやって来られた方が住んでいる地域で、そこではプライバシーの問題もあって災害時住民支え合いマップがつかれない状態にある。それが課題だ。」というふうな話をされました。

住民の納得と合意が得られれば、それがみんながそれに従って動くし、納得できないなら受け入れないのをよくあらわした例だと私は感じました。タイムラインの策定にあっては、やはり住民の納得と合意のもとにぜひとも策定いただきたい。このことを再度申しまして、この質問については終わり次の質問にまいりたいと思います。

次、川内原発再稼働についてです。8月11日に川内原発が再稼働しました。水俣市の西田弘志市長は、その日のうちに記者会見を行い、「市民の不安が払拭されていない中で再稼働は、非常に心配で残念です。」と述べられています。川内原発からの直線距離が余り変わらず、同じ熊本県にある人吉市の市長がどのような見解を持っているのか問われていると思います。地図上ではかってみると、人吉市までの直線距離は約70キロメートルです。福島第一原発の事故では、アメリカ政府が同原発の約80キロメートル圏内にいる米国民に対して避難するよう勧告しました。

そこで市長に、もし川内原発で福島第一原発と同じような事故が起こったら、人吉市にやってくる放射能は水俣市と余り変わらないか、風向き次第ではそれ以上になってしまうこともあり得ると思いますが、市長はどのように考えられるかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

危機の認識ということだというふうに捉えますが、原子力規制委員会が事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて策定された新規制基準をクリアして再稼働をしておりますが、この新規制基準は原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものであるというふうに認識をいたしております。しかし、原子力規制委員会の説明でも、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではないということですので、当然私たちも一定の危機意識、そしてその対策をというものを備えておく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市長も危機意識と、それと対策を十分考えておかなければならないというふうに答弁されましたので、その点に立って、いろんなどういうことが事故が起こったとき、起こるんだということを考えながらちょっと質問をしていきたいと思います。

福島原発事故では、川内原発から人吉市までの距離70キロメートルを超えてはるかに放射能物質の拡大が広がっています。川内原発で事故が起こった場合、人吉市民はどのように避難すればよいのでしょうか。人吉市は人吉市地域災害防災計画書を作成し、その中に、第5編人吉市原子力災害対策計画編というものがあります。その趣旨を御説明ください。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

先ほど議員おっしゃいましたように、本市では人吉市地域防災計画書におきまして、人吉市原子力災害対策計画を策定いたしております。避難計画に関することでもございましたので、そのところを少し読み上げさせていただきますけれども、「万が一、事故が発生した場合、住民の避難については、県との協議の上、屋内退避を要する区域、または避難を要する区域の決定や避難先及び避難所に係る市町村間の調整などを行い、避難する住民が多数となる場合は、県等に支援要請を行うこと。」と計画の中では定めてあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今のことにかかわりまして、県が中心となっているいろいろ避難等考えることですが、例えば、私も考えたことは、人吉市内でいろんな混乱や逃げ惑う状況に対して、余り状況も起こるかと思えます。私はそもそも市町村で、より具体的な避難計画を立てることは困難ではないかと思ったところなのですが、例えば、しばらくの間一時避難しようと思ったら、人吉から出てより離れた地域に行こうと考えるのが当たり前だと思います。そのような地域を含めた計画がどうなっているのか。先ほど、県がそれに携わっていかれるというのですが、どのような県は考えなのかちょっと御説明ください。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

ちょっと内容が少し、私が聞いていた内容と違うようなところがあるのですが、要は細やかな避難計画等々を自治体だけでやっていくのは厳しいような状況で、やはり県とのかわりとか、そういう関係機関とのかわり、そういうものが必要なのではないかと。先ほど私は県と申しましたけれども、実際、先ほどの地域防災計画の原子力災害対策の計画の中では、総じて関係機関というような言葉で表示してありますので、たまたまそういうふうな、先ほど県ということでお話しましたが、県だけではなくてさまざまな関係機関ということに、まず御訂正をさせていただきたいと思えます。

市の防災計画だけでは、防災計画においては人吉市が被災した場合、先ほど申しましたように、県を初めとする関係機関との協議を行い、市外に避難が必要な場合には速やかに避難先を決定し、住民の避難誘導を開始するということになっております。

住民の避難は自家用車両の利用、これも計画の中に書いてありますけれども、自家用車両の利用を原則とし、不足する場合には関係機関と連携して住民避難用の車両の確保に努めるということとされております。熊本県の防災計画書では、市の区域を超えて住民が避難する必要がある場合を想定しておりますので、これは先ほど冒頭で申し上げましたように、市と県が連携して、シミュレーション等により広域避難体制の構築についてもさらなる検討を進めるということとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 県が非常にその辺を考えていかなければならないという姿勢があるというのが今の答弁でわかってきたところです。

それで、もう1つ考えられることがあるのですが、次、避難者をどう受け入れるかについて伺います。

水俣市は原発事故が起こった場合に、出水市との協定で避難者を受け入れるようになっています。そこで避難者をどう受け入れたらよいのか困惑されている面もあると聞いています。

人吉市は避難者の受け入れ自治体にはなっていませんが、川内市周辺の自治体から多くの人
が避難する場合、交通の混雑や放射能の拡散の情報によって、この人吉市にやってきて受け
入れを要求されることも考えられます。その場合、どのように対応されるつもりなのかお伺
いします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

先ほど申しております市の防災計画の中の原因関連、人吉市原子力災害対策計画、この中
には議員がおっしゃるように避難者の受け入れについての記載はないところでございます。
避難についてはきちんとまとめてありますけれど。

ということで、県の防災計画がやはり中心になりますので、住民避難等に関する関係機関
においての調整を熊本県が行うこととされておりますので、熊本県の調整によりできる限り
の受け入れを検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） できる限り受け入れていくことになるだろうということで、私もそう
すべきだと思う。逃げてこられたら、やはりその方、車で行く場所がなくて、よく泊まられ
ていた人がエコノミー症候群になって亡くなったりすることもありしていますので、そ
ういうふうにもしていきべきだと思います。

ただ、注意しておくべきこと、その点があると思いますので、ちょっと次の質問をしてい
きたいと思いますが、人吉市が避難者を受け入れた場合、高濃度の放射性物質を浴びた方が
やってこられる可能性も考えられます。その場合、身につけた衣服などに多くの放射性物質
がついているかもしれません。

福島県では、取材などで福島第一原発に近づいた方については、スクリーニングと呼ばれ
る放射能検査が保健所によって行われています。放射線量が高かった場合には、衣服を破棄
してもらうこともあるそうです。このスクリーニングは周りの人への被爆を抑えるためだけ
ではなく、避難者の被爆を抑えるためにも重要だと思います。このようなスクリーニングは
誰がどのように行うのかお聞きします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これも市の防災計画の中には、スクリーニングについての記載はないところでございます。
これもやはり県の防災計画に頼るわけでございますけれども、市は県内の医療機関等々と連
携しまして避難所等での放射性物質の汚染検査、これはスクリーニングでございますけれど
も、それとふき取り等の簡易除染、それから安定ヨウ素剤投与、それから健康相談等の実施
体制の整備について検討を進めることとされておりますので、これも県と連携しながら対応
をしていくことになると思いますが、やはり川内原発稼働するということであれば、状況的
にはやはりそういうことも、もう現実的にはないことは絶対ないということで、あり得ます

ので、その対応につきましても、これまで以上に、やはりこの我々の計画の中でもしっかりと協議をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いろんな、どういうことが起こるか、本当、予測しにくいんですけど、起こるだろうと思われることには対応、考えておったほうが、やっぱりいいと思いますので、その辺、十分検討していただきたいと思います。

今もありましたけど、非常に国が30キロ以内には計画をするように言いながら、そのチェックもしないような中で、県のほうは、いろいろな住民に対しての避難計画等の動きが、やっているというのはわかりましたが、ほかの場所でもそのような動きがあるんだなと思ってます。

福島原発事故では多くの人たちが県境も越えて一時避難していますが、2013年6月11日の愛媛新聞を見てみますと、愛媛県は四国電力伊方原発での事故を想定した広域避難計画を発表しています。この計画においては、確認書により大分県と山口県で避難者を受け入れるようになっています。このような県境を越えた避難計画は国の援助があったほうが進むと思いますが、その点、市長、どのようにお考えになるかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、現在、国は原発の半径30キロ圏内の自治体に住民の避難先や移動方法などを詳細に定めた避難計画づくりを義務づけており、避難計画作成に対し、さまざまな技術的支援を行っているということでございます。

原発災害が一旦発生をいたしますと、その影響は非常に広範囲にわたることが想定をされますので、単独自治体での対応は、ほとんど限られたものとなると予測をいたしております。避難計画策定に関しましても、県単位等の広域的な位置づけが求められることから、国や県の主体的なかかわり方といったことが不可欠であると考えておりますので、今後、国や県にも御相談申し上げてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、市長が言われたとおり、この原発の事故の問題というのは、地域を本当に広く越えていく問題でありますので、県も本当、よく今、動きが出ています。国も、ぜひそのように動かれるように、いろいろ相談していくと言われましたけど、そのようにしていただきたいと思います。

また、次には、こういうことをお聞きしたいと思います。水俣市の西田市長は半年前から九州電力に住民説明会を求めてきましたが、川内原発再稼働も引き続き住民説明会の開催を求めることを記者会見のときに述べています。人吉市民の中にも多くの方が川内原発再稼働

に不安を持っています。市長も西田市長とともに九州電力へ住民説明会を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

あくまでも現時点ではございますが、人吉市として事業者である九州電力さんへの説明を求めることにつきましては、予定はございません。今後、協議を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今後検討していきたいということですので、ぜひ求めていただきたいということですが、住民説明会を要望した水俣に対して、開催しないと伝えた九電の熊本支社は、その理由として安全対策を伝えやすい少人数向けの説明会を各地で開いており、大規模な説明会の要望には応じていないとしています。ところが、鹿児島県が昨年10月29日に伊集院文化会館で川内原子力発電所に係る住民説明会を開催しており、説明者となっている4団体の中に九州電力も入っています。452名の参加で、質疑応答の時間も85分あっています。ですから、九電もちゃんと説明会に参加しているんだからこんな理由をつけるのは本当おかしなことだと私は思ったんです。

川内原発で事故が起これば、本当に広い範囲に大きな被害を及ぼす可能性もあると思います。また、私たちは九州電力から見ればお客さんなわけですよ。お客さんに対して説明会をしないというのも、私はひどいことだと思います。九州電力は各地で説明会を行うべきだと思いますし、市長もそれを求めていただきたいと思うということを申しておきたいと思います。

先ほどダムによらない治水対策のところでも述べましたが、市長は地域住民の生命、身体、財産を守り抜く覚悟を持つことは、首長として当然の責務であろうかと存じますと述べられておられます。そのことは、この原発問題においても、全く変わることがないことだと思います。市民の生命、身体を守る立場で、この川内原発再稼働と、そして原発そのものについて、どのような見解を持っておられるのかお聞きします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

川内原発再稼働につきましては、原子力発電所の新しい規制基準等に沿う形で正式な手続を経られ、関係自治体の同意を得る中での再稼働であると認識をしておりますので、軽々な発言は控えさせていただきたいと存じますが、エネルギー政策として九州を支える重要な発電所であるものと受けとめながらも、東京電力福島第一原子力発電所の教訓もございますので、行政としては市民の安全や安心の確保といった部分での危機管理、これはしっかりと考えていかなければならないと考えております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市民の安全を考えていかなければならないということで、その危機管理、そこは本当にそうだと思いますが、原発を稼働し続けるかというのは、ちょっと意見が違うと思いますので、意見を述べておきたいと思いますけど、8月10日の毎日新聞は全国世論調査の結果を載せています。川内原発について、再稼働に反対との回答は57%で、賛成の30%を上回っています。日本中の原発が停止した原発稼働ゼロの期間は700日にもなろうとしています。原発がなくても電力が足りていることは、この月日が証明していますし、脱原発を目指す首長会議には元職46名を含めて全国37都道府県107名が名を連ねています。

私は原発によるエネルギー政策は、いずれ行き詰まることは間違いないと思います。処理する方法のない核のごみがふえ続けることが大きな問題になっています。使用済み核燃料を安全に処理する技術はありません。原料として使用したウラン鉱石のレベルに放射能が下がるまでに数万年、無害と言える程度になるまでは、さらに膨大な時間がかかります。これ以上、この危険な遺産をふやし続け、将来の世代に押しつけることは許されないと思います。再生可能エネルギーの導入可能量は原発54基の発電能力の40倍あると言われていています。その原発から直ちに撤退する政治決断を行い、このような再生可能エネルギーを実現する本格的な取り組みを開始すべきだと思いますということを述べまして、このことに対する質問は終わります。次に市営住宅のことに関する質問に入っていきたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それでは、引き続き市営住宅のほうの質問に入っていきたいと思えます。市営住宅の部屋があいたのに最初に入居する権利がある人が、さらに長々と待たされる。このことに対して市民の中から、なぜそんなに待たされるのか、納得いかないという疑問の声が聞かれます。ある方に伺うと、このように話されました。市営住宅に申し込み空き部屋が出るのを長期間待っていた。その後、次に入れるのは自分だと市役所から聞いた。空き部屋が出たようだと言われたが、市役所から何の連絡もなかった。そこで電話で、いつごろ入居できますかと問い合わせたところ、それはわかりません。予算の問題があると答えられた。引っ越しの計画も立てなければいけないし、今住んでいるアパートにも、いつ出るか言わなければならない。そこで、最大どれだけ待たなければならないのかと聞いたところ、最大1年ですと答えが返ってきてびっくりした。人に話すと、ほかの市営住宅に入居された方からも、同じような思いをされていたというものです。

そこで、なぜこのようになるのか、理由を説明していただきたいと思います。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

入居までの待機期間が長いという御質問でございますが、まず、本市の市営住宅の空室及び待機の状況につきまして、説明をさせていただきます。

平成27年8月31日現在の空室数でございますが、一般世帯が54戸、高齢者等の単身世帯が6戸の計60戸が空室となっております。次に、平成27年9月4日現在の待機中の件数でございますが、一般世帯が20件、単身世帯が10件、計30件でございます。このうち1年以上待機しておられる方の数は一般世帯が7件、単身世帯が5件、計12件という状況でございます。待機期間が長くなる要因といたしましては、本市の場合、希望する団地を決めた上で入居申し込みをしていただいているところでございますが、御希望の団地の退去が少なく、順番が回ってこないというのが一番の要因となっております。ほかには一般世帯の部屋があいても、単身での申し込みであるため入居できなかつたり、1階や2階への入居を御希望の場合に、5階があいても入居を見送られたということで待機期間が長くなる場合もございます。また、退去された後、入居までの御案内までには、居室内の床、壁の張りかえや流し台の補修、浴室の防水塗装のほか、ふすま、畳を新調するなど、老朽化対策を行っており、相応の期間がかかっているといった状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 私が質問した最後の例ですよね。自分が待つて一番なのに、なかなか入れない。そういういろんな老朽化対策だの必要だということです。それはわかるんですけど、なぜその中で、このような回答になったかです。いつ入居できますかというのに、わかりませんと、予算の問題がありますと、最大1年ですと。何でこんな回答になるかというのを伺いたいということです。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

本市の市営住宅におきまして、前住者が退去された後、待機者がおられる部屋につきましては、先ほど申しましたような修繕、整備を行い、完了次第待機者へ順番に御連絡を差し上げ、入居手続を行っているところでございます。ただ、年度末とか年度初めの退去が集中する場合、予算が不足する場合もございます。そのような場合、次年度を待っていただいて、その修繕、整備を行わなければならないなど、ふだんの修繕、整備をする期間よりも長くなる場合もございます。そのような状況の中で、予算的にはトータル1年間を見ますと足りているわけなんですけども、ただ、そういう修繕の集中する時期、そういうので長く待っていただく場合もございます。ただ、そういう場合というのは、通常特別な場合だと私は考えております。

そういうことで、基本的にはできるだけ早くその修繕、整備を行って、あきが出ましたら、

次の方に引き継ぎたいと思ってやっている次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 先ほどの話した方ですね、こう言われたんですね。先ほども言いましたけど、引っ越しの計画も立てなければならぬし、今住んでいるアパートにも、いつ出られるか言わなければならぬと話しておられたことからわかるように、できるだけ早くいつ入居できるか、めどがたつように説明されることも大切だと思います。

とりわけ、小学生や中学生の子供がいて、校区をかえなければならない場合など、入居日がわからないと不安だと思います。いつごろ入居できるのか、もっと早く説明ができるようにすべきでないか。ちょっと今、早くしたいと言われましたけど、どのくらいぐらいのめど、何か月ぐらいのですね、このぐらいで入れますよと、具体的に。もし答弁できるものなら答弁していただきたいと思います。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

退去後の修繕、整備に要します期間といいますのは、先ほどの、言うなら壁とか浴室とか水回りとか、そういうもろもろの業者を入れなくてははいけません。通常、工期的に退去されてから約3カ月ほどはかかります。

先ほど申しましたように、年度末とか、そういう退去者が集中したときとか、そういう中では若干、これよりも期間が長くなる可能性もございます。また、その校区の問題なんですけども、団地によりまして、やはり人気のある、言うならば団地、言うならば入居者が多くて空室が全然ない。逆に空室は多いんですけども、入居希望が少ない、そういう校区もございます。

そういうことで、議員が質問されてますその方が、どういう状況にあるのかというのは、ちょっとここでは詳しくわかりませんので、その辺はちょっとここでは詳しく、どういう状況だということがちょっと言えません。申しわけありません。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、答弁ありましたけど、年度末、年度初めですね、かなり見分けにくいとは言われましたけど、それ以外は大体3カ月ぐらいで、そういう改修ができるというのは、やっぱりできるだけその辺示す、一般的にそうですよと。もし、もちろん何かあってそれが延びたら、またきちっと説明をする必要があると思いますけど、その辺ですね、やはりその期間、それを言わないと不安なんですよね、移り住む人は。その辺を、やっぱりできるだけ明確に話していただくように、これ最後、要望しておきたいと思います。

次、学校図書館について質問していきます。本を読む習慣を身につけるためには、学校図書館の図書の整備が重要だと思います。ところが全国的に見てみると、学校図書館図書標準

を達している学校の割合は、平成25年3月の時点で小学校56.8%、中学校47.5%となっています。人吉市の状況が気になるのですが、どのようになっているのかお尋ねします。

○教育部長（東 俊宏君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えします。

学校図書館図書標準とは、小中学校それぞれの基準に基づいて、学級数によって設定されているものでございます。一例を挙げますと、学級数が15学級の人吉東小学校については、学校図書館図書標準が定める冊数は1万1,160冊となります。平成26年度の場合は、少ない学校で6,040冊、多い学校で1万2,640冊となっております。

次に、各小中学校の蔵書冊数の達成度でございますが、平成26年度末現在で小学校は6校のうち4校、中学校は3校のうち1校が標準となる蔵書数を上回っております。蔵書冊数が標準に満たない学校が4校ありますが、その理由としましては、特別支援学級の増設により学級数がふえ、それに伴って標準となる蔵書冊数もふえたこと、また古く傷んだ図書を蔵書点検の折に一度に処分したために、一時的に蔵書冊数が減少してしまったということなどが上げられるかと存じます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いろいろ理由はあるみたいですけど、基準を達成してないところがあるという実態が、今ので明らかになってまいりました。

それで、文部科学省は平成19年度からの学校図書館図書整備5か年計画に引き続き、平成24年からも同様の計画を立て、5年間で学校図書館図書標準の達成を目指して毎年約200億円の財政措置を行っています。この計画の背景にあるのが、平成13年12月に公布、施行された子どもの読書活動の推進に関する法律です。この法律に基づいて、平成14年8月9日付で子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画についてという通知が、各都道府県教育委員会などに出されていますが、その中の5、学校図書館の蔵書の充実には、このように書かれています。学校図書館は児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動、読書活動を推進していく上で、また、総合的な学習の時間などにおいて、多様な教育活動を展開していく上で重要な役割を果たすものであり、各学校においては学校図書館の蔵書を充実するよう努められたいこと。特に公立義務教育諸学校においては、学校図書館図書整備5か年計画の地方交付税措置の活用などにより、蔵書の充実を図り、学校図書館図書標準の早期の達成に努められたいこととしています。

少なくとも学校図書館図書標準に達するように、学校図書館の蔵書の充実を図るべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

文部科学省の学校図書館図書整備5か年計画は、議員おっしゃいましたように、平成24年度から平成28年度までが計画期間となっているところでございます。昨年度末までに、学

校図書館図書標準の蔵書冊数に達していない小学校2校、中学校2校につきましては、計画的に新規図書を購入することによりまして、なるべく早いうちに標準以上の蔵書数となるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、蔵書冊数が標準の100%を満たしておりますけれども、その中に傷んだ図書や情報の内容が古い図書などが含まれておりますと、図書館の充実が図れているとはいいたいところがあるというふうに考えております。要は質と量、両面で蔵書の充実を図るということであろうかというふうに存じます。

図書標準の蔵書冊数達成を目指し、また、達成度100%を維持しながらも児童・生徒の使用に耐えられないような傷んだ図書や、情報が古い内容の図書などの廃棄処分も含めていかなければならないというふうに存じております。そのために、今後も継続して各小中学校に対しまして図書購入の予算措置を行い、充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それを目指してやっていくと、そのように頑張ってもらいたいと思います。

それから次は学校司書について、ちょっと質問のほうをしていきたいと思いますが、平成26年6月27日に学校図書法の一部を改正する法律が公布され、学校図書館へ学校司書を配置することを求めています。司書一人当たり年間105万円、全国で150億円の財政措置もされています。この予算措置は1週当たり30時間勤務する学校司書を置けるようになされたものです。子供たちの図書を推進する上で、学校司書が大きな役割を果たすことが明らかになっています。

読売オンラインの9月5日の記事には、学校図書室貸し出し急増、姫路、司書配置効果というタイトルで、こんな記事が載っています。学校の図書館を充実させ、子供が本に親しむ機会をふやそうと姫路市教育委員会が5月から市立小中学校などに、学校司書35人を新たに配置したところ、各学校で図書の貸し出しが急増している。市教育委員会学校指導課によると、市内には市立小学校69校、中学校35校と、特別支援学級1校があり、いずれも図書室を設置している。しかし、これまでは、貸し出し業務や蔵書の管理、読書案内など行う学校司書がおらず、担任教諭らが兼任したという。また、管理上の問題から、利用は昼休みや授業などが多く、放課後は閉まっていることもあった。ことし4月、学校司書の配置を努力義務とした改正学校図書法が施行されたことを受け、市教育委員会は元司書や元教諭らを非常勤嘱託員として採用1人が複数の学校を担当する形を基本に5月末から配置した結果、図書室利用時間がふえるなどとして、各学校で貸し出しが増加したという。学校司書を積極的に活用する推進校で週5日、1から5時限まで常駐する市立花田小では、6月の昼休みの貸し

出し時間が昨年の136件から573件と4倍以上になったというものです。

学校司書の重要性を認識されているかお伺いします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

学校図書館において、司書と呼ばれるものには司書教諭と学校司書の2種類がございます。まず、司書教諭は学校図書館法第5条第1項に基づきまして、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされているところでございます。司書教諭は主幹教諭、指導教諭、または教諭をもって充てることとなっております。学校図書館の専門的職務をつかさどることが業務でございます。次に、学校司書は、学校図書館担当事務職員のことと制度上の設置規定はございません。各小学校におきまして司書教諭と学校司書は、連携、協力して全ての児童・生徒に本を選んで読む経験や読書に親しむきっかけを与えたり、児童・生徒が図書館資料を活用して主体的に活動をするための支援を行ったりしております。

本村議員の御指摘のとおり、司書教諭と学校司書は読書センター及び学習情報センターとしての機能を持つ学校図書館を充実させ、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要な役割を担っていると認識しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） その重要性は認識されているということでした。では、実際に市内の各学校に学校司書がどれだけ配置されているのかお答えください。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

本市におきまして司書教諭は、学級数が12学級に満たない大畑小学校と第三中学校を除く各小中学校に1人ずつ配置をされております。いわゆる学校司書につきましては、図書事務を担当する市の非常勤職員、つまり司書補助として市内の各小中学校に1人ずつ配置をしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 司書補助のほうは配置しているが、学校司書としては配置していないということでした。

その状況の中で、文部科学省が平成26年7月29日付で出した学校図書館法の一部を改正する法律の公布についてという通知に、改正法の概要の1、学校司書に関することにはこのように書かれています。（1）学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、「おのずか」から学校司書の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこととしたというものです。

人吉市の全ての学校に学校司書を置くべきではないですかということをお伺いします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

先ほど申しましたように、国は平成24年度から学校図書館図書整備5か年計画として、学校図書館図書標準の達成を目指すために年間約200億円、学校図書館への新聞配備に約15億円、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置について約150億円の財政措置を行ってきておりまして、このことにつきましては、平成24年5月28日付で文部科学省初等中等局児童生徒課から学校図書館関係の地方財政についての事務連絡があっているところでございます。

まず、司書教諭につきましてでございますが、大畑小学校と第三中学校には法令上の配置義務はございませんが、校務分掌の1つとして図書館教育の担当が位置づけられておりまして、他の小中学校と同様に児童・生徒の読書活動の充実に努めていただいているところでもございます。次に、司書補助につきましては、既に全小中学校に配備しておりまして、当面は現在の体制で学校図書館の運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。現状を維持しながら、学校図書館に求められる児童・生徒や教職員の多様なニーズに応えていくためには、今後、司書補助の質の向上が必要不可欠でございます。現在もそれぞれの司書補助が人吉球磨学校図書館協議会の研修会に参加したり、県の事業であります肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業を活用して、図書館教育に関する知識や技術を学んだりするなどして研修を深めているところでございます。今後も司書教諭や図書館教育担当の教職員と司書補助のなお一層の連携を図り、また各学校間の連携を進めることによりまして、一人一人の質の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 先ほど読み間違いがありました。「専ら」と言わなければならないところを「おのずから」と言ってしまいました。そこは訂正をお願いします。

それで、今答弁ありましたように、当面は今の体制、つまり学校司書補助の形でいこうということで、司書の配置は考えてないということでした。

ここで市長にお伺いしていきたいと思うのですが、市長は議員であった平成26年6月において、子供たちの健やかな成長のために、無限の可能性を広げるために、優先順位を上げて学校図書の充実と専任司書の配置を行うべきだと思いますがいかがでしょうかと質問しています。また、市長のマニフェストには、学校図書館の拡充による児童・生徒向けの読書環境の充実が入っています。学校司書の配置には、国が予算措置をしていることが明らかになりました。学校司書が配置されるように、市長としても教育委員会を応援したらどうかと思いますが、市長の思いを伺いたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

以前、私も学校図書館の件について御質問をしたことがあります。その中で本村議員も

おっしゃっておられましたことも最もだと思いますが、まず図書の充実に関しましては、標準図書数をそろえることも大事ですが、逆に全く使われていない本とか、先ほど答弁があった本もあるわけで、いかに子供たちが本を手にとって読むかが大事ではないかというふうに考えているところがございます。その1つのきっかけといたしましては、当然今おっしゃいましたように、司書の配置というのも効果があることは私も重々承知をいたしております。これまでの人吉市教育委員会の取り組みといたしましては、どのように本を並べたら子供たちが手にとるかとか、あとは保護者の方が子供たちが本を手にとりやすくするために図書館に行って、例えば古くなった棚を塗ったりとか、または本の配置をかえたりとか、そういうふうに学校または司書さんのみならず、PTAとか地域を上げた取り組みなんかもされている学校もあるようでございます。当然、司書の配置というのもすばらしいものであるし理想であるというふうに思いますが、なかなか厳しい現状も御存じだと思いますし、それを目指しながらも学校で、または地域でPTAで、そして我々も一緒になって子供たちがいかに本を手にとるかということを目指していくべきだというふうに思っているところがございます。そういう図書館を私としてはつくっていききたい。その1つの手段、方法として司書の有効性は認めるものがございますが、そのあたりについては、今後、教育委員会とも協議検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 検討するということを言われましたので、本当に今チャンスだと思います。この国の財政措置といいですね。ですから、ぜひ前向きに検討していただきたいというのを言うておきたいと思っております。

次の質問に移ります。タクシー代の補助について質問いたします。

先日、ある高齢者の方に呼びとめられ、病院に行くときのタクシー代の補助をしてもらえるよう人吉市に要求してほしいという話をされました。このような話でした。病院に行くときに病院代よりもタクシー代のほうが高いとさえ感じてしまいます。タクシー代も上がり、病院に行くのに往復1,060円かかり、月に2回通わなければならない。歯医者に行くのには往復1,220円かかり、これは毎週行かなければならない。周りの人たちも医者どころではないと言っている。84歳から85歳になれば免許証をみんな返すが、不自由で哀れなものである。医者に行くときも買い物に行くときもタクシーが必要だか、せめて医者に行くときはタクシー代の補助をしてほしいというものでした。ちなみに、この方の年金額を聞いたら月3万1,000円ということでしたが、タクシー代を計算したら月7,000円かかっていることになりました。年金暮らしの高齢者にとっては本当に大きな負担であることを感じました。タクシー代の助成ができないかお聞きします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。高齢者の通院におけるタクシー代の補

助についてお答えいたします。

本市におきましても介護保険制度の中で通院に際しタクシーを利用される要介護認定を受けた方への乗降介助、車に乗ったりおりたりするときの介助ですけれども、その乗降介助としてタクシー代の負担が軽減されるサービスはございます。

その一方、広く高齢者の通院に対するタクシー代の助成について県内自治体に確認いたしましたところ、議員がおっしゃいますように、この介護サービス以外に運転免許証を所持していないとか、運転ができる家族がそばにいない、公共交通機関が利用できないなど、自治体ごとの条件を満たす高齢者を対象に、タクシー代への助成を行っている自治体もございました。

実は、本市でもこれまで交通弱者である高齢者のドア・ツー・ドアの移動支援として、さまざまな角度からタクシー代助成の検討、試算を行った経緯もございますが、財政的理由から現在まで実現していないという状況でございます。今後も厳しい財政状況の中では、広く高齢者の通院に対するタクシー代助成制度を市単独で導入することは難しいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 私も補助を行っているところを調べてまいりました。ネットで調べると茨城県の古河市あたりが載っていました。ここは自力及び家族などによる送迎が困難な高齢者が医療機関や通院する際のタクシー代を助成しています。対象者は市内に住所を有する在宅の人で、70歳以上の高齢者、65歳から69歳までのひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の人、在宅の要支援・要介護認定者のいずれかに該当する人と広く該当者を充てています。それから助成額は、1カ月当たり片道1回として8回まで、運賃の2分の1、限度額5,000円となっています。

これまで市でも検討されたということですが、本当に今、高齢者の生活が大変になっていると感じます。人吉市でもこのような制度をぜひとも実現していただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時49分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 13番議員の福屋法晴です。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

通告は入札制度から入札の方法及び入札の決定方法について、市民の声から道路河川の維持管理について質問をいたします。

今回の台風15号が人吉市にも上陸をいたしまして、至るところにその爪跡を残して過ぎ去っていきました。その後の復旧活動に際し執行部の方々には大変お世話になりました。自宅の片づけもあるにもかかわらず、一番に市民生活の安心・安全の確保を行っていただき、大変感謝を申し上げます。また、通学道路においては素早い片づけを行っていただき、子供たちも安心して通学ができました。また、被害に遭われた市民の方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。執行部におかれましては、今後とも人吉市民の安心・安全を一番に考え、安心・安全な生活の確保をお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず初めに、入札制度から入札方法について質問をいたします。いろいろな方々から人吉市における入札について質問をいただきましたので、関係者の方々の話を伺ってまいりましたところ、人吉市における入札そのものがわかりにくいと指摘を受けました。また、入札において不落が多いとの話でしたのでなぜなのか。そこで人吉市での入札制度のあり方について質問をさせていただきます。

まず初めに、人吉市の現在の入札の方法についてお尋ねいたします。人吉市での入札が行われている業種ごとに、それぞれについて説明をお願い申し上げます。1回目を終わります。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

地方公共団体が行う入札の方法といたしまして、一般競争入札と指名競争入札の2種類が地方自治法第234条第1項に規定をされております。このうち一般競争入札と申しますのは、契約締結に必要な条件を一般に公告して、不特定多数の者により入札をとり行うものでございます。また、指名競争入札と申しますのは、あらかじめ入札参加希望者の資格審査を実施して、有資格者名簿を作成しておいた上で、案件ごとに指名基準を満たしていると認められる者を指名して入札をとり行うものでございます。

本市におきましては、公共工事の入札におきましては、土木、建築などの工事の種類にかかわらず、通常は指名競争入札を採用しているところでございます。理由といたしましては、一般競争入札では手続が複雑であり、かつ公告等——公告とは公の告知ですけれども、広告等に時間を必要とする点や施工能力や信用などが不十分な業者さん、者が入札に参加することにより、損害をこうむる危険性がある点などが挙げられます。

なお、専門的で高度な技術を必要とする工事など、指名競争入札では受注者の決定が見込めない案件等につきましては、一般競争入札を採用することにより受注者の決定を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉市のほうでは、主に指名競争入札を行っておられるということで、その方法とか内容、なぜなのかというのもわかりました。

ところで、熊本県下では、入札についてどのような入札の方法が採用されているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

国が実施しております入札契約適正化法等に基づく実施状況調査、そういうものがございしますが、それによりますと、まず熊本県におきましては、原則3,000万円以上の工事につきましては一般競争入札を採用いたしております。次に、熊本市でございしますが、原則1,000万円以上の工事につきまして一般競争入札を採用いたしております。それから、県下のその他の市町村の状況でございしますが、これは県や熊本市と同じく、金額により一般競争入札を採用しているところが14団体。一般競争入札を部分的に採用しているところが本市を含めて14団体。残る16団体におきましては、一般競争入札が採用されていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 県下のほうでされている入札というのが単価も大きいことから、このような方法をとられているのかなということ。人吉市も国、県とはちょっと違った団体のほうに属しているんだなということ。こちらのほうはしっかりと今後勉強させていただきたいなと思います。

それでは、一般競争入札また指名競争入札ということで、それぞれの入札方法並びにどのようにして業者の選択を行っておられるのか。金額とか事業の大きさを決めておられるのか。その方法についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市におきましては、指名競争入札の実施に当たりまして、年度ごとに入札参加希望者の資格審査を実施いたしまして、入札参加希望者の格付を工事の種類ごとに行っております。この格付は、入札を行う工事の規模に対応しております。入札を行う工事の設計金額に応じまして、原則としまして、区分される格付に属する業者の中から入札に参加する業者の選定を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉市の場合は、資格審査を行って格付をされているということですが、入札において格付といいますか、参加される方のランクというのがあると思うのですが、そのランクがどのようなものか。また、そのランクを決めるためには、やはり事業

内容とか金額とかでランクを決めておられるのか。そこをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

公共工事の入札において指名する業者の格付に関しましては、人吉市工事入札参加者資格審査格付要綱に基づきまして運用を行っているところでございますが、要綱の第5条に工事の種類別規模別格付の等級等について規定がされているところでございます。

具体的に申し上げますと、土木一式工事の場合はA1、A、B、Cの4つの等級に区分しております。A1は全ての工事、Aは2,200万円未満、Bは1,100万円未満、Cは550万円未満の工事としてランク付を行っております。それから、建築一式工事の場合もA1、A、B、Cの4つの等級に区分しております。A1は全ての工事、Aは4,400万円未満、Bは2,200万円未満、Cは880万円未満の工事としてランク付を行っております。その他の専門工事につきましては、A、B、Cの3つの等級に区分しております。Aは全ての工事、Bは1,100万円未満、Cは330万円未満の工事としてランク付を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、土木・建設に関しては、A1からA、B、Cという4段階のランクがあって、その他については3段階のランクがあるという御説明であったんですけど、4,400万以下とか、それとか2,200万以下とか、1,100万とかそれぞれありますよね、ランクが、未満とか書いてあるんですけど。ここでちょっとお尋ねなんですけど、職種においてはランクを上げなさいとか、参加資格がないですよとか聞くんですけど、例えばBぐらいで建築で2,200万としますよね。このときに2,200万から未満、1,999万か2,200万かどっちかわかりませんが、そのときにCランクが880万以下となっておりますので、その間でBとAの差といいますか。2,200万以上、以下、このあたりの入札にしたときに、実績をつくりなさいとか、経験とかいろいろあると思うんですけど、そのグレーゾーンといいますか、例えば1,900万でA1とかは全部いけるわけですよ。Aもいけますよね。Bになったらそこはいけませんよとなるでしょ。だから、その付近のグレーゾーンを、例えば2,200万でも、AとBが競合して、例えば、下から実績のために入札に参加をしていただくとか、それが経験になっていくんだろうと思うんですよ。そのグレーゾーンの入札が、どのように判断されているのか。その辺が一番大切になるんじゃないかなというふうに、私は考えるんですけど、その実績がなければ、ランクは上がっていかないわけですから、いつもそこから落とされていたらランクは上がらない、実績も積まれないということで、そのグレーゾーンですね、そこはどのように考えておられるのか。その辺をちょっとお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

基本的なことなんですけど、市が発注する建設工事に係る指名競争入札参加者の選定に関しましては、人吉市工事請負建設業者選定要領というものがございまして、その規程に基づ

きまして、指名業者の選定を行っているというところでございます。その要領の第6条に、等級別発注請負工事金額の区分について規定をされておりました、発注する工事の設計金額に応じて、格付の等級に属する業者の中から選定をするとされております。

恐らく、議員からの御質問のグレーゾーンとおっしゃいましたけれども、その辺の選び方の中で、具体的にどんな形で選ばれるのかというところだと思っておりますけれども、下位等級の業者が実績を上げるための措置、先ほど申されましたけれども、その措置につきましては、要領の第6条第2項に規定をされておりました、例えば全体の指名数の3分の1以内で、下位等級の業者を直近上位等級の規模の工事に指名することができることとなっております、C等級の業者はB等級の規模額の工事、それからB等級の業者はA等級の規模の工事の入札に指名することが可能となっておりますので、実際には、本規程による指名も行いながら、受注の機会の確保に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉市のほうでは選定規程によって行っておられて、今の答弁で3分の1以内で、直近ですから、その近くで金額に応じた仕事をしておれば参加をさせてもらうというようなことだろうと認識いたします。

それでは、これまでいろんな入札をしてこられたと思うんですが、建設、土木、設備、河川、農業、林業、いろんなものがあると思うんですが、その中で工事見積の積算はどのようにされておられるのか。また、市の職員の方には、工事の価格の積算はどのようにされているのか。それぞれの専門職員がおられるのかお尋ねをします。

これは、私の思い入れで、十分じゃないかもしれませんが、例えば1億円の仕事をしたときに、業者はそれなりの技術と能力と積算を持って仕事をするんですけど、その現場管理の中で、例えば現場立ち会いしたときに、そういう人がいないと、なかなかわからないんじゃないかなということなんです。やっぱり専門職がおられれば、業者から出された金額は正しい数値なんだというのがわかるんじゃないかなということでお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

市で発注しております建設工事について申し上げますと、予定価格設定のための設計は、図面等をもとに、国・県によって公表されています歩掛や、工事の内容によっては一部参考とする見積価格を聴取して価格の積算を行っております。受注される企業の適性な利潤が確保できますよう、最新の労務単価や資材等の実勢価格を反映した適切な設計価格を積算し、いわゆる歩切りを行わないで、予定価格としているところでございます。市が発注する建設工事のうち、用地買収を伴うような大規模工事や特殊な工事等につきましては、建設コンサルタントや建築設計事務所に積算業務を委託することもございますが、その他の工事につきましては、市の職員である技術系の職員が行っているところでございます。

それから、お尋ねの技術系職員の資格者数でございますけれども、これは種別ごとに申し上げますと、土木関連の資格を持つ職員が4名、これは土木施工管理技士などでございます。それから、同じく建築関係では4名、これは一級建築士等々でございます。それから、下水道関連が4名、これは下水道の技術検定等々を持つ職員でございます。それから、造園関連が3名、これは造園の施工管理技士等々でございます。あと、測量関連が5名の職員となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉市にもこれだけたくさんの有資格を持っておられるということで、安心をいたしましたけど、できたらその方々には大変申しわけないかなと思うんですけど、今後も技術職として、建築とか建設部あたりに配置をしていただいて、人吉市の今後の積算にもいろいろ努力をしていただいて、みんながそれを共有するようにお願いしておきたいと思います。

そこで、予定価格に応じて行っているということを言われましたので、次に入札の予定価格の事前公表について、公表を行うことでのメリット・デメリット、行わないことですね。それについてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

予定価格は、入札における落札額の上限となる価格でございますので、落札者の決定の基準となるものでございます。この予定価格の公表に関しましては、本市におきましては、平成19年度から事後公表という形で情報公開を行っているところでございます。入札が終了しまして、市と落札者との間で正式に契約を締結した後におきまして、市役所契約管財課の窓口及び市のホームページ上で、案件ごとの予定価格、契約金額、それから契約業者等について閲覧することが可能となっております。本市におきましては、これまで予定価格の事前公表は行っておりません。

予定価格を入札前の段階で公表する事前公表のメリット・デメリットにつきましての御質問をいただいております。まず、事前公表のメリットといたしましては、入札で最低入札金額が予定価格を上回り、入札が成立しないこと、いわゆる不落の防止が可能となることや、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となることなどが挙げられます。また、デメリットといたしましては、予定価格が目安となり、競争力が低下し、落札額の高どまりが発生すること、もしくは積算能力が不十分な業者でも受注する事態が生じてしまうこと、それから談合が容易に行われる可能性があることなどが挙げられると存じます。

対しまして、事後公表の場合には、メリット・デメリットが逆転する形となります。相反関係ですね。事前公表と比較した場合のメリットといたしまして、事後公表のメリットといたしましては、談合が容易に行われにくいこと、業者の適性な見積もりが期待できることな

どが挙げられるところがございます。また、デメリットといたしましては、不落や不正行為の防止の効果が薄い点が挙げられると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 事前公表と事後公表ということで、事前にする市のほうの考え方、事後の公表の考え方というのを、そちらのほうの言い分として伺いをしたんですけど、なぜ公表しなかったのか、これまで。そこに談合とか落札の基準とか、今言われました誰でもできるということ、そういうもんじゃないと思うんですけど、何かそのほかに予定価格を公表しなかった理由ってもしあるんだったら、それをお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、私が先ほど7回目の答弁でお答えしましたように、メリット・デメリットにつきまして、そういうものを総合的に考慮いたしまして、これまで予定価格の事前公表は行ってきてないと、そういう状況で御了解いただければと思っています。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今の確認の意味で、私が聞き取れなかったものですから、確認させていただきました。

それでは、事後公表のそういうのはわかりましたが、価格もされてないということなんですけど、今後人吉市において、入札のときに公表を考えておられるのか、公表をされるのか、今後もしないのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

予定価格の公表に関してということですから、全般的に答弁のほうをさせていただきます。今後の予定価格の公表のあり方に関しましては、平成27年1月30日付で、これは国から示されております発注関係事務の運用に関する指針の中で、これまで同様原則として事後公表することとされております。要するに国は事後公表ということで、そういうふうな指針を出している。予定価格を入札前に公表いたしますと、適性な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力、それから経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等が、これが理由として挙げられております。しかしながら、一方では、不正行為による事前の情報の漏えい、それから談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底することが、その指針が出されると同時に求められているところがございます。

予定価格の公表の時期に関しましては、事前公表、事後公表のどちらの場合にも、先ほどのメリット・デメリットじゃございませんが、よい面と悪い面がございますので、本市におきましても情報の収集を行いながら、入札制度そのものの環境整備とあわせまして、引き続

き、これは検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉市の今後についてということで、国からの27年1月31日、発注に関しては事後公表する方向で進めるということだと思います。

また、今後検討をされるということなんですけど、それでは、これまで熊本県下、近くでするので、熊本県下では予定価格を事前公表してるのか、事後公表してるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

平成26年4月1日現在でお答えをさせていただきたいと思っております。これは、熊本県と熊本県内の市町村の状況で申し上げさせていただきます。

現在、熊本県と熊本県内の市町村あわせて46ございます。まず熊本県と熊本市と、あと31自治体がありますけれども、全部で33ですけれども、33が事前公表の自治体、県も含めてなっております。事後公表は、本市を含めまして9の自治体となっておりまして、あと事前と事後の併用が2つの自治体、それから非公表が2つの自治体となっている状況でございます。今のを足すと、多分46になると思っておりますので、よろしいでしょうか。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉市では行っていないということで、事後公表のほうに入ってるわけですけど、国が事後公表のほうに進んでいるという中で、県下では33団体が事前公表をしているわけですね。ということは、過半数以上が事前公表してますので、このあたりは、先ほども部長のほうは、このあり方については検討するということがあったものですから、検討ということは、市長にかかるのかなということで、市長裁決によって、そこはいろいろ変わるんじゃないかなということで、市長に次にお尋ねをします。

最後になると思うんですけど、私はあるところから新聞をいただきました。西日本建設新聞というものです。西日本建設新聞において、熊本県下では全ての市町村で、入札予告として価格の公表がされているように思われていたのですが、人吉市だけが入札予告として価格の表示がされておりました。

人吉市においても、予定価格の事前公表が必要だと思います。公表することで、ちゃんとした施工ができるのではないかと思います。また、人吉市の建設業に携わっておられる方々も、今後安心してこれからも仕事が続けていけると思っておりますので、ぜひ予定価格の公表をお願いを申し上げます。また、今後人吉市の建設業に携わっておられるたくさんの業種の方々が、これ以上少なくなると災害時における対応ができなくなってしまうので、適性な金額による施工が行われるように、予定価格の公表を行うべきではないかと私は思っております。

す。今後、検討していただくということと、建設業に携わる職業の今後の安定が確保されることで、少子高齢化にも歯どめがかかり、人吉市の安心・安全で子育てしやすい地域として、今後生き残るのではないかなと考えます。

新聞の中に、予定公告というのと事後と書いてあるんですけど、その中には全て予定価格が入っておるんですけど、人吉市の欄だけが何も書いてないんですよ。だから、先ほど事後公表と言われましたけど、そのときの新聞なもんですから、事後公表の9自治体が入ってなかったかもしれませんが、そこに人吉市というのがありました。それは4回か5回毎月発行されますけれど、それを見たときに人吉市だけが入ってなかったものですから、市長はどのように考えておられるのかお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

これまでの総務部長の答弁でございましたとおり、本市におきましては、公共工事の入札における予定価格の公表に関しましては、入札が終了した後に公表を行っているところでございます。しかしながら、平成26年6月に公布、施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正の中でも、適正な利潤が確保できる適正な予定価格の設定等について、発注者の責務として明確化されているところでございます。また、議員御指摘のとおり、建設業の安定経営、さらには建設業界の将来にわたる担い手の育成は、全国的な課題というふうに認識をいたしております。

本市におきましては、今後も公平で公正な入札業務の遂行に努め、適性な競争によって、経済性を確保していくことが重要と考えております。予定価格の事前公表に関しましては、これまでの経緯などを十分に検証しながら、導入の効果等につきましても検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 部長からも、今後検討するという事だったんですけど、先ほどいろんな議員からの質問があったときに、部署が変わるかもしれないので、市長のほうから「検討をする」という言葉をいただきましたので、4年間は安心して検討をしていただけないかなということ、この次、いずれかの時期にまたこの質問をさせていただきたいなということ、この件は終わります。

次に、市民の声から、道路河川の維持管理について質問をしております。

まず初めに、人吉市において、道路、河川に関する業務内容について、どのような業務を日ごろ行っているのか。また、これまでの業務における問題点について、問題点がありましたら説明をいただきたいと思っております。

○建設部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

まず、道路、河川の業務内容について、日ごろどのような業務を行っているのかという御

質問でございますが、本市が管理しております市道は、路線が637本、総延長にいたしますと、約405キロメートルとなるところでございます。また、本市が管理しております河川は、国が管理する一級河川球磨川や熊本県が管理する万江川などの14の一級河川を除いた河川で、矢黒川などの準用河川10河川とその他多くの普通河川がでございます。

本市における市道、河川の日ごろの業務といたしましては、道路河川課職員によりますパトロールを実施し、道路における陥没補修や倒木処理、支障物の除去、排水施設におけるしゅんせつ作業などを行い、道路及び河川の維持に努めているところでございます。

次に、業務の問題点についてでございますが、道路及び河川、橋梁も含むこれらの施設におきましては、高度経済成長期につくられた施設が多く、近年老朽化により、施設の修繕が多くなっております。今後、施設の維持管理におきましては、さらに修繕数が多くなり、多大な費用もかかるとおられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 膨大な数、距離、その維持管理をしていただいているということで、今後とも取り組んでいただきたいなと思います。

そこで、いろんな場所の問題点ということで今答弁をいただいたんですけど、道路に関して質問をしてまいりたいと思いますが、道路の草刈り作業についての質問ですが、年間にどれぐらい、何回ぐらい作業を行っておられるのか。また、委託などをされているのであれば、その作業内容、場所、業者選択について、どのような選定をされておられるのか。また、入札をされているのかお尋ねをいたします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

市道の草刈り関係の御質問でございますが、市道の草刈り作業につきましては、本市が行います場合もございますが、地元町内による美化作業やボランティア作業で行っていただいている場合がございます。回数や場所、作業内容につきましては、各町内で決められ、作業が行われているようでございます。各町内の皆様で、市道の草刈り作業を美化作業やボランティアの一環として行っていただいていることに対しまして、深く感謝しているところでございます。また、各町内の皆様を草刈り作業員として雇用いたしまして、市道の草刈りをしていただいている路線もでございます。これにつきましては、矢岳町内ほか9町内で行っております。路線数は13路線になります。作業の内容といたしましては、市道の路肩部分より1メートルぐらいの範囲で草刈り作業を行っていただいております。また、草刈り作業を委託している路線もございまして、現在、本市では、人吉市シルバー人材センターに委託して草刈りを行っております。なお、人吉市シルバー人材センターでは40路線、距離にいたしまして約50キロメートルの市道において、年間約2回草刈り作業を行っているところでございます。作業内容といたしましては、先ほどと同じく、市道の路肩部分より1メートルぐら

いの範囲で草刈り作業を行っております。

その委託の業者の選定につきましての質問でございますが、市内の人材を生かし、地域社会の活性化に貢献する組織である人吉市シルバー人材センターを選定しておりまして、入札方法は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 作業については、いろんな方々の協力のもと行っておられるようです。また、矢岳町内を始め、13路線、年間わずかな金額だと思うんですけど、それでしていただいているのかなと思うと感謝にたえません。

そこで、市道についてのお話でしたので、道路の草刈りをされるときには市道だけじゃなくて、市道と県道とか、市道と農道とか、いろんなかかわりがあると思います。それで、その方法とその範囲とか、そういうことについてどのような作業をされているのかお尋ねをいたします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

各町内で行われております美化作業やボランティア作業におきましては、市道にかかわらず国道、県道においても草刈り作業をされているようでございます。

本市が各町内の皆様を雇用して行う草刈り作業と人吉市シルバー人材センターに委託して行う草刈り作業につきましては、市道の区間のみの作業となっております。

農道におきましては、本市で草刈り作業を委託する路線と地元受益者が草刈り作業を行っている路線がございまして、作業範囲といたしましては、農道の区間だけとなっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） やはり町内とかボランティアの方に、多大な尽力をいただいているんだなということがあります。

そこで、今道路でお話をしていたんですけど、台風の後あたりを道路を通過してみたときの、私の見た目といいますか、考えなんですけど、擁壁がある道路については、市道と民地との境界線はどこまでなのか。また道路の境界がのり面、コンクリートがあって、その後にのり面があるところ、こういうところでは、下か上かで作業の違いが出てくると思います。道路の高さ、例えば擁壁の高さとか、のり面の高さなどがあると思うんですけど、その範囲ですね、それと、そのことについての何らかの制限があるのかどうか。それと市道を通ってみましたときに、外側線があります。その横に境界線がありますね、道路との。そこは、どこから範囲を決めているのか。それと、擁壁の高さから何メートルなのか。道路の境界線から何メー

トルなのか。それによって、木の伐採方法も変わってくると思うんですね。その辺についてお尋ねをいたします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、擁壁等の構造物がある道路における市道と民地の境界等の御質問でございますが、まず境界につきましては、擁壁等の構造物が境界であることもございますし、また構造物より上のり面も含めたところが境界であるところもございます。その現場状況でさまざまに状況が違いますので、一概に擁壁を境界としているということではございません。また、作業範囲でございますが、現場状況を確認いたしまして、交通安全上支障のある場合等、適宜判断しまして、草刈りや伐採の作業を行っているところでございます。木の伐採等の作業範囲の高さの基準といたしましては、通行の障がいとなるものを設けてはならない区域を建築限界と定められており、その範囲においては、車道においては高さ4.5メートル、歩道においては高さ2.5メートルとなっております。それを伐採等の目安としているところでございます。また、草刈り等の作業範囲といたしましては、路肩部、道路の端でございますが、ここから1メートルぐらいとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 作業範囲については、丁寧に答弁をいただきました。

例えば、コサンダケというのが間違いかどうかわかりませんが、コサンダケみたいな余り大きくならない竹ですね。ああいうのが擁壁の上、こういうところに生えていた場合に、雨の日とか雪の日などは、必ずそれが重さに耐えれずに落ちてくるわけですね、市道に対して。それが物すごく危険なわけです。今度台風のとくも、私1時間ほど市道を切って回ったんですけど、その後担当課が来ていただいて、きれいに清掃をしていただきました。本当に助かりましたけど、車が離合するときに非常に危険だったり、道路の上でもし何かがあった場合には、その市道は人吉市の責任のもとに補償が生まれくると思うんですよね。通学路でも、子供たちが通ってるときに、それが垂れかかってくることによって、車とのすれ違いが危険になってくると思います。

だから、全てそのあたりを縦に伐採処理していただきたいというのが、私の考えなんです。そのようなことを、例えば歩道が2.5メートルであったとしても、その2.5メートルの歩道の幅によっては、その先は、例えば竹だったら垂れ下がるわけですよ。4メートルないわけですよね。そのようなことを、今後どのように対処していかれるのか、お考えを持っておられるのかお尋ねをしておきます。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

伐採処理につきましての対応といたしまして、緊急時の対応と平常時の対応がございます。まず、今回の台風15号や豪雨等の緊急時におきましては、倒木等の処理は職員が出動し対

応いたしておりますが、職員で対応できない倒木や被害が広範囲にわたっている場合につきましては、業者に委託し倒木等の除去を行っております。

また、平常時の場合でございますが、職員による定期的なパトロールや住民の皆様からの情報提供により、倒木等を発見しましたときは、状況を確認し、民有地からの倒木等により道路通行上危険があると判断される場合は、まずは土地所有者に連絡し、伐採をお願いしているところでございます。

しかし、歩行者や通学児童の安全確保、通行車両の事故防止の観点から、緊急に伐採等の処理が必要な箇所につきましては、民有地でありましても本市で予算措置し、伐採等を行い、交通の安全確保を行う場合もございます。そのような平常時は、まずは現場を確認させていただき対応いたしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今後、その場その場の用途に応じて伐採をしていただきたいと思いますと思います。

そこで、これまで担当課には、人吉市の安全を一番に考えて、建設的に作業を行っていただいておりますが、道路作業をされているのを私もよく見るんですけども、草刈り作業を行った後の処分。その処分については、どのように現在されているのかお尋ねをいたします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

草刈り作業を行った後の処分の方法についての御質問でございますが、草刈り、除草を行った後の草木の処分につきましては、各町内で美化作業やボランティア作業をされた場合は、通行の支障とならない場所に置かれていることが多いようでございます。また、シルバー人材センターにおきましては、現場状況により、通行上支障にならない場所に置いて処分する場合と、シルバー人材センター所有の施設内で処分を行っている場合があるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 関連としてお尋ねをいたしますが、例えば、場所によって道路の上から下へとか、下から上へ作業をされることがあると思います。そのときに、私が見たときにいろんな場所に置かれてるようなので、その場に置いていただくと、例えばのり面の上のほうに置いていただくと、雨のときに落ちてきたりとか、それが河川に入ったりとか、用水路に入ったりとかするものですから、ましてや下のほうへ向かってするときに、その場所が市の管轄だろうと思いますけど、1メートル切っていただいて、そのままそこに放置しても、何ら民間には支障はないわけですけど、そのことによって土手のところに堆肥化しますので、ミミズがわいたり、モグラがわいたり、弱くなっていくと思うんですよね。

そういうことを考えると、将来的な崩落ということ考えた場合には、やはり1メートルでも除草された、草刈りされたものについてはきれいに持って行っていただく、処分していただくということとはできないのかお尋ねします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、草刈り後の草の処分方法として、現場で支障とならない場所に自然還元処分する場合があります。今後、議員言われますとおり、現場状況により、景観的、構造的に問題のないよう適性に処理してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今後、できましたら適性な処分をお願いしておきます。

そこで、同じ質問なんですけど、市長に対して、市長の考え方を、先ほど言いましたモグラとかミミズによる崩落、こういうことがあるということで、非常に見た目にも悪いと思いますので、市長におかれましては、草刈りあたりについてどうお考えかお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど、建設部長から市民の皆様の美化作業やボランティア活動等へのお礼を申し述べましたとおり、草刈り、伐採等につきましては、多くの市民の皆様のお力添えをいただいているところでございます。私からもこの場をかりて、厚く御礼を申し上げます。また、このような地域ぐるみによる美しいまちづくりこそが全ての施策の根本であるものと強く認識をするところでございます。

議員御質問の草刈り等につきましては、平常時、緊急時、予防保全的など、さまざまな対処がございますので、市道の維持管理につきましては、今後も現場等を確認した上で適切な管理を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今後とも市長を先頭に、行政と市民が協働で人吉市の美化に努めていただきたいなということをお願いしておきます。

では、河川について2点お尋ねをいたします。これは、いろんな場所で聞くんですけど、市民の方々から、観光地である人吉市の河川の中に草や木が至るところに生い茂っていて、見た目が非常に悪い。増水した後にごみが木に絡みついでいて、汚いとの指摘を受けました。なぜ、草刈りや立木の伐採ができないのか、よく尋ねられます。執行部の皆さん方は、それぞれ河川については、国・県・市とそれぞれの管理の管轄が違うというのは十分わかっておられますが、人吉市民の方々全てがわかっておられるとは限りません。市民の皆さんは、どう理解されているのか、河川の草刈りや立木の伐採について、今後どこまでできるのかお尋

ねをいたします。

○建設部長（松田知良君） お答えいたします。

本市が管理しております準用河川、普通河川につきましては、日ごろからパトロールを実施し点検を行っているところでございます。また、地元からの連絡や要望がありました場合には、現地立ち会いなどを行い、緊急性、必要性、効率性などを勘案し、計画的にしゅんせつ、河川内の除草や立木の伐採を行っているところでございます。

なお、平成26年度には、出水川のしゅんせつを行っておりまして、また平成27年度には、岩川内川のしゅんせつを予定しており、計画的なしゅんせつに努めているところでございます。また、国・県が管理しております一級河川のしゅんせつ、立木の伐採につきましても、地元と現地確認や協議を行いながら、国・県に今後も適性な管理を要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 国・県に関しては、管轄が国・県であっても市のほうから、市民は要望を市にするわけですので、市から国・県のほうには、やはり適切な要望をしていただきたいなと思います。今、要望に対しても、市の関連も協議の上行っていただけということ、今後もまたよろしくお願ひしときます。

最後になりますが、管理が違う河川であっても、人吉市を流れている川に違いはないと思いますので、市民だけではなく、観光客は実態についてはわからないのですから、それぞれの管理者に対して要望するのも執行部の仕事です。観光客に対し、人吉市は、日本遺産魅力発信推進事業について、人吉球磨日本遺産活用協議会も設立されたこと、観光交流、人口拡大を促がす、それに伴う需要の創出を図ることでの地域経済の活性化に結びつけるとありますので、見た目というのが非常に大切に今後なってくると思います。これらのことを考えますと、人吉市のためにも必要なことだと思いますので、この件に関しては、最後に松岡市長のほうに見解をお聞きいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市におきましては、人吉球磨の山々と清流球磨川を初めとする多数の河川がございます。特に球磨川におきましては、議員おっしゃいましたとおり、本年4月に認定されました日本遺産を構成する文化財群の中にも位置づけられております。日本遺産に認定された地域にふさわしい風景、たたずまいを醸し出し、人吉球磨の魅力を発信するためには、市内を貫流する球磨川を初め、その他河川も景観的に十分な配慮もしていかなければならないと思っております。そして、先ほど建設部長から市民の皆様の清掃活動等へのお礼を申し述べましたとおり、河川の美化につきましても、ラフティング協議会やくま川下りを初め、多くの団体、事業所、そして市民の皆様のお力添えをいただいているところでございます。そして、この

ような地域ぐるみによる美しいまちづくりこそが全ての施策の根本であるものと強く認識を
するところでございます。

もちろん河川におきましては、専門的な対応が必要であり、治水、防災の面からも適性の
管理が必要と考えておりますので、議員おっしゃいますように、国・県に対しましても、治
水を含めた適性の管理をこれまでも要望しており、今後も引き続きお願いをしてまいりたい
と存じます。

一方、市管理の河川につきましても、建設部長が答弁しましたように、計画的にしゅんせ
つ等適性の管理を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市管理に対しては、計画的に執行部のほうで考えていただいて、実行
していただきたいなと思います。それと、また国・県に対しても、先ほど言いましたとおり、
要望をしていただき、市長を初め美しいまちづくり人吉市を、今後とも推し進めていけるよ
うに努力していただきたいなと思います。私たちもそのための協働の参加として、清掃作業
などを行ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いしておきます。

私の質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）
9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永貞夫です。本日最後の
登壇となりました。最後までおつき合い、よろしくお願いいたします。

早速、通告に従いまして一般質問に入ります。今回は、学校行政について2つ取り上げて
います。学校焼却炉についてとアレルギー対応食です。

まず、学校焼却炉について質問をいたします。議場におられる皆さんは、御記憶があろう
かと思いますが、以前は学校で出たごみは学校敷地内で焼却をしていました。当番でごみを
焼く係もいたように記憶しています。しかし、現在は焼却はしていません。

家庭のごみも各家庭で焼却していましたが、平成に入って、ダイオキシン等の問題で焼却
ができなくなっています。各家庭のごみ焼却には、庭の隅にコンクリートブロックを積んだ
ものや、一斗缶やドラム缶を半分にしたもので、その中でごみを焼却、あるいは市販されて
いる焼却炉まであって、その焼却炉でごみを焼却していたと記憶しております。

さて、学校に設置してある焼却炉は煙突も高く本格的な焼却炉で、学校によっては2基設

置されている学校もありました。使用禁止になって久しいわけですが、現在はどうなっているのか。各小中学校に設置されていた焼却炉の現在の状況として、本市の設置数と解体数、そして他市の状況をお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

現在、市内の小中学校に現存します焼却炉でございますが、人吉東小学校が1基、東間小学校が2基、大畑小学校が1基、西瀬小学校が1基の5基でございます。中学校が、第一中学校が1基、第二中学校が2基、第三中学校が1基の計4基ございまして、合計しまして小中学校で9基でございます。また、現在まで解体した数でございますが、人吉西小学校1基と、中原小学校の1基、計2基解体をいたしております。人吉西小学校におきましては、一昨年のプール改築時に建設箇所にありました焼却炉を解体撤去しております。

県内の他市の状況ですが、本市を除く県内13市で焼却炉撤去を完了しているのは、熊本市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市の9市でございます。撤去していないところが、本市のほかに八代市、荒尾市、水俣市、上天草市の4市でございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、答弁いただきました。本市で撤去完了は2基、2校ですね。そして、そのまま設置されているのが、全部で小中学校合わせて9基。他市の状況では、14市中9市が解体完了。本市人吉市も含めて5市がまだ撤去されていない、そういう状況であろうかと思えます。その5市については、焼却炉自体はまだ設置されているということで、放置されているという感じにあるんじゃないかと思っております。

文科省から、このごみ焼却炉中止の際に通達があったと思えます。これについて、いつごろ来たのか、またその内容もお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

当時の文部省からの通達ですが、内容としましては、ごみの排出の抑制や資源の有効活用を図りつつ、ごみの減量化を一層促進するとともに、学校のごみ焼却炉についてダイオキシン類などの排出に対する安全性が確保されていない限りは、原則として使用を取りやめるよう、平成9年7月と10月に都道府県教育委員会を通じて、各自治体に通知があったところでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 当時は文部省ですね、そこから使用禁止という通達が出たということです。ダイオキシンという言葉が出ておりますが、平成9年当時、やはりこのダイオキシン類の汚染が全国的に問題になっておりました。そして、1999年7月にダイオキシン類対策特

別措置法が制定されまして、2000年1月15日より施行されております。

余談ですが、このダイオキシンですけども、最近では、実は余り大した毒性はないのではないかという説が浮上しております。これは専門家たちが、毒性は認められるが、以前考えられていたような人体には影響がないという説でございますが、これは正式には認められておりません。したがって、このダイオキシンというのはやはり毒性がありますので、この重要有害物質と認められるところでございます。

話を戻します。通達でもありますように、安全性が確保できないため、本市学校での使用禁止を判断されたようでございます。このダイオキシンについて、どのように認識されているかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えいたします。

ダイオキシンについての認識ということでございますが、一般にダイオキシンは工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成される物質で、環境中にはごく微量であるが広く存在していると聞いているところでございます。ダイオキシンの現在の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼でございますが、製鋼用の電気炉やたばこの煙、自動車排出ガスなど、さまざまな発生源があるとされているところでございまして、過剰摂取した場合は人工物質としては、先ほど議員言われましたように、強い毒性を持つ物質であると言われております。このようなことから、平成13年の廃棄物処理法改正から、必要な焼却の例外を除いて野外での焼却は禁止され、罰則の対象となっているところでございます。また、ダイオキシンの規制がされていない小型の焼却炉についても、800度以上で焼却でき、温度計や助燃装置を備えた焼却炉であることが構造上必要とされているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 実は先日、学校のほうに出向きまして焼却炉を見てきました。そこには、2つの焼却炉がございました。1つは投入口扉の鉄板がさびて穴があいておりました。ただ、その扉自体は2つともチェーンが巻かれておまして、鍵がかけてありました。答弁でもありましたように、人工物質では強い毒性を持つ物質であると、このダイオキシンはありました。学校にある焼却炉内には、そのダイオキシンが付着したまま存在しているわけですが、今現在、学校敷地内に設置され、放置されている焼却炉の現状で、児童・生徒に対して安全は保たれているのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

児童・生徒への安全ですが、先ほど答弁の中で、人工物質としては強い毒性を持つ物質であると申し上げましたが、これは日常生活の中で摂取する量の、何十万倍の量を摂取した場合の緊急毒性のことでございます。ただ、現状としまして、焼却炉自体は使用できないようチェーンを巻き、施錠をしているところでございますが、周囲に柵などは設置しておりませ

るので、焼却炉に近づかないように児童・生徒への指導をしていくとともに、今後、バリケードの設置等を検討したいというふうに考えているところでございます。また、今議員おっしゃいましたように、焼却炉に部分的に腐食している焼却炉も見られますことから、今後シートで覆うなどの雨水対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁で、今、焼却炉の周辺というのは柵もないという状況。これは、場合によっては子供たちが、その焼却炉の近くに接近してしまうという可能性があるということでもあろうかと考えております。今、バリケードとか、腐食したところにはシートとか、そういうふうに言われましたけども、これは早急に対応していただかねばいけないと思っております。その辺は要望しておきます。

学校の焼却炉の使用中止の通知が来てから18年の年数がたっておりますが、他市では、14市中9市では、もう既に解体処理をされていると、今さっき答弁されました。本市では、解体されずに放置されている状況でございますが、その理由はどういったものがあるのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

放置されていた理由ということでございますが、平成9年の文部省通達後、学校焼却炉の解体についてどのような検討がされたのかは定かではございませんが、使用中止に伴い、平成10年度からはごみ置き場を各小中学校に設置し、ごみを収集するようになっているところでございます。

なお、現時点で解体費用を試算しましたところ、1基の解体に約300万円ほど要するというところでございます。そのようなことから使用禁止にはしましたが、財政的理由で完全撤去に至っていないというところでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 1基当たりの解体経費が約300万円。財政が厳しいから、これまで撤去できなかったという答弁でございますが、私はこの焼却炉は安全ではないと考えております。経費がかかるからやらなかったというのは、これはおかしいんじゃないかと思っておりますが、私は、これは直ちに解体し撤去するべきだと考えております。

ただ、この約300万円の解体費用がかかるというのは、やはり焼却炉の解体処理は通常の解体ではなく、専門の業者がかかわって多くの法律をクリアしなければならない、そういう理由があるかと思いますが、解体撤去までの工程というのはどのような手順になるのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 解体までの工程ということでございます。

解体の工程ですが、まず除染及び解体工事に伴う粉じんの発生に対し、建物及び煙突周囲をシートで隔離します。次に、設備を除染した後に洗浄水が外部に流出しないように、除染水対策を行います。そして、焼却設備内に残っている灰の撤去後、除染を行い、最後に施設の解体撤去、跡地整正となるようです。解体処理方法ですが、焼却炉を解体する際には、厚生労働省の通達により、ダイオキシン類ばく露防止対策の実施が義務づけられているところでございます。ダイオキシン類ばく露防止対策は、焼却炉の規模により異なりますが、火床面積0.5平米以上、または焼却能力が1時間当たり「500キロ」以上の場合は、解体作業前に焼却炉周辺空気や、焼却炉の付着物等の汚染の程度を把握しなければなりません。ただし、1年以上使用していない場合は、空気中のダイオキシン類測定を省略できるということになっております。また、解体中には作業環境を記録するために、空気中や排出物のダイオキシン類測定が必要となります。加えて、建築廃材の処分場持ち込みや廃水の排出に際しても、ダイオキシン類の分析が必要となる場合がございます。解体作業後は、周辺環境の汚染がないことを担保するために、敷地境界において土壌のダイオキシン類測定を実施するということになっております。また、施工に際して排出された建築廃材の産廃処理など、国の基準に沿った施工が義務づけられているところでございます。次に、解体業者でございますが、ダイオキシン類対策特別措置法やダイオキシン類ばく露防止対策に精通した専門業者による施工が必須であると考えております。

以上、お答えします。

申しわけございません。さっきの答弁の中で中段ほどになりますが、1時間当たり「500キロ」以上の場合はというふうなことで申し上げましたが、焼却能力が1時間当たり「500キロ」ではなく「50キロ」以上の場合ということで訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 焼却能力が1時間当たり50キロですね。わかりました。

今、工程をちょっと説明していただきましたけども、かなり手間がかかる作業でございます。であるならば、平成9年から18年たっていますよね。この間に、本来ならば解体できるんじゃないかというように考えたわけでございますが、実際には解体されておりませんので、先ほども述べたように、私は解体すべきだと、早急に思っております。経費、手間もありますので、やはり計画的にする必要がございます。今現在ないというか、市のほうでどういう計画、あるのかないのか、その辺についてちょっとお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

小中学校の焼却炉の解体計画については、現在、策定していないところでございます。しかしながら、現在、閉鎖状態にあります9基の焼却炉につきましては経年とともに、今、説

明がありましたように老朽化が進んでおります。また、御指摘のように内部にダイオキシンを含むばいじん等が付着している可能性もあり、児童・生徒の安心・安全の観点から、このまま放置することは好ましい状況ではないと考えております。先ほど部長が申しあげましたように、解体撤去には多大な費用を要するところではございますが、児童・生徒の安心・安全な教育環境を整えるためにも関係部署と協議を進め、早急に解体計画の策定に着手し、解体撤去に向け努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 計画自体は今現在ではないと。今後、その計画を立てながら、子供たちの安全・安心、そういった教育環境を整えていきたいということでございます。

この18年間というのは何だったのかと、本来ならちょっと聞きたいですが、実際には何もされてなかったという答弁しか返ってこないと思います。今これを取り上げましたので、今後はやはり大事だと思います。やはり、その計画は早急に立ち上げてもらいまして、計画的に撤去のほうをお願いしたいと思っております。その辺については、強く要望しておきます。

この件に関しまして、この学校焼却炉解体について、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

小中学校の焼却炉につきまして、使用されないまま現状のように残されていることは、御指摘にありますように、さまざまに児童・生徒への影響が懸念されるところでございます。市長といたしましても、安全・安心な教育環境を整備していくことは行政の責務と存じます。今後、早急に全焼却炉の実態調査を行い解体計画の策定に着手し、適切な対応をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 市長のほうも答弁されましたように、計画的に早急に取り組んでいただくということでございますので、やはりこれまでされておりましたので、この辺については、今後の推移を見守っていきたいと思っております。この件については終わります。

次に、アレルギー対応食について取り上げております。この件については、3月議会でも質問しておりましたので、今回は質問予定ではなかったのですが、先日の全員協議会の中で、対応食の申請数が少なかったのがありましたので、確認の意味で何点か質問させていただきます。

いよいよ、2学期からアレルギー対応食が実施されておりますが、平成25年度調査で、何らかの食物アレルギーを持っている児童・生徒は146人というアンケート調査がございました。今回の対応食の申請数は極端に少なかったわけですが、まずはその人数と、その理由についてお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

まず、保護者から申請が出され、除去食対象者と決定いたしました児童・生徒数でございますが、9月7日現在で11名となっております。

平成25年度に保護者へアンケート調査を行い、確認しました人数と今回の申請数の違いについての御質問かと存じますが、まず、この平成25年度的人数は、全てのアレルギーの原因食品についてアンケート調査を行い、確認された人数でございます。また、今年度9月から実施します除去食の対象食材は、鶏卵、乳製品、エビ・カニの甲殻類の3食材であること。アレルギー対応委員会におきまして、アレルギーの専門の医師からのお話では、アレルギーがあると家庭で判断されたが、医療機関を受診してアレルギー対応の必要がなく、発達段階に応じて食べられるようになったということがあるということ。それから保護者の判断で、これまでの対応を継続する形でよいとされている場合があること。またこれから申請される家庭については、随時受け付けていく場合があることなどが、アンケートの人数との違いとしてあらわれていると考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今回の申請数が少ないのは初年度でもあって、3食材に限定して対応食をされている、これが大きな要因であろうかと思えます。また、もう1つ私が思ったのは、申請について、アレルギーの診断書が必要であるというふうに聞いておりましたので、これも1つ申請する際に減ったという要因の1つではないかと考えております。

今回の、先ほど述べられました3食材以外の食物アレルギーを持っている児童・生徒は、まだたくさんいらっしゃると思いますが、これまでの、食材を自分で取り除く除去食での対応になるのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

対象外の児童・生徒につきましては、各御家庭に配布します献立表に食材の明細を掲載しておりますので、献立表で確認いただき、議員おっしゃいましたように自分で取り除く、あるいは家庭からかわりの物を持参するなど、従来の方法となります。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） これまでの対応と同じ除去食、各児童・生徒が取り除いて食べるという対応であろうかと思えます。初年度は3食材ということで、これは今後、一つ一つまたふえていく可能性もございますので、その辺については、またその状況のときに対応のほうお願いしていきたいと思えます。

この対応食開始に際しましては、保護者に対してはプリント等による周知はされておりました。今回の対応食の食材が3食材に限定であるという説明については、保護者に対してど

のように説明されているのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 御質問にお答えします。

各小中学校の全保護者の皆様に対し、平成27年度から学校給食において、アレルギー対応を実施することについては、本年3月に周知を行ったところでございます。さらに、アレルギー対応食実施に向けて、除去食を希望される家庭の申請方法等につきまして、本年6月に全家庭に通知をいたしているところでございます。また、本年6月に2回の保護者説明会を開催いたしましたところでもございます。

今後については、平成28年度小学校に入学いたします新1年生を対象にした就学時検診が開催されますので、その機会を捉え、周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今後、保護者のほうにも、また新たに1年生になる保護者のほうには説明をされていくということでございますので、対応、またよろしく願いいたします。

この対応食が始まって一番心配されるのが、やはり誤食によるアレルギー発症、これが一番心配されるところでございます。3月議会でも質問しておりましたけども、エピペン対応についてはお聞きしておりますので今回はしませんが、この対応食が児童・生徒へ届くまでの工程で、給食センターから各学校へ配送されてから手元に届くまでのチェック体制、これについて3月議会でも確認はしておりましたけども、いま一度、誤食がないようにということで、もう一度確認させていただきたいと思っております。お尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

学校での給食配膳の方法とチェック体制についてでございますが、食物アレルギー対応食を学校へ配送する場合については、安全面、衛生面等も考慮し、児童・生徒一人一人に対応した個別の保温食缶、ランチジャー形式でございますが、を使用いたします。その保温食缶には、個人の名前のほか学校名、クラス名、除去食材名を明記いたします。また、児童・生徒が使用します食器につきましては、3月にお答えしましたように、現在使用しております食器と色を変えて、一目で食物アレルギー対応食と判断できる専用の食器を使用いたします。

次に、各教室への給食配膳の方法でございますが、給食センターから対応食の入った保温食缶を各学校へ配送し、その後、各学校において給食事務担当職員が受け取り、それから学級担任を通して該当児童・生徒の各教室へ運ぶこととなります。その際、確実に本人に届けるため、学校給食センターで作成しました該当児童・生徒個別の食物アレルギー除去食確認書をもとに、受け取りをした教職員等が状況をチェック・確認し、つないでいくことで、対応食が該当者に配膳される体制を進めてまいります。その確認書では、除去食が学校に届けられたことの確認・チェック、除去食確認書と除去食を受け取ったことの確認・チェック、

児童・生徒と一緒に除去食の名前を確認し食器に移しかえたことの確認・チェック、誤食がなかったことの確認・チェック等を切れ目なく実践していくこととなります。

議員おっしゃいましたように、何よりも心配されます誤食については細心の注意を払いながら、安心・安全な除去食の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） かなり手間がかかるチェック体制になっているかと思えます。先生方には大変な負担になるかと思えますけども、事故防止のためには必要なものでございますので、万全の体制でよろしく願いいたします。

もう1つ心配なのが、今回の申請数でもわかるように人数が少ないということで、この対応食が原因で、いじめが発生しないかということが気がかりでございます。取り越し苦労でもあろうかと思えますけども、いじめがないように対策を講じていただきたいと思っている次第でございます。この件について、教育長の見解をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

実は、きょう初めての学校給食食物アレルギー対応食の提供をさせていただきました。3校で3人の児童・生徒に対応させていただいたところでございます。先ほど部長が説明いたしました工程で、スムーズな提供ができたものと存じます。先ほど確認を給食センターのほうにいたしました、特別問題なく提供ができたという報告を受けたところでございます。

さて、アレルギー対応食の該当者が、いじめに遭うという心配はないか、遭わないように対策を講じてほしいということでございますが、御心配いただき心から感謝申し上げます。

今回の除去食対応が、議員も御心配のとおり11名という特定の子供たちにかかわって実施される内容でございますので、その子供たちが区別されたり特別視されたりすることで、いじめという状況が生まれないように、各学校での指導がとても大切であると考えております。このことは、夏休み中に実施いたしました各学校の説明会の折にも、先生方をお願いしたところでございます。子供たち一人一人にとっても、さまざまな立場の人がいるということを知る、よい学習の機会としてほしいとも思います。金子みすゞの作品に、人はひとり、「みんなちがって、みんないい」とありますが、まさにこのことを生かして行ってほしいと思いますし、安心・安全な給食、楽しい給食の時間にしてほしいとも思っております。各学校での校内研修等におきましても、食物アレルギーとはという基本的なことから、食物アレルギーに関する学校での対応、さらにはエピペンの使い方等、緊急時の危機管理に関する研修もしていただいております。と同時に、今後も児童・生徒に対するいじめ・差別、そういったことが決してないよう、教育委員会としましても各学校の実施状況を把握しながら、細やかな学校での対応を進めていただくように、お願いしてまいりたいと存じます。

貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 教育長の考えをお聞きできました。

いじめ、これは給食に関してじゃなく、ほかにも原因がある部分がございます。その辺について、今、金子みすゞさんの詩を通して、他人を認める、他者に対する思いやりというのを育むような教育が必要かと思っております。

この対応食については、事故防止、これが一番の大切な部分でございますので、今後ぜひ、万全の体制で取り組んでいただきますよう、よろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時51分 散会

平成27年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月10日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成27年9月10日 午前10時 開議

- 日程第1 議第56号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第57号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第58号 平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第59号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第60号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第61号 平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第62号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第63号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第64号 平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第65号 人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第66号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第67号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第13 議第68号 損害の賠償について
- 日程第14 議第69号 損害の賠償について
- 日程第15 議第70号 損害の賠償について
- 日程第16 一般質問
1. 村 上 恵 一 君
 2. 仲 村 勝 治 君
 3. 高 瀬 堅 一 君
 4. 井 上 光 浩 君
- 日程第17 委員会付託
-
-

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第71号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）

議第72号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第73号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

・議事日程のとおり

3. 出席議員 (18名)

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君				
教	育	長	末次美代君			
総	務	部	長	井上祐太君		
市	民	部	長	福山誠二君		
健	康	福	祉	部	長	松岡誠也君
経	済	部	長	大	淵	修君
建	設	部	長	松	田	知良君
総	務	部	次	長	告	吉眞二郎君
総	務	部	次	長	小	林敏郎君

市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	村口桂子君
健康福祉部次長	柳瀬恵子君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
総務課長	小澤洋之君
企画財政課長	丸本昭君
会計管理者	山下正純君
水道局長	中村則明君
水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	東俊宏君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	瀬上雅暁君
農業委員会 事務局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に、議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）、議第72号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議第73号監査委員の選任につき同意を求めることについての3件を、日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第71号から議第73号まで

○議長（田中 哲君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、去る8月25日未明、台風15号の接近に伴い被災しました施設の修繕、倒木除去、道路の災害復旧等に係る補正でございます。歳入歳出にそれぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億3,595万3,000円とするものでございます。

議第72号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、三倉範子氏が平成27年5月31日に辞職したことに伴い、後任として谷川由利子氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第73号監査委員の選任につき同意を求めることについての案件は、議員のうちから選任する監査委員として、豊永貞夫議員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明をさせていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほう

から議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算の内容は、去る8月25日未明から早朝にかけて発生しました台風15号による市施設の損壊、市道等の災害の復旧などにつきまして、予備費対応をしたものを除き、早急に措置すべき経費について計上させていただいております。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を5,000万円増額いたしております。

次に歳出でございます。7ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費17万8,000円の増額補正は、落石により破損しました古仏頂町下村飲料水供給施設組合給水施設復旧に対する補助金でございます。次に、10款教育費、5項社会教育費、5目文化財保護費29万1,000円の増額補正は、倒木により破損しました市指定文化財石水寺眼鏡橋欄干修復のための補助金でございます。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費380万円の増額補正は、戸越鹿目線ほか3線の災害復旧工事費でございます。

8ページをお願いいたします。4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費1,642万4,000円の増額補正は、第一中学校体育館屋根太陽光パネル修復工事等の学校施設復旧費でございます。次に、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費320万8,000円の増額補正は、鹿目の滝遊歩道路肩補修工事等でございます。

9ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を2,520万1,000円増額補正いたしております。

以上で、議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）について、補足説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第71号、議第72号、議第73号の3件に対するの質疑は、本日の一般質問終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第16 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は、鉄道ミュージアムの今後、そして市庁舎移転建設の方向性の2項目を通告しております。

1 項目めの鉄道ミュージアムにつきましては、私自身 S L 人吉が運行を開始した直後の平成21年6月議会と同じ年の12月議会の一般質問の冒頭で、D51復活と肥薩線の世界遺産登録の提案をさせていただいた立場として、そしてまたこの鉄道ミュージアムの事業を認めたい議員の立場として質問をさせていただきます。

鉄道ミュージアム MOZOCA ステーション 868 も、5月末のオープンから約3カ月半が経過しております。私も個人的に数回足を運び、親子連れでにぎわっている状況を目の当たりにしております。そこでお聞きいたします。今までの来客数の動向と客層などの内容、そしてまたリピートの実態はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本年5月30日に開館いたしました人吉鉄道ミュージアム MOZOCA ステーション 868 についての御質問でございます。MOZOCA ステーション 868 につきましては、おかげさまで開館以来多くの皆様に御来館いただいております。特に休日や夏休みにおきましては、1日当たり1,000人を超える来館者数となる日もあったところでございまして、来館者総数は8月末現在で3万9,456人。これを1日平均にしますと、約490人の方々にお越しいただいております。

来館者の動向と客層ということで御質問いただいておりますので、館内でとりましたアンケートの回答からお答えさせていただきます。これまで251人の方に回答をいただいているところでございますので、このアンケートの集計の結果からお答えさせていただきます。

まず、年齢層でございますが、10歳代以下が全体の32%。それから30歳代以下となりますと全体の55%を占めており、要は小さなお子様連れの家族での来館が最も多いようでございます。また最近では、団体ツアーや地元保育園、幼稚園、小学校の団体客も増加してきている状況でございます。また、来館者のお住まいでございますが、61%が人吉市、球磨以外ということで、これは観光客の割合が高く、県内はもちろんのこと、全国各地あるいは海外からも御来館いただいているところでございまして、開館以来テレビや新聞、雑誌記事など、さまざまなメディアで取り上げられましたことや、この MOZOCA ステーション 868 のデザインを手がけていただきました、工業デザイナー水戸岡鋭治氏のネームバリューによる PR 等も功を奏しているものと感じております。また、リピートの実態でございますが、ほぼ毎日親子連れでお越しいただく方や、2階の学習スペースでは、絵本を変えながらの読み聞かせ、それから学校の宿題に取り組まれる御常連の親子連れの姿も見られているところでございます。アンケート結果におきましても、来館回数が2回目という方が最も多く、これは全体の79%となっております。地元の方を中心にリピート率は高いものもあると感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 251人に対してアンケートを行っておられた内容等を今御披露していただきましたけど、サンプルとしては多いとは言えませんが、一つの動向は見たんじゃないかなと思います。

61%が郡市外ということで、これは非常に好ましい数字ですよ。しかしリピート率が2回以降が79%というのはこれは地元中心であるから、その数字の整合性がちょっとピンとこないかなというところがありますけども、子供連れが多かったということと考えますと、特に夏休みが連休後またあったということと、それ以外は週末の来館が非常に土日に集中したんじゃないかなと思っております。梅雨時期にもあそこを通りかかりましたけど、そういうときはやはり非常に少なかったような記憶がございますので、メディアの露出度が非常に高かったので、初年度オープンとしては非常にすばらしい、いいスタートを切ったんじゃないかなと思っております。

現在、入館料は無料になっておりますけども、収入源となっておりますミニトレインの収入、そしてまたグッズの売り上げとかの収支動向はどうなっているのか。また、アンケートから伺える鉄道マニアの動向とか、あるいは受付で見ておつての鉄道マニアの動向とかはどうなってるのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、収入についてでございますが、収入といたしましては、市の歳入ではミニトレイン及びレイルバイクの乗車料。また、管理委託先であります人吉温泉観光協会が独自に販売しておりますお土産グッズ。さらに民間テナントが入っておりますカフェスペースでの軽食販売となっておりますので、それぞれの8月末での実績で述べさせていただきます。

まず、ミニトレインでございますが、2万1,265人の方に御乗車、御利用いただいております。乗車料はお1人1回100円でございますので、8月末で212万6,500円。それからレイルバイクが同じくお1人1回100円の乗車料でございますので、2,326人の方に8月末までに御利用いただいておりますので、23万2,600円となっております。また、人吉温泉観光協会が販売しておりますお土産グッズにつきましては93万4,000円。カフェコーナーでの軽食販売は88万5,000円の売り上げとの報告を受けておるところでございます。

次に、支出といたしましては、電気料と上下水道料が主でございますけども、こちらも8月末までの実績を述べさせていただきますと、電気料は29万1,208円、それから上下水道は2万4,028円となっております。

続きまして、鉄道マニアの方についての御質問がありましたので、鉄道マニア、鉄道ファンの方々につきまして、実際に館内でこの方が鉄道マニアだと判断するのは非常に難しいものがございますので、先ほどのアンケートの結果、これ全てではございませんけども、判断するのは今のところこのアンケート結果しかないものですから、一概に、先ほど少し状況が結果と村上議員が思い描いていることと少し違うかなとおっしゃってましたので、私もそう

いう思いはありますが、アンケートの結果からしますと、鉄道を趣味とされている方は、そのアンケート結果の約1割程度となっております。この数値からしますと、オープンによって鉄道マニアの方々には注目はされつつも、現在の利用者は小さな子供向け等々の親子連れの方が最も利用されている、そういう施設になっていると分析されるのではないかとということでございます。

要するに、このアンケート結果だけでは言えないと思いますけども、現状では鉄道マニアの方々の割合については余り高くないと感じているところでございます。ただこれは答えとは言えないかなと思います。当然その館内で聞き取り調査をするなど細かく調査をすれば、またその結果は逆に変わる可能性もあるんじゃないかなと思いますけど、現在はこのアンケート調査でお答えさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

満足度につきましては、やや物足りないとの回答も見受けられておまして、決して十分満足いただいているとは言えないようでもございますので、これから先は満足いただけるようなディスプレイ、それからやっぱり中の充実、お客様のリピーターの取り込み、そういうものが今後の運営上の課題、そういうこともあわせて認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） やはりミニトレインの人気はすごいなと思っております。晴れの日の運行だけですからですね。梅雨時期は運行してないわけだから、乗りたかった方も乗れなかったという方がおられたかもしれません。カフェに関してはかき氷中心でやっておられたかなど。これからのシーズンは何をされるのかと若干心配なところはありますけれども。それとアンケートの中で、鉄道が趣味というのが約10%ぐらい。これはサンプルとして251というのが少ない。その中で、アンケートに答えておられない鉄道のファンの方がおられるんじゃないかなと思います。私が想像する鉄道ファンの方は、男性1人で一眼レフカメラを肩からかけて、ぼそぼそと入ってこられたのが鉄道マニアあるいは鉄道ファンじゃないかなと思っております。この鉄道ファン、鉄道マニア、野村総合研究所によりますと、日本全国におおよそ約200万人ぐらいいるんじゃないかなというようなりサーチの結果が出ております。200万人が年間5万円消費すると、1,000億円のマーケットになるということですから、鉄道ファンを取り込む努力は必要であると私は思っております。熱心なファンはもっと年間に消費すると。軽いファンがもっと金額少ない。平均すると年間5万円掛ける200万人ではないかというふうなことで、そういうリサーチ結果を出しております。

そこら辺でちょっと気になるところなんですけども、館内の運営に当たりまして、例えば備品の位置関係であるとかレイアウト、壁面の利用などとかに当たっての制限は設けてあるのかどうかをお聞きしたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

館内運営に当たっての制限ということでございますけども、この施設は本市のグランドデザインを手がけられ、JR九州を初め、今や全国的に御活躍中の工業デザイナー水戸岡鋭治氏が代表を務められる株式会社ドーンデザイン研究所と市のほうで本体デザイン設計業務委託、それから展示場基本実施設計業務委託の契約を締結いたしまして、建物のデザインだけではなく、トータルコーディネーターという立場として、内部展示物の配置などに受託業者として責任を持って関与をいただき、開館したところでございます。

あくまでも、これは業務委託と受託の関係でございまして、開館に際しましては、やはりデザインや展示の知識・経験が豊富、要するに実績があるドーンデザインの意見やアイデアをいただきながら、当然開館に向けて進めてきたところでございます。ただ、運営に関しましては、もちろんドーンデザインにアドバイスをいただいておりますが、これは所有者であり管理者の人吉市本市が最終的な判断を行っておりますので、村上議員から御質問いただきました運営上の制限ということは、受けているものではないということをお答えさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ということは、主体は人吉市であるから、主導権を持って市がさまざまなレイアウトだとか、あるいは壁面の利用なんかの今後の利用形態を変えていくことも可能であるということにとりましたけど、よろしいですね。

そこで、1階の部分は今のままでいいと思うんです、子供様中心で。2階の休憩室コーナーは、子供連れで上がっていく姿は割と少なかったように私は感じました。2階の部分は、やはりこれは世界遺産へのプロセスということで、鉄道ミュージアムの所期の目的はそこにあるんじゃないかと思うんです。そういうことを考えたときには、やはり肥薩線関連の資料館として活用すべきではないかなと思うわけでございますが、そこら辺は私は市長にお聞きしたいと思います。今回の施政方針の中にも鉄道ミュージアム、これはわずかに触れられているだけだったんですけども、オープン以降その動向を見てきてさまざまな思いがあらわれるんじゃないかなと思いますので、市長にお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

MOZOCAステーションにつきましては、5月30日の開館以来、私も複数回足を運んでおりまして、議員おっしゃいますように、特に夏休みに入りましてからは多くの方に御来館いただきました。1階フロアの本ミニトレインは休む暇なく臨時運行をしております、遊具や玩具で楽しそうに遊んでいる子供たちの笑顔で大変にぎわい、そのような状況でこれまで事故もなく管理をいただいております人吉温泉観光協会を初め、スタッフの皆様には大変御苦勞をいただいているものと存じます。2階では、小さな子供連れの家族が持参された手づくりのお弁当をおいしそうに食べておられたり、備えつけの絵本を一緒に読んでゆったりと

した時間を過ごしておられ、それぞれの方々がさまざまな形で御利用いただいております、大変うれしく思っているところでございます。

2階部分を肥薩線関連の資料館、世界遺産へのプロセスとして活用すべきではないかという御提案でございますが、現在MOZOCAステーションの2階部分につきましては、ミニ図書館、教室といった学習スペースと、テーブルと椅子を置いた休憩スペースという配置でございまして、絵本の読み聞かせや食事など御自由に利用いただいております。学習スペースでは、写真愛好家による撮影、講評などのクラブ活動や、人吉温泉観光協会による子供向けの英会話教室などに御利用いただいております。

また、肥薩線関連の資料等につきましては、実際に鉄道の運行に使用された品々を1階展示スペースのショーケースに展示しているところでございますが、構造上の問題から現在多くは展示できていないというところでございます。

現在の入館者の利用状況と展示のあり方を総合的に勘案し、議員の御提案も参考にさせていただきながら、MOZOCAステーションがこれまで以上にお客様に御満足いただき、愛される施設となりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 確かに2階の部分は子供たちの憩いの場として活用されていますけども、利用頻度を見れば割と少ないように私は感じました。図書なんかは市民の方々が寄贈されたりとかしておりますから、あそこを全部なくせとかいう意味じゃなくて、少しフリースペースでありますので、有効的にレイアウトを変えて肥薩線の資料をもっと置くべきではないかなと思うわけでございます。

1階のショーケースとか見ても、正直言って鉄道ジオラマにはちょっとがっかりさせられたなと思っております。期待が大き過ぎたのかもしれませんが、門司の鉄道記念館や長野県須坂市にありますトレインギャラリー等も私は行って確認しておりますけども、その規模の違いには本当にびっくりさせられまして、あの程度のジオラマではジオラマとは言えないと私は考えております。

私の意見が参考というふうにおっしゃいましたけども、参考レベルじゃないと思います。もっと真剣に検討していただきたいと思っております。市民の方も、恐らく肥薩線に関するさまざまな資料をお持ちではないかなと思っております。私もさまざま持っております。昭和2年、肥薩線は今の肥薩線じゃなくて鹿児島本線のほうが肥薩線でした。こちらに来たのはもっと後なんです。そのときの鹿児島本線が肥薩線として開通したときの絵はがきであるとか、さまざまに持っております。ですから、肥薩線の歴史を知る上で、市民の方もたくさん資料を持っておられますので、ぜひこのようなスペースを設けていただきたい。またJR九州もかなり資料を持っておられると思っておりますので、お借りするなど努力をしていただきたい

いと思います。

オープンの初年度は来場者が多いのは当たり前であると思っております。問題はこれから、3年目、4年目が正念場であると思っております。さまざまな鉄道ミュージアム、あるいは記念館、博物館行ってまいりましたけども、一番九州内で参考になるのが門司の鉄道記念館かなと思います。こちらは入場料とっております。大人が300円、中学生以下が150円、そしてミニ列車が1回300円です。オープンの平成15年は22万人以上、それからずっと数字が落ちてます。18年以降は14万人以下のようにございます。

そこで、これは関連質問にあります。将来的には、このMOZOCAステーション868も入館料をいただいて、例えば駐車場は有料になってますよね、入館料もらった分から駐車場に無料でとめられるような工夫をするとか、そういう工夫もあるんじゃないかなと思うんです。家族で行って1,000円以下であれば、問題なく来館されると思いますので、いかがでしょうか、この辺の提案ぜひ検討していただけないかなとお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

やはり費用対効果、ランニングコスト等を考えますれば、この開館に当たって使用料をとらなかったというさまざまな経緯もございますけども、御提案いただいたように、これから先、市の公共施設としてしっかりした管理運営をやっていくためには、やはりそういう状況も視野に入れながら、将来に負担をある程度いただきながら、管理運営につなげていくサイクルのシステムをつくる必要もあると考えておりますので、御提案をしっかり受けとめまして、また次年度以降への管理運営のさらなる進展につなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 世界遺産のプロセスということで、今回世界遺産に登録されました九州・山口の近代化産業遺産群に比較しますと、肥薩線の鉄道遺産群は単独での登録を目指しておる関係で、道のりも非常に険しいかもしれませんが、ぜひ実現させたい一大プロジェクトでございますので、私の意見を参考程度とはせず前向きに検討していただくようお願いを申し上げます、この質問を終わります。

続きまして、行政の継続性、市庁舎移転建設の方向性について御質問いたします。

私はことしの3月まで2年半の間、市庁舎建設に関する特別委員会の委員長を務めさせていただきました。特別委員長としての報告も平成24年12月からことしの27年3月までA4版で約32枚あります。苦勞して作成した分厚い資料でございます。松岡市長も同じ委員会で副委員長を務められてきました。同じ方向性で審議を行ってきたものと思っておりましたが、市長選出馬表明のあたりから、いやそれ以前からだったのかもしれませんが、松岡市長のこの問題に対する考え方がどのように変わってきたのかも含めまして、質問していきたいと思っております。

今回の施政方針の中で、市庁舎建設移転問題についても語っておられます。この中で、総務部内に検討チームを設置するというおっしゃっておりますけれども、そのメンバー構成はどのようになるのか。また、どうして総務部内だけで検討するのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、総務部内の検討チームのメンバー構成についてでございますけれども、私総務部長、それから総務部の次長が2名おります、それから総務課長、企画財政課長、自治振興課長、防災安全課長、契約管財課長でございます。

現在検討チームでは、各メンバーが総事業費を抑制することを最大の課題と共通認識をして、市庁舎の場所、規模、機能等の分析・検証を進めておりまして、基本構想についての変更案の方針を現在まとめているところでございます。

総務部内の検討を経て、速やかにその後庁内全体で組織します市庁舎移転建設研究委員会のほうに移行しまして、今度は多方面から基本構想の変更案の方針について十分検討させていただくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 事業費の抑制を目標にということで、まずは総務部内ということですね。私は最後まで総務部内でやるのかなと、この施政方針を読むとそういうふうに受け取れるんですよ。それでこの質問になったわけなんですけれども、総務部内も一新しましたので、今までとは違う陣容になりましたので。今までの陣容であつたら非常にやりづらかったんじゃないかなと。推進で移転建設して、それもオールインワン方式を目標としてやってきたわけですから、やりづらかったんじゃないかなと思っております。今後は研究委員会を立ち上げて検討していくということでございますね。

これからは市長にお聞きしていきますけれども、基本構想を策定するまでの中で、市民アンケートであるとか公聴会での意見収集が行われておりますけれども、新市庁舎建設の市民アンケートの結果等を市長はしっかりと把握されておられるのかをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、これまでの市民アンケート等の実施につきましての御説明をさせていただきます。市庁舎建設に関する市民の皆様から多くの御意見をいただくために、タウンミーティング「ひとよし“かがやきづくり”トーク」開催時におきまして、アンケートを実施いたしております。また、校区単位で公聴会を開催。さらに、平成26年4月に市内にお住まいの18歳以上の方3,000名にアンケートを実施いたしております。平成27年2月には、市庁舎等の規模及び機能等における答申書案、並びに新市庁舎移転建設基本構想案に関する意見募集、パブリックコメントを実施したことについても承知しているところでございます。

これら、市民の皆様から寄せられた結果につきましては集計・分析等をしまして、市民の皆様にも御報告いたしておりますが、私自身もその重みを十分に受けとめさせていただいているところでございます。今回の基本構想の変更をしていくことに当たりまして、市民の皆様からの貴重な御意見をできる限り反映できる形で事業を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 当然同じ特別委員会におられて私の横に座っておられましたので、特別委員会の中でもアンケート、あるいは意見収集の結果等はお聞きしておりますので、私は把握されていると今の答弁を聞いても思った次第です。

ところで、昨年4月8日から25日までに市民3,000人対象にしてこられました新市庁舎建設の市民アンケートが送られましたよね。この結果も特別委員会で6月議会のときにお聞きしていると思います。3,000人に対しまして、回収が1,148。38.4%。サンプルが1,000を超えておったら非常に精度が高いものでございます。私も理系で統計学を勉強しましたがけども、1,000超えたら大きいんですよ。これは大数の法則というのがございまして、精度が高いアンケートの中身ということになります。

この中で、実際のアンケートはこのA4版の1枚だと思うんですけど、この結果を昨年の8月1日の広報ひとよしにも掲載されております。まず、どのような要件で訪れますかというようなことが第1問。第2問が交通手段。第3問がどのような問題点があるかと問われております。この第3問目のどのような問題点があると思いますかという問いに対しまして、分散していて不便、わかりにくいというのが58.8%でございます。

非常に重い結果が出ておりますけども、この58.8%の分散していて不便、わかりづらい。現在でも別館と本館と、そして保健センターなど分散しているわけですから、これは非常にわかりづらくて不便であると感じておられる市民が大半であるということですけども、この重みについて市長はどのように思われますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員おっしゃったとおり、アンケートの結果、またタウンミーティング、公聴会等々でも、やはりワンストップサービスというような要望は出ております。これはつまり、あっちに行ったりこっちに行ったりとか、また機能がどこにあるかわかりにくいという庁舎の利活用について、不便な思いをされている市民の皆様もいらっしゃると捉えております。そのあたりは市民の皆様が使いやすいような、わかりやすいような内容の庁舎を整えていくべきだと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 私はこの質問をなぜしたかというのは、選挙戦におかれて松岡市長が

分散型も、要するに現在のある公共施設を利活用していくという手法を述べられましたので、そういうことはちょっと市民の気持ちが相反するんじゃないかということでお聞きしたわけなんです。しっかりと頭に叩き込んでおいてください。いいですか、アンケートの結果は無視できないはずですよ。

次に、市長は対話の行政を強く主張されておりますけども、この新市庁舎建設問題につきまして、市民との対話はどのような方法で行っていくのかお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市民との対話の方法でございますが、1つは市民の皆様あるいは各種団体の皆様と私自身、そして市の関係各課も含め、テーマを定めて意見交換を行うひとよし未来会議の場で対話をしてみたいと考えております。この未来会議につきましては、現在制度設計を行っております。10月から運用していく準備を進めております。

また、市民の皆様の声を十分に検証する一方、新市庁舎移転建設基本構想からの変更等につきましては、改めて市民の皆様の見解をいただく場を可能な限り設定してみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ひとよし未来会議を組織して、その中でも聞いていきたいと。また別の場でもということでおっしゃっていましたが、10月からということですから、もうある程度たたき台はできているんじゃないかなと思うんですけども。このひとよし未来会議の規模、組織のある程度の概要と伺いますか、そして募集はどのような形で行われるのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

ひとよし未来会議というのは、市長が対話を中心に置いた行政を進めていきたいということを中心に、どういう形でやっていけばいいのかということについて現在考えておりますが、ひとよし未来会議とひとよし未来カフェと2つあるわけでございます。

ひとよし未来会議というのは、特定の課題についてさまざまな各界、各層から御参加をいただいて、例えば教育委員会の問題、健康福祉の問題、そういう問題を掲げまして、所管の部署が中心となって、規模的には、場所的には庁舎の一番広い会議室あたりを利用させていただきますので、多いときにはかなり100名近くになるんじゃないかなと思っておりますけども、そういう状況の中で、課題を決めてやらせていただくような状況でございます。

未来カフェというのは、従来の前体制でやっておりました“かがやき”づくりトークをベースにしまして、校区のほうに出かけていって、これは総務部が中心となりますけども、どちらかというとワールドカフェ、意見交換、そのような状況の中で言葉のキャッチボールをしながら課題について御意見をいただくという状況で対話を重ねていきたいと考えておりま

す。まだ制度設計を現在進行中でございますので、できるだけまとめ上げて、あとちょっとでございますので、10月から開催できるように私たちも現在業務を鋭意進めているところでございます。

募集に関しましては、今のところ広報という形よりも原課のほうが中心となって、原課というのは、その課題を検討する部署が中心となって募集をかけていただくということですが、それは未来会議のほうでございまして、未来カフェのほうは我々総務のほうが中心となって、当然各校区に出てまいりますので、校区公民館長さん、町内会長さんにも詳しく説明申し上げて、そういうふうな形で公募をかけていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 理解できました。もう10月のことですから、まだ制度設計今からというのはちょっと遅いかなと私は思うんですけども、急がれたほうがいいのかもかもしれません。

もう1つ聞いておきたいのが、今までさまざまなシーンで特別委員会とキャッチボールしながら市庁舎等移転建設審議会という市民、有識者から組織されました団体がありましたけども、まずは研究会を行って行くに当たって、これまでの答申と違った方向性ということしていくのであれば、この審議会と対話をすべきではないかなと思います。どうでしょうか。また、施政方針の中には本年中には一定の考え等を示したいとありますけども、これは12月議会にある程度の方向性を示されるのかをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど総務部長がお答えいたしました、庁内組織の市庁舎移転建設研究委員会での検討を経て、年内の12月議会までには、市として新市庁舎の場所、規模等の整備方針案につきまして、一定の方向性をお示ししたいと考えております。またその後、正式な調査・審議機関であります市庁舎等移転建設審議会に基本構想の変更点等を含めました審議をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） やっぱそれが筋ですよ。市庁舎等移転建設審議会のほうに再度諮問されるのが当然かなと思います。ただその順番の問題がまだありますので、今からそこも聞いておきますけども、それと審議会のメンバーは前回の構成と同じメンバーなのか、かえるのか、かえないのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉市庁舎等移転建設審議会委員につきましては、新たに委嘱をさせていただくこととなります。メンバーの人選につきましては、現在のところ未定でございますが、基本構想を最大限踏襲するという点では、既に内容を御理解いただいている前職の皆様を中心にお願いす

ることも、スピード感を持って対応するという部分ではよりよいのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今までの流れからすると、やはりメンバーはかえないほうがいいと思います。それが筋じゃないかなと思いますので、中心にじゃなくて以前のメンバーで固定してやっていただければと私は思います。

今まで13年かけて得た一つの方向性なんです。これを4カ月で見直すことができるのか、12月の議会に提案されるということですけども、私はそこも聞いておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、12月議会までには市としましての新市庁舎の位置、規模等の整備方針につきまして、一定の方向性をお示ししたいと考えておりまして、その後は議員各位や市民の皆様へ御意見を伺いながら、市庁舎等移転建設審議会にて基本構想の変更点を含めました審議をお願いする予定でございます。構想部分の変更点、改良版を御審議いただくという点では、それほど時間を費やすことにはならないと判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 13年間の重みというものがございますので、しっかりと受けとめていただいて、重みを背中に担いでいただいてやっていただき、検討していただければと思います。

そこで、検討の結果がほかの場所ということになった場合、市役所の位置に関する条例を再び改正しなければならないということになりますけども、可能だと思いますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市役所の位置決定という市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年3月に議決され、その特別議決の重みは私も十分に認識しているところでございます。現在鋭意進めております基本構想の尊重、そして変更することにつきましては、さまざまな視点から検証を行っているところでございますが、私有地の優位性というものは、非常に大きなファクターであると、それはまぎれもない事実であると捉えているところでございます。

この場でも何度かお話をしておりますが、最大の課題は総事業費の抑制でございますので、本議会におかれましても総合的な観点から御判断をいただけるような新市庁舎のあり方を御提示できるよう、市役所の位置も含めまして、今後さらに検討してまいりたいと存じます。

特別議決の重みといったものも、当然最大限の敬意をもって12月議会には新たな方向性をお示しさせていただき、市民並びに議員各位に御説明をさせていただきたいと考えていると

ころでございますので、御理解をお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 1つ聞き逃したことがあるんですけど、ある程度の方向性を出される前に未来会議にはある程度諮問してお尋ねをされるということですよ。あるいは方向性を出した後に未来会議に諮問されるのか、そこをお聞きしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

当然、未来会議を先にするということはできませんので、あくまでも議会等々それから審議会等々との整合性、どちらが先かということまでは踏み込めませんが、恐らく同じような時期にかぶってくるんじゃないかなと思っておりますので、その辺はしっかり制度設計の中、要するにロードマップの中で整合性がとれるような状況で、これまでかかわっていただきました方々へのしっかりしたリスペクトの気持ちも念頭に置きながら、やらせていただきたいと思っています。ちょっと答えにはなっておりませんが、そういう状況で進めさせていただきたいと思っています。

以上、お答えします。

済みません、ちょっと私が勘違いして答えたようでございますけども、議会と審議会のほうとの調整は恐らく同じように年明けぐらいに出てくるかと思っておりますけど、未来会議のほうは、多分前もって御意見等々を聞かせていただくというようなことでございますので、その方訂正させていただきたいと思っております。申しわけありません。

私が最初に御答弁させていただいた内容と後から御答弁させていただいた内容の違いはあろうと思っておりますけども、やはり庁舎に関してのこれからのあり方をもう一回再確認するという意味もありますし、新しい方向性について方針に対しましてのお考えをいただくということもございまして、できれば先行した形で市民の皆様の御意見もお聞かせいただければなと思っておりますけども、状況的にはその辺が先にくるか後にくるかというのは非常に難しいところでございますので、しっかりその辺ロードマップの中でお示しさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） 執行部に申し上げますが、わかるように説明してください。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） お時間をとらせてしまいまして、大変申しわけございませんでした。

先ほど総務部長から答弁させていただきましたことを修正させていただきたいと思います。12月議会に審議会と議会に対しまして、一定の方向性をお示しさせていただきますというのは、先ほどから御答弁させていただいておりますが、未来会議につきましては、10月から開催いたしますが、この市庁舎の移転または建設に関するものに関しましては、審議会及び議会に御提案した後にさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） プロセスとしてはそれが正解かなと思います。やはり研究会と審議会とキャッチボールを行いながら、その後は特別委員会。だから我々特別委員会もできれば今議会で設置するほうが望ましいんじゃないかなと思っております。この件に関しては市長のマニフェストですから、市長が答えたほうが良いと思います。どちらが市長かわからんようになってきたりしましたので。恐らく今まで移転建設でずっと審議をやってきて、研究会の中でも職員の皆様が非常に戸惑っておられるんじゃないかなと思いますので、その辺はしっかりと整理しながらやっていただきたいと思います。

市長は選挙戦の中で、カルチャーパレスを本庁舎にということも打ち出されておりました。いわゆる最初は学校の統廃合を行って、あいたところの学校の校舎を利活用という方法も述べられておりましたけども、その後はカルチャーパレスとなっております。

このカルチャーパレスなんですけど、ちょっと私なりに調べてみたんですけど、ハザードマップを見たらカルチャーパレスは0.5メートル未満ではありますけども、浸水危険区域なんですね。今まで西間の別館地かあるいは中心市街地案か、どちらかということで議論を重ねた中で、九日町が落選した一番の問題点は浸水危険区域なんです。それを考えると、カルチャーパレスも同じように浸水危険区域なんです。これ第3次避難所になってますけども、これもちょっと問題ありかなと気づいたわけなんですけども。

アンケート結果にも出てますよね、第2問に新しい市庁舎のあり方、コンセプトについて何を求めますかと。この第1番目の45.9%は防災拠点となっております。第2番目にワンストップサービス。ですから、防災拠点である、そしてワンストップサービスができるというこれまでの答申は、非常に1つの路線としては間違っていない路線であったということです。

このカルチャーパレス案は、今浸水危険区域ということをお聞かされたと思いますが、今申し上げましたけども知っておられましたか。今後このカルチャーパレス案もまだまだ案として残す意向なんでしょうか。市長にお聞きしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私も選挙戦、選挙の前には公共施設の利活用及び総事業費の抑制というところで、試案をということでそのような案を出させていただきました。ただ、現在では先ほど部長からも答弁させていただいておりますが、総務部内の検討チームにて、そのあたりも検討されている

ところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 総務部内の検討チームで協議するんじゃなくて、私が聞いたのは市長はどう思われますかと聞いたんです。カルチャーパレスが浸水危険区域であるということを知っていてどのように思われますかと聞いたんです。それに答えていただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

十分にそのような点も加味するべきだと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ことしの3月まで基本構想を積み上げてきました。将来人口の予想であるとか、あるいは職員数も加味しながらさまざまな機能も検討されてきたわけなんですけど、基本構想にある機能を分庁舎方式ということで市長おっしゃってますけども、実現することは可能なんですか。これから検討していくという返答になるんでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまで長年にわたって議論をしてこられました。そして基本構想がつくられたわけでございます。また、市民の皆様方の意見も聞いておるところでございます。プラスのやはり一番は財源、総事業費が問題だと考えております。そのようなものも十分加味した上で、12月にはお示しさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今の答弁を聞いておりましたら、分庁舎方式ではなくなる可能性もあるということで考えていいんですか。

○市長（松岡隼人君） 現在、人吉市には40ぐらいの公共施設がございます。それらをどう活用するかというのを今鋭意検討しているところでございますので、分庁舎なのか、それともそのままなのか、どういう形になるのかというのも12月に御提案させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） わかりました。市長は事業費の抑制が最大の目標であると。分庁舎方式というのは、その1つの手段だということで受けとめていいですね。

この事業費抑制の件なんですけども、財源がないとか非常に厳しいとか言うことによって、市民の不安をおおるような感じがするんです。ちょっと調べてみましたが、現在までの

積み立てた基金は土地開発基金もなくして市庁舎の基金のほうに積み立てましたので、6億6,000万。もう1つ調べたんですけど、広域行政組合の負担金がどんどん減っていくんです。28年度は10億4,000万円。29年度は8億8,400万円。30年度は6億6,000万円。31年度は6億円。ということは、数年かけて4億ぐらい減っていくということです。ということは、起債をした場合、現在は75%から起債できますので、新市庁舎オールインワン型の庁舎をつくった場合に、その財源となるものはある程度確保できるんじゃないかなと思うわけなんです。ひょっとしたら医療費の無料化も可能であるかもしれませんね。その辺はしっかりと今後の市財政の見通しも視野に入れながら検討していただきたいと。

ですから、さらにイニシャルコストを抑制しようとするならば、既存施設の利活用だけではなくて、PFI方式であるとかリース方式であるとか、さまざまな方式があります。新しい方式があるかもしれません。そのようなことも視野に入れながら、短い期間でありますけど、2カ月半ぐらいしかないですね。この短い期間でありますけども検討を重ねていただきたいと思います。

これは例えなんですけども、市庁舎を車に例えて申し上げますと、分庁舎方式ということになれば、二人乗りの中古車の軽トラックを数台所有する。オールインワン方式の一体型の今までの方針の市庁舎であるとするならば、新車を購入すると。しかし、ハイブリッド型であると。その後のランニングコストはどちらがいいですかということになるんです。軽トラック、燃費悪いです。これを4、5台持つよりも、今非常に安い値段で買えるようになりましたので、ハイブリッド型の新市庁舎を求めてランニングコストを抑えていったほうがいいんじゃないかなと私は思うわけなんです。市長、どう思われます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは財源の話ですが、議員おっしゃいますように、広域行政組合が試算した計画によりますと、平成27年度の広域行政組合の負担金が10億6,000万円、これが平成30年度には、おっしゃいますように約6億6,000万円になると試算をされております。確かに4億円は差額が出てまいりますけど、しかしながらこの4億円の中には起債の償還額に対する地方交付税算入分の約2億円がございますので、負担金は約4億円減額となりますが、普通交付税も約2億円減額となりますので、実質約2億円の減額となろうかと捉えております。

確かに、この2億円を新市庁舎建設のために起債償還に全額充てることができれば、かなり財源面での課題等もクリアできるのかなと考えておりますが、クリーンプラザも施設の経年劣化により定期的な大規模改修等が必要となりますので、その改修費用を負担しなければなりませんし、御存じのとおり市の税収は、人口減と景気低迷により年々減少し、一方社会保障費は、高齢化により年々増加しておりますことから、市の財政状況は、やはり相当厳しい状況にあると言わざるを得ません。

先ほどおっしゃいましたような方法、PFIとかリースとか、そういう方法も確かにある

と捉えておりますし、車2台とハイブリットカーの例えも御提示いただきましたので、そのあたりを本当に加味しながら、鋭意計画をつくってお示しさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） それでは12月議会の答申を待っております。

以上で終わります。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） 皆さん、こんにちは。17番議員の仲村勝治でございます。改選後初めての一般質問で大変緊張しておりますので、よろしく願いいたします。

項目、要旨の順序は、教育関係より相良藩願成寺駅図書室、学習室について。人吉市図書館については、議長の許可を得まして質問の順序を変えます。図書館の沿革の次に司書の採用について、図書館の位置づけ、図書館の移転といたします。最後に観光行政より、鹿目の滝への道路新設について質問してまいります。

まず、相良藩願成寺駅図書室、学習室の設置目的について質問いたします。

相良藩願成寺駅舎の一部に看板が2枚8月末までかかっておりました。1枚は子供図書館とありました。もう1枚は大人と子供の触れ合い図書館の2枚でございます。現在は撤去されております。入り口から中をのぞきますと、本棚に200冊ぐらいの本が残っております。最近利用した形跡がないので、近くの人に聞いても何もわかりませんでした。

この図書室、学習室の設置目的は何か。いつ開館されたのか。年度別の利用状況。利用状況とは、貸し出し、閲覧、調査、相談などでございます。また、いつ廃止されたのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えします。

まず、人吉市相良藩願成寺駅図書室、学習室の設置目的についてでございますが、本市が推進してまいりましたこども王国ひとよしの事業の1つとしまして、小学生を中心に幼児から高校生までが利用することで、公の場でのマナーを学び、お互いのコミュニティーを構築するとともに、読書に親しみ子供たちが元気よく活動する拠点として設置したものでございます。

くま川鉄道の駅舎であります相良藩願成寺駅の一部を図書室及び学習室にリフォームいたしまして、平成9年4月23日に開始をいたしております。図書室につきましては、土曜・日曜・祝日の午前10時から午後4時まで管理人を配置し、図書の貸し出し等の業務に当たっていただき、学習室につきましては、当駅が無人化されるまで午前9時から午後5時半までの利用でございましたが、その後は図書館とあわせての開館としておりました。1年間の開館日数は平均で約115日ございました。その後16年が経過いたしまして、平成25年3月31日をもって閉所をいたしております。

この間の利用状況でございますが、年度別の閲覧、貸し出し、調査、相談件数についてでございますが、16年間のうち、開所しました年の平成9年度、利用者が最も多かった平成10年度、貸出冊数が最も多かった平成12年度、また閉所しました平成24年度につきまして、数を御報告したいと思います。なお、調査・相談件数については、集計をとっておりませんので、集計をとっております利用者数と貸出冊数をもってお答えを申し上げます。

平成9年度は利用者数が1,743人。貸出冊数は未集計でございます。平成10年度は利用者数2,490人。貸出冊数は1,050冊でございます。平成12年度は利用者数2,377人。貸出冊数は1,942冊。平成24年度は利用者が854人。貸出冊数は309冊ございました。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 図書館の利用の最後が平成24年度の854人。平成24年度に閉所をしたということですが、この854人が利用されていたわけでございますので、閉所になった後、閉所になりますよという対応をどうされたのかをお尋ねしたいし、廃止になった理由をお尋ねいたしたいと思います。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

まずは、平成24年度をもって廃止しました理由でございますが、平成13年度に東西コミュニティセンターが整備されたことによりまして、図書室や子供たちの交流の場ができたこと。また、平成15年度には、人吉高等学校図書館が一般開放されたことにより、地域住民の皆様が図書に親しむ場所ができたことなど、地域の状況の変化、また子供たちを取り巻く状況の変化に伴い、当初事業の対象としておりました子供たちの利用が大きく減少したこと、さらには土曜日・日曜日・祝日に勤務をしていただく管理人の方の負担や厳しい財政事情等もあり、総合的に判断をいたしまして廃止することを決定したところでございます。

次に、廃止に際しましては、校区の代表である東校区公民館長様へ御説明を申し上げ、また利用者につきましては、廃止について来所の際に口頭でお知らせをしたほか、施設内に掲示をして周知をいたしております。

廃止後における利用者の皆様への対応についてでございますが、それまでの施設の代替として廃止に伴い蔵書等を整備し、東西コミセンに移し、同コミセンの図書室を充実させることといたしておりましたが、現在まで対応がなされていない状況にございます。今後、閉所時の方針に沿った事業に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 854人が利用していたのを閉鎖した後に、まだ続けて読みたいという人が東校区におったわけでございますが、閉所されたわけですが再開の可能性があるのかをお尋ねしたいと思います。

平成23年度に作成された計画期間が、平成24年度から平成28年度までの第2次子ども読書活動推進計画によれば、地域における子供の読書活動の推進の項に、年3回、約300冊の貸し出しを行う等、地域での読書活動を推進していると書かれております。計画では推進、現場では廃止の状態と今なっております。この計画書が第2次人吉市子ども読書活動推進計画でございますが、この中に推進していくとはっきり書かれております。

東校区の児童は、保護者同伴でない校区外には出られないそうです。この東校区の子供たち、幼児、保護者にとっては、必要不可欠な公の施設でございます。利用者の減少、財政的な理由、勤める人、管理人の人など、厳しい面がありますということで廃止されたそうですが、読書活動を推進するためには、もっと知恵を絞って計画どおり推進するのか、再開の可能性についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、相良藩願成寺駅図書室、学習室は、人吉市教育振興基本計画大綱としても位置づけがなされており、その中の第2次子ども読書活動推進計画におきまして、図書館と連携して地域での読書活動を推進することを掲げております。しかしながら、この図書室、学習室は、駅の余裕スペースを活用した図書室であったことから、駐車場の問題、狭いスペースでの蔵書の問題、図書を管理し子供たちを指導する職員配置の問題など、図書室としての課題が多くございました。さきに部長のほうからも御説明申し上げましたとおり、地域コミュニティーの拠点として東西コミュニティーセンターが整備され、さらに図書室や子供講座の開催など、交流の場や学習の場ができましたことや、人吉高等学校図書館の一般開放、さらには厳しい財政事情等を総合的に判断いたしまして、相良藩願成寺駅図書室、学習室はその役目を終えたものと考えておりますので、計画推進途中の廃止ではございますが、今後再開するという計画は現在のところはございません。

しかし、地域の皆様によりまして新たな利用方策を御検討され、また行政としましても知恵を絞りながら、自主的な運営が可能でありますならば、市といたしましても、くま川鉄道株式会社とともに御協力をしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 教育長のお答えで、役目を終えて再開のことはないということですが、地元にはまだここにあったらいいなという声があります。ですから、今の回答で再開する地元がしっかりした方法をとったら再開できるということでございますので、よその市町村の図書館を調査して、どういう対応ができるか地元の人ともう一度検討して、また執行部にはお願いに上がるかもしれませんので、そのときはよろしく願いいたします。

それでは、次の人吉市図書館についてお尋ねいたします。まず、人吉市図書館の沿革についてお尋ねいたします。人吉市図書館は、私の記憶では人吉城内の角やぐら付近に教育会館

てあったんですが、その教育会館1階の北側に図書室があったと覚えております。そして文化センター別館の2階に移り、そしてカルチャーパレスの管理棟に移動していったと思うんですが、それぞれの期間の建物にあった図書館の面積と蔵書の冊数がわかれば教えていただきたいと思います。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

人吉市立図書館は、昭和22年、当時麓町にありました教育会館内に開館いたしました。図書館の面積は不明でございますが、2階建ての教育会館全体の面積が47坪、約155平米という記録がございまして、図書館は1階の部分にありましたので、全体の建物半分の面積といたしますと、約77平米程度ではなかったかと推測されます。その後、昭和44年に人吉市文化センター別館2階に移転しておりまして、面積は180平米でございます。昭和59年には人吉球磨広域事業組合田園都市中核施設、いわゆるカルチャーパレスの2階に移転いたしました。面積は階下部分、書庫などを合わせまして397.89平米でございます。移転当時は人吉市図書館と人吉球磨広域事業組合による人吉球磨広域図書館との併設という形で運営されておりましたが、平成23年4月1日にカルチャーパレスが人吉球磨広域行政組合から人吉市に移管されたことに伴いまして、広域図書館の看板がはずれ、現在は人吉市図書館単独での運営を行っております。

カルチャーパレス移転時と現在の蔵書数でございますが、図書資料のほかにCD、DVD等視聴覚資料も含め、昭和59年度末が2万6,154点、平成26年度末が9万6,329点でございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今回の回答で、カルチャーパレスに移動してから30年間もの間に約7万点図書館資料が増加したことになるわけです。図書館資料が増加した分、閲覧室が狭くなった感じがしております。

このことはまた後で質問したいと思いますが、次の司書の採用についてお尋ねいたします。

平成27年3月31日現在、人吉市図書館の概要では、資料数が9万6,329点、平成26年度の購入図書は2,829冊、寄贈図書が551冊でございます。登録者数が新規登録者数が552人、累計登録者数が1万7,820人、貸出点数が13万925冊。そのほかに視聴覚資料、マイクロフィルムなどの資料がございます。読書活動の普及活動ではお話を初め図書館日より、これは毎月発行されておりますが、13の事業が実施されております。

図書館資料を地域のグループや学校、住民に対し、効果的に資料を提供するためには、合理的な整理・方法で一定の水準をもって整理しなければならないと思います。資料に対しての知識が必要でございます。図書館資料というのは、図書館法の第3条による郷土資料から地方行政資料、美術品、視聴覚教育の資料、レコード及びフィルム等が入ってますから、単

に図書館資料というんですが膨大な数になるわけでございます。この膨大な数を処理するためには、専門的に扱う職員、そして蔵書の知識はもとより長年の経験と忍耐、そして根気が要る職業でございます。そのためには、安定した職業でなければならないと私は考えております。人吉市図書館で専門職員としての司書の採用はできないのかお尋ねしたいと思っております。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

図書館サービスの中心的な役割を果たしておりますのが、図書館司書でございます。司書の仕事は図書の選書、分類、配架、イベントの企画、館内掲示、利用者の方の調べたい内容に応じた本を探すお手伝いをするレファレンスなど、極めて専門性の高い職種でございます。また、そのレファレンス対応能力や利用者とのコミュニケーション力、トラブル対応や外部との交渉力などは、議員おっしゃいましたように長年の経験によって培われていくものでございまして、経験豊かな司書の存在は、図書館運営に欠かすことのできないものでございます。

御質問の司書の採用についてでございますが、現在は職員採用の中で司書枠としての募集は行っておりませんが、図書館における司書の重要性を鑑み、司書の資格を持つ職員1名、再任用職員1名、非常勤職員1名、合計3名の有資格者を配置いたしております。また、レファレンスや相談対応の内容は記録し、情報を共有することでお互いの能力向上、サービスの質の向上に努めているところでございます。

今後の司書の採用につきましては、計画期間が平成24年度から平成31年度までの第3次定員適正化計画に即して考えていくこととなりますが、図書館の専門性及び知的資源の有効活用が損なわれないように配慮してまいりたいと存じます。

いずれにしましても、研修や職員間の情報共有の機会などを通して、市を含めた職員全員が業務のスキルアップを図り、利用者の皆様にさらに充実したサービスを提供できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 職員のスキルアップで対応するというところでございますが、有資格者3名、また第3次定員適正化計画がまた出てくるそうですが、私は今質問したように、図書館を専門する人は、長いこと図書館において、蔵書のことを全部覚えなきゃいけないんです。現在あるだけで約10万冊近い蔵書があるわけでございますから、それを1年か2年ですずっと切りかえていく職員では対応できないと私は思います。ただ、そこに職員を置いておきますよという感じでは、図書館の本来持つべき役割というのは、私は発揮できないと思います。だから、この司書の採用を重点的にお願いしてほしいというのがそこなんです。昔のように、カルチャーパレスに行く前のように蔵書が少なかったならば、それでよかったかもしれませんが。現在は蔵書が多くなって、専門職が必要だと私は考えております。

それでは、次の図書館の位置づけについてお尋ねいたしてまいります。

10年前、教育委員会の事務局の機構は社会教育課の中に生涯学習係と文化係、図書館係と配置されておりました。各種の社会教育関係のグループいろいろありますが、地域住民との連携等もやりやすかったと思うわけです。現在は、市民文化課。機構改革でその市民文化課になる前は施設管理課に図書館は所属して配置されておりました。この人吉市図書館が設置された目的とか役割についてお尋ねしたいと思います。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

図書館は、社会教育法及び図書館法に基づき設置されている施設でございます。社会教育法第3条では、地方公共団体の役割として社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営などを通して、全ての国民が文化的教養を高め得るような環境を醸成する努力義務が規定されております。また、同法第9条で図書館は社会教育のための機関として定められております。

本市教育委員会におきましては、この社会教育法及び図書館法で掲げられている図書館奉仕の精神に沿って、図書館の使命を果たすべく、人吉市教育振興基本計画の中の取り組み項目として、公民館や図書館との連携による学習機会の提供や、図書館の充実を定めているところでございます。

一方で、現在の図書館はカルチャーパレスの複合施設でありますことから、施設としての運営はカルチャーパレスの管理運営を所管している市民文化課、文化力推進係と一体的に行う必要があります。図書館も市民文化課として位置づけられているところでございます。図書館が教育委員会の中でどの組織に属するのが最適であるのか、今後研究を重ねてまいりたいと存じます。どの組織に所属するといたしましても、社会教育部門と図書館がしっかりと連携をとりながら、社会教育の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今の回答で私はちょっと疑問に思うんですが、図書館と連携して社会教育を進めていくという考えだったように思うんですが、9月1日に全協において配付されたんですね。校区公民館の今後のあり方に関する基本的な考え方について報告ということで。この中には、図書館については全然書いてない、全然じゃなくて2カ所書いてあるんです。そのほかに図書館との連携ということは、全然これに掲げられていない。こういう基本的な考え方の中には社会教育の一環がやっぱり公民館も入りますから、こういうところの中には上げるべきではなかったかと思えます。

この教育基本構想、人吉市の教育大綱になったわけですが、この中にも図書館の充実の中でちゃんと書いてあるんです。だからやっぱり計画をきちっと立てるのはいいんですが、現実をちゃんと見定めてから計画を立ててもらいたいと思います。

それでは、図書館の移転についてお尋ねいたします。

平成23年4月1日、カルチャーパレスの所有権が人吉市に移管されたことにより、広域図書館から人吉市図書館となりました。人吉市図書館は、カルチャーパレスに移転して30年が経過し、図書館資料も昭和59年度末から平成26年度末には約7万点が増加しております。閲覧場所が大変狭くなりました。人吉市図書館は管理棟の2階にあり、長い廊下を通り入り口は重いドアがあります。便所も遠く、子供一人では行かせられないと利用者の方は言われます。他の市町村の図書館、図書室は、新しい感覚で幼児、児童に対応されているようでございます。人吉市図書館も人通りが多く、入り口が入りやすく、子供たちが利用しやすい図書館にしてほしいという声がございます。住民が利用しやすい場所、施設として機能を十分発揮できる、また人事面におきましてもしっかりと司書を置き、配置するなどの時期にきているのではないかと思います。

図書館の移転を初め、市長の図書館に関する考え方をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

図書館がカルチャーパレスに移転し30年が経過し、その間図書は充実してまいりましたが、蔵書数の増加に伴い、書架と書架の間隔が狭く、腰をおろしてくつろぎながら本を読むスペースが少ないなど、利用される皆様に御不便をおかけしている状況となっております。本市図書館といたしましても、スペース確保のために旧広域行政組合事務室の学習室としての開放や、利用頻度に応じた図書の配置の工夫、法令集のデータベース化による書籍の撤去など、さまざまな取り組みを行ってきておりますが、それらでのスペースの創造には限界があるかと存じます。

ここで、図書館の役割についての考えを述べさせていただきますと、図書館の役割は大きく2つあると思います。

まず1つ目の役割は、子供から高齢者の方までさまざまな市民の方に、知りたい、学びたいという知的欲求に対して的確にお答えし、市民の皆様、ひいては地域全体の教養や文化、教育力を高めるという役割でございます。そのためには、図書の充実はもとより、その図書を利用される皆様が十分に活用できるよう、お手伝いできるコンシェルジュのような司書及び職員の存在が不可欠であることは言うまでもありません。このことにつきましては、先ほど教育部長も答弁いたしました。図書館スタッフのスキルアップを図っていく必要があると存じます。

もう1つの役割は、図書館という心地よい空間でゆっくりとくつろいでいただく、安らぎを与える場所であるということです。最近では、2学期が始まる前の先月末に、学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、逃げ場所に図書館も思い出してねとツイートした鎌倉市図書館が話題となるなど、やはりそういった安らぎを与える空間、あるいは未知の世界を体験できるような空間を提供する役割も求められてきていると感じているところです。この図書館の役割を考えましたとき、例えば以前のような城址や球磨川河畔にゆったりとした図書館があ

ったら何とすばらしいだろうと夢が広がりますし、子供たちや人が集まるような場所にきつとなるだろうと、心が躍る思いがします。

しかしながら、現実的には図書館の移転には多大な費用を要しますことから、現在の財政状況の中では大変厳しいものがあるかと存じます。現在、本市には市庁舎を初め、図書館も含め約40ほどの公共施設がございます。これらの既存公共施設の維持、補修や改修をどうするか、今後検討を重ねる必要がございます。その中で、図書館の役割をしっかりと考えながら、市民の皆様にご理解いただけるような方向性を見出してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 市長の回答でございますが、子供からお年寄りまで教育基本法による教育の機会均等とあるんですが、これが社会教育の基本になっていると私は思っております。子供からお年寄りまで勉強するところは、義務教育は学校で教える。義務教育終わったら図書館しかないんですよというのが図書館の役割だと私は思っておりますので、どうかよろしくお願いしておきたいと思っております。

最後になりますが、鹿目の滝への道路新設についてお尋ねいたします。

8月2日、鹿目の滝まつりが3年ぶりに開催されましたので、名物の流しそうめんを楽しんでまいりました。鹿目の滝まつりは、47回も続いており、地域の活性化に役立っていると思います。鹿目の滝まつり実行委員会の方々、関係者の方々の御苦勞は大変だと思いますが、続けてほしい祭りでございます。市議会でも鹿目の滝の観光、周辺整備、道路新設など、今まで多くの議員の方々が一般質問されています。最近では25年9月定例会で、鹿目の滝について質問されています。鹿目の滝観光の最大の問題は、滝つぼ周辺までの道路整備であると質問されておりますが、そのときの回答が、県有林の延長について研究してみたいと回答されております。その後の経過についてお尋ねしたいと思っております。

○経済部長（大淵 修君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、平成25年9月議会におきまして、熊本県に対しまして林道の延長もしくは支線として整備をお願いできないかとの御提案に対しまして、研究いたしますと答弁しております。議会終了後、経済部内におきまして検討したところでございます。

まず、鹿目の滝周辺の県有林の所在でございますが、市道戸越鹿目線の北側、鹿目方面に向かいまして山手側になります。こちらに71ヘクタール。南側、鹿目川と私道の間に3.7ヘクタールとなっております。県に対しまして林道の整備をお願いしようとする部分は、南側、鹿目川との間になりますが、この土地は市道戸越鹿目線に沿って東西に細長い形状になっており、特に鹿目の滝がある市有林と接する部分は10メートルほどの幅しかございません。このため、県有林から木材搬出や管理作業は、戸越鹿目線から直接可能であると思っております。林道を開設する必要性は少ないと考えられます。

熊本県が工事を実施することとなりましても、平成25年9月議会で答弁もいたしておりますが、県有林から鹿目の滝までの区間は急峻な地形で、一部岩盤等もあります。市道戸越鹿目線への影響を考えますと、構造物の設置等により工事費が多額になると思われまます。なお、県有林と市有林の間には途中民有林がございますので、用地交渉等を行う必要も出てまいります。

以上のことから、熊本県が林道を開設する必要性が少ないことや、市と県とで林道を整備するにしましても、用地交渉、民有林の買収、工法、工事費など、さまざまな問題があり、協議・検討いたしました結果、林道整備については現状では困難であると判断したところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今回の回答は代々続くような回答でございまして、事務的な回答だと私は思います。工事費が多額になるとか困難であるとか、毎回の回答のようでございます。

今回質問したのは、観光地が現在どうなっているのかっていうのを皆さんによく知ってもらわないといけないと思うんですよ。地域の観光資源を守っている人々は、祭りは年に1回奉仕されるかもしれませんが、その行事を消化するのにもう非常に困難になってきているということでございます。鹿目の滝まつりもそうでございますが、三十三観音の札所の接待など、高齢のために準備が大変苦労されているわけです。

私ごとでございますが、春、秋の彼岸の接待、お茶の接待、私は13番札所に、人がおらずに私が出ていきます。男性であります彼岸の接待をしなければいけないんです。なぜかという、観光がどんどん宣伝してくれますもんですから、誰かいないといけないんですよ。現場の事情というのは高齢化が物すごく進んで、こういう事情をもっとしっかり市役所の人、地域の人たちの生活を把握していただいて、そして、この鹿目の滝までの道路を計画していただくという考え方に立ってもらうのが私は非常によかったのかなと思うわけです。

この観光地の現場の高齢化ということをしっかり皆さんに認識していただきたく思いまして、今回の鹿目の滝の道路の新設も御質問したわけでございます。また、よろしくお願いたします。

私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の高瀬堅一です。皆さん大変お疲れのこととは思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従ひ一般質問を行います。今回は、1項目めに市長の政治姿勢について。2項目めに子育て世代を支えるための施策について。3項目めに住宅対策について。4項目めに青少年問題についてとしております。前回の6月定例市議会の一般質問及び今議会の一昨日からの一般質問の中でも取り上げられている項目がたくさんあり、重複する点が多々あるようですので、内容を割愛したり、また質問を一部にとどめることがあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

まず、市長の政治姿勢について、これまでの所信表明の中より行います。抽象的な、また大きくくくった質問内容となっているかもしれませんが、所信表明は今後本市のまた市長の行政執行、政治姿勢を示す最も大きな意思表示であり、政治公約と思っております。前回の6月議会の私の一般質問で、この所信表明に関し、次のように質問と感想を込めた発言をしております。

それは、今回の市長選挙において、激戦を勝ち取られ、県内最年少首長として松岡市長が誕生いたしました。人吉市民はこの新市長の誕生に固唾をのんで見守っておられます。しかし、残念ながら、今回の市長就任最初となる所信表明において、全体的にインパクトと情熱を余り感じなかったのは、正直私だけでしょうかと述べております。さらに、就任以来、時期の問題、行政内容の熟知、公約等の整合性に事務方と検討されたというのは理解できますが、もっと具体的な指針をお示しいただけると思っておりますとも発言をいたしております。しかし、このとき市長就任まだ1カ月半ということですので、そこは十分配慮し、さらに、今後どのように市政、行政運営を進めていかれるのか、しっかりと見守り機会を得て質問をしてまいりたい。よって今回は所信表明の一部にとどめたいというふうにも申し上げました。

そのとき、市長の答弁は、市長就任後財政当局から中期財政状況の説明を受け、非常に厳しいということを実感した。また、市税の落ち込み、社会保障費の増高、直面する財政課題は重く、私の選挙公約、政策をどの程度実現できるのか少し不安になったのも事実でございますとかなり消極的な発言をされたのには正直驚いたところです。さらに、各面において今後検討を重ねてまいりたいというふうに述べられ、最終的にはトータル4年間での実施を見据え、適切な時期に概要を明らかにできればと、終始極めて残念な答弁でありました。

この答弁に私なりに精査し、市民の方々の声も聞いてみました。この一連の答弁はやはり不満というよりも、驚きがあったのも事実でございます。固唾をのんで見守っておられた市民の方々からは、若さ、新鮮さ、エネルギッシュさを感じないとの多くの意見も聞いたところです。一方、まだまだこれから勉強、実務経験をされ、市民の期待に応えられるはずだという温かい意見もあったのも事実でございます。

あれだけの抱負と政策を持って、街頭演説、個人演説会、公開討論会と直接市民に説明し、力説をされ選挙戦を繰り広げられたわけですが、そのときの選挙戦において使用された資料を所有しておりますが、宣伝、公約用のチラシ、送付されたはがき、さらにインターネットを駆使した運動、中でもフェイスブック、ブログ等々、広報媒体による選挙活動は、目をみはるものがあったと思います。その資料の中でもこちらになりますけども、新市庁舎移転建設計画について御存じですか、こちらですけども、このほかに市民とつくり上げた人吉未来マニフェスト108の施策、事業というチラシ。また、こちらのはがきでは、チェンジ人吉、市役所新庁舎建設の白紙撤回、中学校卒業までの医療費無料化、給食費の全額補助等をこれだけ記載し、主張されています。まだほかにたくさんの広報媒体が存在していることは市長も百も承知のことだと思いますが、中でも新庁舎移転建設計画について御存じですか、では、松岡の代替案というフレーズで、増築4億3,000万円プラスアルファとまで書いてあり、ここまで具体的に訴えながら、所信表明では総務部内に検討チームを設置し、今後検討するとなっているのが残念でなりません。

私が言いたいことは、政治公約とまで言えるこれらのことが、所信表明に深く触れられていないということを言いたいわけであります。市長就任されて、現実を直視された結果、選挙において訴えてこられたことに自信を喪失されているのではないかと思わざるを得ません。これらのことについて、市長の心境、考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

高瀬議員から今、るる私の選挙のときの公約、そして就任後の所信等々について高瀬議員がお調べになったこと、また高瀬議員本人の感じておられることを述べていただきました。

結論から言いますと、選挙のときに訴えたこと、選挙を通じて、または私の政治活動の中で訴えてきたこととその思いは今も変わりはありません。確かに、すぐに政策として皆様方にお示しができていないことは、私もなるべく早くお示ししていきたいというふうに思っておりますが、その政策を実現するための手順に関しましては、これまでもるる私も答弁させていただきましており、まずは財政状況、そして優先順位、選択と集中も含めまして、108つの公約を後期の総合計画に入れ込みながら、本市として本当に必要な、私の公約もですが、人吉市にとって何を先にすべきか、何をやっていくべきかということを現在、鋭意庁内でも精査しているところでございます。

高瀬議員からの御質問は、頑張れと私に対する激励だというふうに捉えて、今後も引き続き公約、または市民の皆様の幸福向上のためにしっかりと行政運営をしていきたいとそのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） このような質問をしながらも、大方答弁の内容は予想しておりました

けども、確かに市民の方々も私も含めてですけども、頑張れというような思いでいることには間違いありませんので、どうぞ頑張ってくださいようによろしく願いいたします。

はっきり申し上げて、これまで強い情熱を感じていないというところがございます。市長は、市長を支持された多くの方々を初め、たくさんの市民の皆さんに夢と希望を与えられたわけですけども、しかし今のままではどうでしょうか。このまま進んでいくと失望感に変わっていくのではないかと心配もしております。

また、所信表明の中で、各関係機関はもとより、市民との対話が強調され、対話の行政がまさに大きな鍵、最大のテーマである市民の皆様との対話を広げ、さまざまな御意見に耳を傾け、これらの対話を市政に反映していくことを一貫して今期の基本姿勢とし、堅守してまいりたいというふうに述べられています。何も対話とは会議や集会を行うことだけがその手法ではないにせよ、今日まで対話の会議、集会、懇談会など開催されたとすれば、その実績やその内容はどのようなものであったのか市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

対話の実績ということでございますが、私が就任いたしまして、取り組んでいきましたことで、まず第一に一緒に仕事を進めていただく市職員の皆様に私が何をしたいのか、どのようなことを大切に仕事を進めていきたいのかということをお理解いただき、その上でこれまで行われてきた事業と私が掲げさせていただいた108つの事業との整合性をとっていくこととございました。そのために、各部、各課の職員の皆様と数多くの議論を積み重ねてきたところでございます。いわばまず、足元を固め、まさにこれから市民の皆様との対話に乗り出していくというタイミングに来ているものと考えております。

先ほどおっしゃいました会議や集会、懇談会というのは、現在、まだ行っていないところとございます。私といたしましても、精いっぱい行動し仕事を行っておりますが、なかなかそういう時間がとれないというのも事実でございます。課題というふうに私自身も思っております。早急に政務、または公務での皆様方との対話の時間というのもしっかり準備していきたいとそうように考えております。

先ほどの既存事業と108つの事業との調整につきましても、現在進めております総合計画、後期基本計画の中で着実に進んでいるものと存じます。次の段階といたしましては、ひとよし未来会議の大まかな制度設計もできつつございますので、まずは10月をスタートして、市民の皆様との対話を重ねてまいりたいと考えております。私に、スピード感に御不満をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、小さな小船はいつでも向きを変えられますが、大きな船ほど慎重にこれまでの流れを踏まえながら進めていく必要がございます。議員の皆様初め、市民の皆様のお期待にお答えできるよう、一步一步着実に皆様にお約束したまちづくりを進めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの市長の答弁によりますと、まだそういった対話をする場を設けていないということでありましたけども、やはり皆さん、大変情熱が選挙期間そしてこれまでの間、情熱が冷めてきてるんじゃないかというような意見もいただいております。確かに時間がとれない、そういう市長大変お忙しいかとは思いますが、やはりスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。私が言いたいことは、早く計画立案を行い、対話と活発な行動力、そして決断による市政運営を行ってほしいという考えで、また期待もしているところであるからでございます。

そこで、執行部の皆さんは全員行政事務のプロであり、市長を補佐する方々でもあります。執行部の皆さんもその認識は十分持っておられることだと思います。代表して井上総務部長にお尋ねいたします。

市長を補佐する立場である皆さんに、市長からの適切な行政執行の指示は行われているのでしょうか。また、庁舎移転問題については、総務部内に検討チームを設置し、今後検討するということでしたが、検討するメンバーをかえれば答えが変わるのでしょうか。現在の実態と今後の計画等、考えをお聞かせください。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

私たち市職員は、市民の幸福向上の追求という観点から、さらに最小の経費で最大の効果を導き出すという行政の責務に照らしても、さまざまな局面から事業を精査するものでございまして、具体的には、新市庁舎の問題につきましても、選挙を勝ち抜いてこられた、公選された市長の考え、思いを含めて指示を受けております。市長の意向に沿った形で当然、最初に述べました原則にのっとりした検討を進めているところでございますけども、これまでの経過、それから重み、そういうものはこの市庁舎建設に関しましては、しっかり受けとめて行動をとっていかなければならないというふうに考えております。

また、庁舎を検討するメンバーがかわれば、出される答えは変わるのではないかとこのこととでございますけども、総事業費の抑制という最大のテーマを設定していることや、現在、総務部で作業部会立ち上げておりますけども、さまざまに専門知識を持っている課長等々現在集めておりますので、政策課題の解決を図ってまいることから導く答えに関しましては、これまで基本構想等を含めまして、さまざまな状況の中で特別議決までされておりますけども、その答え、私たちが導く答えと目指すところ、もう既に目的地のことは明らかになっておりますけども、そこは大差はないというふうに認識をしているところでございます。現在の実態は、ロードマップを作成し、それに沿って課題の洗い出し、課題の実現、可能性について検証を行っているところでございますけども、今後は早い時期に、先ほど村上恵一議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、市庁舎移転建設研究委員会、要するに庁舎の横断的な組織に移行いたしまして、具体的かつ幅広い議論を早急に進めてまいりたいと考え

ております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 私は、市長も執行部の方も頑張っておられるということは十分認識しております。しかし、地方自治の発展はトップの方針と強力なリーダーシップが必要だというふうに思っております。また、その力をそのリーダーいわゆる市長初め、執行部の皆様を含めた市職員の方々とのチームワークにより大きな成果がもたらされるものと考えます。やはり、行政も成果を求められます。その結果を出さなければ、大きな反動がでることは必然です。このことは期待を込めて申し上げたいと思います。

次に、所信表明よりもう1つの質問ですが、観光振興関係についてです。この所信表明の中では、本市としましては観光振興における官民の役割の観点から、今後は民間活力を第一とし、自由な事業展開を促し、側面的に支援を行ってまいりたいと存じますというたった2行であり、これも極めて残念と言わざるを得ません。長い間、人吉市の今後の発展は、観光の推進にあると言われてきましたし、今回、日本遺産の指定も受けております。また、建設に賛否両論はありましたけども、鉄道ミュージアムもオープンし、くま川鉄道の新企画もスタートしております。これらとのリンクをした観光振興の抱負や、計画を所信表明の中で強く述べられるものと思っただけに、関係者はもとより市民の方々も残念に感じておられると思います。この点につきましても、市長の感想、考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

観光政策につきましては、今回施政方針の観光振興項目においての、直接的な具体的事業内容の御説明は申し上げておりませんが、観光は本市の中心的産業であり、市のさらなる飛躍と発展に向け地域活性化に欠かせないものであると十分認識をいたしております。今般の所信を申し上げました施政方針の中で、別の項目での説明とはなっておりますが、地域活性化及び観光へつながる日本遺産ストーリーを全国に発信するための、日本遺産情報発信事業及びムスリムインバウンドおもてなし構築事業の申請、鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868への来館状況、さらには日本遺産フォーラムin人吉球磨及び熊本県立美術館での「ほとけの里と相良の名宝―人吉球磨の歴史と美」特別展の開催予定といったもの、それらの事業全てが他の地域からの集客に波及するものであり、全庁的な横断的連携はもとより、民間事業者の皆様とともに観光振興及び地域経済の活性化につなげていきたいというのが私の思いであります。

例えば、先般開催されました日本遺産フォーラインin人吉球磨での基調講演やパネルディスカッションでは、小山薫堂日本遺産審査委員が書かれたキャッチコピー、「文化財は保存から活用の時代へ！日本遺産、はじまります。」の紹介や、人吉温泉や球磨焼酎を文化財群に指定した遊び心の活用、他に類のないナンバーワンなど、観光面につながる話題も多く

御紹介いただきましたし、フォーラムにおける球磨工業高校生や、球磨商業高校生の事例発表では、わくわく、どきどきの感動が会場全体に熱く伝わり、郷土への愛情と誇り、そして未来への希望をかいま見た思いで心強く、またうれしくも感じたところです。彼ら世代が地域の観光等もきっと担ってくれていくものと確信をしたところでもあります。

現在、本市の観光施策は地域再生計画における地域資源を活用したハラル促進区や、大型クルーズ船の八代港入港、さらに熊本、台湾・高雄の定期便化、国と霧島、えびの、本市が連携した東南アジアへのビジット・ジャパン誘客推進事業など、訪日外国人受入誘致事業、いわゆるインバウンド事業への対応を図っており、大きく可能性は広がってきております。また、地域間競争から地域間連携と観光客誘致促進を目的に、国内外に九州は1つをキーワードとする周遊滞在型観光の推進など、広域観光に取り組んでいる状況にあります。

魅力ある観光地ということを考えるとき、豊かな自然や歴史、有形、無形の文化財、日常生活や人々とのふれあい、おもてなしの心と町のありようそのものが資源であり、さらには治安のよさもまた外国人受入誘致促進事業には大切な要素であると考えます。

つまり、観光というくくりでなくとも、まちづくりそのものが観光というベクトルに向いているのが、観光立市であると考えているところでございます。私たち住民が地域に誇りを持ち、足元の地域資源を磨き上げ、市全体が元気な町となることが交流人口の増加につながるものであると信じ、また観光という光を見せることが本市をさらに発展させるものと信じ、市民の皆様、関係各位とともに未来を切り開いていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今、市長の答弁からもいろいろと観光振興についてのこれまでの取り組みであったり、さまざまに紹介をいただきましたけれども、今回のこの9月の議会においての所信表明においては、私は実際、強いそういった抱負であったり、これから観光に向けて取り組んでいくんだというような強い意志は感じられなかったということは申し上げておきたいというふうに思っております。

行政は継続であると言われておりますけれども、市長も前行政執行を考え、いいところは残し、継続し、改革するところは思い切って改革すると強い意志を示しておられます。このことから、本市の観光の発展、いわゆる観光で食べられるまちづくりは市民一同期待を持たれているところです。このようなことから、市民、観光関係者はもとより、官民一丸となって観光振興に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、小中学校の医療費の無料化について質問いたします。これは昨日、塩見議員からも質問がっており、重複する部分はあるかもしれませんが、質問をいたします。

先ほどから再三申し上げますように、これも市長公約の3本の大きな柱であったにもかかわらず、今回の所信表明の中では一切触れておられません。これについても不可解で

あり、疑問に思うところです。

それではまず、小中学校の医療費は、現在、幾ら支出されているのでしょうか、また、無料化することによって幾ら増額し、合計幾らの支出予想となるのでしょうか、このことについては、6月議会の一般質問において答弁がっておりますが、確認のためにお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。それではお答えいたします。

子供の医療費の完全無料化につきましては、財源の確保が課題でございまして、現段階において3つの検討を行っているところでございます。

1つ目は6月議会時点においては中学校3年生までを完全に無料化した場合に、1,920万4,000円が必要になると見込んでおりましたが、平成26年度の制度の拡充移行である平成26年7月から27年の6月までの1年間の医療費の実績のうち、保護者が負担いただいた額、すなわちこれが完全無料化した場合の市費の負担増の額になるわけですが、それが2,172万9,000円となっております。ちなみに、市が負担した医療費の総額を申し上げますが、そちらのほうは今申し上げた去年の制度改正の7月からことしの6月までで、1億544万4,000円ということになっております。

それで、負担増の分を申し上げましたが、その負担増の分の2,172万9,000円ということに見合うだけの財源がさらに必要になるということになるわけですが、そのことについて今後もう少し経過を確認する必要があるというふうに考えているところでございます。また、先進自治体の例によりますと、完全無料化で利用する方々が受診しやすくなるということで、さらに利用がふえる傾向にあるとのことでございます。今後どのくらいの伸びが見込まれるのか、医療費の動向を十分に見きわめる必要があるとの認識を持っているところでございます。

2つ目の課題ですけれども、国民健康保険の国庫負担金の減額措置でございます。厚生労働省は、各自治体が子育て支援の一環として独自に減額や無料化、対象年齢の引き上げを実施して、窓口で直接助成している場合には、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置をとっております。これは、負担が軽減されると医療費の波及増が生じるとされ、実施状況の異なる自治体間で限られた財源を公平に配分するという観点から、波及増分の医療費には国民健康保険の国庫負担が減額調整されるというもので、本市においても減額されており、その分も本市の負担となっております。

3つ目は補助金についてでございます。熊本県乳幼児医療費助成事業補助金において、熊本県から乳幼児の医療費の一部負担金に対して、市が助成したものに補助金が交付されておりますが、補助率が2分の1であることや、対象が満4歳に満たない者とされており、これは、全国の都道府県と比較したとき、最低の水準となっております。補助金の交付も十分とは言えない状況でございます。

このような検討結果を踏まえ、今後も医療費の動向等を十分に把握しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたけども、これほどの財源確保が必要となるわけですが、重要な公約ですので達成しなければなりません。また、継続もしていかなければなりません。いつから実施されるのか、一番問題の財源確保はどのように考えておられるのかお尋ねします。現在、検討中としましても選挙期間中から言われてきたことですので、市長が就任前に試案されていた計画、財政計画があったものと思いますが、概要でも結構ですので説明いただければというふうに思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

6月議会でも御答弁しておりますとおり、この政策の実現のためには、まずはしっかりとした仕組みづくり、財源確保が最も重要でございまして、特に財政負担の問題が最大の課題であることは6月以降も変わってないところでございます。子ども医療費の無料化につきましても、先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、予想をやや上回る市費負担額の見込みが出ておるとことでございます。これらなどを踏まえまして、庁内でも財源確保について検討を続けておるところでございますが、市税の落ち込みによる歳入減、社会保障費のさらなる割高などもあり、現時点では有効な財源確保の見通しが立たず、政策実現に向けて大変厳しい状況にあると認識しているところであります。御指摘のとおり、子育て世代の多くの市民の皆様が望んでおられる施策であることは十分認識をしておりますが、現時点では、中期の財政状況も大変厳しいという見通しの中、市全体の財政状況や政策の展開、事業の優位性などを踏まえ、最も適切な時期に、またできるだけ早く実施の判断をさせていただきたいと考えております。

なお、この事業を進めていく上では、その手法、財源も含めてしっかりした仕組みづくりが必要でございますので、財政当局、健康福祉部など、関係部署とさらに協議を重ね検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 私がちょっと今聞きたいのは、選挙期間中から言われてきたこと、市長が就任前に試案されていた計画です。財政計画があったと思います。その概要でも結構ですので説明をしてくださいということなんですけども、今のちょっと内容が違うと思うんですけども。その辺よろしくお願いします。

○市長（松岡隼人君） 就任前に、選挙を通じてそのような訴えをさせていただいております。そのときに、具体的にどういう事業をやめて、どういうところから財源を確保するというこ

と、具体的な計画は持っていません。また、行政の連続性等々もございまして、今現在、市が進めております重要な施策もございまして。そのような点も勘案しながら今後、事業選択と集中等々を行いながら、財源を確保し、そして取り組んでいきたい、ぜひ実現をしたい、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの市長の答弁を聞きますと、選挙期間中、就任前、このことについて試算した計画などはなかったというふうに聞き取れたんですが、それでよろしいでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

当然、事業を実施するには財源が必要です。ただ、その財源を確保する中で、どのような事業をやめるとか、どこから財源を引っ張ってくるというような具体的な現市の政策に対する考え等々はまだはっきりとは持ち得ておりませんでした。就任させていただいてから事業の優位性、優先順位、選択と集中等々を行って、現在、財源を見つけているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今の答弁を聞いておりましたが、なかなかちょっとわかりづらい部分があるんですけども、選挙期間中にこれだけのこれをやりますというような約束をして選挙を戦ってこられたわけですね。これについてそういった何の計画もなしにこれをやるというふうに皆さんに約束をされたわけですね。約束をして選挙を戦ってこられて、就任をされて、もし財政が厳しいからこれはできませんというふうな、今の市長の答弁聞いてますと、なかなか不可解な部分があり過ぎるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、どうでしょうか。私は、ちょっとわからない。選挙中に約束をされたことが、計画も何もされてなかったというのはちょっとどうかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

選挙を通して公約として訴えさせていただいたことはやります。やらないとは言っておりません。ただ、私が議員時代、そして知り得た情報、本市の財政状況と実際になってから、そして来年、再来年等を見据えたときの現在の財源、財政状況というものは、私が思ったよりも大変厳しいものもあります。選挙前ではわからなかったが、実際就任してみるとわかるという部分もありまして、私がやると言ったからといっていきなり今までやってらっしゃったことを全部やめて、そしてそこで財源を確保して私がやりたいことをすぐにやるというのは行政の連続性も途切れてしまいますし、そのような行政運営はできないと、私自身思っているところでございます。やらないとは申しておりませんので、その制度と財源を確保し

て市民の皆様にお約束させていただいてきたことは実現させていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） わかりました。選挙期間中は、要するに何々を削減してこの医療費の無料化に取り組んでいくと、これを実現するというふうなそういった試案であったり、計画は持っていなかったということで理解したいというふうに思っております。

市長は、これまで答弁において財源の確保が課題であると言われておりますけれども、選挙に当たり、あれだけの自信を持って確約をされた公約に対して、子育て層の有権者が大いに賛同し市長当選の一翼を担ったものと思います。しかし、ここに来ていろんな不安要素含む現況に、しっかりとしたプランを持っての立候補であったのかと疑問を持つ市民の方々も多いと思います。早くプランを示していただきたいというふうに思っております。

次に、小中学校の学校給食費の無料化について質問いたします。

学校給食の無料化についても今回の所信表明において全く触れられていないわけですが、市長が選挙で強く訴えられた3本の大きな柱だったわけですから、計画、試算、そのための財源確保の計画があったと思います。これも先ほどと同じ質問になるかもしれませんが、この点についてはどうか。概要、概算で結構ですので、その当時ありましたら御説明いただきたいというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

学校給食費の段階的な全額補助化につきましても、これまで申し上げておりますように、負託を受けましたこの4年間トータルでの実施を見据え検討を進めているところでございます。現在、教育部を中心にいつからどのような内容で実施していくのかという制度設計に取りかかっているところでございます。今後財源確保など、関係部署との協議を進め、できるだけ早い時期に概要をお示ししてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの答弁においても、やはり私が言いたいのは、この学校給食費を無料にするに当たって、計画ですよ。これまで財源確保の計画、そして概要、概算、選挙期間中を戦ってこられたわけですから、それについての質問としてしておりますので、その辺について答弁をいただきたいというふうに思っておりますけれども。先ほどと同じような答弁と理解してよろしいでしょうか。ということは、選挙期間中はそういった計画も何もなしにこういった学校給食の無料化について、無料化にするということで選挙戦を戦ったということで理解してもよろしいでしょうか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどからる答弁をさせていただいておりますが、行政もチームとして組織として動いております。財源も多々あります。たくさんの方の事業を行っております。5月に就任させていただきまして、当然、私がやりたいといった公約もですが、これまで続けてきておられる事業も当然重視しなければなりませんし、また年度の途中ということもございます。新しいことをするに当たっては、制度設計も当然必要となってきます。そこで、なるべく早い段階で皆さん方にお示しできますように、今、制度設計を行っております。議員もおっしゃいますように、市民の皆様方の期待、そしてスピード感も大変大事だと思っておりますし、職員の方々も鋭意努力をさせていただいております。もうじき出せるかというふうに思いますので、そのときなるべく早い時期で御提案させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの答弁ですけども、先ほども言っているように、私が質問しているのは選挙期間中のことであって、そのときの計画であり、そういったことをお聞きしたかったわけですけども、今、市長が答弁されているのは、今就任されてからのことであって、選挙期間中どういった計画があってどういった試案があってということで質問したわけですけども、それについてはその当時はそういった具体的な計画であったり、そういうのはなかったと、試案であったりはなかったということでしたので、そのように理解はしておきます。

先ほども言いましたけども、市長が選挙で強く訴えられた3本の大きな柱だったわけですが、前回の6月議会の一般質問での答弁でも、財政状況は非常に厳しく私自身かなりハードルが高いというふうに思っておりますと述べられております。いろんな協議をされて財政等の問題があるかとは思いますが、そのことよりも就任以前の強い意志が感じられないというところであります。子育て世代の皆様も大いに期待されていると思っておりますし、どうなっているのか、本当にできるのか疑問を持っておられると思っております。そこで、これまでどのような組織で具体的にどのような協議がなされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） お答えいたします。

学校給食費の無料化につきましては、教育部を中心に検討を進めているところでございます。現在、無料化または一部補助を実施しております自治体の具体的な実施内容を調査しますとともに、本市の給食費の内訳について分析を行っておりまして、現在、実施要項など実施のための仕組みづくりとしての制度設計に取りかかっているところでございます。年間の市内小中学校全児童・生徒の給食費は1億4,000万ほどでございますが、この自主財源等につきまして、制度設計を構築する中で、具体的に関係部署での協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） これまでの市長の一定の答弁を受けて、正直がっかりをしております。市長の任期は4年です。再選され継続し行政執行されていくことは大いに期待するところですが、中期、長期の展望を見据えつつもあくまでも政治家、市長は市民の負託を受けた4年という限定の中で、どのようにしっかりと負託に答えられるかということを経験に銘じていかなければいけません。この与えられた期間を全力で負託に答えなければならないというふうに思っております。市長就任前に言われていたチェンジ人吉は、このような状況では色あせてしまい、市民の期待を裏切ることと思います。私も42歳というまだ若いからでしょうか、いろんな方より再三叱咤と激励を受け自分自身を恥じておりますけれども、市長というのはまた別格だというふうに思っております。松岡市長、もっと首長として指導者として、さらに市全体の奉仕者として若さある行政執行を行っていただき、スピードを加速し公約の実現のため努力を期待するものです。これで、この案件の質問を終わります。

次に、住宅対策についてですが、住宅対策の中での質問で、市営住宅の現状、市営住宅入居状況及び諸問題、今後の市営住宅の管理、運営、計画等についてですが、昨日、本村議員のほうから同様の質問をされておりますので、割愛をしたいと思います。

私も申し上げたかったのは、空き部屋がある中で入居希望者が入居できない、入居しない状況があることに對し、その問題点と対策をお尋ねしたかったものですが、今後、答弁を踏まえ検討することとし、今回は割愛をしたいと思います。

次に、青少年問題の中で、青少年の犯罪等についてです。前回は青少年問題について一般質問をいたしました。今回は少し角度を変えて質問いたします。

少年犯罪の実態はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

青少年の犯罪につきましては、本年6月の定例市議会におきまして、高瀬議員から御質問いただいております。その際のお答えと重なる分があるかと存じますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

初めに、少年犯罪の実態についてですが、熊本県警本部の資料、肥後っ子のシグナル平成26年度版、27年度版によりますと、熊本県内の少年非行の状況は、平成15年以降減少傾向にあるようでございます。県内の刑法犯少年については、平成25年が935人、人吉署管内が30人、平成26年度が824人、人吉管内が29人となっており、前年に比べ熊本県では111人、11.9%減少しているようでございます。しかし、万引きや自転車の窃盗などの初発型非行は、平成25年度から571人、平成26年度では527人、前年に比べて44人、7.7%減少しているものの、依然として高い水準にあるようです。また、過去に非行歴がある再非行者数については、減少しているようですが、再非行者率を見ますと、32.9%で過去10年間では最も高い状況にございます。刑法犯少年のうち、3人に1人が再び非行に走る状況にあるようでございます。

さらに不良行為少年、これは非行少年に該当しませんが、飲酒や喫煙、深夜徘徊などで警察に補導された少年ということでございますが、熊本県では平成25年、3,684人、平成26年、3,146人で前年に比べ538人、14.6%減少しているようです。また、インターネット利用による福祉犯、福祉犯というのは、青少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪のことでございまして、この被害の内訳としましては、交流サイトや掲示板やブログなどのコミュニティーサイトによるものが熊本県で平成25年、30人、平成26年、38人、出会い系サイトで平成25年が4人、平成26年が7人となっているようです。この犯罪で学識別を見ますと、平成26年度は高校生が24人で最も多く、全体の53.3%を占めております。高校生と中学生を合わせますと、全体の86.7%を占める結果となっているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 詳細にわたり御答弁をいただきました。詳しく調査され、また現状分析をしておられるようですので、何とかして少年犯罪の防止につながり、成果が上がることを期待しております。

重要なのは、やはり家庭環境が一番と私は思っておりますが、家庭にもいろいろな状況があり、複雑なものがあると思います。この点につきましても、学校、社会、とりわけ地域との連携を深めていく必要があると思います。

そこで次の質問ですが、青少年への犯罪防止対策についてです。先日、大阪の寝屋川で中学1年生の男女が殺害されるという事件が起きましたが、本当に悲惨でなりません。御遺族には御冥福をお祈り申し上げるとともに、この世の中を震撼させた事件の一日も早い全容解明が待たれるところです。これは決して対岸の出来事として捉えることなく、私たちもこのようなことがないように、しっかりと問題のない社会を築かなくてはならないものと思います。

そこで、本市において、夏休み期間中の犯罪の発生、及び被害の報告はあっているのか、また、青少年が犯罪被害を受ける原因、要因の1つに家庭のしつけや子供への感心が足りないこと、地域とのかかわりの希薄、教育現場での教育等が上げられると思います。そうした面の家庭、地域コミュニティーとの連携、対策、教育の教科、及び情報交換が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうかお尋ねします。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

人吉市内におけることしの夏休み中の少年犯罪の発生、及び被害の報告に関する御質問ですが、市内の小中学校からは犯罪の発生、被害ともに報告はあっていないところでございます。

次に、少年犯罪の被害の原因、要因等についてでございますが、子供たちが犯罪を犯さないようにすることはもちろんではございますが、犯罪被害に遭わないように教育するため、

議員おっしゃいましたように、学校教育、社会教育、そして家庭教育のそれぞれの果たす役割が重要でございます。3者が連携することがとても大切と考えているところでございます。家庭と学校の連携につきましては、保護者及び教職員を対象とした家庭教育学級のほか、地区懇談会や、各学校のPTA総会、学年会など、情報の共有や、連携できる場が設けられておりますので、そうした機会を捉えて啓発や研修に努めておるところでございます。

しかしながら、保護者の参加が少ないなどの課題もございますので、まだまだ工夫が必要かと感じているところでございます。今後も家庭と学校、地域のよりよい関係づくりに努めながら、青少年の健全育成に力を注いでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたけども、最近では全国各地において、青少年が加害者になったり、被害者になったりという事件を聞かない日がないというぐらいです。事件の未然防止について、その対策はどのようになっているのかお尋ねします。さらに、法的な処置はどのようになっているのかお尋ねいたします。また、残念ながら事件発生後の解明に防犯カメラ、また監視カメラが役立っているという無念な状況でございますが、一方抑止力もあると言われております。そこで、これらの防犯カメラ、また監視カメラ設置状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

まず、少年犯罪の未然防止についてでございますが、関係法令としましては、熊本県が少年の健全な育成を図るためこれを阻害する恐れのある行為を防止し、もって少年を保護することを目的として定めた熊本県少年保護育成条例がございます。本条例は、全ての県民は少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為や、環境から少年を守るとともに、常によりよい環境をつくることに努めなければならないと規定しており、有料興行等を推奨する一方で、さまざまな規制、禁止事項を定めております。一例を申し上げますと、自動販売機による販売の自主規制、深夜興行等への立入禁止、有害図書等の販売等の禁止などがございます。このように、業者等の自主規制や禁止事項のほか、保護者は特別の事情がある場合のほか、深夜に少年を外出させないように努めなければならないと、深夜外出の制限を定めた条項や、少年のインターネット利用環境の整備について定めた条項など、保護者の責任において対処すべき内容もございます。市としましては、県条例の遵守を促しながら、本市で平成25年12月に決めました、子ども・子育て基本条例に基づき、子供たちが健やかに育つための環境づくりに取り組んでおるところでございます。また、子供会、育成連絡協議会、校区公民館長連絡協議会、PTA連絡協議会、児童生徒生活指導連盟などを初めとします26の個人、法人、及び団体をもって構成されております、人吉市青少年育成市民会議を中心に青少年の健全育成に取り組んでいるところでございます。同会議は、子供の見守りの活動の一環としまして、

年間を通した防犯パトロールや、人吉花火大会及びおくんち祭開催時の巡回パトロール、有害図書等の環境調査等を実施しております。そのほかにも、インターネット依存社会から子供たちを守る市民大会を開催するなど、インターネット利用の危険性と正しい情報を身につけることの重要性をこれまでも訴えてきているところでございます。

次に、防犯カメラの設置状況でございますが、市で管理しております防犯カメラは10台ございまして、これらは公園や駐輪場などに設置をいたしております。また、商店街や自治会など民間における防犯カメラの設置状況でございますが、人吉市内では現在、紺屋町に1台設置をされております。これは平成25年度に、紺屋町町内会と人吉警察署からの要望により熊本県防犯協会連合会と、人吉地区防犯協会連合会が費用を負担して設置されたものでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたけども、防犯カメラ、そして監視カメラの設置状況をお聞きしましたけども、他市等との比較する材料を持ち合わせてはおりませんけども、感想としてこういった防犯カメラ、設置カメラの設置数が少ないのではというふうに感じたところです。いろいろな状況があるとは思いますが。この点につきましても研究をしていただき、適正な設置をお願いしたいというふうに思います。

私は、前回の一般質問において、民間の運送業の方々を初めとする巡回、営業活動の皆さんの情報提供をいただくシステムの構築などもあるのではないのでしょうかと提案をいたしておりました。検討する旨の答弁をいただいておりますが、どのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（東 俊宏君） お答えします。

子供の見守りや防犯パトロールにつきましては、先ほど申し上げました青少年育成市民会議によるパトロールのほか、人吉地区少年警察ボランティア連絡協議会や、各校区の防犯パトロール隊によるパトロール活動、子ども王国保安官による登下校時の見守り活動がございます。御質問の運送業者等との連携によるパトロール活動につきましては、大変貴重な御提案だと受けとめております。しかしながら、現在のところ、具体的な協議ができるまでには至っておりませんので、今後、業者の皆様の協力を得るべく働きかけてまいりたいと存じておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ぜひ未然に犯罪、被害等防げるように、早急に検討していただき、実現に向け取り組んでいただくようお願いをいたしたいと思っております。

最後に、総合的に子供の犯罪発生、及び被害の阻止のため、全市を上げて取り組む必要が

あると思いますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

犯罪の防止に努め、市民が安心して暮らせる安全な町をつくることは、行政の大きな責務であると私も常々感じております。前回は述べましたように、犯罪から子供たちを守るためには、家庭、学校、地域、そして関係機関が一体となって子供たちを見守る、そういう力をつけると同時に、今般の世相では、子供たち自身がみずからを守る力をつけることも必要であるとの認識をしております。すなわち、子供たちへの教育の充実と、犯罪を許さないまちづくりの両面から取り組みを進めていく必要があると考えているところでございます。警察や市民の皆様による防犯パトロールも、こども王国保安官による見守り活動も、その献身的な活動には、本当に感謝申し上げます。

こうした多くの人の目がある町、明るい挨拶が飛び交う町は犯罪の発生率が低いと伺っているところでもございます。人口減少が進む中で、見守り力を高いレベルで維持することは難しい面もあろうかとは存じますが、市といたしましては、できるだけその活動が無理なく長く続けられるよう支援し、また一方で子供たちや家庭に対しましては、犯罪防止と犯罪被害に遭わないための教育の充実を図り、犯罪の防止、抑止につなげてまいりたいと存じます。そして、地域住民の皆様には、子供を地域で育てるという気持ちをさらに高めていただき、温かくときには厳しく、積極的に子供たちにかかわり寄り添っていただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 青少年犯罪、そして青少年被害が起こらないよう防犯のまちづくりの推進に邁進していただきたいというふうに思います。

最後になりますが、今後、今議会の内容、全ての一般質問等をしっかりと精査、検討し、さらに市民の皆様の感想、意見をお聞きしながら、またの機会に問題提起をさせていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時11分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の井上光浩でございます。

今議会の一般質問者の最後の登壇となりました。めっきり朝夕涼しくなりまして、あた

りに目を移しますと、彼岸花が目に入り、秋の気配を感じるきょうこのごろとなってまいりました。この時期になりますと、柄にもなくノスタルジックな気分になってしまうのは私だけでしょうか。ふと、現在のくま川鉄道を利用し、通学をしていた当時を思い起こすことができます。皆さんも御存じのとおり、くま川鉄道沿線は広々とした水田が広がり、遠くには山並みを見てとることができ、四季折々の移り変わりがよくわかる景色が広がっております。卒業後三十数年たった今でも、その風景はほとんど変わっておりません。

昨日の朝刊だったと思いますが、2016年度公立高校入試の募集記事が掲載をされておりました。例年ですと何げなく見る記事であります。ことしは例年と違ひまして、複雑な心境で私の母校であります多良木高校の学校学区別定員欄に目を通したところであります。

多良木高校は、閉校が決定し、来春の入試をもって募集を終了します。県の閉校決定後約半年がたちましたけれども、その間にはこの夏の全国高等学校野球選手権大会、熊本県大会において、私の後輩でございますけれども、野田浩司さんが在籍中に、ベスト4に進出して以来、改めてベスト4に進出をしてくれました。また、球磨工業高校もベスト8に進出をしてくれました。残念ながら30年前と同じ九州学院に破れたわけたわけでございますけれども、すばらしい活躍であったと思いますし、他の運動部、他の文化部も各大会で好成績を残してくれております。来春最後になるであろう入学生、そして在学生の後輩たちに勉学に、スポーツに悔いを残すことなく精進してほしいと願っている卒業生の1人です。

それでは、質問に入ります。今回は2点通告をしております。1点目は、行政施策より市政運営のかじ取り役である松岡市長が考える将来方針は。2点目は、市民の声より副市長人事についてであります。

平成19年4月の統一地方選挙において、松岡現市長と、私を含めた市議会議員としてこの議場に籍を置くことになりました。松岡市長が1番議員席、お隣の2番議員席に座ったのが私であります。まさにきのうのように感じられるところがございますが、現在は、人吉市長として人吉市の市政運営を担っておられますが、市議会議員の当時に見てきた市政と、現在の市長に就任されてからの市政運営に対する心境の変化はあったのでしょうか。また、現在の市政運営についての感想も含めてお聞きをしたいと思います。

1回目を終わります。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私も先ほど、ついつい議長、1番と言ってしまいまして、何と申しますか、まだまだ初心者運転といえますか、が続いているところで、やはりそういうものというのは、はっとしたときに口に出るものなんだとちょっと自分でも反省をしたところがございますが、私は、出馬表明と同時に一貫して時代は経済成長前提から縮小化へ、人口増加から減少へ確実に移行をしているのに、私たちはこれまでどおり何も変わらなくていいんですか、チェンジしなくてもよいのですかという問いかけをしてまいりました。人吉市民が一つになり、人吉市に

しかない自然資源、文化資源、歴史、誇り、そして人材によって故郷人吉、さらには人吉球磨のアイデンティティーをみんなで取り戻すことをテーマに、その目標に挑戦する姿勢をチェンジという言葉で表現してまいりました。この思いというものは今も全く変わっておりません。いや、日本遺産への認定が象徴しているように、先人たちへの感謝の念や本地域のすばらしさ、そして人材やそのつながりの重要性といったことにつきましては、さらに思いを深めているところでございます。本議会の冒頭でも述べさせていただきましたが、人口減少、地域経済、市の財政を初め、市政を取り巻く状況には厳しいものがございますが、これは、議員時代に思っていたよりもかなり深刻だという印象を持っております。

しかしながら、市の組織自体が部長会を中心に機能し、政策実現に向けて組織的展開をしているのを目の当たりにすると、改めて組織としての課題調整能力や、行政機能のポテンシャルを感じるところでございまして、私も的確なかじ取りに努めながら、厳しい時代に挑戦してまいりたいと意を強くしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 立場が変われば考え方も変わってくるものでありますし、時が流れればまた考え方も変わってくると、歌の歌詞ではありませんけれども。そこで、今、申されまされたけれども、やはり議員在籍のときよりも市長に就任されてから、改めて財政、運営について研究をされたのでしょうか。思ったよりも厳しいものがある。人口減少に対しての対応も急がなければなりません。人吉市においては高齢化率も上がってまいりますし、また先ほど冒頭に申し上げましたように、高校等々につきましても、これは少子化が招いていると私は思っておりますし、そういったことも改めて議員時代よりも市長になられてからのほうが御苦労があるのかなと、これは当然のことです。3万5,000強の人口を預かる首長さんですから、それは当然であります。そこで、これは出馬当時、今変わらなければチェンジ人吉、子供たちに誇れる人吉市をということをマスコミ向けに出された資料、これ1月20日になってますので、平成27年1月20日、松岡隼人と書いてございます。これを読みまして、そしてこれが先ほど高瀬議員のところにもございましたですかね、これを各人吉市内の御自宅に送られたものであると思いますが、私はこのマニフェストの市役所新庁舎建設の白紙撤回、中学校卒業までの医療費無料化、給食費の全額補助、これについて質問するつもりはございません。なぜならばこの議会で議論をされておりますので、この点につきましては質問はしないつもりでございます。

そこで、108の事業ということで、3枚ペーパーございますので、そういったことで質問をさせていただきますけれども、今回の一般質問の中でもよく市長は、選択と集中という言葉が引用されて、答弁もされております。また、議会議員のときにも一般質問の中でもよくこの選択と集中という言葉が引用されておりました。

一番最後の質問者でございますので、市長の考える選択と集中について、もう少し具体的に説明をいただきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、私が一番重要と考えております根底にありますことは、後世に過度の負担を残さないよう、身の丈にあった財政規律を保つということでございます。

本市におきましては、人口が減少している状況の中、今後ますます厳しい財政運営を迫られることが予想されますことから、全ての事業において、最小の経費で最大の効果をもたらすことができるよう取り組んでいかなければならないものと考えております。そのためにも、これまでの取り組みや成果を踏まえ、事業の優先性、必要性、効果などの観点から抜本的な見直し、検証を行い、市として真に担うべき事業は何なのかを選択し、市民の皆様の幸福向上につながる事業に財源や人材を集中して投入をしていくべきであるというのが私の考えでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 身の丈に合った財政規律を保つ、また最小の経費で最大の効果をもたらすために、事業の優先性、必要性、効果などの観点から、事業を選択し、幸福度向上につながる事業に財源や人材を集中していきたい。これが松岡市長の考えたる選択と集中ということございまして、皆様方の一般質問の中にもございましたので、改めて確認の意味をしておきましたけども、そういった中で、108の事業を今回第5次総合計画後期計画の策定に盛り込んでいくということで全員協議会でも説明がございました。じゃあこの108の事業の中から、選択と集中をどうやって盛り込んでいくのか、これ非常に難しい問題であります。5つでありますので、皆さん方、同僚議員の方お持ちかどうかわかりませんが、まず1つに、健やかに暮らせる人吉、経済的に安定した人吉、夢が持てる人吉、そして誇りある人吉、地域社会をささえる行政（行政改革・公共施設）ということで5つの柱があるわけですが、この中にどうやってこの5つ中のやつを選択と集中をして盛り込んでいかれるのか、非常に興味もありますし、お答えをいただきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、これ以上地域経済が縮むことがないように、また後世に過度の負担を残さないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。そのため、108の事業につきましては、何らかの形として総合計画後期基本計画の中に溶け込ませてまいりたいとは考えておりますが、実際にこれまで取り組んできている事業も中にはたくさんございまして、そのような事業につきましては、これまでの取り組みや成果を踏まえ、事業の優先性、必要性、効果などの観点から抜本的な見直し、検証を行うといったPDCAサイクルの中で効果が見込める事業を選択し、さらなる効果が高められるようにそういった事業へは財源や人材を集中

して実施をしてまいりたいと考えております。

また、地域の活性化を図るために、私が提案いたしております新たな取り組み事業につきましても、私が就任当初から一貫して申し上げておりますように、市民の皆様との対話の中で、さまざまに御意見をいただきながら、どのようなことが本当に市民に皆様の最大の幸福向上につながるのかということを選択し、そういった事業へ財源や人材を集中して取り組んでまいりたいと考えております。そのような選択と集中の考え方を織り込みながら、総合計画後期基本計画の実施期間4年間でしっかりと判断をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 選択と集中をお聞きしてから、さまざまな課題をクリアしながら盛り込んでいくということで私は理解をしたところでありますけれども、平成28年度から平成31年の4カ年を計画期間とすることでございますけれども、先ほど来、一般質問の中でも確かに市長、対話を大事にされていると、一般質問の中でも同僚議員からも対話をという言葉非常にこの今議会の一般質問の中では、よくお聞きしました。施政方針の中では国との対話、県との対話、広域的な市町村との対話に努め、最大のテーマである市民の皆さんとの対話を広げる。さまざまな御意見に耳を傾け、これらの対話を市政に反映していくことを一貫して今期の基本姿勢として堅守してまいりたいというふうに述べられております。ただ残念なことに、議会との対話ということが入ってなかったんですね。私は、これは、こういう一般質問の機会がございますので、対話をする機会を与えられている立場としては、この一般質問を有意義に使いたいということで一般質問しておりますが、どうぞ今後も対話をする機会がございましたら、対話を楽しみたいと思います。

そこで、108の事業の中からどう織り込むんだということで質問いたしましたけれども、この中から外れておりましたけれども、この施政方針の中にございましたじゅぐりっと博覧会についてちょっとお聞きをしておきたいと思っております。じゅぐりっと博覧会につきましては、結論から申しますと、成果と所期の目的を達成したことや、新たなステージを用意したいと、そして、発展的解散を遂げたところでございますというような趣旨の所信表明でございました。

そこで、これは経済部長にお聞きしたいと思っておりますが、これまで取り組んだじゅぐりっと博覧会事業の活動経過と結果について、確認を込めてお聞きをしておきたいと思っております。

○経済部長（大淵 修君） 御質問にお答えいたします。

じゅぐりっと博覧会は、平成20年の青井阿蘇神社国宝指定、平成21年春のS L人吉運行開始を受けまして、中心市街地のにぎわい創出を大きな柱に掲げ、本市の観光客に対するおもてなしの充実と誘客の推進を図り、市全体の活性化を目的といたしまして、官民一体とな

って実施してまいりました。平成21年春に第1回目を開催し、その後平成26年度まで合計10回の博覧会に取り組みまして、皆様の御協力のもと現在に至ったところでございます。

活動経過と結果でございますが、平成21年度から26年度までのじゅぐりっと博覧会実行委員会が主催いたしましたイベント数と来場者数をお答えいたします。

平成21年度の春がスタートでございましたが、第1回目のイベント数、来場者数に関しましては、数字の把握ができておりません。申しわけございません。秋の博覧会では、平成26年度まで継続しました野外コンサートを初め、4つのイベントを行い、2,100人の来場をいただいております。

平成22年度春は、ひとよし歌謡祭が新たに始まり、3つのイベントを行い、1,600人の来場、秋には21年度と同じ4つのイベントに2,000人の来場をいただいております。

23年度春には、新たにバンドフェスタが加わり、4つのイベントに1,800人の来場、秋にはウンスンカルタやノスタルジック等新たなイベントが数多く加わり、9つのイベントに2,500人の来場をいただいております。

24年度からは、秋の博覧会に集約いたしましたので、春には大畑駅のコンサートのみを実施し、300人の来場をいただきました。秋には新たに加わりましたとっておきの音楽祭等、14のイベントに9,300人来場をいただいております。

25年度は13のイベントに9,400名、最後に6年目となる平成26年度には、12のイベントに1万200名来場をいただいております。これまで、事業推進につきましては、市民の皆様の英知と事業企画に基づきまして、市職員がボランティアサポートする形で官民一体となって事業推進に取り組んでいただきましたことに、心から熱くお礼申し上げます。

またその間、市職員は全庁的に対応することでおもてなしの心を醸成し、心からお客様を歓迎することや、実際の歓迎イベント、接遇を経験することで、大きな成果があったものと心から深く感謝申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今、経済部長のほうから取り組みがなされてからのイベント、事業の内容、お見えになったお客様数等々の確認ということで、説明をいただきました。

これにつきまして、1点まず市長にお聞きしますが、今、説明がございましたけれども、議員時代、人吉市議会議員に籍を置かれているとき、市長になられてからはじゅぐりっと博覧会ございませんので、それぞれの博覧会事業をごらんになったこと、また参加されたこと、また企画等々に携われたことがございましたら、具体的な事業名を上げて感想などをお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成21年から6年間にわたって、市民の皆様や関係各団体等の皆様と行政が一体となっ

て実施されましたじゅぐりっと博覧会につきましては、野外コンサートやひとよし歌謡祭を初めとする音楽歌謡イベント、人吉歴史文化回廊、まちかど資料館やお庭御覧等の歴史文化イベント、ウンズカルタ大会や落語、100円商店街とコラボしてのとおきの音楽祭 in ひとよしといった町なかイベント、そして癒しの宿あかりや、ノスタルジック人吉及び大畑駅桜まつりといったおもてなしイベントなど、さらには期間中の従来イベントを関連事業と位置づけてのじゅぐりっと新聞の発行による広報PR活動によりまして、さまざまなジャンルの多種多様なイベントが実施され、本年度におきましても、引き続き事業継続されているイベントがあることも伺っているところでございます。私もこの6年間で正直申し上げて、全てのイベントについて観覧、参加できてはおりませんが、町なかイベントやおもてなしイベントを初め、さまざまなイベント等を拝見してまいりました。また、手づくりの紙灯籠による明かりのイベントにおきましては、私自身も直接参加をさせていただいております。具体的な事業への感想等でございますが、6年間でおおむね18のイベント事業にそれぞれに熱い思いにより多くの市民の皆様の御尽力のもと、官民一体となった取り組みが展開されてきたと思っております。

本市におきましては、全庁的に市職員が各事業にかかわりを持ってイベントに参画することで、おもてなしの心を学ぶといった意識改革も1つの目的として取り組んでまいりましたが、それぞれのイベントによっては長い年月がたつにつれて、本来の事業目的であります観光客の受け入れ体制の充実や、地域資源を生かしたイベントの実施、及びおもてなしによる観光浮揚といったものとの温度差、違和感も同時に感じられるものも出てきた状況もあり、それはそれで1つの発展の方向であると考えた次第でございます。

官民一体による事業推進といった大きな実績と成果を踏まえながら、一方ではこれまでも市補助金審査委員会で1年ごとに見直しという判定を受けておりまして、今年度じゅぐりっと博覧会事業といったくくりを外すこととした次第でございます。したがって、私は施政方針で申し上げたとおり、今後は開催時期、開催内容ともに縛りのない自由で自立した形で、民間メンバーを中心に創意工夫のもと、新たな事業が展開していくものと期待をするところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 松岡市長、関連でございますけども、この中に含まれておりました18の事業の中に、大畑駅を愛する友の会の皆さん方がされている催し物には御観覧いただいたのか、御出席いただいたのか、どうでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大変申しわけございません。お伺いしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） ことしの大畑駅の桜まつり、大変桜の満開の時期でございました。また、松岡市長におかれては一生懸命市長選の真ただ中でございましたので、お見えになれないのはしょうがないことだと思いますが、大畑駅を愛する友の会の方々、こつこつ、こつこつこの祭りに向けて努力をされておりました、西議員、私もお招きをいただくわけですが、非常に松岡市長が言われた官民一体となってという、官民の逆でありまして、桜まつりにつきましては、民官での活躍で大変頑張っておられました。そういった中でございますので、市長のお考えの中に選択と集中をしながら財源確保もしていくというのは他の議員の質問の中にもございましたけれども、今回につきましては、発展的解散という言葉をお使いになっておりますけれども、少し私のほうが年齢が上でございますので、就任当時、行政の連続性を尊重したいということでございました。そうすると選択と集中の中でじゅぐりつと博覧会、6月議会に補正予算として上がってこなかったな、150万円上がってこなかったなと思っておりましたが、ああいう報道でございましたのでこの質問をしております。行政の連続性をお考えになって、側面的支援ということで支援をされると、ただ期間を縛るのではなくて、自由度の頻度を上げて、民間の活力を使おうと、それはそれもすばらしいことだと思います。職員の方々のボランティアもありまして、大変休みもなく活動されておったということはお聞きしておりますが、そこで、先ほどもおっしゃいました、施政方針の中にもありました、今後、側面的支援を行う、これはこれでようございます。ただ、どういった側面的支援を行っていくのか、具体的にお示しをいただくと来年度のこれに変わる催し物に対して、関係者の方々は安堵をされるのではないかなと思います。市長お答えください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大畑の桜まつり、または大畑駅を核とした地元住民の皆様方の盛り上がりにつきましては、私もお話を聞いておりますし、利用者からも大変すばらしいという話を聞いているところでございます。まさに、理想とする先ほど私も官民と申し上げましたが、民を中心として官がサポートするという形が大畑駅、または大畑の桜まつり等々に関しましては、私もそのような形ができ上がっているというふうに思っておりますし、理想的な形だと思っております。

先ほど御質問いただきました側面的支援についてでございますが、観光振興における官民の役割の観点から申しますと、魅力あるまちづくり、地域づくりにおきましては、私は民間主導による自立した自由な事業展開が基本であり、それを行政が積極的にサポートしていくことが行政の責務であると考えております。対話の行政がまさに鍵となり、大きな成果につながり実を結ぶものと確信をいたしております。

具体的には、さまざまなイベントや大会等の開催に際しましては、実施主体との連携、協力体制のもと、市ホームページや、広報誌といった公的機関の持つさまざまな情報発信、

さらにはSNS、マスメディア等、あらゆる媒体、あらゆる手法を最大限に活用した周知広報、PRによります情報発信と提供を実施いたしまして、観光人吉市を市内外のみならず、国内外に強くアピールしてまいりたいと存じております。

また、博覧会実行委員会の会議の中で申し上げましたとおり、これまでの事業の継続、新たな事業の実施につきましても、どうしても一定期間の行政からの補助金、財政的な支援を必要とする場合は、市の担当部局と事業の必要性、有効性、効果等を市民の皆様との対話を通じて、十分に協議いたしまして、内容を検証することにより、その目的とゴールを一定期間といたしまして、例えば3年間の期限といったものでの自立などを実施し、絶えず見直していくといった支援体制も不可欠であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） なるほど。先ほど答弁ございましたSNS等を活用した、108の事業の中にも盛り込まれているようでございます。ただ、今までやってこられた関係者の方々、やはり個別、個別に一生懸命やってきたんだというような意見も根強いようでございます。こういったことについては、市長は今後対話も持つ機会が非常に、会議等々も計画をされているようでございますので、そういったことにも今以上に耳を傾けていただいて、これも恐らく第5次総合計画の後期の中には盛り込まれていくものであると思います。こういった部署についても、そういったことにも目配り、気配り、今まで以上にしていきたいと思えます。150万円の予算が計上されておりませんでしたので、この質問をさせていただいたところでございます。来年度においては新しい試みがあることでしょうかから、そのときにまたお聞きをしたいと思います。

それでは、次に、先般、人吉市町内会長囑託員連合会、また衛生員連合会の皆様方と意見交換会をされておりますね。その中で108の事業の中にもございますけれども、より便利なコミュニティバス運行、乗り合いタクシーなどの検討についてということで、通告をしておりました。これは大畑校区の支部長さんのほうから出されたものだと思いますが、このことにつきましては、登壇するたび、私、質問をさせていただきまして、ある一定の見解は前任の田中前市長のときにもいただいておりますけれども、松岡新市長になられてからは、このことにつきましては、進みぐあい、検討をされている内容等々をお聞きしておりませんでしたので、改めてお尋ねをしておきます。

現在、担当部署内において、どのような検討、状況であり、進捗状況はどうなるのかお尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本市の地域公共交通の取り組みにつきましては、基本的にはこれまでの政策を継承し、将来にわたり持続可能な交通体系の構築を進めてまいりたいと考えているところでござい

す。本年度は人吉球磨地域公共交通活性化協議会におきまして、くま川鉄道と路線バスの位置づけを明確化し、主に路線バスの再編を目指し、人吉球磨地域公共交通網形成計画を策定することとしております。

この計画では、人吉市を起点として、地域をまたがるバス路線等の再編を対象としておりまして、現在、策定の基礎となります地域住民アンケート、観光客ヒアリング、それから高校生の通学実態調査等の策定に向けた各種調査事業を人吉球磨全域において実施をしているところでございます。また、地域間管制系統に接続する各市町村内で完結する路線バス、それからコミュニティバス等の枝線——これ枝線（えだせん）と言いますけども——につきましては、平成28年度以降に各市町村において計画することとしており、本市におきましては、市内の地域公共交通の指針となります人吉市地域公共交通網形成計画をあわせて策定することとしております。

計画策定に際しましては、本年度協議会を設立しまして、再編に向けての協議に現在、着手したところでございます。具体的には、平成28年度に先ほど申し上げました網形成計画——「もう」というのは網（あみ）の字です。——それから29年度に再編実施計画の策定を行い、平成30年度からは再編による実施を目指しているところでございます。あわせまして、先行するような形になりますけども、コミュニティバス等への転換の検証が喫緊の課題であることに鑑みまして、地元から要望が強い人吉市予約型乗合タクシーから定時運行への可能性、これは現在大畑のことでございますが、これはこの間、座談会でもお話をさせていただきました。その定時運行への可能性を現在検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）
8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 総務部長からは定時運行の可能性を探っているということでございましたけれども、3月議会に質問をしました際にも答弁をいただいております。ここで、ちょっと言いにくいことなんですけど、乗り合いタクシーを導入しましてから、やはり地域間格差を非常に感じられております。数字にしましても半減していると、利用率大変下がっているということがあります。この件につきましては、余り時間をおかないほうがいいんじゃないかなと思うところであります。検討研究されているんでしょうけども、なるだけ地域の皆さん方に説明会などを開いていただいて、恐らく開かれると思いますが、実施に向けて試行的でもいいですから、試行的にやってみるとおのずと数字が出てきますので、その辺を把握していただきたいと思います。試行的で運行をしていただければと思います。

この点につきまして、松岡市長は広域行政組合の管理者でもございますので、理事長でもありますので、広域の部分と合わせて公共交通体系についての御意見をお尋ねしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

公共交通は、地域と地域を結ぶ人間の体に例えるならば、血管のような重要なインフラであると考えております。血管は、体の隅々まで酸素や栄養分を運び、人の体を支えますが、公共交通も地域に人や物を運ぶだけではなく、同時にそこに住む人の思いや活力を支えるものではないかと考えております。モータリゼーションの台頭により、利用者が減少した赤字路線を、経済原則だけで廃止をしてしまうと、その地域は力を失い、生活自体にも支障を来すのではないかと懸念をいたしているところでございます。

現在、本市の全ての公共交通路線は赤字路線となっておりますが、公共交通を持続させるためには、市民と行政がそれぞれの立場で何ができるのか、何を行うべきかを考え、早急に策を施さなければならないと思っております。本市では第5次人吉市総合計画で公共交通の効率的な運行を目指し、路線バス見直しや、乗り合いタクシーへの再編を行ってきたところですが、利用者減はさらに進み、赤字補填額も徐々に増加の傾向にあります。しかしながら、ここでまた路線の廃止や減便による赤字補填額の圧縮を行うことは、さらなる利用者減につながるという負のスパイラルに陥り、ひいては公共交通自体が成り立たなくなるといった事態を招くことになりかねません。

私は、地域公共交通の維持には一定の支援が必要と認識をしております。今後、さらに進む高齢化社会に対応すべく、将来における地域のニーズを見据え、いかに有効で持続可能な交通ネットワークを形成し支援を行うか、今後、人吉市地域公共交通網形成計画を策定していく中で、大いに議論がなされることを期待しているところでございます。

また、赤字は利用者がふえることにより減らすことが可能であると考えております。ここは地域住民の方も責務として、地域を挙げて積極的な公共交通の利用をお願い申し上げたいと存じます。そして、市民の皆様、交通事業者、行政一丸となった利用啓発を行い、公共交通においても便利で住みやすいふるさと、定住都市人吉を目指してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり一定の支援が必要であるということでございますね。一定の支援ということになりますと財源の確保、この一般質問、財源の確保、財源の確保、大変市長もたくさん多く使われた言葉でございますが、その一定の支援が必要。県の補助金もあるわけですね。このあたり県の支援が重要になってくるのではないかなと私は思っております。これは3月の一般質問をさせていただきましたときに、当時総務部長でございました、現在の中村水道局長が御答弁されておりますけれども、県の補助金の現状につきましては、平成26年度熊本県市長会秋季定例会における決議事項の県への要望に対しということで、平成26年11月21日付で県からの回答が出されております。地方バス等の公共交通維持に対する財政支援についてでの項目で、県企画振興部は、県としても市町村がバス等の公共交通維持に苦

心していることは認識していると回答され、県も財政状況の厳しい中、平成25年度、26年度と同水準の補助金を確保されているという答弁をされております。これが、今年の平成26年の熊本県市長会秋季定例会、これは平成26年9月30日天草市で開催をされておりますが、実はそのときの資料がここにあります。これ取り寄せたものでございますけれども、県に対する要望事項ということで、14市共同で出されております。地方バス等公共交通維持に対する財政支援について。中の回答につきましては、同文でございますので割愛をいたしますけれども、ことしの熊本県市長会秋季定例会は、10月1日八代市で行われる予定になっておりますね市長。その際に、どうか14市合同でございますので、強く強くこの支援だけではありませんが、ほかの財政支援もお願いされると思いますが、強くその席上で今、申された状況を述べていただきたいと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

熊本県の市長会14市の市長が集まってのそれぞれの課題、問題等を上げまして、県に対して要望すると。その中でどういったことを要望するかというのを今度、おっしゃいました日程で市長会があるわけですが、その中でもぜひ私も引き続き要望をさせていただきたいとこのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 松岡市長どうぞよろしくお願ひいたします。人吉市議会議員の籍におります私どもからするならば、地元の県議にお願いする立場でございますけれども、現在、松岡市長は人吉市長でございます。14市の皆様方のほかの自治体の首長さん方と顔を合わせて実際さまざま手当てについて、お話し合いをする機会もお持ちでございますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。強く要望していただければと思うところであります。

次に、この108の事業の中に、99番という番号がございます。99番といいますと、球磨郡との連携を図り、人吉球磨が一体となった施策の推進という項目がございます。私はちょっと理解が足りませんで、市民等の会話というところだけ見ておりましたので、選挙当時、選挙に出られる出馬を表明されました1月20日時点にも、大まかなところで書いてございましたけれども、よく人吉球磨は1つということで掲げられておりました。また、こういったふう選挙戦のときには、これは選挙公約ではないと思いますので、将来の市町村合併を見据えたという項目も入れられております。私はこればつと読みまして、合併も考えていらっしゃるのかなと考えて見ました。そこで、選挙に出馬をされるときに思われたこの人吉球磨は1つ、そして現在の108の中に盛り込まれた文言等について、整合性をちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、108の事業についてですが、6月議会、そして今議会でも御説明をさせていただ

ておりますとおり、現在、策定作業に入っております第5次総合計画の後期計画へ位置づけることで市の事業として取り組んでおるところでございます。

井上議員からは、人吉球磨全体のことをどう考えるのかという御質問だと捉え答弁をさせていただきます。議員も御承知のとおり、この人吉球磨は1市4町5村に分かれておりますが、鎌倉時代から明治維新まで700年余り相良氏の支配下にあり、同じ文化圏、経済圏の中で一体となって暮らしてまいりました。その引き継がれてきた歴史と文化がこのたび日本遺産としてお認めをいただいたものと考えております。一方、元総務大臣の増田氏が代表を務める日本創成会議のレポートでは、本市を含め、人吉球磨10市町村は、全て消滅可能性都市として位置づけられ、国立社会保障人口問題研究所の推計値でも人吉球磨地域の総人口は2010年の9万4,727人から、2040年には6万1,617人と3万人以上減少すると予測をされております。

そのような中で、人吉球磨の市町村が個別に現在の行政サービスの提供、社会資本整備、医療・福祉・交通などの都市機能を維持し続けることは困難であり、人吉球磨一体となってこの地域の歴史と文化、自然を強みとして生かしながら、いつまでも生活し続けることができるよう故郷を守っていかねばなりません。

私は、就任前の議員時代からそのように考え、発言してまいりましたし、その思いは今も変わってないものでございます。それゆえに私の108の事業の中でも球磨郡との連携を図り、人吉球磨が一体となった施策の推進という項目を掲げさせていただいておるところでございます。その進め方でございますが、現在の状況で申し上げますと、町村はそれぞれに地域の特性を生かしながら、独自のまちづくりを進められており、一方で本市は本年1月に10市町村で定住自立圏形成協定を締結し、この5月、人吉球磨定住自立圏共生ビジョンを策定したところでございます。今後は、このビジョンに基づいて、着実に球磨郡町村との連携、補完の実績と信頼を積み重ね、人吉球磨地域が一体となったまちづくりが進められるよう尽力していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） わかりました。選挙当時に将来の市町村合併を見据えたということで、人吉球磨市町村合併も見据えたモデル的な取り組みをするというようにございましたので、あれと思ってお聞きしたところでございますけれども、今、市長の御答弁では、人吉球磨定住自立圏共生ビジョンを機軸として、連携を深めていくということだと思われました。では、改めて確認をということではございませんが、近隣町村との合併は今のところ考えていらっしゃるということで認識してよろしいでしょうか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉球磨は1つという思いは先ほど御答弁させていただきましたとおり、変わらず持ち続

けております。一方で市町村合併という手段に関しましては、相手のあることでもございますので、常日ごろの信頼関係の構築と、それに合ったタイミングというものも大切であるというふうに考えております。最後に目指す頂は、人吉球磨の市町村が1つになることですが、そこに至るまでの環境づくりは、一步一步を積み重ねるプロセスを大事にしていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） プロセスを大切にされるということでございます。私の感想としては、現在のところ合併は視野に入っていないというふうに認識をしておりますけれども、他町村の皆さんとの連携をより密に進めていただいて、何事も施策に生かしていただければと思います。日本遺産、やはり皆さんの御理解がないとうまく進んでいかないわけですから、そういったことにつきましても、また世界遺産に向けても、さまざまな沿線の皆様方の協力があるわけですから、そういったこともありますので、連携を深めていただくということで今回は認識をしておきたいと思っております。連携を深めるということではおきたいと思っております。

今、1点目の市政運営のかじ取り役である松岡市長が考える将来、方針ということで質問を続けてまいりましたけれども、選択と集中、また行政の連続性ということで非常に難しいかじ取りだと思っております。ですので、いつやるんだ、いつやるんだというわけではありませんけれども、やはり腰を据えて、一応市長になられて1年ぐらいまでは様子を見られて、それから選択をされ、そして集中をされていかれるべきじゃないかなと思っております。今からお聞きしますけれども、御自分の懐刀ということで、副市長人事についてお聞きをしたいと思っております。

副市長人事についてでございますけれども、任命権者は松岡隼人市長であることは認識しております。私たち議会としましてはそれを承認するか、しないかという立場でございますので、お聞きをしておきたいと思っておりますが、市政運営上、やはり重要な執行体制を担う方だと思っておりますが、市長の思われている、考えられている副市長の責務、職責はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成19年の地方自治法改正によって、助役から副市長という名称に変わり、多様化する政策課題への取り組みがより鮮明に求められるようになったというのが強く印象として残っております。副市長には、私の政策を、市の組織、外部との渉外的なことを含めて、支えていただきたいと考えておりますし、そのために庁舎内を取りまとめる統率力を発揮してもらいたいと考えております。つまり、庁舎内外で市のまとめ役として力を発揮していただきたいと存じます。特に、私自身が市のトップセールスを行うために、全国を回ったり、新しい事業戦略のために各地を訪れたいと考えておりますので、月並みの表現で恐縮ではございます

が、安心して政務を任せられる人材をと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） なるほどですね。松岡市長が言われるところの責務につきましては、わかりました。松岡市長、大変精力的に御自分のパイプも使いながら、108の事業の中にもあります地元業者への経営支援や強化策についても、若者の企業に含めても活動をされているということはお聞きしております。人材派遣会社等々にもお伺いされているというのを聞きますが、そういったふうに他の、自分の施策を行う中で、内外に取りまとめをしていただく副市長人事というのは大変難しいものがあると思います。松岡市長と私、同じ数だけの副市長とおつき合いをしたと思っております。4名の方が副市長になられていらっしゃると思います。私たちが市議会に入りまして3名の方、渕上副市長、大松副市長、そして林副市長いらっしゃいましたけども、行政経験者、国の方もお見えになりました。そういった中で大変精通しておられましたけれども、先日、人吉新聞に出ておりましたけれども、松岡市長を大変御支援される方のパーティーだったと思いますが、その中で、そのときは公務で御出席がかなわなかったということを出ておりました。人吉新聞の8月11日火曜日でございますけれども、副市長人事に関し、当初職員の中から信頼ある人を考えていたが、さきの人事でこの体制ができつつある。市が抱える政策的課題解決に尽力できる方とを考えているというふうにございました。この件につきましては、私のちょっと理解不足かもしれませんけれども、まずは職員の中から信頼のある方を探そうと人選しようということ動かれていた、そして人事が整ったのであとは市が抱える政策的課題解決に尽力できる方を考えて、私の理解不足でございますけども、このメッセージの真意、意図するところをもう少しわかりやすく御説明いただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

パーティーじゃなくて後援会の会議ということですが、そのときの私の発言ということでございますが、井上議員の先ほどの御質問にお答えしたことも関連しておりますが、政策的なことについては部長会を筆頭に縦断的にも横断的にも組織として進めていくという体制が整いつつありまして、一息をついたところで、ああいった趣旨の発言をしたところでございます。しかしながら、副市長の人事につきましては、その時々でさまざまな思いをはせているというのが正直な状況でございます、皆様に御心配をおかけしているのも事実でございます。市長としての私自身のあり方、本市行政の課題というものも徐々に私の中で明らかになってまいりましたので、そこを踏まえまして、改めまして副市長の選任に傾注してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 人選に当たって傾注してまいりたいということでございました。きょうこの後追加議案について質疑がございますけれども、本日は議会選任の監査委員の人選もありましたし、教育委員の人選もされておりました。副市長のみが残ってるわけですが、どういった方が、どういった人物がよいのか、大変市長も悩んでおられると思います。なかなか今議会では難しいのではないかなと思っております。これについては熟慮を重ねて選んでいかれると思いますが、今、副市長の人事につきましては、松岡市長の胸の内にはかないと思います。意中の方が絞られてきているのか、どうなのかをお聞きしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大変お答えしにくい質問ですが、絞られるという表現よりは、いろんな状況の中で、さまざまなたくさんいらっしゃいますので、その中から熟慮に熟慮を重ね、今、この中で考えてるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 絞り込むというのは大変失礼だと思いましたが。訂正をさせていただきたいと思いますが、候補の方がいらっしゃいますかということでございます。

恐らく今議会中は難しいかなと今、答弁を聞いておって思ったところでございますけれども、やはり市長を補佐する方でございますので、行政に精通された方で、市政内外の皆さんとも対外的に施策について、市長の施策を進めていく方をお考えになるべきだと思います。私もはその人事案件につきましては、審議をする立場でございますので、これ以上はお聞きしませんけれども、慌てずに人選に当たっていただきたいと思っております。

少し長くなりましたけれども、最後に台風15号の襲来において、被害に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、また昼夜を問わず対応に当たられた市の職員、消防団、関係団体、業者の皆様方に感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

追加日程 議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）

○議長（田中 哲君） 次に、議第71号平成27年度一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議第71号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

追加日程 議第72号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（田中 哲君） 次に、議第72号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

てを議題といたします。

議第72号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

追加日程 議第73号監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（田中 哲君） 次に、議第73号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議第73号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程第17 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第56号から議第71号までを一括して各委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成27年9月第5回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第56号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、また、議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第56号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委 [別記1]
議第57号	平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第58号	平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第59号	平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第60号	平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第61号	平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第62号	平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第63号	平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	経建
議第64号	平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第65号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第66号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第67号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
議第68号	損害の賠償について	総文
議第69号	損害の賠償について	厚生
議第70号	損害の賠償について	経建
議第71号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委 [別記2]

[別記1]

議第56号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第3条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費）</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費（1項 総務管理費））</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税费）、3款 民生費）</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（8款 土木費）</p>

[別記2]

議第71号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び 5項 その他公共施設公用施設 災害復旧費） 14款 予備費
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 11款 災害復旧費（3項 公共土木施設災害復旧 費）

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時23分 散会

平成27年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月25日 金曜日

1. 議事日程第5号

平成27年9月25日 午前10時 開議

日程第1	議第65号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第68号	損害の賠償について	
日程第3	議第66号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第4	議第69号	損害の賠償について	
日程第5	議第67号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
日程第6	議第70号	損害の賠償について	
日程第7	議第56号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委
日程第8	議第71号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委
日程第9	議第57号	平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
日程第10	議第58号	平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
日程第11	議第59号	平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第12	議第60号	平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第13	議第61号	平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第14	議第62号	平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第15	議第63号	平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	経建
日程第16	議第72号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第17	議第73号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第18		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告	
日程第19		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第20		議員派遣について	
日程第21		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第21まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程
 - 議案の撤回について（議第72号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて）
- ・ 追加日程
 - 議案の撤回について（議第73号 監査委員の選任につき同意を求めることについて）
- ・ 追加日程
 - 議第74号 平成26年度人吉市歳入歳出決算認定について
 - 報第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ・ 追加日程
 - 平成26年度決算特別委員会の設置について
- ・ 追加日程
 - 市庁舎建設に関する特別委員会の設置について

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君						
教	育	長	末次美代君					
総	務	部	長	井上祐太君				
市	民	部	長	福山誠二君				
健	康	福	祉	部	長	松岡誠也君		
経	済	部	長	大淵修君				
建	設	部	長	松田知良君				
総	務	部	次	長	告吉眞二郎君			
総	務	部	次	長	小林敏郎君			
市	民	部	次	長	加賀邦保君			
健	康	福	祉	部	次	長	村口桂子君	
健	康	福	祉	部	次	長	柳瀬恵子君	
経	済	部	次	長	廣田五浩君			
建	設	部	次	長	山田巧君			
総	務	課	長	小澤洋之君				
企	画	財	政	課	長	丸本昭君		
会	計	管	理	者	山下正純君			
水	道	局	長	中村則明君				
水	道	局	次	長	中川一水君			
上	水	道	課	長	那須義徳君			
教	育	部	長	東俊宏君				
教	育	部	次	長	今村修君			
教	育	部	次	長	東和人君			
選	挙	管	理	委	員	会	長	瀬上雅暁君
事	務	局	長	荒毛正浩君				
農	業	委	員	会	長	荒毛正浩君		
事	務	局	長	荒毛正浩君				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君			
庶	務	係	長	兼	椎葉千恵君
議	事	係	長	兼	井上京子君
書	記	白坂禎敏君			
書	記	白坂禎敏君			

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

今議会に提出されております議第72号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、市長から撤回したい旨の申し出がっておりますので、議案の撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の撤回について（議第72号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて）

○議長（田中 哲君） 執行部に撤回理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） おはようございます。お時間をいただきまして大変恐縮に存じますが、9月10日に追加提案いたしました議第72号教育委員会委員の任命につき同意を求める案件につきまして、撤回をさせていただきたいと存じます。

議案撤回の理由といたしましては、議案の提案につきまして、議員各位の御理解を得られるまでには至らず、議会に混乱を招いてしまいました。提案する際の説明が十分ではなかったものと深く反省をいたしております。したがって、このような状態の中で、議会における議案の採決に与える影響を鑑み、提案した議案を撤回するものでございます。

今後は、このようなことのないように、議会にしっかりと御説明申し上げ、御提案申し上げる所存でございます。議員各位におかれましては、大変御迷惑をおかけし申しわけございませんが、何とぞ御理解をいただき、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいまお聞きのとおり、議第72号については撤回したいとの申し出でございます。

お諮りいたします。議第72号の撤回については、これを承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第72号の撤回については、承認することに決しました。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

今議会に提出されております議第73号監査委員の選任につき同意を求めることについては、市長から撤回したい旨の申し出がっておりますので、議案の撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の撤回について（議第73号 監査委員の選任につき同意を求めることについて）

○議長（田中 哲君） ここで、地方自治法第117条の規定により、豊永貞夫議員の退席を求めます。

[豊永貞夫議員 退席]

○議長（田中 哲君） 執行部に撤回理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 議員各位におかれましては、再度時間をいただきまして大変恐縮に存じますが、9月10日に追加提案いたしました議第73号監査委員の選任につき同意を求める案件につきまして、撤回をさせていただきたいと存じます。

監査委員選任同意の議案提案権は長に専属すると介されておりますので、議員から選任する監査委員につきましても、私が入選をし、同意のための議案を提案させていただいたものでございます。しかしながら、提案する際の説明が十分ではなかったため、議会の混乱を招いてしまったことにつきまして、教育委員会委員の議案撤回と同様に、深く反省をいたしております。

今後は、このようなことのないように、議会にしっかり御説明申し上げ、御提案申し上げる所存でございます。議員各位におかれましては、大変御迷惑をおかけし申しわけございませんが、何とぞ御理解をいただき、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいまお聞きのとおり、議第73号については撤回したいとの申し出でございます。

お諮りいたします。議第73号の撤回については、これを承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第73号の撤回については、承認することに決しました。

ここで、豊永貞夫議員の入場をお願いいたします。

[豊永貞夫議員 入場]

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第65号及び日程第2 議第68号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第65号及び日程第2、議第68号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第65号及び日程第2、議第68号の2件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第1、議第65号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特定個人情報の取り扱いが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法と言います）の規定に従うこととなりましたが、地方公共団体については、地方分権の観点から、特定個人情報の取り扱いについて一律に番号法で規定することは望ましくなく、また現行の個人情報保護法制においても、地方公共団体における個人情報保護は、地方公共団体の定める個人情報保護条例によるものとされています。そこで、番号法第31条において、地方公共団体が保有する特定個人情報について、番号法の趣旨にのっとり適正な取り扱いを確保するため、また本人が特定個人情報及び情報提供等の記録を確認できるようにするため、必要な措置を講じなければならない旨を規定されたことから、条例の一部を改正するものです。

今回の一部条例改正の中においては、個人情報の範囲として、特定個人情報のみ、特定個人情報を除く個人情報、実施機関の職員または職員であった者に関する事務を除く個人情報の3つの類型があり、条文ごとに使い分けられています。また、個人情報には、特定個人情報及び実施機関の職員または職員であった者に係る事務が含まれることとなっております。

附則に、平成27年10月5日が施行期日としてありますが、これはマイナンバー制度に係る通知カードの送付が開始される日であり、第24条の2に関しては、マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したかを確認することができる個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始日（平成29年1月を予定）が施行期日となるとの説明があ

りました。

委員より、マイナンバー通知カード送付について、マイナンバーカードの期限についてなどの質疑がっております。

慎重審査を行い、意見を聴取した中で、マイナンバー制度そのものに反対の立場から、この議案に反対の意見があり、挙手により採決の結果、賛成多数により認めることに決しました。

次に、日程第2、議第68号損害の賠償については、平成27年6月9日午前9時40分ごろ、市庁舎北側駐車場で公用車を後退させたところ、駐車していた相手方の車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものであります。

執行部より、公用自動車事故報告書等の資料をもとに説明がありました。

委員の質疑に対し、過去3年以内の教育部における公用車事故は今回だけであり、相手方車両、公用車ともに全額保険対象であるとの答弁がっております。また、委員より、不注意による事故が今後起こらないよう、コンプライアンス徹底について意見がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第65号については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第65号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例の改正は、いわゆるマイナンバー制度の根幹にかかわる改正です。これまで実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供することが禁止されてきました。この条例改正によって、個人情報の一部がオンライン結合により提供できるようになり、個人情報の保護にとって危険な事態が生まれます。私は、マイナンバー制度そのものに反対の立場から、この討論を行うものです。

マイナンバー制度は、国民一人一人に背番号をつけ、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診、治療、介護、保育サービスの利用などの情報をデータベース化して、国が一元管理するというものです。既存の住基ネットなどとは比較にならない大量の個人情報が蓄積され、税、医療、年金、福祉、介護、労働保険、災害補償など、あらゆる分野で活用されます。

役所への申請はもとより、病院の窓口や介護サービスの申し込みに使われるなど、公務、民間にかかわらず、多様な主体がそこにアクセスをしていきます。これが導入されれば、個人情報が入る式に引き出され、プライバシーを侵害する危険性が高まることは明らかです。

日本年金機構のコンピューターがウイルスに感染し、判明しただけで約125万件もの年金個人情報流出し、年金受給者、国民に大きな衝撃を与えました。以前にも、ベネッセからの個人情報流出、韓国でも、クレジットカード会社から2,000万件の個人情報流出などの事態が発生しています。

今、情報管理に関してはっきりしてきたことは、第一に、情報漏えいを100%防ぐシステムを構築することは不可能であること。第二に、たとえ、仮に完璧に近いシステムを構築したとしても、それを扱う人間の中に、情報を盗んだり、売ったりする人間が1人でも入り込めば、そこから大量の個人情報が流出する可能性があること。第三に、1度漏れた情報は、流通され、売買され、拡散してしまうということ。第四に、個人情報が集まれば集まるほど、攻撃にさらされるリスクが高くなるということです。

現時点でマイナンバー制度を進めることは、余りにも危険だと言わざるを得ません。今、立ちどまって考えなければならない時期です。少なくとも、10月から予定されている番号通知、来年1月からの運用開始は、中止するべきです。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了します。

それでは、採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、議第65号について採決をいたします。採決は、起立採決といたします。

議第65号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。よって、議第65号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第68号について採決いたします。

議第68号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第68号は、原案可決確定いたしました。

日程第3 議第66号及び日程第4 議第69号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第66号及び日程第4、議第69号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆さん、おはようございます。厚生委員会に付託されまし

た日程第3、議第66号及び日程第4、議第69号について、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第3、議第66号人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードに係る再交付手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

第1条は、条例の施行日を平成27年10月5日とし、同条例別表第1に、通知カードの再交付に関する項目を新たに追加し、第11項として、以下の項目を繰り下げ、第11項の通知カードの再交付手数料を1枚につき500円とすることを規定するものですが、再交付手数料を徴収しない場合として、市または地方公共団体情報システム機構の過失、個人番号または住民票コードの変更による返納後の再交付、市または地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付後の再交付、国外転出による通知カード返納後の再交付については、再交付手数料を徴収しないこともあわせて規定するものです。

第2条は、申請された個人番号カードの交付が始まる平成28年1月1日を施行日とし、同条例別表第1第12項の住民基本台帳カード発行を個人番号カードの再交付と改めるもので、再交付手数料を1枚につき800円、同表第11項と同様に、再交付手数料を徴収しない場合の規定を設けるものです。

なお、地方公共団体情報システム機構とは、地方分権の理念に立ち、地方公共団体が共同して運営する組織として設立された団体で、マイナンバー制度に伴う各種業務を行う組織であるということです。

委員からの質疑に対し、再交付手数料を徴収しない場合の過失とは、行政側に明らかな過失があり、住民側に瑕疵がないというケースを想定、万が一の場合に備えて規定している。万が一、故意の過失があった場合は、マイナンバー法では、住民基本台帳法等に比べて、より重い罰則が科せられている。加えて、公務員としてのモラルという観点もあわせて、厳しい処罰が検討されることになる。制度を悪用するような悪質な犯罪に対しては、24時間365日対応の専用ダイヤルによる対応や注意喚起、情報提供を市消費生活センターを通して、あらゆる機会を捉えて遂行していく。また、個人番号が悪用される可能性がある場合等、しかるべき理由がある場合は、職権あるいは本人の申し出により、違う番号をつけることができ、再交付手数料は徴収しない。また、災害等で紛失した場合は、市の手数料条例第5条手数料免除の規定を適用することとし、再交付手数料は徴収しない。通知カード、個人番号カードは、現在において、市町村の責任で交付することになるので、事前に誤番号の交付やカードのふぐあいの確認も含め、再交付業務もあわせて、確実に遂行したいとの答弁がっております。

委員からの要望で、個人の情報につながるカードなので、交付する際は、紛失の危険性などしっかりと説明してほしいということについては、通知カードと個人番号カードについて

詳しく説明しながら、重要なものであるということができる限り周知していきたいとの答弁がっております。また、委員から、マイナンバー制度は、行政の効率化は図れるかもしれないが、情報の漏えいに伴い、プライバシーがさらされてしまう危険性と、個人が番号を管理することや、犯罪に対する不安を抱えている。また、従業員等の個人番号を管理する民間企業の対応も立ちおくりしており、国民の利益に結びつかないマイナンバー制度そのものに反対であるという意見も出されました。

慎重審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

次に、日程第4、議第69号損害の賠償については、平成27年6月18日午後3時20分ごろ、市内の地域密着型サービス事業所駐車場内において、公用車のドアを開けたところ、隣に駐車していた相手方の車両に開けたドアが接触し、相手方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

執行部より、公用自動車事故報告書等の資料を使い説明があり、責任割合はどちらの車両も駐車している状態での事故で、100%本市公用車の過失であり、100%本市の責任であるということでした。

委員からの質疑に対し、公道で事故が発生した場合には警察へ届け出て、発行された事故証明をもとに報告書を作成することになるが、今回は敷地内駐車場での双方の車両が駐車中の中での物損事故ということ、また保険会社からも省略可能ということであったので、警察への届け出は省略したが、今後は、事務処理にも細心の注意を払い対処するよう、本市加入の保険を担当する部署へ申し伝えるとともに、今後このようなことがないように努めたいとの答弁がありました。また、公用車使用時には、職員に注意喚起を促すとともに、事務処理についても細心の注意を払って対処してほしいとの要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、議第66号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

議第66号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。よって、議第66号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第69号について採決いたします。

議第69号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第69号は、原案可決確定いたしました。

日程第5 議第67号及び日程第6 議第70号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第5、議第67号及び日程第6、議第70号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第5、議第67号及び日程第6、議第70号につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第5、議第67号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、平成26年9月第5回定例会において、議第87号議案をもって議決した水ノ手橋補修工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部、第3の契約金額2億4,516万円を2億5,376万1,303円に改めるものです。

審査の過程で委員から、約860万円の増額の内容は、また増額はいつ判明したのかとの質疑に対し、執行部から、交通誘導員を当初工事現場両端の2名配置を予定していたが、片側通行時に中央部にも配置して誘導に当たったので、当初の80人から428人に増員、また鉄筋鋼の量を3.5トンから6.7トンに増量、さらに工事現場段差解消のための取り付け舗装の追加が397平方メートル、そのほか、歩掛の追加などとなっております。変更が判明した時期は、補修工事中及び解体後に判明したとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

続きまして、日程第6、議第70号損害の賠償についてであります。本件は、平成27年7月21日午後4時ごろ、相手方車両が市道戸越草津線を下戸越町方面から草津橋方面（秀望のツツジ方面）へ走行中、亀裂が入っていたコンクリート舗装路のコンクリート片が、相手方車両前部タイヤによりはね上がり、相手方車両底部に損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。市の賠償額は、21万503円であります。

本件につきましては、委員により事故現場の現地視察を行うとともに、執行部から、事故現場状況写真及び損害車両損傷部の写真等添付の事故報告書に基づき、詳細な説明を受けました。

審査の過程で委員から、事故当日、相手方車両はレッカー移動し、修理工場に入庫しているが、レッカー代及び代車代は、また事故現場での事故車両の確認と、修理工場での事故車両の確認はされたのか、賠償金は誰に払うのかとの質疑に、執行部から、レッカー代

は修理工場のサービスと聞いているが、代車については聞いていない。また、事故の連絡は修理工場に入庫後の連絡であり、事故現場に車両が残った状態での確認はしていない。賠償金は直接車両所有者に支払うとの答弁がありました。委員からは、本来であれば、事故直後に現場で立ち会いをするべきではないか。今後は、事故現場での損害車両の確認を行うように努めてほしいとの意見や、運転者が徐行運転をすれば防げる事故もあるので、このような事故が起こった市道には、運転者に注意喚起を促すような表示板等を設置して、再発防止に努めてほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第67号及び議第70号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第67号、議第70号は、原案可決確定いたしました。

日程第7 議第56号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第7、議第56号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第7、議第56号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、予算委員会に付託されました歳入全款並びに第3条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、4億8,985万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億8,595万3,000円とするものです。今回の補正につきましては、地方交付税の決定と国庫支出金で実施されます地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ほか、県支出金及び繰越金などの増額補正であります。

委員から、農林水産業費委託金や農林水産業費寄附金、古都人吉応援団寄附金、財産収入の利子及び配当金や立木売払収入、環境衛生等事業交付金返還金などについて質疑がっております。また、マイナンバー制度を導入するための歳入があることから、反対するとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数により認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第7、議第56号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、行政改革の一環として現在取り組んでいるしごと棚卸について、民間有識者から助言をいただく意見交換会に係る謝金及び旅費であります。また、人吉市地域公共交通網形成計画策定のため、今年度新たに設立される人吉市地域公共交通活性化協議会に対する負担金や、くま川鉄道株式会社の平成26年度決算において生じた鉄道事業の経常損失額を補助する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金などがあります。

委員からの質疑に対し、経常損失総額は4,355万1,000円であり、各町村からの補助金は、錦町660万5,000円、あさぎり町930万3,000円、多良木町682万4,000円、湯前町319万8,000円、球磨村93万9,000円、五木村41万4,000円、水上村66万4,000円、山江村77万9,000円、相良村209万4,000円であるとの答弁がっております。

6目財産管理費の増額補正は、公共施設等総合管理計画策定委託料及び経年劣化による庁舎パラペット部分の崩壊可能性の調査を伴う、庁舎パラペット部躯体等調査委託料などがあります。7目企画費の増額補正は、総務省から受託したG空間情報技術を活用したLアラート高度化事業に関する経費など、また10目情報管理費の増額補正は、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に伴うネットワーク構築業務委託料及びこれに伴うネットワーク機器購入費であります。

9款、1項消防費、2目非常備消防費の増額補正は、第4分団第1部詰所建てかえに伴う詰所、ポンプ格納庫及びホース乾燥塔新築工事に対する補助金であります。

委員からの質疑に対し、補助率は工事総額の70%以内、過去25年以内に同補助金を受けていないことが要件との答弁がっております。なお、詰所建設予定地につきましては、現地視察を行っています。

5目災害対策費の増額補正は、県の球磨川水系防災・減災ソフト対策事業等補助金に係る事業でありまして、指定避難所等の看板設置委託料、ハザードマップ作成委託料、災害対策支部情報収集用パソコン及びタブレット端末購入費、災害用備蓄倉庫及び備蓄物資購入費、内水排水用ポンプ及び小型ポンプ用ホース購入費などがあります。

委員からの質疑に対し、災害用備品は大柿地区の排水ポンプ10インチ1台であり、消防

団備品は小型ポンプ用ホース63本で、全21部に3本ずつ支給するとの答弁がっております。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の増額補正は、各小学校の使用期限切れ消火器90本を買いかえるものなどであります。

委員からの質疑に対し、消火器の小学校配置総本数は207本であり、使用期限は業務用が10年、家庭用が5年という答弁がっております。

2目教育振興費の増額補正は、「生きる力」を育む研究指定校事業に要する経費や小学校6校の校務支援システムソフト更新手数料、電子黒板教師用端末50台分の使用料及び文科省のICTを活用した教育推進自治体応援事業実践のためのタブレット端末60台を購入するものなどであります。5項社会教育費、2目公民館費の増額補正は、西瀬コミセン鹿目分館の浄化槽の修繕料及び中原コミセン別棟の新築工事に要する経費などであります。中原コミセン別棟建設予定地については、現地視察を行っています。5目文化財保護費の増額補正は、日本遺産情報発信事業として、旅行ガイドブック等への掲載を委託するものなどあります。

委員からの質疑に対し、全国版、九州版などの旅行ガイドブックへの掲載を委託するものであり、スマートフォンアプリやフリーペーパーも活用するとの答弁がっております。

債務負担行為補正の追加で、公共施設等総合管理計画策定委託料は、市公共施設の更新、統廃合、長寿命化など、施設全体の管理に関する基本方針を策定するものであり、期間を平成27年度から平成28年度まで、限度額を1,081万1,000円としております。なお、総事業費は、1,544万5,000円となっております。

慎重審査を行い、意見を聴取した中で、マイナンバー制度に係る予算が含まれているため反対との意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数で認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第7、議第56号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税費は688万3,000円の減額補正で、補正後の額は2億2,005万円となっております。1目税務総務費の減額は、職員の人件費の減額が主なものです。

委員からの質疑に対し、ふるさと納税業務委託料の増額は、今年度から寄附金のインターネット受け付けを始めるに当たり、当初予算に計上したものであるが、今後寄附金の増額を見込んでいるため、増額補正するものであるとの答弁がっております。

2目賦課徴収費の減額は、固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料及び固定資産土地評価システム業務委託料などの減額が主なものです。3項戸籍住民基本台帳費は、1,878万8,000

円の増額補正で、補正後の額は1億294万5,000円となっています。1目戸籍住民基本台帳費の増額は、職員の人件費やマイナンバー制度に伴う経費が主なものです。

委員からの質疑に対し、マイナンバー制度の開始に伴い、個人番号カードの申請件数を来年1月から3月で250件と見込んでいる。マイナンバー制度に伴う郵送料は、個人番号カードの受領時に免許証等で本人確認ができない場合に郵送で確認するため、及び居所不明等の理由で返送される通知カードの確認通知等居住実態調査をするために計上している。平成26年1月1日現在で、住民基本台帳人口が2万人以上の自治体は、職員2名でマイナンバー通知カードの送付先情報を保存したデータ媒体を、各種業務を行う組織である地方公共団体情報システム機構に持参達することとなっており、事前と当日の職員の本人確認や持参後は受領書を受け取る仕組みになっているなどの答弁があげられています。また、委員から、マイナンバー制度は、行政の効率化は図れるかもしれないが、情報の漏えいに伴い、プライバシーがさらされてしまう危険性と、個人が番号を管理することや犯罪に対する不安を抱えている。また、従業員等の個人番号を管理する民間企業の対応も立ちおくれており、国民の利益に結びつかないマイナンバー制度そのものに反対であるという意見も出されました。

3款民生費、1項社会福祉総務費は1,006万8,000円の減額補正で、補正後の額は30億2,337万2,000円となっています。1目社会福祉総務費の減額は、職員人件費や特別会計への繰出金の減額が主なものです。3目老人福祉費の増額は、国・県支出金や支払基金交付金の精算や県支出金の返還が主なものです。4目老人福祉施設費の増額は、矢岳町介護予防拠点施設岳寿館広場の水はけが悪いため、表面及び地下の排水設備を改修するものです。

委員から、地元住民の話で、岳寿館敷地内の場所によっては、水はけなどの状況が違うところもあるかもしれないということなので、今後も地域住民と協議しながら進めていってほしいとの要望がありました。

5目国民年金費の減額は、職員の人件費が主なものです。2項児童福祉費は46万7,000円の減額補正で、補正後の額は22億2,025万6,000円となっています。1目児童福祉総務費の減額は、職員の人件費の減額と平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金支給事業における給付事務費補助金精算金及び給付事業費補助金精算金の増額が主なものです。3項生活保護費は122万1,000円の増額補正で、補正後の額を7億1,042万8,000円とするものです。1目生活保護総務費の増額は、職員の人件費の増額分です。

4款衛生費、1項保健衛生費は748万9,000円の増額補正で、補正後の額を4億4,649万円とするものです。1目保健衛生総務費の増額は、新健康管理システムデータ連携委託料などや人吉准看護学院に対する補助金が主なものです。

委員からの質疑に対し、人吉准看護学院に対する補助金は、今年度当初予算で補助金を計上していたが、学院を存続するために、教員の増員や処遇改善を行ったことによる歳出の増と、中途退学者の増による歳入減を理由に変更申請が出されたものであるといった答弁があ

っています。また、委員から、人口の流出を防ぎ卒業者が地元で就職できるように、看護師の職場環境の整備や処遇改善を図るなどの方策も必要ではないか、申請者にも伝えてほしいという要望も出されております。

3目保健センター費の増額は、新健康管理システム導入に伴うコンセントの増設に対する修繕料です。5目環境衛生費の増額は、上永野町永葉地区の飲料水供給施設等への整備に係る補助金で、厚生委員会で現地視察を行いました。

2項清掃費は411万5,000円の増額補正で、補正後の額を11億7,452万円とするものです。

1目清掃総務費の増額は、職員の人件費の増額によるものです。

債務負担行為の補正は、追加分が老人福祉センター指定管理料で、現在指定管理を行っている期間が平成28年3月31日で終了することから、第3次指定管理に向けた期間及び限度額を定めるものです。限度額の変更は、固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料及び固定資産土地評価システム業務委託料の限度額が、入札により委託料が確定したことに伴い、限度額の変更をするものです。

慎重審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第7、議第56号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算について、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費は1億3,569万1,000円を増額し、補正後の額を4億8,537万2,000円とするものです。1項農業費の主なものは、ひとよし産業祭実行委員会補助金、人吉市クリせん定作業支援補助金、人吉市グリーンツーリズム推進協議会補助金、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金、環境保全型農業総合支援事業補助金、西間上地区の水路測量設計委託料、上原田町の尾曲地区農道舗装補修工事及び木地屋町の駒返地区水路改修工事費の増額などであります。なお、尾曲地区と駒返地区は現地視察を行っております。

審査の過程において執行部から、クリせん定作業支援補助金について、平成24年度から3カ年の補助実績について説明があり、利用率が1割に満たなかったという反省点を踏まえ、これまで1園地の場所を区切って、区画ごとに1回ずつしか支援できなかったものを、今回から1園地全体を3年かけて支援できるようにしたとの説明がありました。

委員から、クリ剪定作業の方法は、また補助金交付は3年続けて行うのかとの質疑があり、執行部から、剪定は高品質のクリの収穫、増産が可能となるため、2年から3年をかけて低樹高化、パラソルカットと言いますが、生産農家の方も作業員となることができる。また、

補助金は3年かけて助成を行うとしているが、申請は1年ごとになるとの答弁がありました。これに対し委員から、雇い主である生産農家が、自分の園地の作業員となって補助金を賃金としてもらうのは問題があるのではないか。補助金の交付に当たっては、十分内容を検討してほしいとの意見があり、執行部から、補助金交付要項を作成するに当たっては、委員会の意見を尊重し作成したいとの答弁がありました。また、委員から、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業について質疑があり、広域農場のコスト削減と経営体育成が主な目的となっており、今回の補助は大柿営農生産組合に対し、6条直播機の購入に対し2分の1を補助するものとの答弁がありました。また、環境保全型農業総合支援事業補助金は、県の単独事業で、堆肥利用を促進するための堆肥保管施設等の整備に対する助成で、補助率は2分の1、上限は1,200万円。今回の補助申請は、瓦屋町、鬼木町、相良村の農家3軒で堆肥の広域利用を図ることを目的とし、増築施設は2棟で合計198平方メートル、設置場所は錦町を予定しているとの説明がありました。

2項林業費の主なものは、有害鳥獣の捕獲報償費、スマート林業構築事業委託料、永野分収林跡地に係る新植委託料及び防護柵設置委託料、民有林に係る優良な間伐材の流通を促進するための間伐材供給安定化緊急対策事業補助金などの増額であります。

スマート林業構築事業は、G空間情報や情報通信技術を駆使して、森林経営から木材利用までを一体化させた新しい林業により、新たな雇用と新規産業の創出を目指すものです。また、新植委託料及び防護柵設置委託料は、平成25年度に立木公売を行った永野分収林の伐採跡地に、森林環境保全整備事業を活用し、針葉樹を植栽する新植事業と、鹿の食害防止のための防護柵設置事業を行うもので、全体面積37ヘクタール、植栽本数11万1,000本、防護柵延長1万メートルが計画されています。委員会で現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、永野分収林跡地の新植と防護柵設置については、伐採から1年以上が経過し地ごしらえに相当な経費を要すると思われるが、現在は伐採後そのまま植栽する地ごしらえ費用が要らない植栽方法がとられている。今後、市有林を公売するに当たっては、1つの業者が立木購入と新植事業を同時にできるような入札方法も検討してほしいとの意見がありました。

7款商工費は595万8,000円を増額し、補正後の額を3億1,694万7,000円とするものです。1項商工費の主なものは、人事異動に伴う人件費のほか、国民宿舎くまがわ荘の屋内消火栓ポンプ起動用蓄電池充電装置修繕に係る国民宿舎特別会計繰出金、実行委員会組織において人吉商工会議所を事務局として取り組まれる鉄道遺産肥薩線を活用した地域産直・広域ネットワーク事業補助金、ムスリムインバウンドおもてなし構築事業に伴う旅費、使用料及び賃借料などの増額であります。

8款土木費は1億2,633万1,000円を増額し、補正後の額を17億997万7,000円とするものです。1項土木管理費の主なものは、人事異動に伴う人件費のほか、公用車購入費の増額であ

ります。2項道路橋梁費の主なものは、市内一円の道路維持補修委託料、市内一円の舗装修繕・側溝修繕等の道路維持補修工事、人吉矢岳線ほか1路線の測量設計委託料、荒毛牛塚線用地測量等委託料及び人吉球磨広域行政組合からの受託事業である赤池古屋敷第2号線道路改良工事に伴う建物調査等委託料、西間古仏頂線ほか1路線の道路改良工事及び城本北泉田線側溝改修工事、曙橋補修工事に伴う耐震補強詳細調査設計委託料などの増額であります。なお、曙橋については現地視察を行っております。3項住宅費の主なものは、各団地の建築、給排水、電気各設備関係及びLPガス・バルク調整器交換修繕料、各団地の樹木剪定等委託料、前田団地集会場耐震診断委託料などの増額であります。4項都市計画費の主なものは、3カ年事業として取り組む景観計画策定に伴う初年度分の委託料で、これは日本遺産認定を契機に、相良700年の歴史と文化と清流球磨川を初めとする豊かな自然とが織りなす景観について、市民との対話を通じて、本市が目指す景観形成や景観保全に向けて計画策定を行う事業で、期間を平成27年度から29年度の3カ年事業とし、限度額を1,137万円に設定する債務負担行為が追加補正されています。5項河川費は、国土交通省からの受託事業である河川管理委託料及び岩川内川のしゅんせつ委託料の増額であります。

11款災害復旧費は、2項農林水産施設災害復旧費において、鹿目地区水路災害復旧工事に100万円の増額、3項公共土木施設災害復旧費において、上原浪床線ほか1路線の単独道路災害復旧工事、大畑町の柳田川河川災害復旧工事に550万円の増額となっております。なお、柳田川については現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第56号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。よって、議第56号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時24分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第8 議第71号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第8、議第71号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第8、議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、予算委員会に付託されました歳入の19款繰越金につきまして、審査の結果を御報告いたします。

歳入予算の補正は、5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億3,595万3,000円とするものです。これは、前年度繰越金を5,000万円増額補正するものです。慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第8、議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

10款教育費、5項社会教育費、5目文化財保護費の増額補正は、人吉市指定文化財である石水寺の眼鏡橋欄干が倒木により破損しましたので、その修理工事に対し、事業費の4分の3を人吉市文化財保存整備補助金交付要項に基づき交付するものであります。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費の増額補正は、人吉東小学校の外灯ほか5件の修繕料や第二中学校プレハブ倉庫新設に伴う建築確認手数料及び工事費、東間小学校エアコン集中管理システムの設定手数料、第一中学校太陽光パネルの破損に伴う修繕工事費であります。

委員からの質疑に対し、太陽光パネルの破損につながった管理棟屋根瓦については、今後飛散しない構造物へ検討するとの答弁がっております。また、太陽光パネルの被害状況につきましては、現地視察を行っています。

11款災害復旧費、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費の増額補正は、厚生労働施設、農林水産施設、公共土木施設及び文教施設のいずれにも該当しない施設に係る災害復旧費で、現在普通財産となっている旧田野小学校の教室棟屋根瓦及び体育館外壁の修繕料、下城本町倉庫敷地内風倒木の樹木伐採等委託料及び鹿目の滝遊歩道路肩等補修工事費であります。

委員からの質疑に対して、下城本町倉庫内に風倒木による雨漏れが生じ、保管物（パネル等）がぬれたようだが、被害状況については今後調べるとの答弁がっております。委員か

らの意見として、災害復旧は早急に行ってほしいとの要望がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第8、議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果を報告します。

4款衛生費、1項保健衛生費は17万8,000円の増額補正で、補正後の額が4億4,666万8,000円となっています。5目環境衛生費の増額は、台風15号による落石等により破損した古仏頂下村飲料水供給施設組合に対する給水施設復旧のための補助金で、委員会で現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第8、議第71号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算について、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の補正予算の内容は、去る8月25日未明から早朝にかけて発生しました台風15号による市道及び公営住宅施設の災害復旧について、早急に処置すべき経費について計上されたものです。

11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費は418万7,000円を増額するもので、市道戸越鹿目線ほか3路線の単独道路災害復旧工事、与内山団地集会場で強風により外れました雨どいの修繕料、熊田口団地において倒木しました桜の木とサルスベリの木の手伐採手数料の増額となっております。なお、市道戸越鹿目線は現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第71号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第71号は、原案可決確定いたしました。

日程第9 議第57号から日程第14 議第62号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、議第57号から日程第14、議第62号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第9、議第57号から日程第14、議第62号までの6件について、審査の結果を報告します。

まず、日程第9、議第57号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金のほか、保険給付に係る国庫負担金の精算などに伴うものです。

歳入歳出にそれぞれ1億9,239万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は54億1,151万2,000円となっています。

委員からの質疑に対し、国民健康保険運営協議会の構成は、被保険者代表が4人、保険医または保険薬剤師代表が4人、公益代表4人、被用者保険等保険者代表が2人の計14名としている。運営協議会の開催は、市長から運営協議会に諮問があったとき、被保険者その他利害関係者から事業に関する意見の開陳があったとき、その他会議を開く必要があると認めたときとしており、具体的な内容は、予算の審議や保険料率の改定、国の制度改正に伴う変更、医療費の状況等について報告に基づく審議であるといった答弁がありました。

次に、日程第10、議第58号平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金のほか、平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴うものです。

歳入歳出にそれぞれ1,021万円を追加し、歳入歳出予算の総額が4億9,992万9,000円となっています。

委員からの質疑に対し、後期高齢者医療に加入されている対象者は、平成26年末で6,264人であるといった答弁がありました。

次に、日程第11、議第59号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費等に係る国庫負担金の精算などに伴うものです。

歳入歳出にそれぞれ1億5,810万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は44億631万9,000円となっております。

委員からの質疑に対し、地域包括支援センターの専門職員3名の資格は、社会福祉士2名、

主任ケアマネジャー1名である。資格を持つ専門職員の人件費は、市の建築関係や土木関係などの資格を持つ職員を含め、事務職の職員と同じ給与体系で、市の給与体系の中では、資格手当に類するものはないといった答弁がっております。

次に、日程第12、議第60号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金の追加などに伴うものです。

歳入歳出にそれぞれ220万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は3,238万1,000円となっております。

次に、日程第13、議第61号平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費と人吉中核工業用地造成事業に伴う給水管布設工事負担金の補正です。

収益的収入及び支出は、支出の営業費用を165万円減額し、支出予算総額が5億3,533万1,000円となっております。資本的収入及び支出は、収入の工事負担金を1,419万9,000円増額し、収入予算の総額を5,420万2,000円とし、支出の建設改良費を1,347万2,000円増額し、支出予算総額が2億7,275万5,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,855万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,325万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,896万5,000円と繰越利益剰余金処分額3,633万円で補填することとなっております。議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億3,405万2,000円を1億3,231万2,000円に改めるとしております。利益剰余金の処分は、繰越金利益剰余金を3,805万5,000円から3,633万円に改め、減債積立金として処分することとなっております。

委員からの質疑に対し、人吉中核工業用地造成事業に伴う給水管布設工事は、今後新しく区画がふえる場合、改めて委託を受けて水道局で工事を施工することになると思われる。消防法では、半径が180メートル内に1カ所、消防設備の設置が必要であるという基準があり、人吉中核工業用地の敷地全体では、半径180メートルの広さが3カ所おさまる広さになるので、消防施設として消火栓1基のほかに、防火水槽2基を設置する計画であるといった答弁がっております。また、委員から、地元住民は工事の様子を気にかけておられるので、施工業者に対して、工事の際は安全性を含め、極力配慮するように伝えてほしいとの要望については、工事着手前にはチラシを作成、各町内会長と近隣住民にはチラシを配布し、工事の案内をするなどの方法で対処していきたいとの答弁がっております。

次に、日程第14、議第62号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正です。

収益的収入及び支出は、支出の営業費用を502万2,000円増額し、支出予算総額は11億6,165万8,000円となっております。資本的収入及び支出は、支出の建設改良費を51万2,000円増額し、支出予算総額は6億4,547万5,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億6,236万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額

1,160万円、引継金5,500万円、当年度分損益勘定留保資金3億9,084万3,000円及び当年度利益剰余金処分数額492万1,000円で補填することとなっております。議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費6,442万8,000円を6,996万2,000円に改めとなっております。利益剰余金の処分は、当年度利益剰余金のうち、940万9,000円から492万1,000円に改め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填として処分となっております。

以上、6件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第57号から議第62号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号は、原案可決確定いたしました。

日程第15 議第63号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第63号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第15、議第63号平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

本特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85万7,000円とするものです。

補正の内容は、国民宿舎くまかわ荘の屋外に設置してある屋内消火栓ポンプ起動用蓄電池充電装置が故障したため、修繕料64万8,000円を計上するものです。

執行部から、故障はヤモリの侵入によるショートが原因で、配電盤自体の交換が必要となる。現在、仮設バッテリーを接続して起動しているので、当分の対応策として、くまかわ荘の従業員が毎朝充電装置が起動しているかを確認しているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第63号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第63号は、原案可決確定いたしました。

日程第18 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第18、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

平成27年7月2日に設置されました治水・防災に関する特別委員会ですが、9月定例会においては9月2日に開催し、第2回目の審議を行いました。

まず、前期の治水・防災に関する特別委員会の経過及び概要について事務局から説明を受け、その後、今期の特別委員会における目的及び調査内容について審議をいたしました。

本特別委員会の目的を球磨川水系の治水・災害対策及び広域的災害の防災対策に関する諸問題の調査を目的とすることとし、調査内容として、1、球磨川水系の治水対策については、河川整備方針を含む球磨川水系の治水計画について、球磨川水系の治水工事の進捗状況について、御溝川対策等も含む県管理区域（河川）の治水対策について、御溝川対策等も含む県管理河川の治水工事の進捗状況についてとする。2、球磨川治水対策協議会においては、球磨川治水対策協議会における審議内容について及び決定された事項についてとする。3、球磨川水系の防災対策（危機管理）については、国・県及び関係機関との連携体制、災害情報・情報伝達・広報手段の確立、避難誘導等システムの確立、浸水想定区域図について、球磨川水害タイムライン、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助事業、その他減災への取り組みとする。4、広域的災害の防災対策については、人吉市周辺の直下型地震の情報収集及び土砂災害危険地域の調査とする。5、関連機関との意見・情報交換会ということに決定いたしました。

そのほか、委員から川内原子力発電所について意見が出され、今後、川内原子力発電所に

関する説明及び現地視察研修等を関係機関に対し求めていくことを決定いたしました。

最後に、次回開催については、先ほど報告いたしました本特別委員会の目的、調査内容に沿って、関係機関との情報交換を行いながら、正副委員長、執行部とで調整し、調査内容を絞って審議項目とすることを決定いたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第19 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成27年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成27年8月28日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議席の指定では、8月5日付で錦町議会より選出された高田孝徳議員の議席を9番、守永慶次郎議員の議席を10番、藤川喜一議員の議席を11番に議長から指定されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、人吉市選出の3番、平田清吉議員、4番、犬童利夫議員が指名されました。

日程第3、会期の決定では、8月28日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4、議会運営委員会委員の選任では、下球磨地区で1名欠員となっていたため、選考により山江村選出の谷口予志之議員が選任されました。

日程第5、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員の選任については、全委員で構成される委員会であるため、錦町から選出された3名全員を議長から追加指名されました。

日程第6、行政報告では、理事会代表理事から、平成27年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第7、一般質問では、あさぎり町選出の26番、徳永正道議員が、人吉球磨の文化財が日本遺産に認定されたが、今後の取り組みについてを、29番、溝口峰男議員が、ふるさと市町村圏基金の活用について及び広域行政組合の共同処理する事務についてを質問し、執行部の考えをいただきました。

日程第8から日程第14までの提出案件7件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて議案4件を一括して執行部の補足説明を受けた後、議案ごとに質疑、採決を行い、日程第8、議案第11号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第12号平成27年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第13号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、日程第11、議案第14号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4議案については、原案のとおり可決決定しました。

次に、決算の認定関連の日程第12、認定第1号平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号平成26年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号平成26年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての3件を、一括して会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、平成26年度決算特別委員会が設置され、決算の認定3件の審議については、委員会に付託されました。決算特別委員会委員には、塩見寿子議員（人吉市）、犬童利夫議員（人吉市）、皆越てる子議員（あさぎり町）、高橋裕子議員（多良木町）、金子光喜議員（湯前町）、藤川喜一議員（錦町）、山本豊議員（五木村）、森田俊介議員（山江村）の8名が指名され、第1回決算特別委員会を開催し、委員長に山本豊委員（五木村）、副委員長に犬童利夫委員（人吉市）が互選され、第2回以降の委員会開催日程及び審査方法についてを審議され、決定しました。

最後に、日程第15、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び平成26年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第20 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付しておりますように、仲村勝治議員を派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定について及び報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第74号及び報第5号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、平成26年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（山下正純君） 皆様、こんにちは。お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。初めてでございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。まず、A4縦の冊子で、厚いほうは平成26年度歳入歳出決算書、それと薄いほうのA4の縦でございますが、こちらが平成26年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてA4の横でございますけれども、この冊子が平成26年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の3冊でございます。配付漏れなどございませんでしょうか。

それでは、歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

3 ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計欄をごらんください。予算現額169億6,737万5,139円、調定額174億9,042万8,200円、収入済額166億3,807万2,251円、不納欠損額3,311万4,897円、収入未済額8億1,925万1,845円となっております。収入済額の予算に対する割合は98.06%、調定額に対する収納率は95.13%でございます。なお、右下の括弧内に記載のとおり、1款市税、1項市民税の収入済額の中には、未還付額1万793円が含まれております。

続いて、歳出でございます。5 ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄をごらんください。予算現額169億6,737万5,139円、支出済額160億1,229万9,327円、翌年度繰越額6億1,677万8,000円、不用額3億3,829万7,812円となっております。予算の執行率は94.37%でございます。

1 ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。下から二段目になります。歳入歳出差引額は6億2,577万2,924円となっております。

6 ページをお開きください。これ以降は特別会計でございますが、まず、国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入合計の予算現額49億7,491万2,000円、調定額56億9,673万3,925円、収入済額50億6,387万4,195円、不納欠損額8,741万8,624円、収入未済額5億4,544万1,106円となっております。収入済額の予算に対する割合は101.79%、調定額に対する収納率は88.89%でございます。

続いて、7 ページをお開きください。歳出合計の予算現額49億7,491万2,000円、支出済額45億8,684万1,027円、一列飛ばして不用額3億8,807万973円となっております。予算の執行率は92.20%でございます。

6 ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は4億7,703万3,168円となっております。

次に、8 ページをお開きください。公共下水道事業特別会計でございます。

歳入合計の予算現額11億3,764万6,000円、調定額11億9,803万3,232円、収入済額10億9,916万6,645円、不納欠損額533万5,944円、収入未済額9,353万643円となっております。収入済額の予算に対する割合は96.62%、調定額に対する収納率は91.75%でございます。

続いて、9 ページをお開きください。歳出合計の予算現額11億3,764万6,000円、支出済額9億8,984万1,012円、一列飛ばして不用額1億4,780万4,988円となっております。予算の執行率は87.01%でございます。なお、公共下水道事業特別会計は、平成27年4月1日の

公営企業会計移行に伴い、前日の3月31日をもって打ち切り決算となっております。したがって、出納整理期間がございませんでしたので、右下の括弧内に記載のとおり、不用額中に債務の確定した未払額3,382万8,666円が含まれております。

8ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1億932万5,633円となっております。

次に、10ページをお開きください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。

歳入の予算現額172万3,000円、調定額と収入済額は同額の171万8,777円となっております。収入済額の予算に対する割合は99.75%、調定額に対する収納率は100.00%でございます。

続いて、11ページをお開きください。歳出の予算現額172万3,000円、支出済額171万8,777円、一列飛ばして不用額4,223円となっております、予算の執行率は99.75%でございます。

10ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、12ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。

歳入の予算現額5億3,472万3,000円、調定額と収入済額は同額の6,962万751円となっております。収入済額の予算に対する割合は13.02%、調定額に対する収納率は100.00%でございます。

続いて、13ページをお開きください。歳出の予算現額5億3,472万3,000円、支出済額6,623万152円、翌年度繰越額4億6,510万円、不用額339万2,848円となっております、予算の執行率は12.39%でございます。

12ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は339万599円となっております。

次に、14ページをお開きください。国民宿舎特別会計でございます。

歳入の予算現額1,321万7,000円、調定額と収入済額は同額の1,324万8,239円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.24%、調定額に対する収納率は100.00%でございます。

続いて、15ページをお開きください。歳出の予算現額1,321万7,000円、支出済額1,265万589円、一列飛ばして不用額56万6,411円となっております、予算の執行率は95.71%でございます。

14ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は59万7,650円となっております。

次に、16ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。

歳入の予算現額42億3,825万1,000円、調定額42億9,249万7円、収入済額42億5,273万3,701円、不納欠損額1,021万2,600円、収入未済額2,962万3,006円となっております。収入

済額の予算に対する割合は100.34%、調定額に対する収納率は99.07%でございます。なお、右下の括弧内に記載のとおり、1款保険料、1項介護保険料の収入済額には、未還付額7万9,300円が含まれております。

続いて、17ページをお開きください。歳出の予算現額42億3,825万1,000円、支出済額41億1,632万8,971円、一列飛ばして不用額1億2,192万2,029円となっており、予算の執行率は97.12%でございます。

16ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1億3,640万4,730円となっております。

次に、18ページをお開きください。介護サービス事業特別会計でございます。

歳入の予算現額2,722万4,000円、調定額と収入済額は同額の2,732万4,269円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.37%、調定額に対する収納率は100.00%でございます。

続いて、19ページをお開きください。歳出の予算現額2,722万4,000円、支出済額2,441万8,481円、一列飛ばして不用額280万5,519円となっており、予算の執行率は89.69%でございます。

18ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は290万5,788円となっております。

次に、20ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入合計の予算現額4億8,569万1,000円、調定額4億8,822万7,966円、収入済額4億8,476万6,566円、不納欠損額45万1,800円、収入未済額310万7,100円となっております。収入済額の予算に対する割合は99.81%、調定額に対する収納率は99.29%でございます。なお、右下の括弧内に記載のとおり、1款、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額9万7,500円が含まれております。

続いて、21ページをお開きください。歳出合計の予算現額4億8,569万1,000円、支出済額4億7,455万5,471円、一列飛ばして不用額1,113万5,529円となっており、予算の執行率は97.71%でございます。

20ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,021万1,095円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を本冊子の22ページ以降に、財産に関する調書を249ページ以降につづっております。また、基金運用状況調書は、同じく本冊子の269ページからとなっております。あわせて、別冊で、平成26年度決算に係る主要な施策の成果報告及び監査委員の平成26年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書を提出しております。

慎重審議の上、認定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○総務部長（井上裕太君） 議員の皆さん、こんにちは。それでは、報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の2ページをお願いいたします。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

2ページの最初に、上段のところでございます。1、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、平成26年度決算は黒字でございますので、両比率とも数値はなしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めました標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債比率は7.1%、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は40.5%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の2、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はなしとなっております。

また、3ページから9ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま提出されました議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成26年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 平成26年度決算特別委員会の設置について

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。名称は平成26年度決算特別委員会、委員数は7名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、平成26年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

平成26年度決算特別委員会委員に、宮原将志議員、高瀬堅一議員、井上光浩議員、本村令斗議員、笹山欣悟議員、福屋法晴議員、村上恵一議員、以上7名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成26年度決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ただいま選任されました委員の方々は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時28分 休憩

午後1時42分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま、平成26年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので報告いたします。

委員長に笹山欣悟議員、副委員長に高瀬堅一議員が選任されました。

日程第21 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第21、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び平成26年度決算特別委員会委員長から、それぞれ手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成27年9月第5回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	「安全保障法案の廃案を求める意見書」 提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
議第64号	平成26年度人吉市水道事業特別会計利益 の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管 理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため

	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○平成26年度決算特別委員会

事件の番号	件名	理由
議第74号	平成26年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

市庁舎建設に関する特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 市庁舎建設に関する特別委員会の設置について

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。市庁舎建設に関する諸問題の調査を目的とする特別委員会を設置し、名称を市庁舎建設に関する特別委員会とし、委員9名をもって構成することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員9名による市庁舎建設に関する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま、設置されました市庁舎建設に関する特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、塩見寿子議員、高瀬堅一議員、犬童利夫議員、西信八郎議員、笹山欣悟議員、村上恵一議員、永山芳宏議員、三倉美千子議員、仲村勝治議員の9名を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました9名の議員を、市庁舎建設に関する特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました市庁舎建設に関する特別委員会委員は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時59分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

報告いたします。市庁舎建設に関する特別委員会委員長に犬童利夫議員、副委員長に永山芳宏議員が選任されました。

ここでお諮りいたします。市庁舎建設に関する特別委員会は調査終了するまで設置し、閉

会中も継続して審査及び調査することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、市庁舎建設に関する特別委員会は調査終了まで設置し、閉会中も継続して審査及び調査することと決しました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年9月第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 宮 崎 保

人吉市議会議員 平 田 清 吉